目　　次

（ 令 和 ７ 年 ）

○第６回定例会

第１日目（９月12日）

会議録署名議員の指名 …… 4
会期の決定 …… 4
諸般の報告 …… 4
行 政 報 告 …… 5
陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請） …… 6
陳情第８号　県産品の優先使用について（要請） …… 6
議案第48号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 …… 6
議案第49号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 …… 11
議案第50号　中城村コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例 …… 16
議案第51号　中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 …… 21
議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 …… 26
議案第53号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第３号） …… 34
議案第54号　令和７年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号） …… 42
議案第55号　令和７年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） …… 44
議案第56号　令和７年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） …… 46
議案第57号　令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号） …… 47
議案第58号　令和７年度中城村下水道事業会計補正予算（第２号） …… 49
議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 50
議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 51
議案第61号　令和７年度防災行政無線機器更新工事の請負契約について …… 52
議案第62号　中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について …… 55
認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について …… 57
認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について …… 63
認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について …… 66
認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 68
認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 70

認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定について　…… 72
認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定について　…… 80
同意第３号　中城村監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて　…… 89
同意第４号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて　…… 90

第２日目（９月13日）　休　　会（土）

第３日目（９月14日）　休　　会（日）

第４日目（９月15日）　休　　会（月）　敬老の日

第５日目（９月16日）

一般質問

９番　大　城　常　良　議員　…… 95
12番　金　城　　章　議員　…… 104
６番　安　里　清　市　議員　…… 112
13番　新　垣　博　正　議員　…… 120

第６日目（９月17日）

一般質問

１番　小橋川　恵　美　議員　…… 133
２番　玉那覇　　登　議員　…… 141
８番　屋　良　照　枝　議員　…… 146
14番　新　垣　善　功　議員　…… 152

第７日目（９月18日）

一般質問

４番　桃　原　　清　議員　…… 163
７番　新　垣　　修　議員　…… 168
５番　新　垣　貞　則　議員　…… 177
15番　石　原　昌　雄　議員　…… 189

第８日目（９月19日）

認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について　…… 199
認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について　…… 211
認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について　…… 211

認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 211
認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 212
認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定について …… 213
認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定について …… 213
報告第７号　令和６年度決算に係る健全化判断比率について …… 213
報告第８号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計） …… 214
報告第９号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計） …… 215
報告第10号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村下水道事業会計） …… 216
報告第11号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について …… 217

第９日目（９月20日）　休　　会（土）

第10日目（９月21日）　休　　会（日）

第11日目（９月22日）　委 員 会（月）　委員会審議

第12日目（９月23日）　休　　会（火）　秋分の日

第13日目（９月24日）

議案第63号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号） …… 221
議案第64号　中城村立小学校整備事業契約の変更契約について …… 223

第14日目（９月25日）　委 員 会（木）　委員会審議

第15日目（９月26日）　委 員 会（金）　委員会審議（陳情等審査及び委員長取りまとめ）

第16日目（９月27日）　休　　会（土）

第17日目（９月28日）　休　　会（日）

第18日目（９月29日）　委 員 会（月）　委員会審議（連合審査）

第19日目（９月30日）　委 員 会（火）　委員会審議（連合審査）

第20日目（10月１日）

議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について …… 227
認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について …… 228
認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について …… 230
認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について …… 231
認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 233
認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について …… 234
議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 236
認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定について …… 237
議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について …… 239
認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定について …… 240
陳情第６号　中城村発注公共工事に関する陳情書 …… 241
陳情第９号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書 …… 244
意見書第６号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書 …… 244
会議録署名議員の指名 …… 248

第６回　定　例　会

令和７年第６回中城村議会定例会会期日程表

開　会　　令和７年９月12日
閉　会　　令和７年10月１日

会　期 20 日間

日　次	月　　日	曜日	開議時刻	会 議 名	事　　項
第 １ 日	９月12日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告、陳情第７、８号 議案第48、49、50、51、53、54、55、56、57、58、61、62号に対する説明、質疑、討論、採決及び議案第52、59、60号に対する説明、質疑、委員会付託 認定第１、２、３、４、５、６、７号に対する説明 同意第３、４号に対する説明、質疑、採択
第 ２ 日	９月13日	土		休　　会	
第 ３ 日	９月14日	日		休　　会	
第 ４ 日	９月15日	月		休　　会	敬老の日
第 ５ 日	９月16日	火	午前10時	本 会 議	一般質問（４人）
第 ６ 日	９月17日	水	午前10時	本 会 議	一般質問（４人）
第 ７ 日	９月18日	木	午前10時	本 会 議	一般質問（４人）
第 ８ 日	９月19日	金	午前10時	本 会 議	認定第１、２、３、４、５、６、７号に対する質疑、委員会付託 報告第７、８、９、10、11号に対する報告、質疑
第 ９ 日	９月20日	土		休　　会	
第10日	９月21日	日		休　　会	
第11日	９月22日	月	午前10時	委 員 会	委員会審議
第12日	９月23日	火		休　　会	秋分の日
第13日	９月24日	水	午前10時	本 会 議	追加議案第63号、64号に対する説明、質疑、討論、採決 追加議案審査後～委員会審議
第14日	９月25日	木	午前10時	委 員 会	委員会審議
第15日	９月26日	金	午前10時	委 員 会	委員会審議（陳情等審査及び委員長取りまとめ）
第16日	９月27日	土		休　　会	
第17日	９月28日	日		休　　会	
第18日	９月29日	月	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）
第19日	９月30日	火	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）

第２０日	10月１日	水	午後1時30分	本会議	委員長報告に対する質疑、討論、採決 閉会

令和７年第６回中城村議会定例会（第１日目）

招集年月日	令和７年９月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開　会	令和７年９月12日　（午前10時00分）		
	散　会	令和７年９月12日　（午後２時41分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
	１番	小橋川　恵美	９番	大城　常良
	２番	玉那覇　登	10番	欠　員
	３番	欠　員	11番	仲松　正敏
	４番	桃原　清	12番	金城　章
	５番	新垣　貞則	13番	新垣　博正
	６番	安里　清市	14番	新垣　善功
	７番	新垣　修	15番	石原　昌雄
	８番	屋良　照枝	16番	伊佐　則勝
欠席議員				
会議録署名議員	12番	金城　章	13番	新垣　博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	比嘉　保	議事係長	辰　さおり
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村　長	比嘉　麻乃	こども課長	比嘉　昌子
	副村長	新垣　正	企画課長	金城　勉
	教育長	比嘉　良治	都市建設課長	呉屋　克行
	総務課長	大湾　朝也	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村　武宏
	住民生活課長	新垣　忍	上下水道課長	下地　良和
	会計管理者	照屋　郁子	教育総務課長	我謝　慎太郎
	税務課長	比嘉　聡	生涯学習課長	渡久地　真
	福祉課長	照屋　淳	教育総務課主幹	永川　幸徳
	健康保険課長	島袋　かおり		

議 事 日 程 第 1 号

日　程	件　名
第　1	会議録署名議員の指名
第　2	会期の決定
第　3	諸般の報告
第　4	行政報告
第　5	陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）
第　6	陳情第８号　県産品の優先使用について（要請）
第　7	議案第48号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第　8	議案第49号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第　9	議案第50号　中城村コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例
第　10	議案第51号　中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
第　11	議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例
第　12	議案第53号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第３号）
第　13	議案第54号　令和７年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
第　14	議案第55号　令和７年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
第　15	議案第56号　令和７年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
第　16	議案第57号　令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）
第　17	議案第58号　令和７年度中城村下水道事業会計補正予算（第２号）
第　18	議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第　19	議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について
第　20	議案第61号　令和７年度防災行政無線機器更新工事の請負契約について
第　21	議案第62号　中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について
第　22	認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第　23	認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　24	認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第　25	認定第４号	令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　26	認定第５号	令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　27	認定第６号	令和６年度中城村水道事業会計決算認定について
第　28	認定第７号	令和６年度中城村下水道事業会計決算認定について
第　29	同意第３号	中城村監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
第　30	同意第４号	中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長　伊佐則勝　おはようございます。ただいまより令和７年第６回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番　金城　章議員、13番　新垣博正議員を指名します。

日程第２　会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日９月12日から10月１日の20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は本日９月12日から10月１日の20日間に決定しました。

日程第３　諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和７年６月20日より令和７年９月11日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

１　例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和７年６月、７月、８月の例月現金出納検査の結果報告及び令和６年度決算の審査意見書がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますので御参照ください。

２　一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会また後期高齢者医療広域連合議会、中部広域市町村圏事務組合議会からの報告については、それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書を配付しておりますので、御参照ください。

３　各所管事務調査の報告について

○文教社会常任委員会

・７月16日（水）教育総務課より、学校ＩＣＴ教育について、電子黒板やタブレットの活用状況について調査を行っております。

・８月13日（水）生涯学習課より、城跡整備事業及びスポーツ団体の育成事業に関して調査しております。

○総務常任委員会

・８月29日（金）総務課より、公用車の管理状況について調査しております。

なお、提出された各報告書については、事務局で閲覧してください。

４　陳情・要請・意見書等の処理について

期間中に受理した陳情、要請、意見書等については４件受理し、９月８日の議会運営委員会で協議した結果、陳情第６号『中城村発注公共工事に関する陳情書』については、建設常任委員会へ、陳情第９号『夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書』については、文教社会常任委員会へ付託します。

また、陳情第７号及び８号の『県産品の優先使用について(要請)』、『地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)』については、本日の審議日程に加えております。

５　沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○７月17日から18日まで、中部地区町村議会議長会の県内行政視察が今帰仁村にて、今帰仁村ふるさと納税の取組と今帰仁城跡の取組、また名護市にて、なごアグリパークの指定管理について視察研修が執り行われ、議長及び局長が参加しております。

○８月８日（金）に、中部地区町村議会議長会における議員・職員研修会が嘉手納町文化交流センターにて開催され、各議員が参加しております。

○８月19日（火）に、沖縄県町村議会議長会の県内正副議長及び正副委員長の研修会が

南風原町中央公民館で開催され、正副議長及び正副委員長が参加しております。

６　その他

その他の日程等については、別紙を御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４　行政報告を行います。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、皆さん、改めましておはようございます。ネット中継を御覧の皆様もおはようございます。

本日より、議会インターネット中継が開始されました。それにより議会への関心が高まり、そして開かれた行政運営、そして議会を目指してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、行政報告を行います。

令和７年５月から令和７年７月までの村長及び教育長主要事項日程等につきましては、資料を御覧ください。

今議会におきましては、２点の行政報告を行います。

まず１点目に、ハワイ・沖縄姉妹提携40周年記念式典及びハワイ移民125周年記念式典についてでございます。

８月29日から９月２日まで、ハワイ・沖縄姉妹提携40周年記念式典及びハワイ移民125周年記念式典に出席をいたしました。ハワイ・沖縄姉妹提携40周年記念式典は、ハワイ王国最後の女王が居住していたワシントン・プレイスで開催され、シルビア・ルークハワイ州副知事やデイビッド・イゲ前知事、ハワイ沖縄連合会のフランセス・久場会長をはじめハワイ県人会の歓迎を受けました。

また、ハワイ沖縄連合会主催のハワイ移民125周年記念式典では、未来は黄金をテーマに、沖縄県系移民の歴史と文化を祝う第43回沖縄フェスティバルが８月30日と31日の２日間、ホノルル市のハワイ・コンベンションセンターで開催され、多くの沖縄県系人が集い、会場はハワイと沖縄が固い絆で結ばれた瞬間でした。

ナカグスク村人会の交流会では、村人会の温かな歓迎と村長への激励メッセージには感激しました。

今回のハワイ訪問で、改めてハワイ県系人、特にナカグスクンチュの絆を次世代に継承し、ちむぐくるやゆいまーる、いちゃりばちょーでーの精神をつないでいかなければならないと実感いたしました。今年で設立74年目を迎えたハワイ沖縄連合会の長きにわたる御活動に敬意を表し、今後もさらなる絆を深めてまいります。

続きまして、２点目に公立小学校給食費の無償化支援事業及び公立小中学校給食費の食材価格高騰対策支援事業、私立小中学校等給食費相当額支援給付金交付事業についてでございます。

中城村では、令和７年度において物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費において、次の３つの補助事業を実施いたしました。

まず１つ目に、公立小学校給食費の無償化支援事業についてでございますが、現在、公立小学校において給食費の値上げ分400円に対し補助を行っておりますが、さらに１月から３月の給食費３か月分を無償化いたします。予算措置といたしまして1,755万円、4,500円を1,300人に３か月分を補助いたします。

２つ目に、公立小中学校給食費の食材価格高騰対策支援事業についてでございます。

物価高騰による米飯、パン、麺類等の給食材料費や行事食の費用について補助をいたします。予算措置といたしましては、給食食材費として小学生に対し１食当たり14.13円で441万2,783円、中学生に対し１食当たり15.39円で184万6,800円を補助いたします。また、７月から３月に行う行事食といたしまして、ゼリーや大福などの食材費99万9,898円を補助いたします。

３つ目に、私立小中学校給食費相当額支援給付金交付事業についてでございます。

中城村学校給食費補助金交付要綱による補助金の交付を受ける保護者との公平を図るため、補助対象とならない村内に在住する私立小学校等に在籍する児童生徒の保護者及び学校給食の提供を受けていない児童生徒の保護者に対し、村立小中学校へ村が補助している額を限度に給付金を交付いたします。予算措置といたしまして、小学生に対しましては411万6,000円、2,450円を280人へ６か月給付いたします。中学生に対しましては当初予算で計上済みでございます。

以上、行政報告といたします。

次のページには、令和７年度主要施策の執行状況調書がございますので、御参照ください。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　以上で行政報告を終わります。

日程第５　陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第７号は会議規則第95条の規定により、同規則第92条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第７号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用についてを採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第７号　地元産品奨励及び地元企業優先使用については原案のとおり採択されました。

日程第６　陳情第８号　県産品の優先使用についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第８号は会議規則第95条の規定により、同規則第92条第２項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第８号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第８号　県産品の優先使用についてを採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第８号　県産品の優先使用については原案のとおり採択されました。

日程第７　議案第48号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第48号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第48号

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年中城村条例第７号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

国及び沖縄県の状況を考慮し、妊娠、出産等についての申出をした職員に対して任命権者が講ずべき措置を定める必要がある。

中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年中城村条例第７号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　（略）	（介護休暇） 第15条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第18条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする１の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２・３　（略）

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第18条の２　任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第８号）第22条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2)　出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3)　職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2)　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3)　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）
第18条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。	第18条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
２　（略）	２　（略）
（勤務環境の整備に関する措置）	（勤務環境の整備に関する措置）
第18条の４　（略）	第18条の３　（略）

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

提案理由といたしまして、国及び沖縄県の状況を考慮し、妊娠・出産等についての申出をした職員に対して、任命権者が講ずるべき措置を定める必要があるためでございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２２分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、議案第48号について質疑をいたします。

まず改正後、今、課長のほうから補足説明があったんですけれども、これは改正後を見た場合に、15条の中頃に３回を超えずかつ通算して６月を超えない範囲内で指定する期間というところがあるんですけれども、これは本人といろいろな意向調査を行った上で期間も決定していくのか、それとも管理者である行政のほうから、その期間ですよということであらかじめ言い渡すというのかな、そこにしてくださいというようなやり取りがあるのかどうか。その辺はいかがですか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、大城常良議員の質問にお答えをいたします。

まず、今回の改正の部分で、15条の部分につ

いては改正はありませんが、今御質問がございました時間数につきましては、実際には給与の部分で、そこの部分は減額になりますので、本人の意向を確認しながら休みを取るような形になります。こちらの指示をするものではございません。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　これは例えば６月を超えない範囲内ということは、これ期間的に、その休暇というのは６月以内ということで考えてよろしいですか。

それと、さっきの意向調査を行った上で給料の減額もあると、これは休んでいるんだから何割ということがあるはずですけれども、それは大体何割ぐらいの減額になる可能性がるのかどうか。その点伺います。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、お答えをいたします。

勤務の状況、時間数によって、給与の割合については変わってきます。

期間につきましては、６か月を超えないという、12か月でいうと６か月ということになります。そこの間にということです。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　こうした条例が出来上がって、本人ともしっかり確認したほうがいいですね。意向も聞いた上で、休む方が不利益を被らないような、しっかりした手続を取って進めていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑。

７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　それでは、議案第48号で、改正内容の中で、課長が説明ありましたけれども、３番目の講じなければならない事項の中に勤務の場所というふうに書かれていますけれども、これは勤務の場所というのは、庁内での配置の場所なのか、あるいは育児休暇の中で、あるいは介護休暇の中で、その部署によっても自宅におけるオンライン業務というのもできるのかな、業務作成とかはできるのかなと思って、その場所の、要は勤務の場所、要は自宅にいながらでも業務作成であればオンラインで勤務ができる、そのような内容なのか。その辺ちょっとお願いします。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、新垣　修議員の質問にお答えをいたします。

修議員がおっしゃっております自宅にいながらリモートワークというのはこの中に含まれております。しかしながら、この環境についても一応、本村としても精査しているところですが、業務的にオンラインで取り組む必要があるものであるのかというのは、その課、係内でまずは本人と調整をしながら、そこまで必要であれば対応できるものにはなっております。

○議長　伊佐則勝　７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　自宅からのリモート業務、確かに業務作成とか、その担当、担当であるならば、つくれるのかなというふうに思っていまして。これがまたその条例が令和７年10月１日ですので、もう間もなくその条例を改正するということになっていますので。その中にもまた、もう一つは、勤務環境を整備していくという大前提があるというのもちょっと鑑みながら、できれば自宅でリモートが、もちろん環境が必要だと思うんですけど、その辺も前向きにどんどんこういった働き方改革を進めていってほしいなというふうに希望いたします。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は会議規則第39条第３項の規定に

よって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第48号　中城村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第49号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第49号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第49号

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

中城村職員の育児休業等に関する条例（平成４年中城村条例第８号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、部分休業の承認に係る規定を整備する必要がある。

中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第１条　中城村職員の育児休業等に関する条例（平成４年中城村条例第８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） 第17条　育児休業法第19条第１項の条例で定める	（部分休業をすることができない職員） 第17条　育児休業法第19条第１項の条例で定める

職員は、次に掲げる職員とする。	職員は、次に掲げる職員とする。
(1)　(略)	(1)　(略)
(2)　勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）	(2)　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）
（第１号部分休業の承認）	（部分休業の承認）
第18条　育児休業法第19条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。	第18条　部分休業（育児休業法第19条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
２　労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	２　労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の２第１項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護するための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間	３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護するための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間

を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 （第２号部分休業の承認） 第18条の２　育児休業法第19条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。 (1)　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数 (2)　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数 （育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間） 第18条の３　育児休業法第19条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月31日までとする。 （育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間） 第18条の４　育児休業法第19条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。 (1)　非常勤職員以外の職員　77時間30分 (2)　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 （育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情） 第18条の５　育児休業法第19条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他	を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第19条　職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第19条第１項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第19条　職員（会計年度任用職員を除く。）が　部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、給与条例第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２　（略）	２　（略）
（部分休業の承認の取消事由） 第20条　育児休業法第19条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	（部分休業の承認の取消事由） 第20条　第13条の規定は、部分休業について準用する。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、令和７年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第19条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の中城村職員の育児休業等に関する条例第18条の４の規定の適用については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第２号中「10」とあるのは「５」とする。

提案理由といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことに伴い、部分休業の承認に係る規定を整備する必要があるためでございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時３２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３４分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

６番　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　おはようございます。

それでは、議案第49号について質問を行いますが、この制度が発足してしばらくたっているかと思うんですが、最近における、去年あたり

ですね、該当者の休業の取得状況をお知らせいただきたいということ、それから、休業した方をバックアップするための課内における体制というのは当然取られていると思うんですが、そこら辺、支障がないように行っていらっしゃるのかどうかについてお聞きいたします。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、安里清市議員の質問にお答えをいたします。

昨年度、出産であったり育児休業について取得する職員、女性、男性、人数おりますけれども、ちょっと正確な数字を持ち合わせておりませんので、後ほど提供したいと思います。

まず、産休、育休につきましては、代替の職員の配置ではなくて、会計年度で対応している部分がございます。予算的な措置を行いまして、業務の円滑な、業務の執行に対しては取扱いをしているところでございます。

○議長　伊佐則勝　６番　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　近年、男性の育児休業に対するハードルが下がってきたというのか、ほとんどの職員の方が取っていらっしゃるというふうにはお聞きはしているんですが、そこら辺について、また資料がございましたら、後ほどお願いしたいと。

男性の育休については、やっぱり当局としても積極的にその取得を促すというふうなことが義務づけもされていると思いますので、そこら辺についてもまた今後とも業務に支障のないように頑張っていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、質疑をいたします。

附則の２のほうに、一番下のほうに規定の範囲内については、同条第１号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」、半分になっているんですけれども、これの説明をもう少し詳しくお願いできますか。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１０時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４０分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、大城常良議員の質問にお答えをいたします。

経過措置の中で同条の第１号中「77時間30分」が「38時間45分」となっているものは、施行が10月１日からなっておりますので、それから３月までということで半分になっているということでございます。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１０時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４１分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　理解しました。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、議案第49号について質問いたします。

資料の18条の３ですか、非常勤の一部改正。この分かりやすい説明を少しお願いします。

それと、18条４の１と２の違い、少し詳細な説明、お願いできますか。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１０時４２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４２分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、金城　章議

員の質問にお答えをいたします。

18条の４、１号の部分で、非常勤職員以外の、こちらは職員の部分になります。２号につきましては、会計年度任用職員の取扱いになります。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　これからすると、会計任用職員の育児休暇が何かちゃんと取れるかなという感じに思うんですけど、そこはどのようですか、会計任用職員が育児休暇というのは本当に取れるかどうか、１年越しの契約状況の中で。育児休暇がちゃんと取れますか、どうですか。ここだけ少し。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、金城　章議員の質問にお答えをいたします。

取得に関しましては、こちらは職員、会計年度それぞれが取得できるものになっておりますので、その部分については、各課、係で今後の任用期間とか今度の雇用計画などによって調整をしながら取得をするということになります。その中でも本人の意向についても確認をするということでございます。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　会計任用職員が年間更新もあるかと思いますが、しかし、そのときに育児休暇も、そういう出産の手前で、また契約できない状況になるのかどうか、そこがちょっと懸念しているところであるんですけど、そこを何年でも継続して勤められる会計任用職員を大事にしていかないと、どうなるかなと一瞬思って。そこで契約が切れるのかどうなのか、そこを心配しているんですけど。それは継続していけるのかな、育児休暇を取って、また翌年も復帰したいということだったら、そこはどうなるのか。そこを聞きたいんですけれども。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、金城　章議員の質問にお答えをいたします。

会計年度の雇用契約につきましては、休暇等は与えられたものでございますので、その後の雇用につきましては、その会計年度の職の内容によって、今後も続けていくのかというものは各課、係の判断でございますので、その辺は会計年度任用職員との調整になっていくと思います。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号　中城村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第50号　中城村コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第50号　中

城村コミュニティバス運行条例の一部を改正す　　る条例について御提案申し上げます。

議案第50号

中城村コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例

中城村コミュニティバス運行条例（平成27年中城村条例第16号の２）を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

中城村が運行しているコミュニティバス（護佐丸バス）の運賃の支払い方法について、利用者の利便性向上を目的として新たな支払い方法を導入するにあたり、中城村コミュニティバス運行条例の一部を改正する必要があるため。

中城村コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例

中城村コミュニティバス運行条例（平成27年中城村条例第16号の２）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（運賃） 第４条　護佐丸バスの運賃は、規則に定める額とする。 ２　護佐丸バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、護佐丸バスの運賃を次のいずれかの方法により支払わなければならない。ただし、村長が発行する乗継乗車券を利用して乗り継いで乗車する場合は、その限りではない。 (1)　現金による支払 (2)　回数乗車券による支払 (3)　前２号に掲げるもののほか、規則で定める方法による支払 ３　（略）	（運賃） 第４条　＿＿＿

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由といたしまして、中城村が運行しているコミュニティバス、護佐丸バスの運賃の支払い方法について、利用者の利便性向上を目的として新たな支払い方法を導入するに当たり、中城村コミュニティバス運行条例の一部を改正する必要があるためでございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、議案第50号かな、質疑をいたします。

この件については、さきの全員協議会でも説明があったんですけれども、このキャッシュレス決済を導入するに当たり、もう一度、ぜひメリットを伺いたいというふうに思います。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　お答えいたします。

目的が利用者の負担軽減や利便性の向上ということを掲げておりますので、具体的な例として申し上げますと、まず、子供たちが多く利用しておりますので、紛失とか盗難のリスクの軽減がまず１点目に考えられることでございまして、やっぱり小学生が多く利用していますので、持ち運びの手間の軽減が図れると。子供たちが降りるときにかばんからとか財布から回数券を出したり、現金を出したりというところで手間がかかっているので、その支払い方法がスムーズになるということで、運行時間の短縮にもつながるというところで考えております。

あと、親のお金の管理のしやすさ。これはひもづけしているのが親のクレジットカードということで考えていますので、一々100円ずつを子供にあげるとか回数券を渡すんではなくて、クレジットでの管理のしやすさが出てくるというところと、またあとはＯＤ情報が取れると。今、運転手がどこで何名のってどこで降りたというのを手集計しているんですけれども、これが導入されて普及すると、もうどの子供がどこからどこまでというようなＯＤの情報も取れるというところで、また運転手の運転への集中もできるというところにもつながるというところと、あとまた、クレジットをお使いいただくので利用者のポイント還元になるというところ等々を今メリットとして考えております。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　今、課長、メリットについて言われたんですけど、その中で保護者への対応というのかな、保護者にどういう説明をしてそれに至ったのか、あるいは今から説明を保護者に対してやるのか。こういうことを護佐丸バスに対して、クレジットを使ったキャッシュレス決済をやりますというようなこともどんどん説明されて了解を得ているのか、あるいはまた今後、保護者に対してこういうことをやりますからというような対応で説明をしていくのか。そのあたりはもう済んでいるのか、今からなのかというところを伺います。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　結論から申し上げますと、これからの説明というところになります。まず、キャッシュレスの要望が直接あったということではございませんので、役場主導で、今、現金と回数券の２つの支払い方法から、より利便性の向上を図るためにキャッシュレス、顔認証という仕組みがあるもんですから、それをまず導入しようということで、今、仕組みづくりを考えながら、議会での議決をもらった上で取り組めるとなった後から村民に周知をしていきながら、丁寧に分かりやすく説明をしていきた

いと考えております。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　これから説明するんであれば、やっぱりしっかり説明して、保護者の理解を得ないと前に進まないような案件になっていると思いますので、それをぜひしっかりやっていただきたいと思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑。

７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　議案第50号の中で、先日、事前説明は聞いておりまして、推奨できるものだなと私は思っていますけれども。

さっき課長のほうから、クレジットカードをひもづけるというふうなお話なんですけど、これは委託業者がまずいらっしゃると思うんですけれども、クレジットカードのみなのか、最近はデビットカードというのがありますよね。そういったものも含めて使えるような仕組みに持っていくのか、その辺をちょっと、決まっていましたらお願いします。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　お答えいたします。

全協でも御説明したときに、私どもはやっぱり導入するためにメリットを多く掲げて御説明した次第ですが、議員からもデメリットの御指摘もあったものですから、メリット、デメリットももちろんあって、今、修議員がおっしゃったデメリットのクレジットカードのひもづけと私は御説明しましたけれども、クレジットをつくれない方もいらっしゃるという状況もございますので、今、修議員が言ったデビットで銀行口座からとか、そういった方面で、今、取れるところで調整しようと。なるべく導入に伴う弊害がないような対策を取りたいと思っておりますので、かならずクレジットカードという僕らの主張も間違っているのかなというところもあったもんですから、デビット等、できるだけ皆さんに対応を取れるような仕組みとして考えていきたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　今般、世の中の情勢はもうキャッシュレスというのが本当に出回っていて、近い将来、キャッシュレスというのは多分、皆さんが財布を持たないで携帯１本で何でも利用できるような状況になると思うんですけれども。やはり多様性を考えて、クレジットカード、それからキャッシュレス、デビットカード、いろんな、タッチポンとかいろいろとあると思うんですけれども、その辺が使えるようなことまで考えて整えてほしいと思いますので、お願いします。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

８番　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　お願いいたします。

１点確認をいたします。メリットのほうで運転手、時間の短縮というふうに課長おっしゃっています。以前、浜にコミュニティバスの護佐丸バスを通してほしいということで、運転手の30分の休憩、それを確保するために、これ以上、浜に通すことは無理だとおっしゃいました。今、これ時間の短縮、運転手、乗り降りがスムーズになれば浜に通すための時間は５分です。その５分が確認できれば、それ可能であるというふうにもお答えがありました。今のあれで乗り降りがスムーズになり５分の短縮、それから運転手の30分の休憩が確認できるような、そういう見通しがつけば、考えていただけるというか、そういうことも考慮されますでしょうか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　お答えいたします。

大変申し訳ございません。今回の条例の改正の議案上程は、運賃の支払い方法の変更に対する条例改正の提案でございます。ということで御理解いただきたいと思いますけれども、それが目的はバスの、最終的には利用促進にもつながる環境づくりをすると。それが今おっしゃっ

たようないろんな、利用促進から環境整備をすることによって、運転手の軽減を図って時間短縮につながって、後々はより要望に沿ったとか、多くのバス停を回れるような仕組みにつながることもいけたらいいなという考えはございますので。今回は、申し訳ございませんが、運賃の支払い方法の変更ということで御理解いただいて、今の答弁とさせていただきたいと思います。

○議長　伊佐則勝　８番　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　分かりました。

ぜひ運転手のスムーズ、それから時間的な、運行時間とかそういうものにも重視して見ていただきたいと思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

13番　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　議案第50号について質疑を行います。

顔認証ということですので、このデータはずっと残るんですか。そのデータの管理というのはどのようになるのか、もし残るんであれば。その辺については事業者とどの程度の打合せされているのかお答えください。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　申し込む際に、すみません、その様式とかが今ちょっと頭に入っていないんですけれども、基本的な考えとしては、申出された場合に、その手続を取ると。退会するときにその手続を取るということで、いつまで乗るかというのが御本人次第ですので、やめたいときは本人が退会手続を取るというところで、それまではきちんと保存をして、顔認証で乗れるような期間をつくって。本人次第の考えだと思いますので、本人が解約するときに手続を取るというところで、データは削除されるという認識で、問題ないと思います。

○議長　伊佐則勝　13番　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　この顔認証については、コミュニティバスの利用以外には、このデータは使わないということは規則で決められておりますか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　もちろんその目的でしか使わないという考えでしかおりませんので。

○議長　伊佐則勝　13番　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　例えばの話ですけどね、このデータで警察が何か捜査とか、そういったもので提供しなさいということに対しても拒否できるという根拠はあるんですかね。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　すみません、ちょっと法的な根拠が今申し上げられないんですけれども、運用でそうしますし、もちろん導入する際には法定根拠までもって、きちんとした法律的な根拠に基づく提供依頼に基づく提出は多分、しなきゃいけない場合あると思うんですけれども、その辺はちゃんと法整備を確認しながら、この実施要綱できちんと定めていって、安易にあげるということはもちろんしませんので。もちろん法的な根拠に基づく提供に対しての提出というところで考えております。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号　中城村コミュニティバ

ス運行条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号　中城村コミュニティバス運行条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休　憩（１１時０２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１２分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

日程第10　議案第51号　中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第51号　中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第51号

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和７年総務省令第28号）が令和７年３月31日に公布、同年４月１日施行されたため、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（用語の意義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	（用語の意義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(3)　(略)

(4)　促進区域　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第４条第２項第１号に規定する促進区域をいう。

(5)　促進区域対象施設　地域未来投資促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第２条に規定する対象施設をいう。

(6)　(略)

（観光地形成促進地域における課税免除）

第３条　村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第６条第４項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和９年３月31日までの間に、沖振法第７条の２第８項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第９条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第１条第２項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第７条の２第６項に規定する認定事業者で、沖振法第８条第１項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後５年度分について、課税を免除する。

(1)～(3)　(略)

(4)　促進地域　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第４　第２項第１号に規定する促進区域をいう。

(5)　促進区域対象施設　地域未来投資促進法第25条に規定する承認地域経済索引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第２条に規定する対象施設をいう。

(6)　(略)

（観光地形成促進地域における課税免除）

第３条　村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第６条第４項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和７年３月31日までの間に、沖振法第７条の２第８項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、沖縄振興特別措置法第９条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第１条第２項に規定する対象施設を新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第７条の２第６項に規定する認定事業者で、沖振法第８条第１項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該対象施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後５年度分について、課税を免除する。

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第４条　村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第４項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和９年３月31日までの間に、沖振法第29条の２第８項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の９第１項の表の第２号の第３欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第６条第１号から第７号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第１号から第７号までに掲げるもの

に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品

で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第29条の２第６項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第１項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又

（情報通信産業振興地域における課税免除）

第４条　村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第４項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和７年３月31日までの間に、沖振法第29条の２第８項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の９第１項の表の第２号の第３欄に掲げる事業の用に供する一の設備であって、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第６条第１号から第７号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第１号から第７号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和２年法律第37号）第２条第１項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあっては租税特別措置法第10条の５の５第１項又は第42条の12の６第１項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等（沖振法第29条の２第６項に規定する認定事業者で、沖振法第31条第１項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又

は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後５年度分について、課税を免除する。	は当該構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後５年度分について、課税を免除する。
（産業イノベーション促進地域における課税免除）	（産業イノベーション促進地域における課税免除）
第５条　村長は、産業イノベーション促進地域の区域内において、沖振法第35条第４項の規定による産業イノベーション促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和９年３月31日までの間に、沖振法第35条の３第８項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、沖振法第３条第９号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する産業高度化・事業革新促進事業の用に供する租税特別措置法第12条第１項の表の第１号若しくは第45条第１項の表の第１号の規定の適用を受ける設備＿＿＿

（促進区域における課税免除） 第６条　村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第４条第６項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和10年３月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から令和10年３月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第４項又は第７項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降３年度分について、課税を免除する。	（促進区域における課税免除） 第６条　村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第４条第６項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和７年３月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から令和７年３月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第４項又は第７項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降３年度分について、課税を免除する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、改正後の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正後の中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の規定は、令和７年４月１日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。

提案理由といたしまして、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和７年３月31日に公布、同年４月１日施行されたため、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要があるためでございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時１５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１８分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、質疑をいたします。

今、説明あったんですけれども、その中で、改正概要の中で、不均一課税に伴う措置というのがあるんですけれども、それも含めて本村に関わる事例というのはどのような事例が発生するおそれがあるのか。そのあたり伺います。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１１時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１９分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

税務課長　比嘉　聡。

○税務課長　比嘉　聡　お答えいたします。

今回の条例の改正につきましては、沖縄振興特別措置法に基づく事業所に対する条例の改正となっていますので、特に住民に対する免除とかということではありません。現在対象となっている事業所、これまでに適用を受けている事業所は、村内の事業所で６事業所あります。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号　中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第51号　中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第11　議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について御提案申し上げます。

議案第52号

中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

中城村役場周辺地区地区計画の区域内において、建築基準法の規定に基づき建築物等の制限に関する必要な事項を定めるため、この案を提出する。

中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の２第１項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内における建築物の用途及び敷地に関する制限を定めることにより、当該区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

（用語）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。

（適用区域）

第３条　この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定により、告示された那覇広域都市計画中城村役場周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域に適用する。

（建築物の用途の制限）

第４条　前条に規定する適用区域内において、地区整備計画により区分された地区の区分および名称（以下、「計画地区」という）については別表のとおりとし、同表ア項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、村長が地区計画に係わる良好な区域の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においてはこの限りでない。

２　村長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめその許可に利害関係を有するものの出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

（建築物の容積率の最高限度）

第５条　建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）は、別表イ項に掲げる数値以下でなければならない。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第６条　建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）は、別表ウ項に掲げる数値以下でなければならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第７条　建築物の敷地面積は、別表の計画地区に応じ、それぞれ別表エ項に掲げる数値以上でなければならない。ただし、村長が土地利用状況によりこの条例の目的を害するおそれがないと認め

る場合は、この限りでない。

（建築物の高さの最高限度）

第８条　建築物の高さの最高限度は、別表の計画地区に応じ、別表オ項に掲げる数値以下でなければならない。

（壁面の位置の制限）

第９条　建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、別表の計画地区に応じ、同表カ項に掲げるとおりとする。

（建築物等の形態又は意匠の制限）

第10条　建築物等の形態又は意匠は、別表キ項に掲げるとおりとする。

（垣又は柵の構造の制限）

第11条　垣又は柵の構造の制限は、別表ク項に掲げるとおりとする。

（緑化率の最低限度）

第12条　建築物の緑化率の最低限度は、別表の計画地区に応じ、同表ケ項に掲げるとおりとする。

（建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合の措置）

第13条　建築物の敷地が第３条に規定する区域の内外にわたる場合における第３条の規定の適用については、その敷地の過半が当該区域に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

（建築物の敷地が計画地区の２以上にわたる場合の措置）

第14条　建築物の敷地が計画地区の２以上にわたる場合における第４条の規定の適用については、当該建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半が属する計画地区に係る規定を適用する。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第15条　法第３条第２項の規定により第４条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第３条第３項第３号及び第４号の規定にかかわらず、第４条別表ア項２の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第３条第２項の規定により第４条の規定の適用を受けない建築物について、法第３条第２項の規定により引き続き第４条の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第１項又は第２項及び第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築又は改築後は、基準時の建築物における用途の変更を伴わないとともに、第４条の規定（別表ア項２を除く）に適合すること。

（公益上必要な建築物等の特例）

第16条　村長がこの条例の各規定の適用に関して、公益上必要な建築物等で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、当該許可の範囲内において、当該各規定は適用しな

い。

（委任）

第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

（罰則）

第18条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第４条第１項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第５条から第９条、第11条又は第12条の規定に違反して建築物を建築した場合において、当該建築物を設計した設計者、又は当該建築物の工事を施工した工事施工者（設計書を用いず、又は設計図書に従わないで施工した場合に限る）

(3) 法第87条第２項において準用する第４条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

２　前項第２号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

３　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、前２項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第１項の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、中城村役場周辺地区地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定による告示の日から施行する。

（地区整備計画区域に関する経過措置）

２　別表地区整備計画区域の項の施行の日の前に都市計画法第29条第１項及び同法第43条第１項の規定による許可の申請が行われているものについては、当該区域に係るこの条例の規定は適用しない。

３　別表地区整備計画区域の項の施行の日の前に法第６条第１項の規定による建築主事に対する確認の申請、法第６条の２第１項の規定による国土交通大臣等の指定を受けた者に対する確認の申請又は法第18条第２項の規定による建築主事に対する通知が行われている地区整備計画区域内の建築物については、当該区域に係るこの条例の規定は適用しない。

別表（第３条から第11条関係）

計画地区の名称		商業施設誘致地区	国道沿道活用地区	公共・公益地区	住宅・サービス複合地区
ア	建築物の用途の制限	１．次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二第（と）項に掲	１．次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二第（へ）項に掲	１．次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二第（に）項に掲	１．次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二第（に）項に掲

計画地区の名称	商業施設誘致地区	国道沿道活用地区	公共・公益地区	住宅・サービス複合地区
	げる建築物 (2)住宅（兼用住宅を含む） (3)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4)カラオケボックスその他これに類するもの (5)劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (6)大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他これらに類するもの (7)葬祭場その他これに類するもの（地域住民が利用する公民館、集会場は除く） (8)巡査派出所、郵便局 (9)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (10)老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (11)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (12)自動車教習所 (13)倉庫業を営む倉庫 (14)畜舎（床面積の	げる建築物 (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)カラオケボックスその他これに類するもの (4)大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他これらに類するもの (5)葬祭場その他これに類するもの（地域住民が利用する公民館、集会場は除く） (6)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (7)公衆浴場 (8)自動車教習所 (9)畜舎（床面積の合計が15㎡を超えるもの） (10)原動機を使用する工場（ただし、建築基準法施行令第130条の６に規定されるものを除く） (11)特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業を営む工場 (12)危険物の貯蔵・処理に供する建築物 ２．国道329号、村道	げる建築物 (2)住宅（兼用住宅を含む） (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他これらに類するもの (5)葬祭場その他これに類するもの（地域住民が利用する公民館、集会場は除く） (6)病院 (7)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (8)公衆浴場 (9)老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (10)工場 (11)危険物の貯蔵・処理に供する建築物	げる建築物 (2)学校、図書館その他これらに類するもの (3)葬祭場その他これに類するもの（地域住民が利用する公民館、集会場は除く） (4)巡査派出所、郵便局 (5)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6)公衆浴場 (7)危険物の貯蔵・処理に供する建築物 ２．村道潮垣線、吉野浦線、当間前原線、屋宜被留線、安里中央線に接していない敷地については、次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。 (1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2)建築基準法施行令第130条の３に規定されている兼用住宅 (3)地域住民が利用する公民館、集会場 (4)前各号の建築物に附属するもの

<table>
<tr><td colspan="2">計画地区の名称</td><td>商業施設誘致地区</td><td>国道沿道活用地区</td><td>公共・公益地区</td><td>住宅・サービス複合地区</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>合計が15㎡を超えるもの）
(15)工場（ただし、建築基準法施行令第130条の６に規定されるものを除く）
(16)自動車修理工場
(17)危険物の貯蔵・処理に供する建築物</td><td>潮垣線、吉野浦線、当間前原線、屋宜被留線、安里中央線に接していない敷地については、次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。
(1)住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿
(2)建築基準法施行令第130条の３に規定されている兼用住宅
(3)地域住民が利用する公民館、集会場
(4) 前各号の建築物に附属するもの</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">各地区における建築については、当該敷地の敷地規模や接道する道路幅員等に関して都市計画法第33条や「都市計画法に基づく開発許可制度に関する運用基準に定めるの技術基準」に適合する必要がある。
複数店舗や飲食店等が駐車場を共有する等、一体的な利用をする場合、その用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えてはいけない。</td></tr>
<tr><td>イ</td><td>建築物の容積率の最高限度</td><td colspan="4">200%</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>建築物の建蔽率の最高限度</td><td colspan="4">60%

ただし、沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第１号）第22条に定める角地等の敷地においては建蔽率を10%緩和できる。（角地緩和）</td></tr>
<tr><td>エ</td><td>建築物の敷地面積の最低限度</td><td>6,000㎡</td><td colspan="3">180㎡

ただし、告示日において現に存する区画で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについては、その全部を一つの敷地として使用する場合はこの限りではない。</td></tr>
<tr><td>オ</td><td rowspan="2">建築物の高さの最高限度</td><td colspan="3">敷地地盤面から20m</td><td>敷地地盤面から12m</td></tr>
<tr><td colspan="4">ただし、高さが10mを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間における、平均地盤面からの高さが４mの水平面に敷地境界からの水平距離が５mを超え10m以内の範囲においては５時間以上、10mを超える範囲においては３時間以上日影となる部分を生じさせない高さとすること。（日影制限）</td></tr>
<tr><td>カ</td><td>壁面の位</td><td>１）道路境界に面す</td><td colspan="3">１）道路境界に面する建築物の外壁又は柱面は道路境界線から1.0</td></tr>
</table>

計画地区の名称		商業施設誘致地区	国道沿道活用地区	公共・公益地区	住宅・サービス複合地区
	置の制限	る建築物の外壁又は柱面は道路境界線から2.0m以上後退した位置とする。 ２）隣地境界に面する建築物の壁面及び柱面は隣地境界線から2.0m以上後退した位置とする。	m以上後退した位置とする。 ２）隣地境界に面する壁面及び柱面は隣地境界線から1.0m以上後退した位置とする。 ただし、告示日に敷地面積が180㎡未満の場合は0.5m以上後退した位置とする。		
キ	建築物等の形態又は意匠の制限	別途定める中城村景観計画の景観形成基準に準ずる。 また、屋外広告物については、沖縄県屋外広告物条例の規定に準ずる。			
ク	垣又は柵の構造の制限	１）高さは現況地盤面より1.5m以下とする。 ２）閉鎖的でない構造とする。 ３）コンクリートブロック積等の場合は、現況地盤面から0.6m以下とする。			
ケ	建築物の緑化率の最低限度	敷地面積の10％以上を緑地とする。	農地や自然環境との調和に配慮し、敷地面積の10％以上を緑地にすることに努めること。		

提案理由といたしまして、中城村役場周辺地区地区計画の区域内において建築基準法の規定に基づき建築物等の制限に関する必要な事項を定めるため、この案を提出するためでございます。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１１時２５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２８分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　それでは、議案52号の別表の中から、５ページになりますけども、クの部分です。垣又は柵の構造の制限についてなんですけども、前日にこのＡ３の地区計画の目標の表も見てなんですけど、この中に３番のコンクリートブロック積み等の場合は、これ現況地盤面から0.6メーター以下というふうにこちらに書いていますけども、このもらった資料のほうには、高さは地盤面より1.5メーター以下（ブロック積み等の場合は0.6メーター以下）と、閉鎖的でない構造、特に法的措置のほうをちょっと制限かけていますけども。これ現況というのが、基本的に確認申請を行うときに、もちろん段差が物すごいある場合、平均地盤面とか、設計の中では平均地盤面と書いて、それからグランドラインというのを定めますけれども、仮に現況のとなりますと、今の現状で前面道路を基準としたときに、50センチかさ上げしたらそこが現況になるのか、そこからが60センチになるのか。

このＡ３のものでは高さは地盤面というふうにしますと解釈すると、設計上の中の設計ＧＬ

になるのかなとちょっとここでは解釈できるんですけども、この５ページのほうで、その辺が分かりづらいところがあるんで、その辺をちょっとお願いいたします。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

建築物の地盤面に関しては、平均地盤面から高さ制限とかそういうものを制限されることになるんですが、この垣又は柵に関しては、前面道路の一番高いところを基準に1.5メーター、そういう解釈にしているところでございます。高低差が大きい前面道路に関して平均面とした場合、一番高いところでも0.6を超えている場合とか、そういうものもありますので、南上原地区においてもこの前面道路で高いところを基準に垣、柵の高さを制限しております。

○議長　伊佐則勝　７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　これも先ほど課長のほうから南上原の件も0.6で制限、同じ条件でかけてあるのかどうか。

それと、これ仮に建築完了検査を受けたときに、0.6といったら、実際、ブロックでいくと自分たちの建物側の敷地からいくと、ブロック３段で低いのかなと。確かにこちらにあるように閉鎖的ではないというようには、ものすごく環境的にも閉鎖的ではないと思うんだけど。これ仮に完了検査終わりました、入居しました、後々やっぱり低いよねといって、ここにまた後で垣根造ったり何かいろいろと、１メーター20まで上げましょうとか、プライバシーのあれで。あとかさ上げしましょうとなった場合はどのような、都計課ではこういった措置を行うのかどうかお願いいたします。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１１時３２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３２分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

南上原地区の地区計画に関しては、平成22年から制定されていますが、その際は高さの制限は1.5メーターは変わらないんですが、閉鎖的な構造は１メートル、南上原は１メートルまでとなっておりますが、この0.6というのは、昨今のブロック塀などの崩壊による事故等があったものを踏まえて国土交通省から通達がありまして、今、0.6というのが基準に、こちらは指定しております。

また、この違反行為に関しては、条例の３ページの第18条の３項におきまして一応罰則規定を設けてあります。以上です。

○議長　伊佐則勝　７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　18条の中で罰則規定もうたっているように言っていますけども、やはりせっかくのこういった条例をつくるんであれば、住民の方がそういった建築完了後にブロック塀の上にさらに積み上げて、今言うように高さをおのおのが上げるようであれば、ちゃんと都計課のほうでもパトロール、巡視していただいて、それなりに指導するとか、あるいは撤去してもらうとかいうふうなちゃんとした、条例を守っていただくような体制とかいうのを努めてほしいと思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、議案第52号について質問します。

この地区計画の条例に定めて緑化計画はどうなるのか。頂いた資料に関しては、括弧書きで10％は努力義務とされているんですけど、そこは村としては、環境に即するに当たり、やるべきことはちゃんとやるということは、努力義務というのはやらないでもいいということですか。そこはどう考えているか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

努力義務については、法的規制はございません。ただ、このタウンセンター地区の村の方針として、やはりこの緑化率10%を設けることを目標に地区計画として、努力義務として定めております。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　そういう地区の景観を損ねるおそれがあるという努力義務じゃなくて、緑化をすることと明記できないかどうか。今の現状、区画整理終わって南上ですね。道路沿いにほとんど緑地帯がない現状があります。向こうもパーセント的に緑地帯を設ける義務づけがあったはずなんですけど、それができていない。その現状をこのタウンセンターにもまた同じ感じになるのかなと一瞬思っています。条例に緑化は義務づけ、どうしてできないのかどうか。今からつくる町並みをよくするためには緑化はどうしても必要だと僕は感じておりますので、どうですか、これは。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　議員のおっしゃられるとおり、そうしたいのはやまやまなのですが、やはり土地利用に関して制限をかけるのは、必ずこれをしないと法的罰則を設けるというような、そういう強いものは少し難しいのかなと思っております。

また、南上原地区においてですが、沿道地区などでセットバックによる緑化というのは定めているんですが、緑化しなかったものに対しての罰則というようなものは、南上原地区でも設けてはおりません。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　そうしたらもう一つだけ。この10%の緑地を基準にしております。これは確認申請時の道路沿いにこの10%を設けるべきとうたい文句、条例でできるのかどうか。ぜひ緑化は道路沿いにしていただきたいと。課長も都計課だから分かり……、南上はですね、道路から後ろ部分ですね。隣地境界部分に当たって、日が差さずに緑化もできていない状況だと僕は思っておりますので、どうですかね。そこの確認申請で、ぜひこの条例に入れきれなければ、この緑化の道路沿いに入れることを望みますけど、どうですか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　議員のおっしゃられるように都市計画審議会においても緑化を道路沿いに、道路面に持ってくることはできないかという意見もございました。ただ、土地利用をするに当たって、やはり前面道路部分というのは駐車場とかそういうものに利用される方もいますので、これを制限して、ここにしないといけないという規定は少し難しいのかなと思っております。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例は建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12　議案第53号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第53号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第３号）について御提案申し上げます。

議案第53号

令和７年度中城村一般会計補正予算（第３号）

令和７年度中城村一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ324,598千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,532,381千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11　地方交付税		1,758,525	169,660	1,928,185
	1　地方交付税	1,758,525	169,660	1,928,185
15　国庫支出金		5,768,762	120,323	5,889,085
	1　国庫負担金	1,910,016	△159	1,909,857
	2　国庫補助金	3,849,333	120,482	3,969,815
16　県支出金		1,526,759	18,336	1,545,095
	1　県負担金	751,963	50	752,013
	2　県補助金	723,485	17,186	740,671
	3　委託金	51,311	1,100	52,411
19　繰入金		586,232	7,240	593,472
	1　特別会計繰入金	0	3,094	3,094
	2　基金繰入金	586,232	4,146	590,378
20　繰越金		30,000	△6,291	23,709
	1　繰越金	30,000	△6,291	23,709
21　諸収入		210,172	30	210,202
	4　雑入	206,635	30	206,665
22　村債		1,569,000	15,300	1,584,300

款	項	補正前の額	補正額	計
	1　村債	1,569,000	15,300	1,584,300
歳　入　合　計		15,207,783	324,598	15,532,381

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　議会費		106,487	2,020	108,507
	1　議会費	106,487	2,020	108,507
2　総務費		1,256,096	122,708	1,378,804
	1　総務管理費	988,570	120,550	1,109,120
	2　徴税費	144,218	△3,557	140,661
	3　戸籍住民基本台帳費	92,211	5,715	97,926
3　民生費		4,592,748	122,086	4,714,834
	1　社会福祉費	1,972,862	70,102	2,042,964
	2　児童福祉費	2,619,886	51,984	2,671,870
4　衛生費		1,402,546	△7,742	1,394,804
	1　保健衛生費	742,620	△9,366	733,254
	2　清掃費	659,926	1,624	661,550
6　農林水産業費		161,111	9,608	170,719
	1　農業費	144,916	1,590	146,506
	2　林業費	634	2,691	3,325
	3　水産業費	15,561	5,327	20,888
7　商工費		114,235	12,649	126,884
	1　商工費	114,235	12,649	126,884
8　土木費		673,589	11,209	684,798
	1　土木管理費	60,713	33	60,746
	2　道路橋梁費	386,746	9,837	396,583
	3　河川費	3,155	1,339	4,494
10　教育費		6,058,037	52,060	6,110,097
	1　教育総務費	362,609	14,866	377,475
	2　小学校費	4,491,039	60	4,491,099
	3　中学校費	88,863	△5,992	82,871
	5　社会教育費	297,988	6,073	304,061
	6　保健体育費	636,106	37,053	673,159
歳　出　合　計		15,207,783	324,598	15,532,381

第２表　　地　方　債　補　正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備債	千円 73,000	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 88,300	同じ	同じ	同じ

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３億2,459万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億3,238万1,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、議案第53号、補正予算について質疑をいたします。

17ページの５目、これは12節になる委託料です。その中に中城村中長期財政計画シミュレーション改定支援業務ということで49万5,000円入っているんですけども、これはどういう業務内容になるのかお答えください。

２点目に30ページです。これは農林水産業費ということで、漁港建設費、これが137万3,000円、修繕費ということで建物があるんですけれども、これの修繕の場所、どういうところを修繕するのか伺いたいと思います。

３点目に38ページ、これも４目の需用費の中で修繕費ということで、これも建物で吉の浦会

館費になっているんですけれども、その242万円について説明を求めたいと思います。以上３点、お願いします。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　お答えいたします。

17ページ、２款１項５目の12節の委託料につきましては、現在策定しております中城村中長期財政計画、これ令和５年度に策定して議員の皆様にもお渡ししている内容で御理解いただいていると思いますけれども、５年度に策定しているので、４年までの実績プラス５年の進捗中の状況を踏まえて策定いたしました。議会でも何度も答弁している中で、議会からの御指摘として、大規模事業が進んでいる中、現状と一致しない部分があるんじゃないかという御指摘を受けましたので、基本的には５年おきに見直しということで、つくり直しという考えでおりましたけれども、議会からの御指摘も受け、現時点での実績も踏まえて、少しシミュレーション、全体を見直すんではなくて、お配りしているＡ３の横で、それを５年度つくっているので、６年度が始まるんですけれども、あまりにもかけ離れているというところで、この実際の数値を、今の段階で分かる実績、数値プラス見込みでも変更があったものとか、新規で追加というのをまた改めて組み込んだシミュレーションの部分だけを今回修正させていただきたいと。それでまたお互い、議会も執行部側も今の時点でのシミュレーションで協議をしていきたいというところで、中長期財政の現状でのシミュレーション部分だけの変更というところで提案させていただいております。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　大城常良議員の質問にお答えします。

30ページの６款３項２目10節の建物修繕費になるのですが、137万3,000円、これは漁港内にある引込み電柱、昭和58年頃に引込み電柱が建設されたと思いますが、それが経年劣化によって、内部の鉄筋の膨張による、だと思いますが、ひび割れを起こしていまして、それを安全性から考えると建て替えなければならないということでの予算計上を行っております。以上です。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　大城議員の御質問にお答えいたします。

38ページ、10款５項４目吉の浦会館費の建物修繕費に関してですが、こちらに関しましては、吉の浦会館の隣の２階建てのプレハブ、吉の浦会館のほうで光熱費等も見ておりますので、こちらに組み込んでおりまして、こちら２階建ての中にクーラーが十数件入っているんですが、そのうちの４台がもう完全に故障して使えなくなっております。もう十数年たっておりまして、使えない状況ですので、こちらの修繕を行っていくという予定をしております。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは１点目、シミュレーションについてなんですけれども、やっぱりこれは昨今、非常に学校建設、中学校も今から始まってくるという中で、５年おきでは到底、私も間に合わないだろうというふうに思っていたんですけれども、そのようなところで実績追加、それからシミュレーションをするということで、とてもいいことだと思いますので、それについては、シミュレーションをした段階で我々議会のほうにも何らかの進捗状況、あるいは中長期財政計画がそれだけ変わりましたよというような報告があるのか、その辺伺います。

２点目、これは漁港建設費、これは昭和58年に建てられた電柱ということで、これ１本で137万円かかるのか、あるいは本数的にはそれ１本なのか、それもお答えください。

３点目、プレハブ２階建てのクーラー４台ということなんですけれども、このプレハブ、私

も前、見たことあるんですけれども、中にも入ったことあるんですけれども、稼働率というのは大体どれぐらいなのか。いろいろ使われているような感じではあるんですけれども、それをちょっとお答えください。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　お答えいたします。

予算が通りましたら、即業務に取りかかって、できれば年内には見直しが完了して、その段階で議員の皆様にも御提供したいと考えております。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　電柱の数なんですが、３本だったと記憶しております。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　プレハブの稼働率に関してですが、まず１階部分に関しましては、中城城跡などでの発掘調査で出土した遺物の資料整理している部屋がございまして、そちらに４名ほど、会計年度の方が作業しておりまして、平日ずっと９時から５時まで作業しております。

それと、２階部分に関しましては、文化協議会の事務所がございます。そちらクーラーも壊れておりまして、１台ですね。そちらは週何回か事務局の方が来て作業しております。

それ以外にエンカレッジと言いまして、無料塾のほうも毎日、５時以降ですかね、常に子供たちがいる状況です。

それとまた隣のほうには教育相談室もございます。こちらも不定期的ではあるんですが、いろいろ使っているようです。以上です。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　シミュレーションについては、しっかり精査して、いろいろと金額も変わってくると思いますので、そこを重点的に、今年度で終わるんであれば、しっかり議員のほうにも連絡、あるいは提供していただきたいと思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　私の方では39ページのほうから。

公園施設の中で、今回、備品購入費1,216万9,000円。これ課長のほうから少し事前に聞いているんですけど、うまく聞き取れなかったので再度、詳細を聞きたいんですけども。事前説明の中で、プロサッカーチームより何か聞き取っている製氷機とか、それからトレーニング備品機材、熱中症対策の備品を購入するというふうに聞いていますけども、このプロサッカーチームよりの聞き取りで製氷機というふうに僕はちょっと聞いたんだけど、どのようなものを購入するのか。

それと、プロサッカーチームというのはガンバ大阪とか、あるいはこれまで女子サッカーもこちらのほうにキャンプに来ていると思うんですけれども、そのプロサッカーチームに関わる備品なのかな、熱中症対策の備品なのかなというふうに受け取って理解しているんですけども、中城村においては、最近終わった陸上競技大会などで中頭地区大会にすばらしい成績を持って活躍されている、駅伝大会でも中城村のほうは２位になったりとか。それから、中城の体協の中にサッカーとかいろいろとフィールドで頑張っている村民がいるんですけれども、この村民がやはり主役でならないといけないんじゃないのかなと僕は思うんですよ。あくまでもこの前の話でサッカーチームから聞き取りしたというのは頭の中に残っていて、プロはあくまでも会社があって、自分たちで営んで、それで商売でやっているわけですから、器具はそれなりに整っているのかなと。逆に村民は、大会に向けて自分たちでフィールドで練習したり、あるいは

仕事終わりに自分たちで時間を見つけてトレーニングしたりというふうな形を取って、中城村代表で中頭大会とか出ていると思うんですけど、そういったアスリートというのかな、選手からも聞き取りをして、今何が必要なのかとか、そういったところも聞き取って、今回この1,200万の中に反映されているかどうかお願いいたします。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

全協の中で説明はいたしましたが、ちょっとこちらの言い方も悪かったんですが、一応、プロのサッカーチームからも聞き取りはしております。もちろんそれだけのためじゃなくて、そこを使用する方たち皆さんに対しての熱中症対策に関する機器が、こちらも不足していたというのも気づきまして、今回追加させていただいたということで、もちろんプロだけじゃなく一般の方にも、そこを利用する団体さんに対しても使用していくということで予定をしております。

そこを使用する一般の方も含めての聞き取りに関しては、ちょっと行っておりませんでした。

○議長　伊佐則勝　７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　やはり村民が主役でなければ、予算をどんなに使ったとしても、中城村の新しく陸上競技場を造りましたよ、そこの施設がすばらしいものですよというふうに問われてもね、村民にとって活用するものがあまり意味がなさないという言葉は失礼かもしれませんけど、活用するのが、あれが欲しいよね、これが欲しいよね、後になってから出たら、何の得策にもならないのではないのかなと。

やはり貞則議員が、子供たちのこういったスポーツに関わることを常に何が足りない、あれが足りないということを言っていますのでね。これはやはり村民として必要不可欠だからこの場で申し上げていると思うんですよね。せっかくこれからいいものを造るということですので、購入する前に、もちろんプロから聞くのも大事とは思うんですけども、まず村民の、今、中頭地区大会代表者、いろいろいますよね。日頃そこで練習しているメンバーもいますよね。そういったものをですね、貞則議員もよく御存じだと思うんですけど、その辺の情報を共有して、村民が使いやすい、あるいは今後、中城村のそういった青年たちが、また中頭地区大会に行っても、アスリートというのかな、スポーツで活躍できるような場所にしてほしいなと希望しますので、ぜひともその辺は聞き取りのほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、議案第53号について質問します。

24ページの３目２節の給料です。減の理由だけ。

それと27ページ、３目18節の188万3,000円の説明。

それと29ページ、１目林業費のこれ前回、補正前のこの額の使用のものと、どうしてこの追加の分が体験事業になったのか。そこを御説明。

それと33ページ、道路維持管理費の１目の13節使用料、重機使用料、最初の予算より約700万オーバーしていますけど、何に使用するのか。

それから、34ページの同じ河川維持管理、１目の管理費の13節の使用料、これも重機使用料ですね。これ河川、どこので、133万9,000円をどこに使用するのか。以上。

○議長　伊佐則勝　こども課長　比嘉昌子。

○こども課長　比嘉昌子　24ページ、３目の母子衛生費の職員給の684万9,000円の減に関しては２つ理由がございまして、人事異動による職員の異動に加えて、こども給付係から保育係のほうへ１名課内異動させておりますので、減と

なっております。その代わり児童福祉の職員給与のところは増となっておりますので、御参照いただければと思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　金城　章議員の御質問にお答えします。

27ページ、６款１項３目18節負担金、補助金及び交付金の188万3,000円の増ですが、これは沖縄型耐候性園芸施設整備事業補助金のマンゴーハウスですね。そこの物価高騰によっての県からの交付金の増額によるものになります。事業主体自体はＪＡになります。

あと、29ページの６款２項１目12節委託料の14万6,000円なんですが、来年、産業まつりにおいて県産の木材を活用しまして、木材利用の促進の普及活動の一環として取り組む事業を行うことによって、マイお箸づくりを実施するということで、講師派遣料としての委託料になります。以上です。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えします。

８款２項１目13節の重機使用料692万3,000円につきましては、当間の地区排水対策として計上しております。また、西坂田線の道路修繕、道路がかなり陥没しておりまして、その修繕としても上げております。

３項１目の河川費の13節の重機使用料に関しましては、河川に生えている樹木の撤去、この樹木が土地利用者の中に入り込んできている案件が４件ほどございまして、既にもう売買が決まっているが、この樹木が入り込んでいるために売買がうまくいかない可能性があるということで、急遽計上して修繕を行おうと思っております。以上です。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　説明で分かりました。

この道路維持管理費の重機使用料、今、都計課長から説明がありました、河川維持もそうです。これだけの金額を補正で出すというのは、最初からの要するに積算で、もう自分たちが取り組む事業というのが見通しがなかったのかなと一瞬思ってですね、それで質問しているんです。これだけの重機使用料をぱっと出すということで、また年間でですね、来年度はどの事業をやろうかということでちゃんとしたことを取り組んでいただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１２時０５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１２時０５分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第53号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号　令和７年度中城村一

般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休　憩（１２時０７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４０分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

次の議案に移る前に、産業振興課長兼農業委員会事務局長より先ほどの大城常良議員の質疑に対する修正があるようです。

産業振興課長兼農業委員会事務局長、よろしくお願いします。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　先ほど大城常良議員の質問に対しまして、漁港内の電柱の修繕費の電柱を３本と答えましたが、２本の誤りでした。訂正いたします。

それと、その修繕費の中にはＮＴＴのケーブル移設の費用も含まれております。併せて訂正いたします。

○議長　伊佐則勝　日程第13　議案第54号　令和７年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第54号　令和７年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御提案申し上げます。

議案第54号

令和７年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和７年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,180千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,358,652千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
３　国庫支出金		1	6,047	6,048
	１　国庫補助金	1	6,047	6,048
６　繰入金		287,823	△4,520	283,303

款	項	補正前の額	補正額	計
	1　他会計繰入金	287,822	△4,520	283,302
7　繰越金		1	5,653	5,654
	1　繰越金	1	5,653	5,654
歳　入　合　計		2,351,472	7,180	2,358,652

（歳　出）　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		56,709	2,376	59,085
	1　総務管理費	42,375	△3,808	38,567
	2　徴税費	14,283	6,184	20,467
3　国民健康保険事業費納付金		658,252	△2,687	655,565
	1　医療給付費分	450,799	10,247	461,046
	2　後期高齢者支援金等分	156,528	△11,760	144,768
	3　介護納付金分	50,925	△1,174	49,751
5　保健事業費		54,369	1,838	56,207
	1　特定健康診査等事業費	24,359	45	24,404
	2　保健事業費	30,010	1,793	31,803
8　諸支出金		2,035	5,653	7,688
	1　償還金及び還付加算金	2,034	3,111	5,145
	3　繰出金	0	2,542	2,542
歳　出　合　計		2,351,472	7,180	2,358,652

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億5,865万2,000円と定める。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、議案第54号について質疑します。

３ページです。歳出の一般管理費になるんですけども、これは報酬から給料、職員手当、それから共済費等、全て減額補正になっているんですけども、減額補正の原因は何なのか。これは例えば減額した場合には、誰かが辞めて、それの補充というのか、代替はいないのかどうか、そのあたりを伺います。

○議長　伊佐則勝　健康保険課長　島袋かおり。

○健康保険課長　島袋かおり　お答えいたします。

こちらの減額は、産前産後休暇及び育児休暇を取得した者がいるための減額になります。当

初、途中での復帰予定でしたが、年度末まで休暇を取ることになりましたので、減額しております。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　先ほども言ったとおり、これは例えば代休、これは育休を取ったということで、それに代わる代替の要員、それは入ってはいないということになるわけですか。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１３時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時４６分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

健康保険課長　島袋かおり。

○健康保険課長　島袋かおり　産休を取っている職員は、昨年度より休暇を取っておりまして、４月からは正職員が就いておりましたので、その代わりの予算の計上はしておりません。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　これは５ページにある保険事業費の中の育休の代替というのは、それは別物と考えてよろしいですか。

○議長　伊佐則勝　健康保険課長　島袋かおり。

○健康保険課長　島袋かおり　５款の分につきましては、会計年度職員の産休・育休による代替を取っておりますので、その分になります。別になります。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号　令和７年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号　令和７年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第14　議案第55号　令和７年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第55号　令和７年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について御提案申し上げます。

議案第55号

令和７年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

令和７年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,562千円を増額し、歳入歳出予算の総額を245,881千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　後期高齢者医療保険料		188,830	751	189,581
	１　後期高齢者医療保険料	188,830	751	189,581
４　繰越金		1	713	714
	１　繰越金	1	713	714
５　諸収入		905	239	1,144
	１　延滞金、加算金及び過料	2	184	186
	４　雑入	1	55	56
７　国庫支出金		0	1,859	1,859
	１　国庫補助金	0	1,859	1,859
歳　入　合　計		242,319	3,562	245,881

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１　総務費		4,243	2,097	6,340
	２　徴収費	2,787	2,097	4,884
２　後期高齢者医療広域連合納付金		236,875	912	237,787
	１　後期高齢者医療広域連合納付金	236,875	912	237,787
３　諸支出金		901	553	1,454
	２　繰出金	0	553	553
歳　出　合　計		242,319	3,562	245,881

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ356万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を２億4,588万1,000円と定める。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び

当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号　令和７年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号　令和７年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第15　議案第56号　令和７年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第56号　令和７年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について御提案申し上げます。

議案第56号

令和７年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令和７年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ402千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ207,482千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3　繰越金		1	402	403
	1　繰越金	1	402	403
歳　入　合　計		207,080	402	207,482

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　土地区画整理事業費		207,079	402	207,481
	1　南上原土地区画整理事業費	207,079	402	207,481
歳　出　合　計		207,080	402	207,482

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２億748万2,000円と定める。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第56号　令和７年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第56号　令和７年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第16　議案第57号　令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　議案第57号　令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）について御提案申し上げます。

議案第57号

令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）

令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ603千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,910千円と定める。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4　繰越金		1	603	604
	1　繰越金	1	603	604
歳　　入　　合　　計		4,307	603	4,910

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　汚水処理施設管理費		4,107	603	4,710
	1　汚水処理施設管理費	4,107	603	4,710
歳　　出　　合　　計		4,307	603	4,910

令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ491万円と定める。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま

す議案第57号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第57号　令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第57号　令和７年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決されました。

日程第17　議案第58号　令和７年度中城村下水道事業会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第58号　令和７年度中城村下水道事業会計補正予算（第２号）について御提案申し上げます。

議案第58号

令和７年度中城村下水道事業会計補正予算（第２号）

第１条　令和７年度中城村下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第２条　令和７年度中城村下水道事業会計予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支出		
	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第１款	資本的支出	470,677千円	0千円	470,677千円
第１項	建設改良費	350,157千円	0千円	350,157千円

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

本案補正予算は、次に定めるところによる。

第２条、資本的支出。

令和７年度中城村下水道事業会計予算第４条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第１款資本的支出、第１項建設改良費、

既決予定額３億5,015万7,000円、補正予定額はゼロ、合計で３億5,015万7,000円。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１３時５９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時００分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第58号　令和７年度中城村下水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号　令和７年度中城村下水道事業会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決されました。

日程第18　議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第59号

令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金について、別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立て、及び組入資本金に組み入れしたいので、地方公営企業法第32条第２項の規定により、議会の議決を必要とするため、提出するものである。

令和６年度　中城村水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,386,004,118	156,338,807	172,182,260
議会の議決による処分額	139,296,383	0	△171,296,383
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△32,000,000
組入資本金の組入	139,296,383	0	△139,296,383
処分後残高	1,525,300,501	156,338,807	（繰越利益剰余金） 885,877

提案理由といたしまして、令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積立て及び組入資本金に組入れしたいので、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を必要とするため提出するものでございます。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休　憩（１４時０４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時０４分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

日程第19　議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第60号

令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金について、別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の一部を減債積立金に積み立て、及び組入資本金に組入れしたいので、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を必要とするため、提出するものである。

令和６年度　中城村下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	237,829,825	0	16,483,891
議会の議決による処分額	0	0	△16,483,891
減債積立金の積立	0	0	△3,985,321
建設改良積立金の積立	0	0	0
組入資本金の組入	12,498,570	0	△12,498,570
処分後残高	250,328,395	0	（繰越利益剰余金） 0

提案理由といたしまして、令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の一部を減債積立金に積立て及び組入資本金に組入れしたいので、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を必要とするため提出するものでございます。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20　議案第61号　令和７年度防災行政無線機器更新工事の請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第61号　令和７年度防災行政無線機器更新工事の請負契約について御提案申し上げます。

議案第61号

令和７年度防災行政無線機器更新工事の請負契約について

令和７年度防災行政無線機器更新工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的	令和７年度防災行政無線機器更新工事
２．契約の方法	指名競争入札
３．契約金額	金　80,850,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	金　7,350,000円
４．契約の相手方	沖縄県うるま市字兼箇段662番地４ 株式会社　日新電機システム 代表取締役　上間　明夫

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

令和７年度防災行政無線機器更新工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とする。

提案理由といたしまして、令和７年度防災行政無線機器更新工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時０９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１１分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　61号の中で、今回の工事概要のほうで10か所というふうに、説明要項にもありますけども。この中に中型ホーンスピーカーとありますよね。それについてのちょっと確認したいんですけども、今現在ついているのがラッパ型がついていますよね。このホーン型スピーカーというのが今のラッパ型とどういうふうな性能が違うのか、分かる範囲内でお願いしたい。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、新垣　修議員の質問にお答えをいたします。

今年度から機器の更新を考えており、スピーカー部分につきましては現在のラッパ型からボックス型、音が遠くまで反響するような形で考えております。それに加えまして、スピーカー

の近くの場所については音が感じないようなもので考えて対応していきたいと思います。

○議長　伊佐則勝　７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　このボックス型なんですけども、僕のイメージで四角い型と思っていますけど、去年１か所更新していますよね。現在、今どこかで使っている場所ありますか、村内で。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、質問にお答えをいたします。

令和６年度に親局の工事の中に１子局、３地区のものを更新かけておりますので、その部分がボックス型になっているところです。そのボックス型の中でも場所によって、３連であったり４連であったりというもので調整をしていきたいと考えています。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、61号について質疑をいたします。

これは今の説明で、令和７年度から11年度まで５年間かけて、あと52か所の機器更新を行うということになって、これが中型のホーンスピーカーを取り替えるということなんですけれども、今回10か所を取り替えて、そのスピーカーの質、あるいは周辺の方々が、やっぱり聞こえないという段階になってしまった場合、それでももうその残りの４年間は全てこれに取り替えるというような判断でいるのか。あるいは、やっぱり聞こえないんであれば、ほかのスピーカーを探してまたいろいろと工夫をしていくのか。そのあたりいかがですか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、大城常良議員の質問にお答えをいたします。

工事におきましては、沖縄振興特別推進交付金を活用して行っておりますので、５年間の計画ではございますが、単年度ごとの内容になっておりますので、年度について、その機器の状況を鑑みながら対応していきたいと考えています。ただ、聞こえない部分というのは、ほぼコミュニティ放送の部分で聞こえないというのが大きいと思いますので、本来の防災無線の活用ということであれば、サイレンであったり、緊急Ｊアラート、瞬時放送であったり、その部分については一斉に鳴りますので、聞こえている状況だと思いますが、コミュニティ放送もある程度は聞こえないと、あるものを使っていきたいと考えてはいるんですが、それにも対応できるように考えていきたいと思っています。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　やっぱり５年間かけてやっていくんであれば、替えた時点で周辺の方々の意見を聞いて、それでいいなというんであれば、そのままでいいんですけれども、いろいろとまた苦情が来た場合には、その対応をしていただいて、年度別の予算配分になると思いますので、そのあたりはしっかりしてやっていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号　令和７年度防災行政無線機器更新工事の請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第61号　令和７年度防災行政無線機器更新工事の請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第21　議案第62号　中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第62号　中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について御提案申し上げます。

議案第62号

中部広域市町村圏事務組合の規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第１項の規定により、中部広域市町村圏事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務に新たに読谷村が加わること並びに障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務に監査事務を新たに追加することに伴い、組合規約を変更する必要があるため、この案を提出する。

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を次のように変更する。

改正前	改正後
第１～第２条　（略） 第３条　組合は、別表第１に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。 (1)　中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務 (2)　ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。 ア～ク　（略）	第１～第２条　（略） 第３条　組合は、別表第１に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。 (1)　中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務 (2)　ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。 ア～ク　（略）

(3)　次に掲げる調査研究に関する事務。

ア・イ　（略）

(4)　社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務

(5)　クルーズ船の受入に関する事務

(6)　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務

(7)　障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務

(8)　特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

第４条～第17条　（略）

別表第１（第３条関係）

共同処理する事務	市町村
第３条第１号から第３号まで並びに第６号及び第７号に関する事務	沖縄市　うるま市　宜野湾市　北谷町　嘉手納町　西原町　読谷村　北中城村　中城村
（略）	（略）
（略）	（略）
第３条第８号に関する事務	沖縄市　うるま市　宜野湾市　北谷町　嘉手納町　西原町　北中城村　中城村

別表第２・別表第３　（略）

別表第４（第17条関係）

区分	市町村	負担割合
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第３条第６号に係る負担金	沖縄市　うるま市　宜野湾市　北谷町　嘉手納町　西原町　読谷村　北中城村	均等割　５％ 件数割　95％

(3)　次に掲げる調査研究に関する事務。

ア・イ　（略）

(4)　社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務

(5)　クルーズ船の受入に関する事務

(6)　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関する事務

(7)　特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務

(8)　障害福祉サービス事業者等の指導監査に関する事務

第４条～第17条　（略）

別表第１（第３条関係）

共同処理する事務	市町村
第３条第１号から第３号まで及び第６号から第８号までに関する事務	沖縄市　うるま市　宜野湾市　北谷町　嘉手納町　西原町　読谷村　北中城村　中城村
（略）	（略）
（略）	（略）
（削除）	（削除）

別表第２・別表第３　（略）

別表第４（第17条関係）

区分	市町村	負担割合
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第３条第６号及び第７号に係る負担金	沖縄市　うるま市　宜野湾市　北谷町　嘉手納町　西原町　読谷村　北中城村	均等割　５％ 件数割　95％

	中城村	
第３条第７号に係る負担金	沖縄市　うるま市 宜野湾市　北谷町 嘉手納町　西原町 読谷村　北中城村 中城村	均等割　10％ 利用者数割　90％
第３条第８号に係る負担金	沖縄市　うるま市 宜野湾市　北谷町 嘉手納町　西原町 北中城村　中城村	均等割　５％ 件数割　95％

	中城村	
第３条第８号に係る負担金	沖縄市　うるま市 宜野湾市　北谷町 嘉手納町　西原町 読谷村　北中城村 中城村	均等割　10％ 利用者数割　90％
（削除）	（削除）	（削除）

附　則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

提案理由といたしまして、特定子ども・子育て支援施設等の指導監査に関する事務に新たに読谷村が加わること並びに障害福祉サービス事業者等の指導及び実地検査に関する事務に監査事務を新たに追加することに伴い、組合規約を変更する必要があるため、この案を提出するためでございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第62号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第62号　中部広域市町村圏事務組合の規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第62号　中部広域市町村圏事務組合の規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第22　認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第１号

令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

令和６年度　一 般 会 計　歳 入 決 算 書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
01 村税		2,822,580,000	2,925,585,154	2,794,654,183	10,385,032	122,573,328	△27,925,817	還付未済額 2,027,389
	01 村民税	1,132,033,000	1,132,992,549	1,093,870,144	3,896,821	36,922,073	△38,162,856	還付未済額 1,696,489
	02 固定資産税	1,512,184,000	1,603,638,216	1,518,026,116	6,016,199	79,895,901	5,842,116	還付未済額 300,000
	03 軽自動車税	93,725,000	101,391,566	95,195,100	472,012	5,755,354	1,470,100	還付未済額 30,900
	04 村たばこ税	84,638,000	87,562,823	87,562,823	0	0	2,924,823	
02 地方譲与税		55,717,000	56,371,681	56,371,681	0	0	654,681	
	01 地方揮発油譲与税	12,087,000	12,279,000	12,279,000	0	0	192,000	
	02 自動車重量譲与税	38,033,000	37,578,000	37,578,000	0	0	△455,000	
	03 特別とん譲与税	3,236,000	3,969,681	3,969,681	0	0	733,681	
	04 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	05 森林環境譲与税	2,360,000	2,545,000	2,545,000	0	0	185,000	
03 利子割交付金		686,000	679,000	679,000	0	0	△7,000	
	01 利子割交付金	686,000	679,000	679,000	0	0	△7,000	
04 配当割交付金		6,876,000	6,876,000	6,876,000	0	0	0	
	01 配当割交付金	6,876,000	6,876,000	6,876,000	0	0	0	
05 株式等譲渡所得割交付金		15,324,000	15,324,000	15,324,000	0	0	0	
	01 株式等譲渡所得割交	15,324,000	15,324,000	15,324,000	0	0	0	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
	付金							
06 法人事業税交付金		35,938,000	34,584,000	34,584,000	0	0	△1,354,000	
	01 法人事業税交付金	35,938,000	34,584,000	34,584,000	0	0	△1,354,000	
07 地方消費税交付金		531,131,000	531,131,000	531,131,000	0	0	0	
	01 地方消費税交付金	531,131,000	531,131,000	531,131,000	0	0	0	
08 ゴルフ場利用税交付金		31,989,000	33,966,091	33,966,091	0	0	1,977,091	
	01 ゴルフ場利用税交付金	31,989,000	33,966,091	33,966,091	0	0	1,977,091	
09 環境性能割交付金		5,994,000	5,999,000	5,999,000	0	0	5,000	
	01 環境性能割交付金	5,994,000	5,999,000	5,999,000	0	0	5,000	
10 地方特例交付金		114,409,000	114,879,000	114,879,000	0	0	470,000	
	01 地方特例交付金	114,409,000	114,409,000	114,409,000	0	0	0	
	03 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	470,000	470,000	0	0	470,000	
11 地方交付税		1,882,306,000	1,882,809,000	1,882,809,000	0	0	503,000	
	01 地方交付税	1,882,306,000	1,882,809,000	1,882,809,000	0	0	503,000	
12 交通安全対策特別交付金		1,533,000	1,562,000	1,562,000	0	0	29,000	
	01 交通安全対策特別交付金	1,533,000	1,562,000	1,562,000	0	0	29,000	
13 分担金及び負担金		1,270,000	1,403,530	1,400,230	0	3,300	130,230	
	02 負担金	1,270,000	1,403,530	1,400,230	0	3,300	130,230	
14 使用料及び手数料		110,904,000	119,612,257	117,479,167	0	2,133,090	6,575,167	
	01 使用料	73,844,000	76,113,597	73,980,507	0	2,133,090	136,507	
	02 手数料	37,060,000	43,498,660	43,498,660	0	0	6,438,660	
15 国庫支出金		3,037,738,800	2,458,853,905	2,458,853,905	0	0	△578,884,895	
	01 国庫負担金	1,733,944,000	1,666,909,422	1,666,909,422	0	0	△67,034,578	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
	02 国庫補助金	1,294,657,800	783,984,338	783,984,338	0	0	△510,673,462	
	03 委託金	9,137,000	7,960,145	7,960,145	0	0	△1,176,855	
16 県支出金		1,806,242,642	1,704,554,606	1,704,554,606	0	0	△101,688,036	
	01 県負担金	775,901,000	726,500,858	726,500,858	0	0	△49,400,142	
	02 県補助金	975,116,642	923,119,622	923,119,622	0	0	△51,997,020	
	03 委託金	55,225,000	54,934,126	54,934,126	0	0	△290,874	
17 財産収入		11,980,000	14,801,836	14,801,836	0	0	2,821,836	
	01 財産運用収入	11,979,000	12,081,140	12,081,140	0	0	102,140	
	02 財産売払収入	1,000	2,720,696	2,720,696	0	0	2,719,696	
18 寄附金		105,502,000	113,533,200	113,533,200	0	0	8,031,200	
	01 寄附金	105,502,000	113,533,200	113,533,200	0	0	8,031,200	
19 繰入金		411,783,000	404,955,319	404,955,319	0	0	△6,827,681	
	01 特別会計繰入金	762,000	761,096	761,096	0	0	△904	
	02 基金繰入金	411,021,000	404,194,223	404,194,223	0	0	△6,826,777	
20 繰越金		391,618,260	391,618,029	391,618,029	0	0	△231	
	01 繰越金	391,618,260	391,618,029	391,618,029	0	0	△231	
21 諸収入		173,692,000	222,323,214	222,321,792	0	1,422	48,629,792	
	01 延滞金、加算金及び過料	3,124,000	3,723,595	3,723,595	0	0	599,595	
	02 村預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	03 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	04 雑入	170,566,000	218,599,619	218,598,197	0	1,422	48,032,197	
22 村債		375,174,000	188,874,000	188,874,000	0	0	△186,300,000	
	01 村債	375,174,000	188,874,000	188,874,000	0	0	△186,300,000	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	01 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入		0	0	0	0	0	0	
	01 一時借入	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		11,930,387,702	11,230,295,822	11,097,227,039	10,385,032	124,711,140	△833,160,663	還付未済 2,027,389

令和６年度　一 般 会 計　歳 出 決 算 書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
01 議会費		105,361,000	104,453,307	0	907,693	907,693	
	01 議会費	105,361,000	104,453,307	0	907,693	907,693	
02 総務費		1,728,728,000	1,686,830,667	10,158,000	31,739,333	41,897,333	
	01 総務管理費	1,475,288,000	1,444,161,548	10,158,000	20,968,452	31,126,452	
	02 徴税費	124,019,000	118,823,389	0	5,195,611	5,195,611	
	03 戸籍住民基本台帳費	99,872,000	95,105,731	0	4,766,269	4,766,269	
	04 選挙費	27,073,000	26,663,984	0	409,016	409,016	
	05 統計調査費	1,000,000	624,808	0	375,192	375,192	
	06 監査委員費	1,476,000	1,451,207	0	24,793	24,793	
03 民生費		4,993,827,000	4,742,160,837	96,721,070	154,945,093	251,666,163	
	01 社会福祉費	2,508,953,000	2,283,564,330	96,721,070	128,667,600	225,388,670	
	02 児童福祉費	2,484,874,000	2,458,596,507	0	26,277,493	26,277,493	
04 衛生費		1,217,209,000	1,188,293,937	0	28,915,063	28,915,063	
	01 保健衛生費	726,648,000	699,039,714	0	27,608,286	27,608,286	
	02 清掃費	490,561,000	489,254,223	0	1,306,777	1,306,777	
	03 上水道費	0	0		0	0	
05 労働費		3,899,000	3,898,735	0	265	265	
	01 労働諸費	3,899,000	3,898,735	0	265	265	
06 農林水産業費		353,470,000	341,641,072	0	11,828,928	11,828,928	
	01 農業費	318,361,000	307,124,153	0	11,236,847	11,236,847	
	02 林業費	3,165,000	3,150,289	0	14,711	14,711	
	03 水産業費	31,944,000	31,366,630	0	577,370	577,370	
07 商工費		250,567,000	241,963,147	0	8,603,853	8,603,853	
	01 商工費	250,567,000	241,963,147	0	8,603,853	8,603,853	
08 土木費		665,588,702	490,106,051	173,022,350	2,460,301	175,482,651	
	01 土木管理費	58,683,000	58,337,510	0	345,490	345,490	
	02 道路橋梁費	426,949,702	257,930,898	167,676,350	1,342,454	169,018,804	
	03 河川費	9,252,000	9,240,950	0	11,050	11,050	
	04 都市計画費	31,413,000	25,305,693	5,346,000	761,307	6,107,307	
	05 下水道費	139,291,000	139,291,000	0	0	0	
09 消防費		325,498,000	322,832,148	0	2,665,852	2,665,852	
	01 消防費	325,498,000	322,832,148	0	2,665,852	2,665,852	
10 教育費		1,800,934,000	1,443,726,505	246,352,558	110,854,937	357,207,495	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
	01 教育総務費	265,877,000	261,487,107	0	4,389,893	4,389,893	
	02 小学校費	315,526,000	303,168,483	0	12,357,517	12,357,517	
	03 中学校費	83,894,000	77,828,225	0	6,065,775	6,065,775	
	04 幼稚園費	282,792,000	205,260,093	0	77,531,907	77,531,907	
	05 社会教育費	248,398,000	244,455,583	0	3,942,417	3,942,417	
	06 保健体育費	604,447,000	351,527,014	246,352,558	6,567,428	252,919,986	
11 災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000	
	02 土木施設災害復旧費	4,000	0	0	4,000	4,000	
12 公債費		478,204,000	478,150,236	0	53,764	53,764	
	01 公債費	478,204,000	478,150,236	0	53,764	53,764	
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	01 普通財産取得費	1,000	0	0	1,000	1,000	
14 予備費		7,097,000	0	0	7,097,000	7,097,000	
	01 予備費	7,097,000	0	0	7,097,000	7,097,000	
歳出合計		11,930,387,702	11,044,056,642	526,253,978	360,077,082	886,331,060	

歳入歳出差引残額　53,170,397 円

令和７年９月12日

中城村　村長　比　嘉　麻　乃

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（一般会計）　　令和６年度

区分		金額
１．歳入総額		11,097,227　千円
２．歳出総額		11,044,057　千円
３．歳入歳出差引額		53,170　千円
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0　千円
	(2) 繰越明許費繰越額	29,461　千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0　千円
	計	29,461　千円
５．実質収支額		23,709　千円
６．実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0　千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第23　認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第２号

令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

令和６年度　国民健康保険特別会計　歳入決算書

（歳　入）　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
01 国民健康保険税		407,185,000	449,560,259	405,732,691	2,212,163	42,466,311	△1,452,309	還付未済額 850,906
	01 国民健康保険税	407,185,000	449,560,259	405,732,691	2,212,163	42,466,311	△1,452,309	還付未済額 850,906
02 使用料及び手数料		346,000	327,000	327,000	0	0	△19,000	
	01 手数料	346,000	327,000	327,000	0	0	△19,000	
03 国庫支出金		4,409,000	4,571,000	4,571,000	0	0	162,000	
	01 国庫補助金	4,409,000	4,571,000	4,571,000	0	0	162,000	
04 県支出金		1,788,098,000	1,733,338,522	1,733,338,522	0	0	△54,759,478	
	01 県補助金	1,788,097,000	1,733,338,522	1,733,338,522	0	0	△54,758,478	
	02 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
05 財産収		1,000	0	0	0	0	△1,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
入	01 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
06 繰入金		315,174,000	294,912,724	294,912,724	0	0	△20,261,276	
	01 他会計繰入金	315,173,000	294,912,724	294,912,724	0	0	△20,260,276	
	02 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
07 繰越金		4,148,000	4,147,576	4,147,576	0	0	△424	
	01 繰越金	4,148,000	4,147,576	4,147,576	0	0	△424	
08 諸収入		5,334,000	9,103,346	5,997,399	0	3,105,947	663,399	
	01 延滞金・加算金及び過料	1,982,000	1,994,216	1,994,216	0	0	12,216	
	02 雑入	3,352,000	7,109,130	4,003,183	0	3,105,947	651,183	
09 村債		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	01 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	01 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入金		0	0	0	0	0	0	
	01 一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		2,524,696,000	2,495,960,427	2,449,026,912	2,212,163	45,572,258	△75,669,088	還付未済 850,906

令和６年度　国民健康保険特別会計　歳出決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
01 総務費		54,988,000	53,638,897	0	1,349,103	1,349,103	
	01 総務管理費	41,617,000	41,062,268	0	554,732	554,732	
	02 徴税費	13,320,000	12,555,735	0	764,265	764,265	
	03 運営協議会費	51,000	20,894	0	30,106	30,106	
02 保険給付費		1,697,976,000	1,631,178,140	0	66,797,860	66,797,860	
	01 療養諸費	1,434,251,000	1,382,522,894	0	51,728,106	51,728,106	
	02 高額療養費	249,909,000	236,678,547	0	13,230,453	13,230,453	
	03 移送費	1,000	0	0	1,000	1,000	
	04 出産育児諸費	13,015,000	11,416,699	0	1,598,301	1,598,301	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
	05 葬祭諸費	600,000	560,000	0	40,000	40,000	
	06 傷病手当金	200,000	0	0	200,000	200,000	
03 国民健康保険事業費納付金		703,171,000	703,169,973	0	1,027	1,027	
	01 医療給付費分	490,691,000	490,690,709	0	291	291	
	02 後期高齢者支援金等分	157,120,000	157,119,274	0	726	726	
	03 介護納付金分	55,360,000	55,359,990	0	10	10	
04 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	01 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
05 保健事業費		51,599,000	49,702,644	0	1,896,356	1,896,356	
	01 特定健康診査等事業費	23,081,000	21,511,748	0	1,569,252	1,569,252	
	02 保健事業費	28,518,000	28,190,896	0	327,104	327,104	
06 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	01 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
07 公債費		51,000	0	0	51,000	51,000	
	01 公債費	51,000	0	0	51,000	51,000	
08 諸支出金		7,441,000	5,683,568	0	1,757,432	1,757,432	
	01 償還金及び還付加算金	7,440,000	5,683,568	0	1,756,432	1,756,432	
	02 延滞金	1,000	0	0	1,000	1,000	
09 予備費		9,468,000	0	0	9,468,000	9,468,000	
	01 予備費	9,468,000	0	0	9,468,000	9,468,000	
歳出合計		2,524,696,000	2,443,373,222	0	81,322,778	81,322,778	

歳入歳出差引残額　5,653,690 円

令和７年９月12日

中城村　村長　比　嘉　麻　乃

実質収支に関する調書

（国民健康保険特別会計）　　令和６年度

区分		金額
１．歳入総額		2,449,027 千円
２．歳出総額		2,443,373 千円
３．歳入歳出差引額		5,654 千円
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円

	計	0　千円
５．　実　　質　　収　　支　　額		5,654　千円
６．　実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0　千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第24　認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第３号

令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

令和６年度　後期高齢者医療特別会計　歳入決算書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
01 後期高齢者医療保険料		177,761,000	177,503,318	176,261,187	326,678	1,903,966	△1,499,813	還付未済額 988,513
	01 後期高齢者医療保険料	177,761,000	177,503,318	176,261,187	326,678	1,903,966	△1,499,813	還付未済額 988,513
02 使用料		47,000	38,300	38,300	0	0	△8,700	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
及び手数料	01 手数料	47,000	38,300	38,300	0	0	△8,700	
03 繰入金		52,678,000	52,677,050	52,677,050	0	0	△950	
	01 一般会計繰入金	52,678,000	52,677,050	52,677,050	0	0	△950	
04 繰越金		1,038,000	1,037,795	1,037,795	0	0	△205	
	01 繰越金	1,038,000	1,037,795	1,037,795	0	0	△205	
05 諸収入		1,673,000	330,700	330,700	0	0	△1,342,300	
	01 延滞金、加算金及び過料	414,000	274,700	274,700	0	0	△139,300	
	02 償還金及び還付加算金	1,178,000	0	0	0	0	△1,178,000	
	03 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	04 雑入	80,000	56,000	56,000	0	0	△24,000	
歳入合計		233,197,000	231,587,163	230,345,032	326,678	1,903,966	△2,851,968	還付未済 988,513

令和６年度　後期高齢者医療特別会計　歳出決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
01 総務費		3,757,000	3,209,314	0	547,686	547,686	
	01 総務管理費	1,136,000	982,284	0	153,716	153,716	
	02 徴収費	2,621,000	2,227,030	0	393,970	393,970	
02 後期高齢者医療広域連合納付金		227,199,000	225,398,082	0	1,800,918	1,800,918	
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	227,199,000	225,398,082	0	1,800,918	1,800,918	
03 諸支出金		1,941,000	1,024,384	0	916,616	916,616	
	01 償還金及び還付加算金	1,179,000	263,288	0	915,712	915,712	
	02 繰出金	762,000	761,096	0	904	904	
04 予備費		300,000	0	0	300,000	300,000	
	01 予備費	300,000	0	0	300,000	300,000	
歳出合計		233,197,000	229,631,780	0	3,565,220	3,565,220	

歳入歳出差引残額　713,252 円

令和７年９月12日

中城村　村長　比　嘉　麻　乃

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（後期高齢者医療特別会計）　　令和６年度

区分		金額
１．歳入総額		230,345　千円
２．歳出総額		229,632　千円
３．歳入歳出差引額		713　千円
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0　千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0　千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0　千円
	計	0　千円
５．実質収支額		713　千円
６．実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0　千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第25　認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第４号

令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和７年９月 12 日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

令和６年度　土地区画整理事業特別会計　歳入決算書

（歳　入）　　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
01 使用料及び手数料		1,649,000	1,681,353	1,681,353	0	0	32,353	
	02 使用料	1,649,000	1,681,353	1,681,353	0	0	32,353	
02 繰入金		14,849,000	15,000,000	15,000,000	0	0	151,000	
	01 基金繰入金	14,849,000	15,000,000	15,000,000	0	0	151,000	
03 繰越金		7,944,000	7,943,886	7,943,886	0	0	△114	
	01 繰越金	7,944,000	7,943,886	7,943,886	0	0	△114	
05 保留地処分金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	01 南上原区画整理事業保留地処分金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
歳入合計		24,443,000	24,625,239	24,625,239	0	0	182,239	

令和６年度　土地区画整理事業特別会計　歳出決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
01 土地区画整理事業費		24,442,000	23,503,505	719,000	219,495	938,495	
	01 南上原土地区画整理事業費	24,442,000	23,503,505	719,000	219,495	938,495	
03 予備費		1,000	0	0	1,000	1,000	
	01 予備費	1,000	0	0	1,000	1,000	
歳出合計		24,443,000	23,503,505	719,000	220,495	939,495	

歳入歳出差引残額　1,121,734 円

令和７年９月12日

中城村　村長　比　嘉　麻　乃

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（土地区画整理事業特別会計）　　令和６年度

区　　分		金　　額
１．歳入総額		24,625　千円
２．歳出総額		23,503　千円
３．歳入歳出差引額		1,122　千円
４．翌年度へ繰り	(1) 継続費逓次繰越額	0　千円

	越すべき財源	(2) 繰越明許費繰越額	719 千円
		(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
		計	719 千円
5.	実質収支額		403 千円
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金繰入額		0 千円
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。		

令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書、歳入額2,462万5,239円、歳出額2,350万3,505円、差引残額112万1,734円。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第26　認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第５号

令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和７年９月 12 日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

令和６年度　汚水処理施設管理事業特別会計　歳入決算書

（歳　入）　（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
01 使用料及び手数料		3,152,000	3,275,330	3,275,330	0	0	123,330	
	01 使用料	3,151,000	3,275,330	3,275,330	0	0	124,330	
	02 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000	
02 寄附金		1,000	0	0	0	0	△1,000	
	01 寄附金	1,000	0	0	0	0	△1,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
03 繰入金		1,306,000	1,306,000	1,306,000	0	0	0	
	01 基金繰入金	1,306,000	1,306,000	1,306,000	0	0	0	
04 繰越金		630,000	629,396	629,396	0	0	△604	
	01 繰越金	630,000	629,396	629,396	0	0	△604	
05 諸収入		2,000	151,894	151,894	0	0	149,894	
	01 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	02 雑収入	1,000	151,894	151,894	0	0	150,894	
歳入合計		5,091,000	5,362,620	5,362,620	0	0	271,620	

令和６年度　汚水処理施設管理事業特別会計　歳出決算書

（歳　出）　　（単位：円）

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
01 汚水処理施設管理費		4,891,000	4,758,768	0	132,232	132,232	
	01 汚水処理施設管理費	4,891,000	4,758,768	0	132,232	132,232	
02 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000	
	01 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000	
歳出合計		5,091,000	4,758,768	0	332,232	332,232	

歳入歳出差引残額　603,852 円

令和７年９月12日

中城村　村長　比　嘉　麻　乃

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

（汚水処理施設管理事業特別会計）　　令和６年度

区　　分		金　　額
１．歳入総額		5,363　千円
２．歳出総額		4,759　千円
３．歳入歳出差引額		604　千円
４．翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0　千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0　千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0　千円
	計	0　千円
５．実質収支額		604　千円
６．実質収支額のうち地方自治法第233条の２の規定による基金		0　千円

	繰入額	
備考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第27　認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第６号

令和６年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定に基づき、令和６年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和７年９月 12 日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

令和６年度中城村水道事業決算報告書

（１）収益的収入及び支出

収　　入　　（単位：円）

区　　分	予算額			決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	予算現額	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	合　計			
第１款　水道事業収益	546,389,000	0	546,389,000	566,218,196	19,829,196	
第１項　営業収益	506,942,000	0	506,942,000	512,193,372	5,251,372	（うち仮受消費税及び地方消費税45,868,136円）
第２項　営業外収益	39,445,000	0	39,445,000	54,024,824	14,579,824	（うち仮受消費税及び地方消費税1,421円）
第３項　特別収益	2,000	0	2,000	0	△ 2,000	

支　　出　　（単位：円）

区　　分	予算額					決算額	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	不用額	備　考
	予算現額	地方公営企業法第26条第３項の規定による繰越額	小　計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	合　計				
第１款　水道事業費用	556,484,000	0	556,484,000	0	556,484,000	518,662,123	0	37,821,877	
第１項　営業費用	547,113,000	0	547,113,000	0	547,113,000	517,123,936	0	29,989,064	（うち仮払消費税及び地方消費税33,153,733円）
第２項　営業外費用	8,270,000	0	8,270,000	0	8,270,000	1,369,217	0	6,900,783	
第３項　特別損失	101,000	0	101,000	0	101,000	168,970	0	△ 67,970	（うち仮払消費税及び地方消費税15,222円）
第４項　予備費	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

（２）資本的収入及び支出

収　　入　　（単位：円）

区　分	予算額			決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	予算現額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	合　計			
第１款　資本的収入	45,201,000	36,265,000	81,466,000	78,865,000	△ 2,601,000	
第１項　補助金	41,300,000	36,265,000	77,565,000	77,565,000	0	
第２項　出資金	3,900,000	0	3,900,000	1,300,000	△ 2,600,000	
第３項　固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	△ 1,000	

支　　出　　（単位：円）

区　分	予算額			決算額	翌年度繰越額	不用額	備　考
	予算現額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	合　計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額		
第１款　資本的支出	177,624,000	141,559,000	319,183,000	287,485,273	0	31,697,727	
第１項　建設改良費	163,327,000	141,559,000	304,886,000	278,188,890	0	26,697,110	（うち仮払消費税及び地方消費税24,594,147円）
第２項　企業債償還金	9,297,000	0	9,297,000	9,296,383	0	617	
第３項　その他資本的支出	2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000	
第４項　予備費	3,000,000	0	3,000,000	0	0	3,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額208,620,273円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,424,602円、減債基金9,296,383円、建設改良積立金130,000,000円、及び過年度分損益勘定留保資金51,899,288円で補填した。

令和６年度　中城村水道事業損益計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

１　営業収益			
（１）給水収益	459,486,893		
（２）その他営業収益	6,838,343	466,325,236	
２　営業費用			
（１）原水及び浄水費	276,404,951		
（２）配水及び給水費	47,991,647		
（３）総係費	59,267,700		
（４）減価償却費	82,245,539		
（５）資産減耗費	27,060,366		
（６）その他の営業費用	0	483,970,203	
営業損失			17,644,967
３　営業外収益			
（１）受取利息	3,208		
（２）他会計補助金	0		
（３）工事負担金	0		
（４）雑収益	189,385		
（５）長期前受金戻入	50,519,839		
（６）引当金戻入	1,416,359	52,128,791	
４　営業外費用			
（１）支払利息	1,369,217		
（２）雑支出	725,540	2,094,757	50,034,034
経常利益			32,389,067
５　特別利益			
（１）固定資産売却益	0		
（２）過年度損益修正益	0		
（３）その他特別利益	0	0	

6　特　別　損　失			
（1）固定資産売却損	0		
（2）臨　時　損　失	0		
（3）過年度損益修正損	153,748		
（4）その他特別損失	0	153,748	△153,748
当年度純利益			32,235,319
前年度繰越利益剰余金			650,558
その他の未処分利益剰余金変動額			139,296,383
当年度未処分利益剰余金			172,182,260

令和６年度　中城村水道事業剰余金計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

（単位：円）

	資本金	剰余金								資本合計
		資本剰余金				利益剰余金				
		受贈財産評価額	補助金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	1,285,770,024	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	74,295,194	353,108,126	167,884,652	595,287,972	2,037,396,803
前年度処分額	100,234,094	0	0	0	0	0	67,000,000	△ 167,234,094	△ 100,234,094	0
議会の議決による処分額	100,234,094	0	0	0	0	0	67,000,000	△ 167,234,094	△ 100,234,094	0
前年度純利益	100,234,094	0	0	0	0	0	67,000,000	△ 167,234,094	△ 100,234,094	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	1,386,004,118	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	74,295,194	420,108,126	（繰越利益剰余金）650,558	495,053,878	2,037,396,803
当年度変動額	0	0	0	0	0	△ 9,296,383	△ 130,000,000	171,531,702	32,235,319	32,235,319
資本金組入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本剰余金受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基金積立金取崩	0	0	0	0	0	△ 9,296,383	△ 130,000,000	139,296,383	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	32,235,319	32,235,319	32,235,319
当年度末残高	1,386,004,118	23,011,901	124,073,537	9,253,369	156,338,807	64,998,811	290,108,126	（未処分利益剰余金）172,182,260	527,289,197	2,069,632,122

令和６年度　中城村水道事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,386,004,118	156,338,807	172,182,260
議会の議決による処分額	139,296,383	0	△171,296,383
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△32,000,000
組入資本金の組入	139,296,383	0	△139,296,383
処分後残高	1,525,300,501	156,338,807	（繰越利益剰余金） 885,877

令和６年度中城村水道事業貸借対照表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資　産　の　部

１　固定資産			
（１）有形固定資産			
イ　土地		47,769,530	
ロ　構築物	4,234,212,682		
減価償却累計額	△1,950,901,966	2,283,310,716	
ハ　機械装置	355,122,572		
減価償却累計額	△174,773,555	180,349,017	
ニ　車輌運搬具	2,498,214		
減価償却累計額	△2,091,618	406,596	
ホ　器具備品	47,003,272		
減価償却累計額	△42,102,121	4,901,151	
ヘ　建物	66,149,719		
減価償却累計額	△30,831,703	35,318,016	
ト　リース資産	0		
減価償却累計額	0	0	
チ　建設仮勘定		65,092,601	
有形固定資産合計			2,617,147,627
（２）無形固定資産			
イ　電話加入権		123,100	
ロ　ソフトウェア		2,280,000	
無形固定資産合計			2,403,100
固定資産合計			2,619,550,727

2 流動資産			
（1）現金預金	556,680,221		
（2）未収金	113,397,621		
（3）貸倒引当金	△35,000		
（4）貯蔵品	655,100		
（5）前払金	0		
（6）その他流動資産	0		
流動資産合計		670,697,942	
資産合計			3,290,248,669
負債の部			
3 固定負債			
（1）企業債	55,525,550		
（2）リース債務	0		
（3）引当金	5,499,409		
固定負債合計		61,024,959	
4 流動負債			
（1）未払金	31,695,671		
（2）前受金	0		
（3）預り金	7,938,180		
（4）その他流動負債	0		
（5）企業債	9,473,261		
（6）リース債務	0		
（7）引当金	3,583,400		
流動負債合計		52,690,512	
5 繰延収益			
（1）長期前受金	2,173,475,562		
（2）収益化累計額	△1,066,574,486		
繰延収益合計		1,106,901,076	
負債合計			1,220,616,547
資本の部			
6 資本金			

（1）資　本　金			
イ　固有資本金	40,841,872		
ロ　繰入資本金	121,331,192		
ハ　組入資本金	1,223,831,054		
資本金合計		1,386,004,118	
7　剰余金			
（1）資本剰余金			
イ　国庫補助金	124,073,537		
ロ　受贈財産評価額	23,011,901		
ハ　保険差益	93,318		
ニ　工事負担金	9,160,051		
資本剰余金合計	156,338,807		
（2）利益剰余金			
イ　減債積立金	64,998,811		
ロ　建設改良積立金	290,108,126		
ハ　当年度未処分利益剰余金	172,182,260		
利益剰余金合計	527,289,197		
剰余金合計		683,628,004	
資本合計			2,069,632,122
負債資本合計			3,290,248,669

地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、令和６年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第28　認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第７号

令和６年度中城村下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定に基づき、令和６年度中城村下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和７年９月 12 日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

令和６年度中城村下水道事業決算報告書

（１）収益的収入及び支出

収　　入

単位（円）

区　　分	予　　算　　額				決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	当　初 予算額	補　正 予算額	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額に係る財源充当額	合　計			
第１款　下水道事業収益	290,727,000	△ 13,500,000	0	277,227,000	287,724,160	10,497,160	
第１項　営業収益	94,050,000	△ 500,000	0	93,550,000	98,656,636	5,106,636	（うち、仮受消費税及び地方消費税7,590,127円）
第２項　営業外収益	196,676,000	△ 13,000,000	0	183,676,000	189,042,644	5,366,644	
第３項　特別収益	1,000	0	0	1,000	24,880	23,880	（うち、仮受消費税及び地方消費税2,262円）

支　　出

単位（円）

区　　分	予　　算　　額							合　計	決算額	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額	不用額	備　考
	当　初 予算額	補　正 予算額	予備費 支出額	流　用 増減額	地方公営企業法第24条第３項の規定による支出額	小　計	地方公営企業法第26条第２項の規定による繰越額					
第１款　下水道事業費用	280,874,000	△ 1,000,000	0	0	0	279,874,000	0	279,874,000	269,305,911	0	10,568,089	
第１項　営業費用	250,680,000	△ 1,000,000	0	0	0	249,680,000	0	249,680,000	240,842,906	0	8,837,094	（うち、仮払消費税及び地方消費税8,431,752円）
第２項　営業外費用	29,694,000	0	0	0	0	29,694,000	0	29,694,000	28,463,005	0	1,230,995	
第３項　特別損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
第４項　予備費	500,000	0	0	0	0	500,000	0	500,000	0	0	500,000	

（２）資本的収入及び支出

収　　入

単位（円）

区　分	予算額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備　考
	当初予算額	補正予算額	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費逓次繰越額に係る財源充当額	合　計			
第１款　資本的収入	450,231,000	△ 32,994,000	417,237,000	0	0	417,237,000	416,637,484	△ 599,516	
第１項　企業債	170,500,000	△ 9,600,000	160,900,000	0	0	160,900,000	160,300,000	△ 600,000	
第２項　補助金	191,440,000	△ 9,394,000	182,046,000	0	0	182,046,000	182,046,000	0	翌年度繰り越し財源充当額 0円
第３項　他会計補助金	11,291,000	0	11,291,000	0	0	11,291,000	11,291,484	484	翌年度繰り越し財源充当額 0円
第４項　出資金	77,000,000	△ 14,000,000	63,000,000	0	0	63,000,000	63,000,000	0	

支　　出

単位（円）

区　分	予算額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備　考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小　計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費逓次繰越額	合　計		
第１款　資本的支出	489,846,000	△ 18,746,000	0	471,100,000	0	0	471,100,000	470,096,505	0	0	0	1,003,495	
第１項　建設改良費	372,141,000	△ 18,746,000	0	353,395,000	0	0	353,395,000	352,891,547	0	0	0	503,453	（うち、仮払消費税及び地方消費税 31,534,561円）
第２項　企業債償還金	117,205,000	0	0	117,205,000	0	0	117,205,000	117,204,958	0	0	0	42	
第３項　予備費	500,000	0	0	500,000	0	0	500,000	0	0	0	0	500,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額53,459,021円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,432,929円、減債積立金12,498,570円及び当年度損益勘定留保資金26,527,522円で補填した。

令和６年度　中城村下水道事業損益計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

単位（円）

（税　抜）

１　営業収益			
（１）下水道使用料	77,225,771		
（２）国庫補助金等	13,500,000		
（３）その他の営業収益	343,000	91,068,771	
２　営業費用			
（１）管渠費	7,467,105		
（２）普及促進費	1,300,000		
（３）総係費	41,510,396		
（４）流域下水道維持管理負担金	45,952,600		
（５）減価償却費	136,181,053	232,411,154	
営業損失			141,342,383
３　営業外収益			
（１）受取利息	1,326		
（２）他会計補助金	64,999,516		
（３）長期前受金戻入	109,456,462		
（４）引当金戻入	600,755		
（５）雑収益	16,406	175,074,465	
４　営業外費用			
（１）支払利息	28,463,004		
（２）雑支出	1,306,375	29,769,379	145,305,086
経常利益			3,962,703
５　特別利益			
（１）過年度損益修正益	0		
（２）その他特別利益	22,618	22,618	

6　特　別　損　失			
（1）過年度損益修正損	0		
（2）その他特別損失	0	0	22,618
当年度純利益			3,985,321
前年度繰越利益剰余金			0
その他の未処分利益剰余金変動額			12,498,570
当年度未処分利益剰余金			16,483,891

令和６年度中城村下水道事業剰余金計算書

（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）

単位（円）

	資本金	剰余金								資本合計
		資本剰余金				利益剰余金				
		受贈財産評価額	国庫補助金	他会計負担金	資本剰余金合計	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
前年度末残高	174,829,825	0	0	0	0	0	0	12,498,570	12,498,570	187,328,395
前年度処分額	0	0	0	0	0	12,498,570	0	△ 12,498,570	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	12,498,570	0	△ 12,498,570	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	12,498,570	0	△ 12,498,570	0	0
法令による処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	174,829,825	0	0	0	0	12,498,570	0	（繰越利益剰余金）0	12,498,570	187,328,395
当年度変動額	63,000,000	0	0	0	0	△ 12,498,570	0	16,483,891	3,985,321	66,985,321
企業債の償還	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出資金の受入	63,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	63,000,000
国庫(県)補助金の受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
減債積立金の取崩	0	0	0	0	0	△ 12,498,570	0	12,498,570	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	3,985,321	3,985,321	3,985,321
当年度末残高	237,829,825	0	0	0	0	0	0	（未処分利益剰余金）16,483,891	16,483,891	254,313,716

令和６年度　中城村下水道事業剰余金処分計算書（案）

単位（円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	237,829,825	0	16,483,891
議会の議決による処分額	0	0	△16,483,891
減債積立金の積立	0	0	△3,985,321
建設改良積立金の積立	0	0	0
組入資本金の組入	12,498,570	0	△12,498,570
処分後残高	250,328,395	0	（繰越利益剰余金） 0

令和６年度中城村下水道事業貸借対照表

（令和７年３月31日）

単位（円）

（税　抜）

資　産　の　部

１　固定資産			
（１）有形固定資産			
イ　土地	0	0	
ロ　建物	0		
減価償却累計額	0	0	
ハ　構築物	4,557,297,379		
減価償却累計額	△212,165,808	4,345,131,571	
ニ　機械装置	136,698,339		
減価償却累計額	△12,314,501	124,383,838	
ホ　車輌運搬具	0		
減価償却累計額	0	0	
ヘ　器具備品	0		
減価償却累計額	0	0	
ト　建設仮勘定		176,621,057	
有形固定資産合計			4,646,136,466
（２）無形固定資産			
イ　施設利用権		539,665,280	
ロ　その他無形固定資産		0	
無形固定資産合計			539,665,280

（3） 投資その他の資産			
イ その他投資	4,000,000		
投資その他の資産合計		4,000,000	
固定資産合計			5,189,801,746
2 流動資産			
（1） 現金預金	30,641,763		
（2） 未収金	29,242,715		
（3） 貸倒引当金	△48,830		
（4） その他流動資産	0		
流動資産合計		59,835,648	
資産合計			5,249,637,394
負債の部			
3 固定負債			
（1） 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てる企業債	1,878,102,038		
（2） 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
固定負債合計		1,878,102,038	
4 流動負債			
（1） 未払金	43,684,694		
（2） 前受金	0		
（3） 預り金	0		
（4） 賞与引当金	1,265,943		
（5） その他流動負債	0		
（6） 企業債	120,019,642		
流動負債合計		164,970,279	
5 繰延収益			
（1） 長期前受金	3,166,705,080		
（2） 長期前受金収益化累計額	△214,453,719		
繰延収益合計		2,952,251,361	
負債合計			4,995,323,678
資本の部			

6　資　本　金				
（1）資　　本　　金				
イ　固　有　資　本　金	101,829,825			
ロ　出　　資　　金	136,000,000			
資　本　金　合　計			237,829,825	
7　剰　余　金				
（1）資　本　剰　余　金				
イ　受贈財産評価額	0			
資本剰余金合計		0		
（2）利　益　剰　余　金				
イ　当年度未処分利益剰余金	16,483,891			
利益剰余金合計		16,483,891		
剰　余　金　合　計			16,483,891	
資　　本　　合　　計				254,313,716
負債・資本合計				5,249,637,394

地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、令和６年度中城村下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

日程第29　同意第３号　中城村監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　では、同意第３号　中城村監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて御提案申し上げます。

同意第３号

中城村監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第１項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　中城村字添石　在住
氏　　名　　中　村　　悟
生年月日　　昭和34年　生まれ

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

監査委員の　中村悟氏が、令和７年９月５日をもって任期が満了したが、引き続き同氏を監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるためである。

下記の者を中城村監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第１項の規定により議会の同意を求めます。

記。

住所、中城村字添石在住。

氏名、中村　悟。

生年月日、昭和34年生まれ。

提案理由といたしまして、監査委員の中村悟氏が令和７年９月５日をもって任期が満了したが、引き続き同氏を監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるためでございます。

次のページに履歴書がございますので、御参照ください。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第３号は会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、同意第３号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第３号　中城村監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、同意第３号　中城村監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

日程第30　同意第４号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、同意第４号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて御提案申し上げます。

同意第４号

中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第３項の規定により、議会の同意を求める。

記

住　　所　　那覇市金城　在住
氏　　名　　宇　久　信　正
生年月日　　昭和42年　生まれ

令和７年９月12日提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

中城村固定資産評価審査委員会委員　宇久信正氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるためである。

下記の者を中城村固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めます。

記。

住所、那覇市金城在住。

氏名、宇久信正。

生年月日、昭和42年生まれ。

提案理由といたしまして、中城村固定資産評価審査委員会委員、宇久信正氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるためでございます。

次のページに履歴書がございますので、御参照ください。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提出者の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、同意第４号について質問します。

まずは、この固定資産評価委員、何名なのか。また、中城村の出身の方は、適する方はいなかったのかどうか。以上。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、お答えいたします。

固定資産評価審査委員会は３名の委員をもって委員会としております。まず、市町村の税金を納めている方として１人、村内の方がおります。もう一人は市町村の不動産業者を営んでいる方がお一人おります。今回の同意で御提案している者につきましては、これまで中城の不動産鑑定なども精通してきておりますので、その方が継続してやられたほうが、中城の事情も知っているということで、今回の御提案になっているところでございます。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休　憩（１４時３８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３９分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終

わります。

お諮りします。ただいま議題となっております同意第４号は会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、同意第４号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第４号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、同意第４号　中城村固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１４時４１分）

令和７年第６回中城村議会定例会（第５日目）

招集年月日	令和７年９月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開　議	令和７年９月16日　（午前10時00分）		
	散　会	令和７年９月16日　（午後３時22分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
	１番	小橋川　恵美	９番	大城　常良
	２番	玉那覇　登	10番	欠　員
	３番	欠　員	11番	仲松　正敏
	４番	桃原　清	12番	金城　章
	５番	新垣　貞則	13番	新垣　博正
	６番	安里　清市	14番	新垣　善功
	７番	新垣　修	15番	石原　昌雄
	８番	屋良　照枝	16番	伊佐　則勝
欠席議員				
会議録署名議員	12番	金城　章	13番	新垣　博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	比嘉　保	議事係長	辰　さおり
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村　長	比嘉　麻乃	こども課長	比嘉　昌子
	副村長	新垣　正	企画課長	金城　勉
	教育長	比嘉　良治	都市建設課長	呉屋　克行
	総務課長	大湾　朝也	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村　武宏
	住民生活課長	新垣　忍	上下水道課長	下地　良和
	会計管理者	照屋　郁子	教育総務課長	我謝　慎太郎
	税務課長	比嘉　聡	生涯学習課長	渡久地　真
	福祉課長	照屋　淳	教育総務課主幹	永川　幸徳
	健康保険課長	島袋　かおり		

議 事 日 程 第 2 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　伊佐則勝　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、９番　大城常良議員の一般質問を許します。

大城常良議員。

○９番　大城常良議員　おはようございます。

９月定例会、最初の質問になりますので、どうかよろしくお願いいたします。９番　大城常良でございます。

議長の許可が出ましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

その前に、去る７月29、30日に、村内の教員を対象にした平和祈念資料館あるいは平和祈念公園ということで、例年のごとくそこを訪れていろいろと平和教育研修のフィールドワークが行われたということで、大変感銘を受けております。この取組は2018年から続いているということで、８年目になろうかと思います。

さらに、小学校でも戦争体験者から戦争を題材にした平和学習会や中学校のフィールドワーク、それも各学年を通じた取組をなされているということで、大変、私はいい取組だなと思っております。

平和の尊さをぜひ後世にも伝えて、これからも継続していただけるように強く願っております。そのことについては、高く評価をしております。行政のほうでも、いろいろと職員にも、こういう機会があればぜひ参加していただいて、平和の尊さを学んでいただきたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

大枠１番、各自治会からの整備要望書の進捗状況はということで、①各自治会より提出された整備要望書については、各担当課において調査を行い、改善に向けて取り組んでいると思いますが、整備に係る年間予算額及び完了件数を伺います。

②要望書を元に整備スケジュールを作成し、次年度の当初予算に整備費として計上する考えはないか、伺います。

大枠２番、中城村再犯防止推進計画の策定をお願いしたいと思います。

①県内において、再犯防止推進計画を策定済みの市町村は何箇所になるのか。

②国においては、2016年12月に再犯防止推進法が制定、施行されました。また、沖縄県でも沖縄県再犯防止推進計画を策定し、支援策を位置づけています。

その上で本村でも地域福祉計画及び地域活動計画を踏まえた再犯防止推進計画の策定を提案したいんですが、所見を伺います。

大枠３番、小学校建設について。

中小、津覇小の学校建設の進捗状況及び物価高騰による建設費の変更はないか。

大枠４番、ごさまるしぇ開業について。

①８月31日に開店したごさまるしぇについては、地域住民が安心して買物ができる環境と利便性の向上を図る目的で取り組んできたと思います。

その上で、村長の所見を伺います。

②運営については事業者が主体になるが、今後の村としての対応はどうなのか、お聞きしたいと思います。

以上、答弁を求めます。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、大城常良議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１の各自治会からの整備要望書の進捗状況はというのの中から、まず①の整備事業に係る年間予算額及び完了件数を伺いますと

いう御質問でございますけれども、令和７年度につきましては、各自治会整備要望を含む維持管理費といたしまして1,300万円となっております。

完了の件数は32件となっております。例えば主なもので申しますと、奥間公民館の排水の整備ですとか、あと伊集公民館前のカーブミラー、そして北浜の潮垣線のハンプなどがございます。

続きまして、②の次年度の当初予算に整備費として計上する考えはという御質問でございますけれども、各自治会の要望にお応えできるよう、財源の許す限り、維持管理費の範囲内での整備スケジュールを協議してまいりますが、その中でも危険性が高い事案ですとか、あと村民の暮らしに大きく関わるものから進めていきたいなというふうに考えております。

しかし、急な自然災害とか発生した場合には、優先順位が変わってくるのではないかなというふうに思っております。

続きまして、大枠２の中城村再犯防止推進計画の策定についての①です。

県内において、再犯防止推進計画を策定済みの市町村はということで、沖縄県の福祉政策課へ確認いたしましたところ、令和７年４月１日現在では、17市町村が策定しているということでございます。しかし、これらの市町村は、全て地域福祉計画と一体的に策定している状況となっております。

続きまして、②の本村でも再犯防止推進計画の策定を提案したいということでございますけれども、本村では、令和４年３月に第２次中城村地域福祉推進計画を策定しております。計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間の計画となっております。

地域福祉計画と、議員御提案の再犯防止推進計画は関係する項目もありますので、さらなる推進計画となるために、一体的に策定するのが望ましいのではないかなというふう思っております。

なお、本村の地域福祉計画の見直し時期は令和８年となっておりますけれども、令和８年度は本村において、障害福祉、あと高齢者介護関連の計画見直しと重なっておりますので、地域福祉計画は令和９年度に見直しを考えております。

続きまして、大枠３の小学校建設については、教育長が答弁をいたします。

私のほうからは、続きまして大枠４のございまるしぇの開業についてでございますが、まずは地域企業の頑張りによりまして、開業したことに安堵しているところでございます。

８月31日は出張のため、お店に訪れることはできなかったんですけれども、出張後に店舗を訪れて感じた私の所見と申しますと、野菜について、冬場の時期の野菜が少し少ないかなというふうに思っておりますので、今後、運営事業者なども来客者にヒアリングなどを行って、野菜ですとか、あと日用雑貨ですとか、そういったのは今後増えてくるのではないかなというふうに思っております。

やはり訪れる方の生活の利便性向上に寄与する拠点に、日々近づいていくのだろうというふうに感じておりますし、期待もしております。

続きまして、②の今後の村としての対応はどうかということでございますが、村といたしましては、店舗が本来の目的である買物弱者支援ですとか、あと農産物直売所設置、コミュニティーの場として目的に沿ったものか注視をしていきまして、営業側と、そして地域住民の声を聞きながら対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　皆さん、おはようございます。

大城常良議員の御質問、大枠３の①についてお答えします。

中城小学校は、本日９月16日より新校舎で授業を開始しています。

津覇小学校の校舎建築は、おおむね計画どおりに進んでいます。

現在、津覇小学校等の物価変動に基づく事業費の変更契約が必要なため、今議会中において、補正予算及び変更契約を追加議案として上程いたします。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、改めて再質問にいかせていただきます。

まず、大枠１番のほうから、各自治会からということで要望書についての件なんですが、今、村長のほうから予算額が令和７年度で1,300万ということでありましたけれども、維持管理費ということで各担当課に振り分けられていると思うんですが、例えばおおむね私が見た感じでは都市建設課のほうに相当の要望が来ているのではないかなと。

その中でも、前回の議会の一般質問で小橋川議員の答弁の中に、65ぐらいの要望があって、その中で防犯灯とか水路の浚渫というのが大まかなものがありましたということだったんですけれども、その中で、今、完了件数も32件ということで、例えば都市建設課のほうでやられた防犯灯、その件については大体何件ぐらいが終了したのか、単独でですね、そのほうを伺います。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

先月の議会で答弁した中では、185件の要望が出ているところでございます。その中で防犯灯、カーブミラー、あと浚渫等が多かったということなんですが、防犯灯の件数として、すみません、今、正確な何件かというのを把握しておりませんので、再度調べてまた報告いたします。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　突飛な質問で戸惑う場面もあると思いますけれども、課長なら分かるのかなとこんなふうに思っていたので、質問をしてみました。

例えばこの維持管理費、これはどういう算定の仕方で1,300万円、あるいはその振り分けとして各担当課に1,300万のうちの幾らかずつ分けていると思うんですけれども、それの分け方というのはどういう状況で分けられているのか。

また、工事とか例えば産業振興課には幾ら、都市建設課に幾ら、またある程度の金は幾らということでやられているのか、そのあたりの算定の仕方はどうなっているのか、伺います。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　まず、昨年度、地域行政懇談会行った中で、かなり要望の件数が増えているところでございます。

その中で新年度予算の際にある程度の要望額を出してはいるんですが、その中でも例えば遊具とかそういうものに関しては、沖縄振興特別推進交付金を活用してできるものもございます。

そのほかにも防犯灯などこういうものも総合事務局の以前、活用した交付金でできたものもあるんですが、今回できなかったものもあって、そういうものはやはり維持管理費で対応していかざるを得ない。

また、浚渫とかそういうものも要望額としては上げてはいるのですが、やはり維持管理の財政的にできる範囲というもの、そういうものもございますので、その辺は財源が調整できる範囲で、この額となっているところでございます。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　最初に、なぜこの質問を出したかというと、前回も小橋川議員がありました、今回、私のほうも。

課長さっき言われた地域懇談会、これが去年の８月に主にやられていたんですけれども、１年間たっているんだけれども、地元の方から、

何ら全然変わりがないんだけど、どうしたんだと。例えばできるものはすぐやる、あるいは予算がかかるものはしっかり精査して進めていくというような話で、私たちは受け取ったんだけれども、何で一向に何も進まないのという話がありまして、その中である方からは、こういうものはしっかり計画立てをして、例えば21自治会あるんですけれども、その中でも課長言うとおり、優先は優先だということで早急にやらないといけないという要望もあると、これは私も心得ております。

その中でも、やっぱりいつ頃できるのというのが一番多いわけです。私たちが要望したのは１年後なの、それとも２年後なの、それとも10年後なのというような方々もおりまして、その中でやっぱり計画立てをしていかないと、我々も地域の皆さんには説明できないと。

いつやるかも分からない、今、私たちが言っているのは、優先順位を決めて予算の範囲内でしかできないですよという話はしているんですけれども、この予算幾らなの、できない予算を組んでいるのかというような厳しい御意見も賜るものですから。

その中で②にも関わるんですけれども、しっかりとした当初予算の中で、ある程度、住民から地域懇談会でいただいた要望は大体これぐらいかかりますよという予算立てをして、例えば当間だったらいつ頃これをやります、屋宜はいつ頃やります、添石はいつ頃やりますというようなところの総合的な計画を立てていかないと我々も住民に対して説明できませんし、予算立ても、さっき聞いていたら年間維持管理費で1,300万という話になっているんですが、私としては、それとは別にしっかりとした新年度予算の中である程度の予算を組んでいただいて、今回は例えばさっき言った185件の中の30件をしっかり処理しましょうというような取組をしていただいて、住民が納得するようなやり方をやっていかないと、幾ら要望しても全然前に進まないという話では我々も話のしようがないものですから、そのあたりはしっかりやっていただきたい。

村長に伺います。

②のほう、私、当初予算に整備費として、維持管理費ではないですよ、整備費として計上する考えはないのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　では、大城常良議員の再質問にお答えいたします。

維持管理費ではなく整備費としてということでありますけれども、今後、財政などを見ながら、本当にできるものから整備として予算ができればいいなというふうに思っております。

今ここですぐできるとは答えられないんですけれども、しっかりと協議して優先順位、そして当初予算からつけていくというものを進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、担当課に伺います。

都市建設課長に伺いますけれども、これは年間ベースにして、その計画は立てられるのか。

私が一番思うのは、やっぱり各自治会長と連携しながら、これも今どういう形で優先順位を決めているのか、やっぱり安心・安全なものが先だと思うんですけれども、そういうのも含めて自治会長と相談してこれが先ですよと、あるいはまたいやこちらが優先しますよというような話し方で今進めているのか、自治会長との連携は今どのようにやられているのか、そのあたりいかがですか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

まず、昨年度、令和６年度に地域行政懇談会

を行った中で要望書を提出していただくようにと、その中で優先順位をつけてくださいということで自治会長にはお願いをいたしました。それを基に、その６年度のものを現在７年度に整備計画を立てながら、また充てられる予算とも調整しながら、今進めているところでございます。

その中でも自治会長とはまた新しい要望とかそんなのもございますので、優先度というか、危険度、今すぐやらなければいけないものとかそういうものも、入ってきたものも含めながら、また７年度に上がってきたものもございますので、これを８年度にまたどういうふうにやっていくかというスケジュールは、今後も自治会長とも相談しながら立てていきたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　185件という大変大きい件数でありますので、ぜひ自治会長と相談しながら優先順位を決めて、あるいはしっかりと計画を立てて進めていただきたい。

村長のほうには、前向きな予算組みを考えていくというふうに私は捉えましたので、ぜひ維持管理費だけではなくて、整備費のほうも年間何件を達成していくという予算組みをしていただいて、進めていただきたいというふうに思っています。

それでは、大枠２番のほうに移ります。

再犯防止推進計画のほうです。

そのほうは現在、県内の中で17の市町村がつくられているということなんですけれども、やはりこれは今、努力義務になっているものですから、義務ではないものだから、そう強いて焦ってやらないといけないという状況ではないとは思うんですけれども。

やっぱりこういった再犯防止、私、保護司をやっている中で、本村でも２年ぐらい前までは本当に静かな村で、そんな保護司が必要だなというところまではなかったんですけれども、近年、急激にいろいろな問題が発生して、１人で多く取り扱う事案も増えてきたという中で、私が担当した１人の方は、仕事には就いたんですけれども、その中で自分が犯した罪がその職場に漏れてしまってその日のうちに解雇されてしまったというような事案もあって、大変今、厳しい生活を送っているというような話もあるものですから、そういうものも踏まえて村で何ができるんだろうというのも含めて、ぜひ進めていただきたいと前提にはそれがあるんです。

課長のほうがよく知っていると思うんですけれども、再犯防止推進計画の趣旨というのはどういうふうなものになっているのか、お答えお願いします。

○議長　伊佐則勝　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

再犯防止計画の趣旨というか、再犯の防止等の推進に関する法律というのが基本になっていまして、こちらのほうで第１条のほうに目的という形で書かれておりますが、簡略しますと、基本的に再犯された方々の社会復帰を支援していく、その環境整備をやっていくものだと理解しております。

国の立てています再犯防止計画、県の防止計画見てみますと、やはりそういう環境整備の点が大きく重視されている内容というふうに捉えております。

そのため、福祉計画の中で、やはり居住のサポートとか、高齢者、障害者の再犯者の方々の支援のためのサービス拡充とか、あと先ほど居住サポートもお話ししましたけれども、居住の不安定さがあることで、次のまた罪につながってしまうというようなこともあったりしますので、居住をどういうふうにサポートしていくのかというところは、この再犯防止計画、市町村が立てる防止計画の中の中心的なものになるのかなとは今、捉えているところでございます。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　今、課長の言われたとおり、やっぱり居住の問題とかいろいろここには７つの重点課題というのはあるんですけれども、そういったものを含めて全ての再犯した方々が再犯したんだけれども、地域の方々の支援も受けながら、あるいは行政の支援も受けながらしっかり自立していく、あるいは立ち直っていくという趣旨になっております。

例えば村内にもそういう再犯やられた方がいると思うんですけれども、そういった方々からの相談というのは村のほうにあるのか、それとも直接県のほうに上がっていくのか、そのあたり担当課長、どういうふうな状況ですか。

○議長　伊佐則勝　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

一般的な犯罪を犯された方々の相談というのは、直接的なものは福祉課のほうにはないんですけれども、例えばそれがバックにある可能性がある相談というのは、やっぱり居住の件とか就労の件とかという相談は、生活困窮の相談であったりします。これは県のパーソナルサポートセンターにつないだりとかという対応は今しているところです。

あと、障害を持たれた方、特に精神障害の方で触法の部分で罪に問えず、治療をした後にまた地域に戻る方というのはいらっしゃいますので、こちらの方々は国・県の機関と協力して地域移行を進めているという段階でございます。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　そういうふうにいろいろなサポートができると思うんですけれども、今やっぱり再犯する方々が、残念なことに49%がまた再犯を犯して同じ刑務所に行ってしまうというような非常に大きいパーセンテージになっておりますから、やっぱり地域住民あるいは行政、県もそうなんですけれども、みんなが一体となってサポートしていかないと大変厳しい状況になるかと。

私が一番危惧しているのは、犯罪を犯した方々が村内に多くなりつつある、確実に多くなっている中で、やっぱり地域の周りの方々に迷惑をかけないか、そういうのも含めて心配している部分あるものですから、そういうのも含めてぜひ早急に再犯防止計画を立てて、その方々を見守っていただきたい。

先ほど令和９年の見直しを予定しているということなんですけれども、そのほかにはやっぱり地域福祉計画もつくりながら、その中にはめ込んでいくという段取りで考えてよろしいですか。

○議長　伊佐則勝　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

今、議員おっしゃるとおり、本村でも福祉計画の中で包括的に取り入れて計画として進めていきたいなと考えております。

現に今17か所の市町村のつくっている計画、ウェブで公開されているやつもいろいろ見たんですが、基本的には福祉計画の中で全て関連する項目で再犯防止計画の位置づけを行っているという中身となっておりますので、それを参考にしながら進めていきたいと考えております。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　私、前回も犯罪被害者の支援条例をお願いしました。それも含めていろいろな形で、ぜひ担当課をまたいで福祉課、あるいはまた住民生活課、いろいろなところとよく相談しながら、全ての条例を進めていただきたいというふうに思っております。

これはできるだけ早めということなんですけれども、令和９年度にやるということですので、しっかりそれに向けて条例も整えていっていただきたいと強く願っております。

それでは、次、大枠３番、小学校建設について。

先ほど教育長のほうから、中城小学校は今日

16日に新しい校舎での授業が始まっているということで、本当にすばらしいことだなというふうに思っております。

今、並行して校舎の解体もいろいろ進んでおりますし、そういうところもしっかり対応できているんだろうなというふうには感じているんですけれども、やっぱりその中でも校舎解体をやりながら、今、道そばのブロック塀も撤去していろいろとバス停をつくったり、入口をつくったりということが、見てみましたら行われております。

それについて何かしら問題はないのか、あるいは課題等はあるのか、そのあたりいかがですか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

本日、中城小学校が無事に完成の上、授業を開始しています。

一番気になるところがこれまでの学校の入口を変更していくということで、児童の通学による安全の確保というのは、教育委員会でも重大な要件だというふうに考えています。それを踏まえ、今回、新たに学校の校舎の門の位置を体育館側に移動しています。

それに伴い、以前あった横断歩道も全て撤去し、今新しく引き直しております。できるだけ安全に行けるように、こちらも十分気をつけて事業を進めておりますが、今、学校長であったり、教育委員会、あと保護者、ＰＴＡ等で、入口のほうでの交通安全の指導、協力していただいております。このような中で助け合いながら児童の安全面には、今後も配慮していきたいというふうに考えています。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　私も昨日見に行って、ちょっと状況を確認したんですけれども、確かに課長言われるとおり、今、横断歩道が敷設されてはいます。これはアパートの前と、それから民間のお家の中に入っていくところに近いところ、あるいは駐車場のところにやられているんですけれども、あそこしかなかったのかどうか。

今のところはアパートの駐車場も兼ねているものですから、時間帯は少し違うかもしれないんですけれども、危なくないのかなと。そこに護佐丸バスのバス停をつくってやられているというところも含めて、安全に対しては相当気を遣って、そこに立てたのかどうか。

あともう一件は、体育館の前がブロック塀つぶされて、そこから入口になっていると思うんですけれども、そのあたりも含めて安全面に関してどういうふうに考えているのか、伺います。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

現在開けているところにつきましては、将来的に体育館と学校校舎の間が校門となります。なので、今、横断歩道として設置している場所は、来年度につきましては、こちらが校門になる予定でその配置としています。

現在、解体工事が体育館を残して解体を行いますので、仮囲いがかなり体育館側に近づいていますので、教育委員会としては、入口を裏から回すのではなく、体育館のそばのほうに新たに通路を設置して、こちらからの登校を呼びかけています。

今後につきましては、外構のほうが整備ができてくると、保護者用のロータリー式の駐車場も完備しますので、なるべく安全にできるように、今後も検討して事業を進めていきたいと考えています。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　やっぱり学校というところは、しっかりした安心・安全な場所でなければならないというのが私、第一だと思うので、

そういうところも含めてバス停の移動、あるいはまた入口の移動というのはしっかりと十二分に対策を講じて、絶対あってはならない事故が起きてしまったというようなことにならないように、教育委員会として進めていただきたい。

あと、津覇小に関しては通りがけでしか見られないんですけれども、３階のほうが建設が進められているというふうに私は見ているんですけれども、津覇小については進捗はどうですか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

津覇小学校につきましても、ほぼ中城小学校と同じような造りとなっています。

現在、台風等もなかったおかげで、事業のほうもほぼ遅れなく進んでおります。予定で行けば２月に引渡しを行い、３月に引っ越し、４月からは新たな津覇小学校の新校舎として授業が開始されます。ですので、今の段階では特に問題もなく、進めている状況です。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　トータルして教育長の言われたとおり、進捗は順調だというふうに今伺いましたので、できるだけしっかりとした建物は中小は終わったと、津覇小は今からどんどん進んでいくという段階ですので、スケジュールに沿って進めているところと。

あと、建設費について伺います。

全協でも話があって、今回また議案の追加提出を考えているということになっていますけれども、物価高騰でどうしてもやらなければいけない支出になろうかというふうには考えているんですけれども、もう一度お聞きしますけれども、総額で幾らで、これは中小分幾ら、津覇小分幾らというようなことになるのか、そのあたりはどうですか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　では、お答えいたします。

今回、大きなものが津覇小学校の校舎建設に係る物価改定のほうが一番大きい金額となっています。

さらに、中城小学校では事業費の精算プラス一部外構を２期分、要するに来年度やる外構の部分、現在の新校舎においても一部完了しておりますので、その精算とそれに係る物価高騰があります。

さらに、中城小学校におきましては、今回解体工事を行いますので、学校校舎にアスベストがかなり含まれています。その工事費用も追加で計上という形になっています。

増減は中城小学校で約２億3,000万程度です。津覇小学校で２億1,000万程度となっています。細かい数字等につきましては、今週、議員に説明を行っていきたいというふうに考えていますので、その際にまた細かい数字等を説明したいというふうに考えています。

総額、今回、契約の中では４億1,920万程度の増額の改定契約となります。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　今、総額４億1,000万ぐらいということで、その４億1,000万の追加提案が出た分を差し引いて、これで小学校建設については全ての費用が終了になるということなのか、あるいはまた来年３月をめどに新たな、恐らく物価高騰はそのままどんどん続いていくと私は考えているんですけれども、そういうところも含めてまだある、あるいはこれで終了なのか。一定の担当課としてのお考え、積算はどういう状況なのか、そこを伺います。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

今回で終わりではなく、３月頃に津覇小学校の物価改定の精算、３月時点で精算の部分の改定契約があります。これが４回目になりまして、

次年度、外構部につきましても、中城小学校、津覇小学校同じように事業終了のときに改定契約必要になりますので、教育委員会の中では最高６回、改定契約があるというふうに見込んでおります。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　ということは、また来年度も物価高騰があるなしにかかわらず、追加の費用の支出があるというふうに捉えてよろしいわけですね。

あとは、これから中学校もいろいろと始まってきますし、やはり企画課長が言われる財政的な部分も非常に逼迫してくるというところもありますけれども、造らないといけないのは造らないといけないというところも含めて、ぜひ皆さん共々、学校だけではなくて、様々なところで予算の削減はいつも頭に入れていただきたいというふうに思っております。

次、大枠４番のほう、ござまるしぇ開業について。

私も、開店して２週間ちょっと過ぎたんですけれども、３回ほど寄ってみて、店長あるいはそこの責任者とも話をして、やっぱり来店した方々からも野菜が少ない、大きく言えば買えるものがないなと。私が当初想定していた店舗というよりはおそば屋さんが主なものになって、テレビとか新聞報道でも非常に大きく取り上げられているところもあります。来てみたら、そういうものかなと。

やっぱりござまるしぇとマルシェという名前がつけば、具志川のうるマルシェとか西原のマルシェもそうですし、大きいものを想定して買いに来たんだけど、中城はやっぱり小さいねと。やっぱり４年間、あるいは３年半ぐらいの限定的なものだから、そういうところになっているのかなと納得していただけるところもあるんですけれども。

やっぱり敷地、あるいは建物をそれなりに無償で貸し出している割には、何か品物が高いなと。そばも一番高いもので1,500円ということで、村民ではちょっと食べに行きづらいなと。これは西原のサンエーとかそういうところに行けば、1,000円前後である程度いいものが食べられますよというようなお話もあるものですから、そういうところも含めてぜひ村としてもしっかり対応できるところは対応して、安くできるところは安くしていただきたい。

野菜に関して店長のほうからは、今、夏だからちょっと野菜を取り入れるのが厳しい状況ですと。秋冬になれば野菜も多く出回ってくるし、安くできると思いますよという話も聞いておりますので、そこは期待して今後に生かしてほしいなというふうに思っています。

あと、時間的に11時からが開店ということなんですけれども、これは当初から行政のほうにはその時間帯でお願いをしていますと。11時から３時までが食堂込みの買物もできるところ、３時からは総菜を売って、６時までかな、終了時間が、そういう時間帯というのは、これも事業者の方から行政にその時間帯でやりますという話があったのか。

あるいはまた、延長して、例えば朝早く買いに来たいんだけれども、11時からしか開かないというところもあるものですから、そのあたりはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

当初から運営側のほうで営業時間というのは決めていくということで調整していましたので、アルバイトの人たちを採用するのもいろいろ考えてもらって回転させてということでありましたので、その辺は運営側のほうに任せておりました。

○議長　伊佐則勝　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　今後は、村としてぜひ単価の低減を私は図っていただきたいと。そのまま通常の量販店より高い価格で行ってしまったら、ちょっと難儀するけれども、向こうのほうで買ってこようかというような話も出かねないような雰囲気もあるものですから、そういうところをしっかり農業青年クラブもありますし、あとはまた農業者の方々とも相談しながら安く。

形とかそういうところは別に気にしなくても、安く買えるのであれば、そこに来るはずですので、そういうところも含めてしっかり相談しながら、低減できるところはぜひ低減していって進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わりますけども、最後に、これからも本村については中学校建設、あるいは１市２村で進められている一般廃棄物処理施設事業など、莫大な予算措置が見込まれております。

その中でもやっぱり的確な中長期財政計画、それは５年に一度ではなくて、事あるごとに１年間でもしっかり精査して、それをよく見定めて進めていただきたいというふうなものがありますし、少ない予算でぜひ大きな効果が得られるように、これは執行部である皆さんの力にかかっていると思いますので、職員に対して十分理解させて、そして事を進めていくと。

はっきり言って、二、三年後には中城村は相当の財政負担を強いられて、本当に工事できるんだろうかというような心配も私、しているものですから、村長、副村長も十二分に分かっていらっしゃって、各担当課もそういうところはしっかり精査していると思いますので、十分に考えて、そして職員を納得させ、それに伴った各課の事業を進めていただきたい。

切に願って、私の質問を終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時５０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時００分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

続きまして、12番　金城　章議員の一般質問を許します。

○１２番　金城　章議員　おはようございます。

まず、質問を始まる前に一言だけ。

一般質問は各自各々で考えて出しております。そこで答弁が重複するところもあるかと思いますが、はっきりと同じような答弁でも答弁いただきたいと思っております。

それでは、通告書を読み上げて進めたいと思います。

大枠１、小・中学校建設について。

両小学校の進捗状況はどうか。

②新中学校建設の進捗はどうか。周辺整備計画はどうか。

また、地域説明の予定はいつか。

大枠２、道路行政についてであります。

久場前浜原線出口国道329号信号設置はどうか。これも毎回の質問でありますけれども、進捗はあったかどうか。

②安里中央の入口にセンサー信号設置はどのように進んでいるかどうか。

大枠３、村の住宅建設インフラ整備についてであります。

実際には緩和区域内です。

①中城村内の緩和区地域内は、今後インフラ整備の計画の考えはどう考えるか。

タウンセンター内の農地地目の変更は可能ですか。住宅地として利用できるかどうか。

大枠４、観光協会・社会福祉協議会事務所設置について。

①観光協会の事務所設置を中城城跡周辺へ建設の考えはないか、どうか。

②社会福祉協議会の事務所建設の考えはあるかどうか。

今、吉の浦会館で事務を行っていますけども、手狭のような感じします。

③観光協会と中城城跡共同管理協議会との業務内容の違いについて。

また、中城城跡観覧者数増に向けてどのように取り組むか、また目標数はどうか。

大枠５、村長の政治政党の立ち位置について。

①村長の政治的な立ち位置は、どのように考えているのか。

また、去った７月に参院選がありました。どの位置でどなたを応援したか、ぜひよろしくお願いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、金城　章議員の御質問にお答えいたします。

大枠１の小・中学校建設については、教育長が答えます。

続きまして、大枠２の道路行政についてでございますけれども、お答えいたします。

御質問の当該箇所につきましては、これまで要請や現地の確認を行ってきましたけれども、宜野湾署のほうからは、①久場につきましては設置が厳しい、そして②の安里につきましては、中学校移転後に交通量を考慮し、信号機設置の検討を行うという説明を受けております。

続きまして、大枠３の村の住宅建設インフラ整備についてお答えいたします。

今後、インフラ整備計画の考えはどうかという質問でありますけれども、現在の村内道路は、舗装の設計耐用年数がほぼ切れておりまして、多数の交通上危険のある村道の対応に苦慮しているところでございます。そしてまた、幅員の狭さなども様々な課題となっております。

そのため、道路整備事業の方針といたしましては、地域の要望を基に修繕箇所が広範囲に渡る箇所を事業化いたしまして、補助金を活用した修繕を行っております。

まずは、住民が安全・安心で住み続けられる環境を整えるため、危険箇所へ対応し、解消後に新たな住宅建設のためのインフラ整備を目指してまいります。

続きまして、②のタウンセンター内の農地地目の変更は可能ですか、住宅地としてどうですかという質問でございますけれども、農地法に基づきまして許可を受ければ、農地転用は可能であります。

しかし、中城村役場周辺地区地区計画地区内において、農地を農地以外に転用する場合は、他の地区と同様に県知事の許可が必要となります。

続きまして、大枠４の観光協会・社会福祉協議会事務所設置についてお答えいたします。

まず、①の観光協会の事務所設置を中城城跡周辺への建設の考えはということでございますが、中城城跡周辺に観光協会があることが私も理想だと考えております。

続きまして、②社会福祉協議会の事務所建設の考えはあるかという質問でございますが、社会福祉協議会は行政の一定的な支援は必要と認識しております。

しかし、本村の財政事情も踏まえますと、社協の事務所建設を本村で行うことは困難であるとも考えております、しかし、今後は社協との意見交換を重ねまして、地域福祉の推進に取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、③の観光協会と中城城跡共同管理協議会との業務内容の違いはという質問でございますが、違いといたしまして、観光協会は中城村各種産業等と連携し、村内の観光振興に寄与することを目的とした団体でございます。

そして、中城城址共同管理協議会は、中城城跡の保全、そして管理、活用に特化している団体と認識しております。

２点目に御質問の中城城跡の観覧者の増加に向けては、中城村観光協会と連携した集客活動を継続していきます。目標数といたしましては、

まずはコロナ前の水準の約12万人を目指して、取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、大枠５の村長の政治政党的な立ち位置について、どう考えているかという質問でございますけれども、これまで私が国政政党に所属したことはございませんけれども、今の村長としての私の立ち位置は、村民の暮らしと、あと村益を最優先に考える、一言で言えば村民ファーストでございます。

以前は、村議会議員になりましてすぐに、県内の女性議員と共に集まっているチームがありまして、そこで勉強会をしたりですとか、国会要請に行ったりですとか、そういうことは行っておりました。それは現在、地域政党のほうになっておりまして、地域課題解決のために活動をしている沖縄うないという団体が今、活動を活発的に行っているというのは認識しております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　金城　章議員の御質問、大枠１の①の進捗状況についてお答えします。

大城議員の答弁と重なりますけれども、中城小学校は、本日９月16日より新校舎で授業を開始しております。

津覇小学校の校舎建築はおおむね計画どおり進んでいます。

②中学校建設は、基本設計の打合せ協議を進めています。

移転先周辺の整備については、事業者や各関係課とも協議を行い、整備が必要なものについては依頼していきます。

③地域住民への説明会は開催します。時期や説明内容などは、事業者とも調整してから開催日時は今後決定していきます。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、再質問します。

小学校建設は、今日から中小が新校舎利用ということですので、１つだけ。

先ほども答弁ありましたけれども、最近、私も孫を迎えに行くとき感じたことありまして、登下校の際にやはり乗り降りするための場所、そこが混雑して、それと向かいにも車も置けない状況がたまにありますので、その件に対して今、校舎側の塀も、吉の浦線の道路側もまだ工事が始まる。

そこで、どのような計画を立てるかどうかだけ、出入口で。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

各小学校において、通学の際の車での送迎だったり、児童の徒歩での登校であったりにつきましては、これまでも学校からそのように安全を十分取った上での登校をするようにということで通知をしてきています。基本的には、学校のすぐ周辺では乗り降りしないように、学校からは指導を行っていただいております。

今回の中城小学校の校舎建設の外構の工事が終わりましたら、この外構のほうでは先ほど大城議員に答弁しましたように、保護者の送迎の乗り入れができる駐車場を整備しようと進めていますので、今後はそちらのほうでの乗り降ろしもできると思います。

現時点では、これまでもですが、学校周辺での乗り降りは基本的にはしないようにということでの指導をしてきております。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今、課長のおっしゃることよく分かるんです。しかしながら、保護者はやっぱり登下校の際に送り迎えを安全な面でもやっているかと思いますが、そのロータリー的なことをやっていかれると。

そうしたら、下校の際、学童の迎えの車と保護者の車が交差する点があって、そこを分けても、そういう保護者の出迎えのロータリーとか

設置は可能なのかどうか。

それと、新校舎のときには保護者へ、学校の周辺で降ろすなと言われても、実際には中学校のように送迎バスがあればすぐそこの校内に降ろせるんですけれども、中小については送迎バスもない状態だと思いますが、そこをどのように解消していくかの問題です。登下校する際も公共交通を利用してやっていけと言うのか、周辺整備するまで。

今は新校舎は出来上がった状態では、通り抜けができる状態で施工する予定ですよね、道路は下のほうに。そこでもこの乗り降りはできるものなのかどうか、どう考えますか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

基本的には、保護者のほうの送迎につきましては、学校校内での送迎はできない形になっています。

これまでも、中城小学校において、学童の送迎であったり、部活動等の送迎につきましては、お互い協力してもらって安全な形で駐車をしていただいております。

今後、今、新校舎の下のほうにつきましては駐車場をある程度整備していますので、学童とまた部活等の送迎につきましてはそちらを利用していただこうかというふうに考えております。基本的には、これまでどおりの扱い方でやっていくことで考えております。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　登下校の際の保護者の乗り降りの場所はないということですね。

学童と部活の送迎についてはちゃんと確保するということ、そこの場所を設定するということですよね。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

確保というか、学童につきましても、学校から学童への送迎のための一時停車を許可している形になります。こちらにずっと停車するというわけではなく、児童を放課後お迎えする時間にこれまでも利用していただいています。

部活等につきましては、学校終了の５時後、６時後から保護者が止めに来ますので、今回、体育館の前のグラウンド整備を行っていきますので、そちらには止められませんので、下の１階側の駐車場を利用していただこうというふうに考えています。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　課長、止める場所を確保できるかどうかだけ。一時的でも確保するんでしょう。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　１階部分のほうに外来駐車場も設置していますので、そこのほうで確保できます。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　ぜひスペースをちゃんと確保していただきたいと思います。

それと、②、③は一緒ですので、説明会を予定しているということですけれども、それと周辺整備については、僕は以前から求めている西側の河川維持管理道路と安里のムラガーへの通路としていつも求めていますけれども、その件は実際に計画的にはどうなりましたか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

現在、中学校整備を行っていく中で外構のほう、金城議員おっしゃる部分につきましては、敷地内を通してそちらの場所に通れる通路を確保していきます。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　課長は同じ答弁しかしませんので、村長に質問します。

学校内を通って拝所とか河川敷に行きなさいということ、今、答弁はそういう答弁だと思います。学校敷地内をそこに行くために一般住民が通って、どのような感じしますか。安里のムラガー、拝みがあるんです。そこに施設内を通って行けと答弁なんですけれども、そのことについてどう考えますか。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　先日、私もその場所を見させていただきましたけれども、これまで章議員がいろんな要望などをしてきました。また、今後、さらに担当課と協議をしまして決めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、副村長に伺います。

今、中学建設の上のほうに安里地区から山手のほうからの河川敷があります。その河川敷の維持管理は、校舎内からの通路しかできないということで答弁があります。この河川敷の工事に際して、維持管理はどのように進めていけると思いますか。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　お答えします。

河川の維持管理については、これ公民館側から来ていると思うんです、国道を横断して。その辺の下のほうの河川敷については村が管理しながら今やっていますので、それから学校計画の中に河川が入ってくると計画になっていますので、その辺も維持管理についてははっきりどこがやるかというのは、恐らく村の都市建設課が今後関わってくるだろうと思っています。

以上です。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、都市建設課長、今の副村長の答弁ですけど、道路がない状態で維持管理は可能ですか。

安里の公民館側からの排水の河川敷じゃなくて、住宅側からも北側からももう一つ交差して河川がありますが、そこは、維持管理できていない状態です。

今議会で、新たに重機使用料で、排水路に木が大きくなって撤去費用が出ましたよね、補正に。そういうことで、今、つないでいる河川にも、これまで１回も整備されていないところがあります。

そういう維持管理もできる状態じゃないところをどういう形で維持管理するのか。そこに重機が入ったり、そういう道路がない現状なんですよ。どう考えますか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　今、おっしゃられている場所には学校敷地以外に里道等何もないので、河川に関しては学校敷地に向かう河川について維持管理が必要な場合は、周辺隣地の許可を得てそこから入っていって整備するしかないと思っております。

また、金城議員がおっしゃられるムラガーへ行く道というもの自体が里道とかそういうものがあれば、やはりうちのほうで整備していくということもあり得るんですけれども、もう既に学校敷地内しかないので、それをセットバックして道を造るかといったら、誰が管理するのか、学校が敷地の外を整備するのかということにもなると思うので、学校敷地内を通ってということでの教育総務課長の答弁だと思われます。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　前も同じ話ししましたけれども、このムラガーも昔から拝みで、沖縄で言う正月の初水くみですか、それをくみに行っているところなんです。土地改良時になくなったか、もともと井戸への里道がないのか、そこは僕は分かりませんが、しかし、これまでみんなが水をくみによく通っているところです。ほとんど雨が降らない状況でも、安里のムラガ

ーだけは水が湧き出ていたりということです。そこに水くみに行ったということです。

皆さん、里道がないとおっしゃるけれども、中城村で村史跡に指定しましたよね、ムラガーも。今、ムラガーに行く農道もある。里道がないということ答弁しますけれども、農道を通ってムラガーに行っているんですよ。その農道の代替は造るべきじゃないですか、どうですか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　学校建設を行っていく上で、敷地の通路を造るか造らないかも一応検討はしました。

ですが、ここの部分に道を通してしまうと管理の問題がいろいろ出てくるところと、あと現在、校門側からも造園のほうからも、中の通路は外壁に沿って歩道または管理するための車道も造っています。ですので、そちらを活用していただくほうがより安全で、そちらのムラガーに行くにしても通行路というふうにこちらを考えて、今、設計を進めています。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　もう少しだけ、課長。

農道は１人でも通れば農道を活用していることですよね。しかし、皆さん方、学校を造るために農道をつぶす、その代替も造らないと。通り道はあるべきじゃないですか。ムラガーの上に農地もあるんですよ。

それと、都建課長、先ほど河川維持は近くの敷地を利用して維持管理をするという答弁ですけど、毎回のごとくそういうふうにやるのかな。

仲松冷凍の裏の北側にもう一つ河川があるの御存じないですね。公民館側からの大きい河川だけ。同じようなものがもう一つあるんですよ。先ほども言ったように、そこは一度も整備もされていない。そこへも入っていけないです。

どこを管理するかの問題じゃなくて、今、管理の問題出ましたけど、ＰＦＩで管理して、ＰＦＩの精算後に皆さん方、どこがそこの管理が入ると思いますか、学校建設内に。

もともと村内業者が要するにやってきた維持管理も、その期間が過ぎればどこの世話になるか。河川維持も一緒なんですよ。ぜひ周辺住民が納得できるような考えで進めてほしい。

もう一度だけ、村長に伺います。

学校は今、不審者情報とかあったら、すぐに保護者にメールが届くそうです。毎回のごとくこの道路をぱっと使用して、不審者かどうかという判断はできるかどうか。安全のためにどう思いますか。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１１時３０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時３１分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

金城議員がおっしゃる部分につきましての防犯につきましては、この部分については通路的に囲いをするなどして不審者対策を行っていきたいというふうに考えています。

あと、学校には防犯カメラ等の設置もしていきますので、あわせてそれで管理していきたいと考えています。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、章議員の再質問にお答えいたします。

今、課長が話しておりましたように、やはり学校は安心・安全でなければいけない。不審者対策もしっかりやっていく、防犯カメラも設置するということでございますので、私の意見としてもそれでございます。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　村長、もう一度だけ。

防犯対策をする、防犯カメラを設置する、僕はそのことを問うているんじゃないです。毎回

のこと、不審者かどうかを誰がチェックするのか。校舎内は安全・安心ということ皆さん言いますけど、そこじゃない、分けてほしいと言ってるだけよ、僕は。

そこに防犯カメラも設置する、不審者情報もあるからということでそこでやると。毎回、通る人を誰が不審者なのかどうなのか、どこで判断するの。それを問うているんです、村長。校舎内に入っていくのが不審者なのかどうなのか、毎回チェックしてそれをやるのかどうかです。

同じ校舎内でも要するに道路として、教育委員会がこの土地購入してからそういうことになると考えますが、しかし農道の代替は造るべきだと思っていますので。

もう一度、副村長にも、地滑り側からくる河川じゃなくて北側にもあるんですよ、そこは分かりますか、整備されているかどうかだけ。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　お答えします。

北側の河川についても、これも国道からＹ字型に入ってきているのは承知しています。ただ、そこも河川に入っていけないものですから、維持管理が厳しいところではあります。以上です。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　副村長も分かっていますよね。都建課長はまだ見ていないのか、どうなのか、そこの維持管理も、道路もあるんですよ。

農道も公共で使用するのであれば、代替ぐらい造ってほしいです。そこはぜひ考えていただきたい。説明会にはほとんどこういう意見をおっしゃったら、文句しか出ないですよ。ぜひ考えてください。

次に、また移ります。

①です、久場前浜原線の国道出口ですか、入口ですか。そこの信号、もう一度、村長からの答弁は宜野湾署が駄目だということで。ちゃんと担当と会って協議したかどうかだけ。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　金城　章議員の御質問にお答えします。

久場のほうの信号の設置ですけれども、令和７年２月の末に文書での要請は直接行っていませんけれども、宜野湾署の担当と現地の確認をして、状況の説明というのは行っております。以上です。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　現状は、久場の公民館入口の横断歩道、信号ですね、それが重なってできないと思います。改善策とかはまた協議して、ぜひ信号をつけていただきたい。そうしないと、久場前浜原線は３億円余りお金かけて利用者が少ないということは、無駄なものだと思いますけれども。

今後そこにいろいろ企業とか、また住宅地もできるはずですから、いろんな建物ができたら、そこで利用者が多くなる。そのことがありますので、ぜひ早めに検討してください。

それと、②安里中央入口は、中学校建設の後に調査してやるということ。これも一緒に早め早めに解決しないと、この信号は出入りで一番事故の多いところなんです。今までも何度か事故がありました。これも早めにぜひ解決をしていただきたいなと思いますので、同じ質問、またしますので、ぜひ協議は行ってください。

３については、タウンセンター内もありますけど、村内各地域に緩和区域あると思います。予算はないと行政はおっしゃいますけど、１本の道路をつけたら、また住宅ができ、村民も増えます。そんなことを考えて、年に１本ぐらいは新設道路をぜひ造っていただきたいなと。緩和区域内でですよ、整備もしていただきたいなと思って、質問を出しましたので、これは今度やりますので。

次、大枠４、観光協会。

観光協会も今、城跡を利用していろんな事業

を今年もやりました。そこでの観覧者は多くなっている、しかし、本当の城跡を見に来る観覧者がどのくらいなのか、そこは課長、把握できていますか。去年でもいいですから、結果出たので、観覧者が何名ぐらいなのか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

去年、10万3,521人の観覧者がおりましたが、城跡だけの観覧者というのは把握しておりません。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、もう一度、村長に。

今、イベントを開いたら、観覧者が多く入っています。観光協会はイベントを何回も企画します。また、村祭りもあって、そこで数が増えていると思いますけど。

もっとそこを利用できるようなもの、それと観光協会の事務所をそこに設置すれば、観光協会もまた活動しやすいんじゃないかというふう思いますけれども。

今回の一般質問で、一番最後には石原議員も観光協会の事務所の設置を出していますけど。皆さん、一般質問では書く時間があるので、後先ですけれども、みんな同じ考えなんです。私はこの周辺で出したのは、前のホテル跡地、そこを県に要望して複合施設なりを造って、村の観光協会、北中なんかもそうですけど、統合して一緒に観光協会を入れて、そこの城跡の活性化ができないかどうか。これはこれからの検討ですけれども、ぜひ跡地問題、利用しながら造っていただきたい。

それと、今度、補正に上がっていました共同管理事務所内をまた少し大きめに造って、そこに入れるかどうか。ぜひ固定したところを、せっかく村長が会長ですので、考えていただきたいと思います。

それと、予算、聞きましょう。

課長、城跡の観覧料は去年で幾らなのか。

それと、中城城跡共同管理協議会の負担金の金額、それと観光協会のこちらの負担金、給料を含め観光協会には幾ら予算かかっているのかどうか、負担しているのかどうか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　令和５年度の負担金で説明しますが、2,710万5,000円、うち職員給が1,574万というふうに把握しております。

観覧収入におきましては、約3,000万程度です。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　これも令和５年度で申し上げますと、1,389万1,000円、職員給に関しましては783万9,000円となっております。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　城跡管理協議会、村長、これも北中と合同ですよね。観光協会は別です。以前も話しましたが、統合したらその予算的なもの相当減ってきます。金額出したんですけど、あえて金額は言いませんけど、これはまた検討してください。観光協会を統合するに当たり、事務所も同じく統合して、管理業務で一緒に、この観覧料3,000万しかない。管理協と共同管理組合、これ合わせたら幾らぐらいの負担になっているかどうか。利用度を今、観光協会が城跡の跡地を使っていることが一番の問題ですので、ぜひそこを統合して、大分予算削減できるんですよ。積算してください、課長。次に質問しますので、どのぐらい要するに負担が減るのかどうか。統合した場合、どのぐらい負担が減るかどうかだけ、また次に質問します。

○議長　伊佐則勝　以上をもちまして、金城章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時５２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

続きまして、６番　安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○６番　安里清市議員　６番　安里清市でございます。

改めまして、グスーヨー、チューウガナビラ。

議長の許可を得て通告書に従いまして質問をいたします。

大枠の１番から、消防行政について。

中城北中城消防組合（以下消防組合と言う）における定年退職者を除く早期退職者の現状について伺います。

①消防組合の令和７年４月の職員数を伺います。

②令和７年度の早期退職者数（予定者を含む）及び採用人数を伺います。

③直近５年間の早期退職者数（勧奨を含む）を年度ごとに伺います。また、年代（20代、30代など）も伺う。

④早期退職者の退職理由は把握していますか。

⑤早期退職者の退職理由の把握のために消防組合管理者として実施した行動を伺います。

⑥早期退職の理由は職員間のあつれきによるものではないでしょうか。消防組合管理者として実態把握のためのアンケート調査は必要ないでしょうか。

大枠２です。

待機学童について。

小学校建設により新たに待機学童の発生はないか伺います。

①ひだまり学童クラブの現状、児童数・施設等・待機学童数を伺います。

②つはっ子学童クラブの現状、児童数・施設等・待機学童数を伺います。

③学校建設とは直接関係はないですが、令和７年度から新たに認定学童になったにこにこ学童クラブの現状、児童数・施設等・待機学童数を伺います。

④ひだまり学童クラブは、中城小学校建設に伴い活動の場が変更になると考えられます。行政として活動の場を確保するための支援が可能か伺います。

大枠の３、一斉清掃について。

①自治会ごとの地元企業の、一斉清掃への参加状況を伺います。

②中城村として一斉清掃に地元企業への参加協力要請文書を出すのは可能でしょうか。

③住民の参加者数は、自治会・世帯ごとにいくらですか。

④住民の参加者を増やす取り組みの現状を伺います。

⑤草刈り機の燃料代などの村負担を求めます。

以上、よろしくお願いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、安里清市議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１の消防行政についての①消防組合の令和７年４月の職員数は、令和７年４月現在では66名でございます。

②の令和７年度の退職者数は、早期が１名予定、勧奨が２名予定でございます。採用人数は、令和７年４月１日、採用人数は７名でございます。

続きまして、③の直近５年間の勧奨退職と早期退職者は、年代ごとに、令和２年度、早期が１名、30代です。令和３年度が勧奨１名、50代、早期が１名、30代。令和４年度が勧奨１名、50代。令和５年度が早期２名で、20代１名、30代１名。令和６年度が勧奨が１名、50代、早期が

３名で、20代１名と30代２名の計６名でございます。

続きまして、④早期退職者の退職理由はということなんですけれども、中北消防からの情報では、消防業務が「割に合わない、他に魅力を感じる」の理由で転職した方が４名、「自分の性格やスキルに合わない」の理由での職業選択の不一致が２名、消防業務の責任の重さによるメンタル不調が１名ということでございます。

続きまして、⑤退職理由の把握のために消防組合管理者として実施した行動は何かということなんですけれども、消防組織の現状を把握するため、これまでの退職者の状況確認と組織体制の状況について、消防長などに聞き取りを行っております。

続きまして、⑥消防組合管理者として実態把握のためのアンケート調査は行ったかということなんですけれども、近年の退職者数の増について現状を確認し、今後の安定的な組織運営を考えるために内部状況などを把握するために必要でありましたので、消防職員へのアンケート調査を８月に行っております。

続きまして、大枠２の待機児童についてお答えいたします。

①のひだまり学童なんですけれども、これ、現在のなかぐすく児童クラブというふうに名称が変わっておりますので、それで御説明をいたします。

なかぐすく児童クラブの現状についてでございますが、９月１日現在で、児童数が70名、中城小体育館内での施設となっております。

もう一か所が支援センターの１か所で運営をしておりまして、待機児童は３名となっております。

次に、つはっこ学童クラブの現状についてでございますが、９月１日現在で児童数が80名、施設が津覇小学校体育館と借家の２か所で運営しておりまして、待機学童が１名となっております。

次に、にこにこ学童クラブの現状についてでございますが、９月１日現在で児童数が45名、プレハブの１か所で運営をしておりまして、待機児童は３名となっております。

あと、なかぐすく児童クラブについては、利用した場所が、これまで中城小学校内の多目的教室で利用しておりましたが、これが解体ということになりますので、現在は中城小学校の体育館内とござまる支援センターの２か所で場所を確保しております。運営等の支援をしております。

今後も、子供たちにとってよりよい受入れ環境を確保していくよう努めてまいります。

続きまして、大枠３、一斉清掃についてでございます。

お答えいたします。

毎年５月と10月の第３日曜日に、村内一斉清掃といたしまして村民の皆様の御協力の下、地域の環境美化に取り組んでいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

それでは、①から⑤につきましては、一括してお答えいたします。

令和６年の５月に実施をいたしました一斉清掃の際は、３社の参加があったと報告を受けております。要請につきましては、可能だと考えております。

住民参加者数につきましては、５月実施の際は、1,279名の村民の皆様の御参加がございました。

参加者を増やす取組といたしましては、広報誌ですとか、あと防災無線、ＬＩＮＥ、ホームページ掲載等を活用し周知を行っております。

⑤の燃料代等の村負担については、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　御答弁ありがとうござ

います。

それでは、項目に従いまして再質問をさせていただきますが、消防行政について、早期退職者の現状について御答弁をいただきました。

消防隊員は、子供たちの憧れの職業として将来なりたい夢の上位にあります。

職員は、救急救命士の資格も取得し、採用試験を経て晴れて消防吏員として採用され、厳しい訓練を経て村民のために懸命に働く決意だったと思います。

そして実際に、救急活動に限らず、火災現場での活動や救助活動など頑張ってきたものと推察いたします。

これから円熟のときを迎え、さらなる活躍が期待される20代から30代というときに至り、早期退職を選択せざるを得ない状況というのは、御本人に限らず、村民においても大きな損失であります。

職員として採用されてもすぐに現場に赴くわけではなく、最低６か月の初任者研修を終了し、救急研修課程やその他の教育課程などを経て現場に赴くことになります。これらの研修に要する費用や現場に出ることができない研修期間の給料や手当てなどについても、消防組合の負担となります。言い換えれば、構成する中城村と北中城村の負担でございます。

このような大きな負担をしながら育成をした隊員の方々で、令和２年から令和６年までの間に勧奨退職を除く20代と30代の方７名が早期退職をされ、勧奨も含めると10名の方が退職ということであり、看過できないことでございます。

そこで、村長には、早期退職者の多さに対する見解をお伺いいたします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、安里清市議員の再質問にお答えいたします。

ただいま、早期退職者の多さの所見ということなんですけれども、やはり１年前に私就任をいたしまして、あまりにも消防職員の皆さんの退職が非常に多いなということで、それ原因は何なのかということで、いろいろと消防長ですとか、職員の方々に理由を聞いてまいりました。様々な理由はありましたけれども、今消防でできること、早急にやるべきことを、今消防長をはじめ副管理者とともにいろいろと解決方法を模索しているところでございます。

非常に、20代、30代というのは、やっと資格を取って一生懸命村民の皆様のために頑張っている年代でありますので、非常に続けてほしいなという気持ちはございます。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　そうですね、村役場における早期退職者の状況についても、総務課より資料をいただいて確保はしているんですけれども、あまりにもそのパーセントが高過ぎるというようなことで危惧しまして、今回の質問に至っておるわけでございます。

退職をされる方々について、その理由をお伺いをしているんですが、メンタルが合わないとか、ほかに魅力を感じるとか、いろんなことをおっしゃっているのが７名の方のうちであります。

早期退職者のうちで、退職理由として回答していただかなかった方々、勧奨を選ばれて定年までもたなかった、もたなかったというと語弊があるんですが、定年を待たずに辞めざるを得なかった方々、その方々についてもそれぞれの事情があり、回答を控えざるを得ない方もあったのだろうと思われます。

ただ、回答を控えられた方々の中にこそ言葉では言い表すことのできない重大な事柄があり、それらの事項の解決が職場環境の改善に直結するような事柄があるのではないでしょうか。管理者としては、今後も職場環境改善のために、原因の究明、聞き取りに向けて鋭意取り組んで

いただきたいと思います。

そこでお伺いしますが、どのような改善があれば、今原因が定かでないような状況の中で、非常に混沌としてはいると思うんですが、どのような改善、取組があれば、早期退職者を減少させることができるのか、そういった観点から早期退職に至る原因とその経緯の、どうしてそういうふうになったのかについて、踏み込んだ対応をしていただきたいと思っているんですけれども。

去った８月にはアンケート調査をされていただいているんですが、さらに踏み込んでどうにか的確な情報をつかむ対応がないのか、そこら辺についてお考えのことがありましたらお伺いいたします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　もちろん、消防職員も私たち村役場の職員と同様、しっかりもう大切にして守っていかなければならないというふうに思っております。だからこそ、今回、全消防職員に対しましてアンケート調査を受けて、外部みたいな形で進めてきました。

今後、精査をしながら、いろんな意見、要望などもありますので、これはもちろんプライバシーの問題とかもありますので、何もかもが全て公表するというわけではないので、しっかりと今後、アンケートはスピーディーにやりましたけれども、今後は、できることから早急にするべきことは早急にする、でもやっぱり、人の気持ちも入ってきている問題でありますので、それはプライバシーをしっかりと考えながら、今後、精査してやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　頑張って、取組も期待したいと思っております。

職場環境の改善のために、やっぱりアンケートもおっしゃるようなことで必要、大切なものだと思いますけれども、消防本部前における職員同士、管理職の方々と職員の信頼関係が職場環境の改善には非常に欠かせないものと思います。

残念ながら、職場関係の信頼関係については、よそからの働きかけでそういったものを改善するとか、構築するとかいうことは大変難しいと言わざるを得ません。しかしながら、傍観していくというようなことでは、現在の状況は少し厳しいものがあると思います。

村長には、管理者としての立場から、消防本部における管理者と職員との信頼関係についてもよく注意され、場合によっては助言、指導も含め、消防組合管理者としての責務に精励されるよう強く求めてまいりたいと思います。

ちなみに、就任されてから、月に何度ほど消防のほうには足を運んでいらっしゃるのでしょうか。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　就任して１年、どれだけ消防に行っているかということなんですけれども、もちろん消防のほうから要望がありまして行くこともあります。そのほか管理者、副管理者の会議、もちろん議会もありますので、それ以外に私からの要望ですとか、あと状況確認のために私から足を運んだことも数回はございます。ちょっと何回かというのは分からないんですけれども、必要に応じて私のほうから足を運ぶようにはしております。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　ありがとうございます。

今回、この早期退職について、どういったふうにするのかというようなことについては、非常に混沌として、どうしたらいいのかというふうなことで、迷うところでございます。

ただ、その中で、職員の採用の確保を、消防力の整備指針という国が定めた基準がございま

すが、それについてもある程度留意されていらっしゃるのかと思います。そして、年休の取得権を確保しないといけないだろうということと、それから育児休業制度の充実など、最近の若い方々が多くなっているんですが、育児休暇を取るのがはばかられた時代ではなくて、職場自体も育児休業を盛んに取るんだということでの推奨をしているような状況の中で、そういうものの充実をさらに含めながら、魅力ある職場環境の実現にも努めていただきたいと思います。

話が前後しますけれども、近年の職場環境におけるあつれきの問題については、兵庫県庁や沖縄県南部の自治体における状況を見ていますと、真相に迫ることの困難さも痛感します。いわゆる、被害者側と加害者側の双方の間に起こった事件に対する認識の違い、立場の違い、そもそもその事項が問題になるかどうかの受け取り方の違いなどから発生するものかと思われます。

今後のアンケートの実施が、実のあることになるためには、まず第三者によるものであること、そして匿名であること、回答者の立場が安全であること、安心して素直な回答ができることの担保や回答者のサポート体制がしっかりしていることなど、その他慎重な取組が求められます。

そこで伺いますが、次回アンケートの実施について、大まかで結構でございますが、予定期日や内容などについて御検討されているか、お伺いいたします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　現在行ってきたこのアンケートが、８月でございますので、まだ一か月しかたっていないので、今後また細かく精査してまいります。

次のアンケートの内容というのは、まだ協議もしておりませんし、今のところ考えておりませんが、今後は必要であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　ありがとうございます。

今回この質問は、消防の方々の生き生きと誇りを持って活動され、中城村と北中城村の住民、村民のために頑張って働いていただくことを念願して行っております。

実際、どうすればこの早期退職者の減少をさせることができるのかについて、私自身もよく分かりません。退職された職員に話を聞ければまだいいのですが、しかし、退職の原因は確かにあるはずです。ほかの自治体の消防にあって、中城北中城消防にないものは何なのか、その逆に、中城北中城の消防にあって、よその消防の組織にないものは何なのか、比較検討することも一つの方法なのかもしれません。

ところで、退職者が出たからといってすぐに採用の新採用で代替えができるものでも消防の場合はございません。消防の人員補充の難しいところですが、現場に出るためには約１年間のタイムラグがあります。その間の在職者同士での最低確保人員の確保がかなり厳しい状況であると聞いております。そのために、超勤時間の増加や年休の取得制限が予想されます。加えて、産休、育児休業取得者の増加というものもあり、まさに負のスパイラルに陥っているというような感じがございます。

状況はかなり厳しいものであります。働く職員のため、村民のためにも、村長には問題解決に向け、管理者として職権も、管理者としての権利も行使をしながら頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、大枠２の待機学童について質問をいたします。

今回御回答いただきましたけれども、待機児童が、３名、３名、１名というふうなことで、そんなに多くはないのかなというふうなことも

思いますが、それについては、１名の学童待機であっても、やっぱり親としては入れたいところに入れられないということで、朝の通勤、それから通学に、ほかの子供たちを送っていくときに非常にストレスであることだと思いますので、そこら辺についてもまた改善の余地があるのかなと思います。

④のほうで、小学校建設に伴い、活動の場が変更になるということで、支援ができないかということをお伺いいたしましたが、それについて再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長　伊佐則勝　こども課長　比嘉昌子。

○こども課長　比嘉昌子　なかぐすく児童クラブにつきましては、これまで小学校のひかりホールの１階のほうの多目的教室で実施しておりましたが、解体となりましたので、現在、中城小学校の体育館の２階を使わせていただき、そして、吉の浦のござまる支援センターのほうで一部供用で場所を確保して運営を実施しております。

今後も、子供たちにとってはよりよい受入れ体制を確保できるように、関係機関と協議をしているところでありますので、もう少し今のところで。小学校の体育館はずっと使わせていただけるというふうに確約はいただいているのでそこは大丈夫なんですけれども。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　ひかりホールでこれまで行っていた分が、多分、児童吉の浦支援センターのほうに移動したというふうなことで解釈はしているんですが、この問題については、以前から学校建設に伴い、そこで活動している学童クラブの活動の場をどうするんだというようなことで、一般質問でも何回か、私以外にも取り上げていただいているんですが、これまでそういったことで、新たな施設を模索するというようなことができなかったことについて、どうだったのかなと伺いたいと思うんですが。

現在の、また支援センターの状況、ある方から聞くと、どうも小さな１歳児、２歳児ぐらいの子供たちと一緒にパーティションで仕切られたところで学童が行われているというふうなことがありますけれども、その学童としての施設を造るということは、やはり当事者の責任の上で造られるべきなんですが、今回お話しをしているのは、学校建設に伴って場所が移動になったというふうなことで、行政としての支援がさらに必要なのではないかという観点から質問しております。御答弁お願いいたします。

○議長　伊佐則勝　こども課長　比嘉昌子。

○こども課長　比嘉昌子　新しい施設を整備することにつきましては、現在関係機関と協議中でありますので、建設に向けて取り組んでいるところでございます。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　突っ込んだ話で非常に申し訳ないんですが、協議はどれぐらい重ねられて、例えば、めどとしては令和７年度末完成とかいうようなところまでお話しされているのか、お願いします。

○議長　伊佐則勝　こども課長　比嘉昌子。

○こども課長　比嘉昌子　令和７年度中は整備はできないですので、令和８年度以降となります。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　協議は行われているわけですから、７年度は無理で８年度にはできるというふうなことなのか、お願いします。

○議長　伊佐則勝　こども課長　比嘉昌子。

○こども課長　比嘉昌子　こちらに関しては、県との協議もございますので、８年度以降ということで進めております。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　沖縄県のほうとの協議を経て進めていくということで、できるだけ早い時期に、行政のほうで建物を造ってどうぞ使

ってくださいというわけにはいかないですので、そこら辺はしかるべき、しっかりと協議を進めながらやっていただきたいと思います。

あと、津覇小学校からも、つはっ子クラブについて、その移動先が、今体育館で半分ですか、あと民間の施設を借りてやっているということなんですが、そこについても何か協議を重ねながらちゃんとしたところにもっていくというふうな話があるのかないのか、お願いします。

○議長　伊佐則勝　こども課長　比嘉昌子。

○こども課長　比嘉昌子　つはっ子学童クラブにつきましては、同じく津覇小体育館の２階を使わせていただいて、そちらと借家と２か所、現在行っておりますが、新しい施設の要望は聞いてはおりますが、現在のところ、県との協議中でございます。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　つはっ子のほうも県と協議をやっているという理解でよろしいですね。速やかに協議が進んでいくように見守りたいと思います。

一斉清掃について、大枠の３の村として企業への協力要請をしていただきたいという趣旨でお話しをしているんですが、先ほどの御答弁では、３社ほどが御協力いただいたというふうなことがあったんですが、地域で事業を営んでいる事業者ですので、地域への貢献について非常に関心があるのだと思います。呼びかければ参加も可能だと思われます。

地域においては、参加者の高齢化、どこでもそうだと思うんですが、刈り払い機などを持参する方も大変少なくなってきております。企業の方々には、一度御案内を、ぜひ協力をお願いをというようなことで、そんな目立った大きな企業だけではなくて、各自治会、地域内にある小さな会社も含めて、協力要請の文書を一度出せば、最初は、少し苦労があるかもしれないんですが、年に２回はその文書が出せるんだというふうな枠組みを作ってしまえば、２回目からはスムーズな発出ができるんだと思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、御答弁を。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　安里清市議員の御質問にお答えします。

個別の企業それぞれに直接文書を送るというのはなかなか難しいと思いますので、その企業の皆さんが会員になっている商工会さんとか、そういった団体とかの協力をお願いしながら、年の頭に、この時期に一斉清掃がありますよということをお知らせしながら、協力をお願いできるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　そういうふうなことですと、まだ何年かかるか分からないと、結局その地域に建っている小さな四、五名ぐらいいらっしゃるような会社にも漏れなく、もうこちらのほうから、先制攻撃とは言わないんですが、先頭を取って御案内をかけるというふうなことでお考えいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　商工会さんとかに加入されていない会員さんとかもいらっしゃると思いますので、そういった事業所さんの把握も行いながら、検討してまいりたいと思います。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　ぜひ前向きな取組、検討で、多くの方が中城村をきれいにする、清潔にしていきたい、いくんだということで清掃に取り組まれるよう、住民生活課の課長の御活躍を期待したいと思います。

あと、自治会ごとに参加状況をお伺いいたしました。

先ほど、５月ですか、1,200名ほどというよ

うな御答弁がありましたけれども、これは各字ごとに数字があるんですか。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　お答えいたします。

各自治会のほうから聞き取りをして、ただ、自治会のほうでも出席名簿を作って取り組んでいるということではないということだったので、大まかな人数ではございますけれども、自治会ごとに聞き取りをして確認をしております。

以上です。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　この参加人数にこだわっているのは、地域によって、各自治会によって、参加者の数が大変異なっているんだろうというようなことを思います。

さらに、せっかく役場の担当課として旗振りをしているわけですから、地域におけるどれぐらいの方々が、例えばその地域ごとに当間は何名とか、どれぐらいの作業をしているとかいうふうなことは、ぜひ把握をしていただきたいと思います。

この件では、⑤で、草刈り機の燃料代などの補助、村負担についてというふうなことでお話をしてあるんですが、現在、自治会活動支援補助事業というのがございます。この事業は２つあるんですが、自治会活性化事業というものと、もう一つは自治会運営補助金というものがございます。この自治会運営補助金については、令和６年度の決算では585万円余の決算が示されております。この中身は均等割とそれから世帯割、それからその他に自治会の活動実態を考慮した額というのがございます。

ぜひこの自治会の活動の状況、実態をということであれば、清掃状況等について、もう少し突っ込んだ数字を持っていただいて、その活動実績に応じて、例えば、動員をした住民の方の数とか、それから作業時間はどうだったよとか、そういったようなことでランク分けを５つぐらいにでも、ＡからＦとかランク分けをして、先ほど言った自治会運営補助金の交付につなげて、時にちょっと差をつけるとか、あるいは増やすとかいうふうなことも考えれば、少し自治会長の方々ももう少し本気になって取り組むのかなと思って質問には挙げてあります。どんなでしょうか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、安里清市議員の質問にお答えをいたします。

清市議員からもありましたように、自治会運営補助金の、算定方法には、①均等割、②世帯割というのがありまして、③その他ということで、主要な行事が、ある程度細かく分けられております。

まず、地域づくりとして、今お話しがありました清掃活動であったり、十五夜祭りであったり、夏祭り、そういったものと、あと福祉健康の部分での行事、教育、歴史文化ということで細かく分けてあります。ただ、清掃活動については、年間で１として見なしておりますので、その算定方法について、今後、今議員からお話しがありました燃料代、高騰していて厳しいということであれば、その辺については検討できるものとして考えております。

○議長　伊佐則勝　安里清市議員。

○６番　安里清市議員　非常に細かなところまで申し上げて仕事量が増えるようなことで大変恐縮なところもあるんですが。

実際、私は新垣のほうですけれども、８時から集まって、８時から集合して、各班分かれて11時頃までやって、その後またグラウンドのほうの草刈りで12時頃まで、12時までやると自治会で準備をしたおにぎりをいただきます。これは女の方々が10名ぐらいでおにぎりを作って出すと。ついでにビールとか泡盛も振る舞っていただいています。

そういうようなことで、この清掃自体が、非

常に一つの部落の行事として「行かんねーならん」というふうな雰囲気が今醸し出されている状況です。ですから、ボランティア、協力だからやるんではなくて、行ったら誰かに会えるねというふうな、そういった面も含めて、今私の地元のほうではやっているような状況があります。

先ほどの提案がもしいつかかなうようでしたら、ぜひ御検討お願いいたします。

終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で、安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時１９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時３５分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

一般質問の前に、先ほどの答弁、安里清市議員の質問に対する答弁の修正があるようでございますので、村長から再度修正答弁。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　先ほどの安里清市議員の大枠３の一斉清掃についての、一斉清掃の際、３社の参加があったということで、令和６年と申し上げましたけれども、令和７年の誤りでございます。

以上、訂正いたします。

○議長　伊佐則勝　続きまして、13番　新垣博正議員の一般質問を許します。

○１３番　新垣博正議員　皆さん、こんにちは。

議長の許しを受けましたので、これより一般質問を行います。新垣博正です。

質問通告書の順番に沿って読み上げて、質問に変えさせていただきます。

大枠の１、主権者教育について。

（１）小中学校における主権者教育の現状についてお答えください。

（２）文部科学省の示す学習指導要領で主権者教育はどのように示されておりますか、お答えください。

（３）平成27年６月に公職選挙法の一部改正する法律が成立、公布され、公職の選挙権を有する者の年齢が18歳以上に引下げられました。その後、若年層の投票率の推移及び政治への関心度をどのように捉えているか、お答えください。

大枠の２番、公共施設の管理状況についてであります。

（１）本庁舎の植木、芝生管理状況は適切に行われていると認識しているのか、お伺いいたします。

（２）吉の浦会館駐車場の破損箇所が見受けられます。いつ頃からどのような原因で破損したか認識されていますか。かつ一向に修復されないがその理由を伺います。

（３）ござまる陸上競技場の駐車場にも水たまりが数か所あり同様に修復されない状況であります。理由を伺います。

（４）野球場の外野人工芝と土のグラウンドとの境目に雑草により盛り上がっている状態が見られます。ゲームに支障を与えると思われるが早急に整備する必要があると考えるが所見を伺います。

（５）人工芝の経年劣化についてどのように考えているか伺います。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠１、主権者教育についての（１）と（２）は、教育長が答えます。

私のほうからは、（３）の若年層の投票率等についてお答えいたします。

投票率につきましては、中城村で独自に年齢別、年代別での集計といったことは行っておりませんが、総務省の資料を参照いたしますと、

前回、令和６年度の衆議院議員選挙では、10代が39.43％、20代が34.62％となっており、本村においても同様の傾向があると思われます。

若者の政治への関心度合いになりますけれども、全体の投票率より、低い数字が出ているため、関心の度合いにつきましても相応のものであると捉えております。

続きまして、大枠２の公共施設の管理状況についてお答えいたします。

（１）の本庁舎の植木、芝生管理の状況についてでございますけれども、本庁舎の植栽帯について、都市建設課清掃作業職員によります月に１回の除草作業にて管理を行っております。植木につきましては、台風被害や立ち枯れによりまして、部分的に欠損している箇所があるため、新たな植栽が必要と考えております。

（２）から（５）につきましては、教育長が答弁をいたします。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　新垣博正議員の大枠１、（１）の小中学校における主権者教育の現状についてお答えします。

小中学校では、社会科や家庭科、道徳等の各教科及び特別活動の時間などで指導を行っております。

（２）平成29年に告示された小中学校の学習指導要領には、主権者教育については、小中学校ともに総則に、各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて、次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育過程の編成を図るものとすると記載されています。

大枠２の（２）吉の浦会館の駐車場についてですが、破損があるのは認識していますが、明確な破損時期は把握していません。破損の原因は、経年劣化や吉の浦公園施設の機能強化に伴う工事車両の通過等によるものと考えられます。

修復は、今後野球場照明取替工事や大人広場の整備を控えており、工事の際にはこの駐車場も使用することから、これらの整備が終わってから駐車場の改修を行いたいと思っております。

（３）については、今後改善を図っていきます。

（４）については、御指摘のあったとおりゲームに支障を来す可能性があったことから、早急に改善を行いました。

（５）人工芝の耐用年数については、一般的に５年から10年と言われております。

以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　それでは、細かいところについて質問をさせていただきます。

まず、大枠の１点目の主権者教育についてでありますが、村長にまず一つは伺いたいと思いますが、必ずしも政治的な部分だけではなくて、今後、将来にわたって自治会活動などの地域社会との関わり、地域課題を見つけるための議論することの重要性を学ぶとか、そういう場面にも必要な教育だというふうに言われております。

近年、議員もよく議員研修の中で、なり手不足とかということが研修会の議題となるんですけれども、議会だけではなくて、自治会でも同様な意見は聞かれます。特に自治会長のなり手というのを地域によっては大変苦労しているというふうなお話も聞きますので、後継者を育成していくために、やはり子供たちの段階から主権者教育で学んでいく必要、そしてそれを認識していく必要が私はあるのではないかなというふうに考えております。

村長としての意見、見解というのをお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　主権者教育ということでございますが、最近18歳まで下げられたことによりまして、いろんなの学校などでは模擬選挙とか、あと議員との意見交換とかそういったことを行われているなというふうに見てきましたけれども、今議員の質問では、選挙だけではなくて自治会のほうでもいろんなこの教育が必要ではないかなというふうに思っている私の見解ということでありますけれども、本当におっしゃるとおり、全てにおいて、なり手不足だとか、議員もそうなんですけれども、いろんなことがあります。

今後もいろいろと今、小学校、中学生とか話しをすると、非常に政治とかにも興味を持っている人が多いので、そのまま今回のネット中継もそうだとは思うんですけれども、いろんなところで関心を持てるようなことを行政から発信していくことは大切ではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　続きまして、教育委員会サイドにもお伺いいたします。

（３）番で取り上げておりますが、選挙年、投票権が18歳以上というふうに引下げられてきました。しかし、村長から答弁があったように、投票率が32％台とか非常に低い投票率となっているんではないかなという認識があるようですけれども、それをいかに改善していくかということで、どのように認識されているか、お伺いいたします。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　高等学校においては、政治への参加の意義であったりとか、そういうふうなことも指導をしているのが現状ですが、いかにこの意識を高めていくのかというのは、今学校現場でも課題となっているところです。

この投票率を上げないといけないという部分では、一般も同じ事だと思います。18歳まで引下げられたことによる政治への関心、自分ごととして考えることを小学校、中学校の段階から意識づけをしていく必要があるんじゃないかなというふうに考えています。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　突然18歳制になったものですから、今まで学校教育でそこまで踏み込んで選挙であるとか政治であるとかというのに踏み込んで教育することは、過去はあまりなかったかもしれませんが、これからはかなり踏み込んだ状態で現実に即したような教育も私はもう必要になってきた時代かなと思います。

例えば、10歳というと小学校５、６年生ですか、８年後には選挙権があって、自分で候補者を選ぶということをやらないといけないわけですよね、そのときに、どのようにして選んでいくか、それでどのような政党を選ぶかということまで自分で認識していかなければならない。

特に学校現場では、政治の話はタブー視されているところがあったりして、避けて通る性格があるかもしれませんが、今後は、今までと違って、やはり踏み込んでいく必要があると思います。

ある学校での話なんですけれども、ある生徒が学校現場で友達といろんな政治の話題を話していて、あなたはどう思いますか、どの政党を指示しますか、どの候補者を今後選びますか、どの政策を選びますかみたいな話を、多分休み時間だったと思うんですけれどもやって、隣に先生が通って聞いていたら、学校では政治の話はするなというふうに注意をされたということを伺ったことがありますが、そういうケースの場合に、学校現場ではどのように今対応されておりますか、お答えください。

○議長　伊佐則勝　教育総務課主幹　永川幸徳。

○教育総務課主幹　永川幸徳　新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

具体的には、中学校の社会科におきまして民主主義と日本国憲法、国の政治の仕組みなどについて学習しております。

それから、特別活動についてですが、その授業の中では、中城村、北中城村、西原町の３町村合同の中学生フォーラムを開催しております。

学校生活における課題について、生徒が主体となり、３町村の生徒がまざったグループで解決策を協議し、協議した結果を全体で共有します。その後、学校生活で実践するといった活動を行っております。こういった活動を通して議論をすることの大切さを学んでおります。

先ほど、博正議員がおっしゃいました政治の話をということがありましたが、具体的な政党についての話はもちろん授業の中で取り上げることはございませんが、選挙制度等について学ぶ時間もございます。

以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　主幹は、学校現場にももちろんいらっしゃいましたよね。そのときに、例えば、先生という立場で、生徒から今回の選挙では誰に投票しますかとかどの政党を支持しますかというふうに休み時間でも聞かれた場合に、正確に答えることができますか、それとも避けますか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課主幹　永川幸徳。

○教育総務課主幹　永川幸徳　教育現場で仕事をしている以上は、そういった個人的なことについては、私は触れないと思います。

以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　それでは、生徒さんから逆に、私は今回の選挙ではこの方がいいと思いますとかこの政党を支持したいと思いますというような議論がなされた場合に、その議論には先生の立場ではどのような立ち位置で関わりますか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課主幹　永川幸徳。

○教育総務課主幹　永川幸徳　子供たちがそういった意見を持つということは非常にいいことだと思います。興味関心を持つということですので、特定の政党として取り上げることではなく、例えば模擬選挙など政党を特定せず、一般的な話としてそういった意見を取り上げて議論的なことをすることは、授業の中でも行ってもよいのではないかと考えます。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　私、質問を取り上げる前に主幹のところにお尋ねをしまして、今回の質問では、子どもの権利条約についても少し触れたいなということを申し上げたと思いますが、子どもの権利条約の中で、子どもの権利条約はどのようになっているかといいますと、児童の権利条約とも言います。1989年11月20日に第44回国連総会で採択され、翌90年に発行、日本は94年に批准しております。

これは、法的拘束力のある条約と言われています。前文と３部で54条からなり、子供に意見表明権や思想の自由など幅広い権利を認めているというのが子どもの権利条約の主な概要であります。

そして、大体５つぐらいに分けられて、生命、生存の権利、親、家族に関わる子供の権利、意見表明権、市民的権利、特別な状況下にある子供の保護、教育への権利、文化への権利などなどが挙げられております。

これまでは、子供に対する認識は、保護の対象から権利行使の主体へ転換させた点が大きな特徴というふうに言われております。子供であっても権利が堂々と主張できるというところを保障するということなんですね。そのときに出てきたのが、先ほど触れましたけれども、第12条の意見表明権というのがあるそうなんですね。

この意見表明権を基にして、子供たちも自由闊達に自分の意見が述べられて、選挙は、選挙

というか政治の世界というのは生きたような生き物みたいにして常に動きがあって、政党も離合集散繰り返しております。そういった中で、現実に即したお話をしないと、通り一辺倒の内容で議論しても子供たちはつかみにくいかなと思います。本物の事例を基にして対話を重ねないとなかなか捉えようがないんじゃないかなと思います。

そこでちょっと生々しい話なんですけれども、どの候補者を応援しますかとか、投票しますかとか、どの政党を支持しますかと聞いたのはそこにあるんですよね。やはり現実に即したような話でいかないと議論が私はあまりかみ合っていないというところがあって、現実的に投票権を得た年齢に達して、自分の力で候補者を選ぶ、自分の力で政党を選ぶ、自分の力で政策を読んで、見抜いて自分が指示するような政策はこれだというふうに思って投票行動を起こすということが本来は求められているんだろうなと思いますが、今までの教育の延長線上では、なかなかそこまで至らないで、誰に投票したらいいの、どの政党選んだらいいの、ましてや選挙があるないも分からない状態でその年齢を迎えてくるということになってはいないだろうかというふうに思ったりします。

先ほど言いましたように、模擬投票とか、あるいはまた子供議会とかの開催ももっともっと活発にやるべきだというふうに思いますけれども、その点非常に弱いなという感じがするんですけれども、学校現場ではそのような促しというのは、教育委員会ではどのようにやられていますか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課主幹　永川幸徳。

○教育総務課主幹　永川幸徳　お答えいたします。

例えば、今議員がおっしゃった実際の選挙等を想定してということがございましたが、やはり教育というのは、発達段階に応じた指導内容ということが重要であると考えます。

例えば、小学校の低学年、中学年もそうですが、まず自分の意見を持って話合い活動をするということを目標に行います。具体的には、特別活動という授業で話合い活動を行います。

そして、小学校の高学年になりますと、児童会役員選挙というのがございます。そこで、立候補した子供たちの立候補の理由を聞いた上で、一人一人が吟味し、投票するといった選挙に近いような形を実施しております。

同様に、中学校のほうでは、生徒会の役員の選挙がございますので、同じような取組を行っているところでございます。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　主幹ももうちょっと踏み込んで現実な、話もかみ合うようにやっていただければ幸いなんですけれども。

例えば、去った参議院選挙の話題を少し触れさせていただきますが、ある政党が憲法を改正ではなくて、創憲という完全につくり変えるというようなフレーズで公約を掲げて議席を得た政党があります。この憲法、創憲することについて、実際にこれは可能なのか、また不可能なのかということを子供たちに問われた場合は、どのようにしてお答えされますか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課主幹　永川幸徳。

○教育総務課主幹　永川幸徳　申し訳ありません、私も勉強不足ですので、実際どういうふうに答えるか、また持ち帰って勉強してお答えしたいと思います。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　主権者教育というのは、やはり現実に即したような問題をまず提起しながら議論を重ねないと、教科書どおりにいこうとしてもなかなかかみ合わないんじゃないかなと私は思っているんですよね。

答えから言いますと、憲法については、改正というのはそれなりの手続を取って改正という

ルールを得ると可能ではある、ただしハードルはかなり高いというのが現実的な問題だと思いますが、片や創憲というのは、これは現憲法下では無理だというふうに専門家はおっしゃっています。仮にやるんであれば、憲法上認められないので、いわゆる革命とかクーデターを起こして超法規的なやり方でしかできないというような見解を述べられておりました。

そういったところも実際に子供たちと議論をするときには、生々しい話も含めてやるべきではないかなと思います。そういったところから興味関心というのは示されるし、危機的な状況に対しても対応能力、今ネット上で選挙が展開される時代となってまいりました。これまでは、テレビ、ラジオ、新聞というような、あるいは週刊誌という活字的なメディアが主流でしたが、今はもうＳＮＳ等の選挙が主流に変わりつつある時代です。

そこはしかし、かなりルールが甘いところがあって、フェイクニュースというのが山のように出てくる、そしていいことをどんどん流していって、チェックするまでには相当な時間を要してしまって、有権者が判断に迷ってしまう、はっきり言えばだまされてしまうというような状況に陥っているのが現実ではないかなと思います。

そういった意味においても、子供たちのころからやはりだまされないような情報の見抜き方、真実を見抜く力というのは、子供の時から養う必要があるのではないかなと思います。

そういったところからしても、学校教育の中で、この主権者教育の持つ意味というのは、とても私は重要な役割を今後果たしていくのだろうなと思いますし、これだけの社会人になったときに力を発揮するためには、ぜひここまで踏み込んでいく必要があると思うんですけれども、今以上に、現実的に即したような教育方針を考えるというような取組はいかがでしょうか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課主幹　永川幸徳。

○教育総務課主幹　永川幸徳　村の小中学校の校長会、教頭会等でも今のような話を取り上げつつ、今後の取組、検討してまいりたいと思います。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　あまり難しい話をやり過ぎても取組にちゅうちょしてしまうかもしれませんが、できるところからでも結構だと思います。

例えば、何回か子供たち、議会傍聴もなされたり、過去には子供議会で議席に子供たちが座って質問をするという機会があったりしますが、ほんの数回しかないので、ぜひ活発にそういったのを生かしていただければなと思います。

その中でもう一つは、18歳未満であっても選挙人の同伴で投票所に入れることを紹介しているこの冊子もあります。そういった意味で、投票現場を見学するというような取組もこれまでなされたことありますか、それとも今後それは取り組む機会があればできる可能性はいかがですか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課主幹　永川幸徳。

○教育総務課主幹　永川幸徳　実際に保護者がそういった考えで同伴したかどうか、実例は存じ上げません。おっしゃったように保護者の考えの下、そういった機会があればまた実際の生の勉強になるかと考えております。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　これもう実際子連れ投票に係る周知チラシということで、総務省が発行しているチラシの中にはそのような一文もあるそうです。だから、堂々とやっていいということですので、ぜひそういった機会を生かしていって、子供たちに大人が投票する姿、現場というのを見てもらうというところも一つの勉強になるんじゃないかなと思いまして、主権者教育として今後将来このようにして投票は生か

されられていくんだなというのが分かると思います。

特に、近年は期日前投票をやっていますので、本村も１階のほうで期日前投票をやっていますので、非常に都合のいい投票見学ができると思いますので、こういったのも機会として教育の中に生かしていただきたいというふうに希望をいたします。

それでは、次の大枠の２番の質問に移らさせていただきます。

まず、本庁舎のほうからなんですけれども、一月に１回くらい管理しているということですけれども、この芝生は植えられたときと今とでは、私のイメージですけれども、かなり刈り込んでしまうと、土がむき出しの状態で芝のイメージが湧かなくて、緑が土の色のような感じがしています。これは恐らく、長い間放置して雑草のほうに占領されて雑草が多く繁茂した結果、芝生は死んでしまって、それを短く刈り込むと土のむき出し状態になっているんじゃないかなと思います。

そのような状態は、あまり私は望ましくないんじゃないかなと思いますので、ぜひ芝生はもし植え替える機会があれば小まめに刈り込んでいくということは可能ですか、仕事上。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、新垣博正議員の質問にお答えをいたします。

確かに、新庁舎での業務が始まったときには、緑の芝生が生い茂っていたように思われます。管理という面として、住民への景観の部分で草が伸びたら刈るような方向で今まで対応してきておりますので、芝生はまだ生きている状態なんですけれども、そこは今後、いろいろな肥料であったり、空気穴を入れたり、幾らか再生できる可能性はあると思いますので、検討をしていきたいと思います。

ただ、夏場になりますと、一か月に１回ではとまらない状況になりますので、部分的にまたシートを張るのか、その辺については検討させていただきたいと思います。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　ぜひ、正面だけでも小まめに芝刈りをしていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

私、なぜそれを取り上げたかといいますと、私が取り上げるとちゃんと掃除するという意味ではないんですよ。今回もやっていますけれども、一般質問出したら早速掃除されていましたけれども。

ほかの議会も、議員も、他県の自治体に政務活動等で調査に行ってして見学するときありますね。どこの市役所とか町村の庁舎行っても、正面玄関のこの芝生とかきれいにされているのがよく見受けられて、本村とどうしても私は比較してしまいます。

特に感動したのは、私たちの姉妹都市である旭市の役所に行ったときには、正面玄関の松の木とかこの芝生の刈り込みが非常にきれいで、パンフレットに載っているような光景で、ここは何かの料亭のお庭かなというぐらいにきれいにされているんで、ああいったのは尋ねて行くと非常に気持ちがいいものですね。

ですから、村民だけではなくてたくさんの方々が庁舎には来庁されると思いますので、そういうような村のイメージの顔としても正面はきれいに整えていくという意識を持ったほうがいいんじゃないかな。多少のお金はかかるかもしれませんが、正面だけでもきれいに整えていただければなというふうに希望いたします。

（２）番目、吉の浦会館の駐車場もかなり破損が見られて、以前から議会でもこれは取り上げられて、私のほかにも議員からも取り上げられてきておりますが、一向に改善されないし、工事車両の通過ということも言っておりますので、これは業者とのこのやり取りの中ではどの

ような契約になっていたのか、それと破損させたというような責任の存在、存在というのはどうなっているのかというのを伺いたいと思いますが、どのようにそれは認識されていますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

破損させたという、私もちょっと明確ではないんですが、何人かにお話伺ったんですが、令和元年度の野球場の人工芝化にするときの工事車両の通過が原因じゃないかということでお話は伺っております。

そのときの契約内容というのは、ちょっと明確には分からないんですが、一応簡易的な補修はしたようです。またそこが10年近くたち破損が著しくなっているという状況だと考えております。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　工事車両が通過するときなどは、鉄板を敷いたりとかいろいろと養生されると思いますが、恐らくそういったものもされない状態で通過をしたか、許可したかというふうに思われます。でも、破損したからにはやっぱり早急に対応していくのが私は筋じゃないかなと思います。

しかも、今かなりの穴ぼこがひどくて、空は晴れているのに水たまりが見受けられます。そういったところだけでもしっかりと埋め合わせをして、部分的な補修もやるべきではないかなと思います。

吉の浦会館は、常時、会場を不特定多数の方々が使用すると思いますので、この辺の対応というのはどのようにされますか。早急に対応できると約束できますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　今、どの範囲を直すかとか、どのような工法で直すかというのも一応検討はしている段階ですが、大分遅くなって本当に申し訳ないんですが、予算も結構伴ったりする可能性も高いので、それに関しましても財政も含めて相談しながらできるだけ早めに対応していくようにしたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　これ２番、３番と共通するところがあると思いますが、水たまりになっている箇所だけでも、これはそんなに費用はかからないと思いますので、しっかりと部分的に路盤材を入れて埋め合わせをしてやっていただければ、そんなに駐車に支障を来すようなことにはならないと思いますが、ここは、吉の浦会館は、災害時には避難施設にも今でも指定されていますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

吉の浦会館は、満潮時とか大雨のときに、床下だと思うんですけれども、浸水したりとかあったりもするので、今そういった避難施設としては役場のほうに集約されているといふうに考えております。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　いずれにしても公共の施設ですので、今後、中学校が上流部で整備されますので、そこには午前中の質問の中でも金城　章議員が、河川が通っていますよね、河川というか、排水路というか、これも今後は容量がかなり集中してくるんじゃないかなとも予想されます。

農地であった場合は、そのまま地下に浸透していって河川に流入する雨量というのは限られるかもしれませんが、学校として整備されていくと集中的にこの雨水等がこの河川のほうに流れてくると、下のほうにある吉の浦会館は氾濫する可能性もありますね、会館周辺の河川からですね。そうなってくるとこの被害はさらにまた出てくる可能性もあります。

それを踏まえて、都市建設課にもちょっとお伺いしますが、この河川の雨量の状態というのはどのように認識されていますか、今後整備計画等があるのかないのか、伺いたいと思います。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

議員のおっしゃいますとおり、タウンセンター地区ということで、今地区計画等も策定して、学校も今建設中で、この畑であったところが浸透係数が悪くなると、ただし学校については地下に雨水処理施設を設けることもありますし、学校についてはその点はまだグラウンド等も面積も大きいですし、この辺は大丈夫であるとは思っておりますが、今から土地利用が、今の市街化調整区域から緩和されていくことについては、この雨水排水等、これは重要な課題だとは思っております。

今、立地適正化計画というものを現在策定中ではございますが、これによってまたこの雨水排水、この防災上の面からそういうものもいろいろ補助メニューとかそういうものも活用しながら、今後この雨水排水対策等々、そういうものも検討していくべき課題だと思っております。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　ぜひこの災害に対応できるような計画として反映させていただくように要望いたします。

続きまして、野球場の人工芝との境目の雑草についても質問で取り上げたらきれいにされているということですので、毎回上げればいいのかななんていうのは冗談ですけれども、やはり公共の施設ですので、これもしっかりと通年を通して管理をしていくように要望いたします。

それで、人工芝についてなんですけれども、経年劣化が５年から10年という答弁がありました。もう５年はたしか経過しているのかなと思いますけれども。当初でも大体７年ぐらいではというような話もちらほら出ていたので、人工芝ですから自然に劣化していくというのは目に見えていて、今後そのような状態をそのまま使い続けるということはできないと思いますので、それをリニューアルするという計画はどのようになっておりますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

人工芝、確かに５年から10年、そこの環境次第でもあるんですが、今のところ10年目を過ぎているのかなぐらいで、まだ使用に支障があるような劣化破損などはしておりませんので、もうしばらくは使えるかなと思います。それに関しましては、破損状態を見ながら今後計画していきたいと思います。

一応、結構な金額がかかりますので、また補助メニューなども探しながら検討していきたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　やはりあれですか、一度人工芝にしてしまえば今後も人工芝としてリニューアルしていく考えなのか、それとも戻して元あった天然の芝のほうに戻すとか、どのような考え方が主流なのかもお聞かせいただけますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

今のところ人工芝がいいのか天然がいいのかということでは、まだそこまでは考えておりません。ただ、改修時期に近づいてきましたら、また、実際使用している団体などからも意見を聞きながら考えてはいきたいと思います。

○議長　伊佐則勝　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　今後、人工芝については、環境面からも近年はかなり指摘されていると思います。いわゆるプラスチック素材であるということがあって、吉の浦の野球場は海に

も近い位置にありますので、海洋汚染にもつながるというような指摘もされております。

そういったところも今後は考慮していかなければならないと思います。ぜひ、慎重な検討が必要だと思いますので、早急に検討していただいて、計画に乗せて先送りすることなく、課長頑張っていただいて、今後の計画をぜひ議会でも議論をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長　伊佐則勝　以上で、新垣博正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１５時２２分）

令和７年第６回中城村議会定例会（第６日目）

招集年月日	令和７年９月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開　議	令和７年９月17日　（午前10時00分）		
	散　会	令和７年９月17日　（午後２時59分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
	１番	小橋川　恵美	９番	大城　常良
	２番	玉那覇　登	10番	欠　員
	３番	欠　員	11番	仲松　正敏
	４番	桃原　清	12番	金城　章
	５番	新垣　貞則	13番	新垣　博正
	６番	安里　清市	14番	新垣　善功
	７番	新垣　修	15番	石原　昌雄
	８番	屋良　照枝	16番	伊佐　則勝
欠席議員				
会議録署名議員	12番	金城　章	13番	新垣　博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	比嘉　保	議事係長	辰　さおり
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村　長	比嘉　麻乃	企画課長	金城　勉
	副村長	新垣　正	都市建設課長	呉屋　克行
	教育長	比嘉　良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村　武宏
	総務課長	大湾　朝也	上下水道課長	下地　良和
	住民生活課長	新垣　忍	教育総務課長	我謝　慎太郎
	会計管理者	照屋　郁子	生涯学習課長	渡久地　真
	税務課長	比嘉　聡	教育総務課主幹	永川　幸徳
	福祉課長	照屋　淳		
	健康保険課長	島袋　かおり		

議 事 日 程 第 3 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　伊佐則勝　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、１番、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　皆さん、改めましておはようございます。

議席番号１番、小橋川恵美です。

以前の一般質問で提案した募金型自動販売機が、吉の浦陸上競技場テニスコート横のトイレ前に設置されました。日頃から施設を利用される皆さんが飲物を買うついでに中城村未来支援会議を通じた子供の貧困対策への募金につながる仕組みです。日常の中で誰もが気軽に地域の子供たちを応援できるこの取組が、こうして形になったことをうれしく思います。引き続き、村民の皆様とともに身近な課題に取り組んでまいります。迅速に御対応いただいた行政の皆様には心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告書に従いまして一般質問をいたします。

大枠１、中城小・津覇小内の学童整備について。

中城小学校の校舎建て替えに伴い、従来校内に設置されていた学童保育は支援センター内へ移動しているが、学童は児童が放課後に安全・安心に過ごすためには学校施設内での運営が望ましいと考える。特に中城小学校には、現在使用されていないプール跡地が存在し、その活用によって学童施設を新たに整備することが可能ではないか。村の方針と今後の計画を伺う。

①学校施設内での学童運営の意義をどのように認識しているか。

②校外の吉の浦支援センターで運営している現状における課題（児童の安全面、送迎、保護者負担など）をどのように把握しているか。

③中城小学校にある未利用プール跡地を学童施設整備に活用する考えはあるか。

④津覇小区の学童に関しても２拠点運営で、運営や経費などの負担（支援員の数や学校までのお迎え・児童の安全面など）が考えられるがどのように把握しているか。

⑤村全体の学童需要と将来的な整備計画をどのように描いているか。

大枠２、福祉避難所協定について。

災害時において、高齢者や障害者、乳幼児を抱える家庭など、一般の避難所での生活が困難な「要配慮者」の受入れ先として、福祉避難所の設置が国のガイドラインで求められている。

しかし、現状では多くの自治体において、福祉避難所の候補施設との事前協議が十分に進んでいないとの課題がある。

本村における福祉避難所の確保状況と、施設との協定締結、運営体制について伺う。

①本村において、福祉避難所として指定または候補とされている施設はあるのか。その数と内容はどうなっているか。

②社会福祉法人、医療機関、福祉施設などの間で、福祉避難所に関する事前協定はどの程度進んでいるか。

大枠３、子育て支援施策の拡充について（「おむつ定期便」制度の導入検討）。

子育て世帯への支援は、本村の少子化対策や子育て環境充実において重要な柱である。

近年、明石市においては「おむつ定期便」事業を導入し、乳児を育てる家庭に対する負担軽減や孤立防止、母子保健施策との連携強化などの効果を挙げている。

本村においても、子育て世帯の安心感を高め、定住促進につながる施策として導入を検討すべ

きと考えるが見解を伺う。

①本村における現在の子育て支援策のうち、乳児期の家庭を直接的に支援する事業にはどのようなものがあるか。

②「おむつ定期便」制度のような家庭に直接支援を届ける仕組みを導入した場合、どのような効果が期待できると考えるか。

③制度導入に当たって想定される課題（財政負担、配送体制、対象者の範囲など）は何か。

④近隣自治体や県内自治体における類似事業の実施状況について、村は情報収集を行っているか。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

まず、冒頭、募金型自動販売機の御提案のことがありましたけれども、無事に先月設置をすることができました。御提案ありがとうございました。

それでは、大枠１のほうから質問にお答えいたします。

大枠１、中城小・津覇小内の学童整備についての①学校施設内での学童運営の意義をどのように認識しているかについてお答えいたします。

学童保育を学校敷地内で実施することは、児童の安全確保や、また、学童クラブ側の送迎の負担の軽減ですとか、さらには学校との連携といった観点から、非常に重要な取組であるというふうに認識をしております。

続きまして、②の吉の浦支援センターの課題把握については、月１回程度で学童クラブ・支援センターの職員とミーティングをしております。また、学校敷地内を低学年、そして支援センターは高学年で分けて支援しており、移動は送迎車を利用しておりますので、安全面については問題ないと認識しております。

しかし、きょうだい児童の場合は離れているため、保護者負担は多少あるのではないかなと思います。

続きまして、③の中城小学校にあるプール敷地を学童施設整備に活用する考えはあるかという御質問でございますけれども、今後、学校敷地内を含め、関係機関と調整をして考えていきたいというふうに思っております。

続きまして、④の津覇小学校の学童については、２か所のうち１か所のつはっ子セカンドは学校と離れた場所にあしまして、送迎については支援員の負担はあるとは思いますけれども、安全面につきましては他の学童同様に特段の問題はないと認識しております。

続きまして、⑤の村全体の学童需要と将来的な整備計画をどのように描いているかという質問でございますけれども、村全体の学童の需要は今後も高いと予測されておりますが、就学児童の推移が今後減少傾向にあることも考慮いたしまして、過度な整備は行わずに必要な世帯が確実に利用できるよう、事業者とも調整してまいります。

それでは、続きまして、大枠２の福祉避難所協定についてお答えいたします。

①の本村において、福祉避難所施設はあるかという質問でございますけれども、現在、福祉避難所として指定または候補とされている施設はございません。

続きまして、②の福祉避難所の協定はどの程度進んでいるかという御質問でございますけれども、福祉避難所として受入者の対応を行える施設余力を有する施設として機能するものを想定しなければなりませんけれども、現状として協定を締結している施設等はございません。

しかし、今後協議する必要はあるというふうに考えております。

続きまして、大枠３の子育て支援施策の拡充

についてお答えをいたします。

①の本村における現在の子育て支援策のうち、乳児期の家庭を直接的に支援する事業はないかということなんですけれども、①についてお答えいたします。

乳児期の家庭を支援する事業といたしましては、生後28日以内の乳児がいる家庭を訪問する新生児訪問事業や、生後４か月までの赤ちゃんがいる全ての世帯を対象に家庭を訪問いたしましてお尻拭きやエコバッグ、育児に関する情報のパンフレットや絵本をプレゼントするこんにちは赤ちゃん訪問事業などを行っております。

さらに、産後１年未満で家事・育児への援助が受けられず育児不安があるお母さんと赤ちゃんに対しまして産後ケア事業を行っております。

その他、乳幼児健診や、そのほか生後約３か月から５か月の前期と生後９か月から11か月の後期の乳児のいる世帯を対象に、管理栄養士による離乳食実習を実施しております。

続きまして、②の「おむつ定期便」制度の効果でございますけれども、確かに経済的負担の軽減にもつながるとは思いますけれども、毎月おむつなどの育児用品を配達する機会に子育て情報を提供したり、そして子育ての悩みを聞くなど見守りを行うことが期待をできます。

次に、③の制度導入に当たっての課題はという御質問でございますけれども、第一に課題になっているのは財政負担と考えております。

他自治体の情報では、国・県の補助はないようでございますので、全て一般会計からの支出となっております。明石市の人口規模と決算額を参考に本村の出生数で考えてみますと、1,000万から1,500万の経費が想定されております。

第二の課題といたしましては、配送体制と考えております。

他自治体は委託となっておりますので、委託先が見つかるかどうかも課題でございます。

次に、④の情報収集についてでございますけれども、この事業は本当に全国でも広くマスコミに取り上げていることもありまして、また、私自身も明石市にお邪魔をいたしまして当時の泉市長とお会いしたこともありますので、承知はしております。

兵庫県の明石市をはじめとしまして、福岡市、滋賀県近江市、東京都江戸川区、品川区、港区など複数の自治体にて実施をしているようです。年齢や上限額の若干の違いはあります。

現在のところ、沖縄県内ではまだ実施されていないと認識をしております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　一通りの答弁ありがとうございました。

それでは、ちょっと順を追って再質問をしていきたいと思います。

全部１から５まで前向きな答弁いただいたと思うんですけれども、その中で、やはり今現状が中城小学校に関しても体育館の運営と支援センターに分かれている現状と、あと負担がきょうだい組がいる場合には負担があるということであったんですけれども、津覇小に関しても、津覇小の小学校から２拠点目のつはっ子セカンドに向かう道なりというのは、先生方が歩いて一緒に送迎をしているかと思うんですけれども、やはりちょっと歩くと結構距離があるのかなというのを感じたんですが、やはり交通量、329号線、交通量も多い中を小さい子供たちを連れて歩いて渡っていくというところの安全面もそうなんですけれども、危惧されるところもあるんですが、その点は学校内にあると送迎の負担軽減が保護者にとって大きなメリットだと思うんですが、その点はまず村としてどういうふうに考えていらっしゃるか、お伺いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　確かに、おっしゃるとおり

校内に学童クラブがあればいいなと思っているんですけれども、保護者の送迎の負担というよりは、先ほどもお話しましたように学校から外の学童に通っている人たちはやっぱり支援員が送迎が入ってしまいますので、そのほうが負担があるのではないかなというふうに思っております。

保護者は学校内であっても学校外であっても送迎はそれほど変わりはないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　そうですね、支援員の負担軽減、学校内にあると支援員の負担軽減になるということでありましたが、それも一理あるかと思います。

先ほどのつはっ子セカンドに関しても、私も今回この質問をするに当たってちょっとどれぐらい距離があるのかなと歩いてみたら結構な距離がありました。今、交通量も多い中でたくさんの学童クラブとか子供たちの送迎の歩いてる途中、学校の行き帰りとかに交通事故であったりとかいろいろよくないニュースも入ってくるんですけれども、そういう面を考えるとやはり学校から安全でバスで送迎ができる支援ですとかがあったほうが好ましいのかなと思うんですけれども、その辺は学童の方針によるとは思うんですけれども、その辺も危惧される部分ではないかなと思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　確かに議員がおっしゃるとおり津覇小学校からつはっ子セカンドまでは子供たちにとっても距離はあるのかなと思います。これ送迎を使わずに徒歩で行かれているということですか。そうすると、やはりこの暑い夏では学校が終わって一緒に移動するのは大変かなと思います。

先ほどちょっと支援員の送迎のことについてお話ししましたけれども、今聞いてみると児童もやっぱり負担かかっているのかなというふうに思いましたので、先ほどからおっしゃるように学校にあったほうが好ましいのかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　そうですね、学校に今児童クラブが併設されるというのは、近隣市町村を見てもやはり新しく学校を建て替えたりとかする学校においては事前に学童クラブの施設を一緒にセットで造っているという現状があるんですけれども、今現在、いろいろ学童クラブの問題に関しては長い間村の子育て支援の課題であると私は思っているんですけれども、今、中城小学校のプール跡地をどうかということでお話をしていて、やはり費用がかかるものだというのは私も認識はしています。

がしかし、今後、このプールというのはもう今現在使わない状況で、プールはもう外部に委託しているという現状もあるので、やはり今予算がかかっても、後々どうせ壊して予算がかかるものであれば、前向きに検討していただきたいなとは思うんですけれども、今後、関係機関と協議を重ねていくということではありますので、ぜひしっかり今後の中城村の学童の設置について、全庁挙げて計画をしていただきたいなと思っています。

先ほどの⑤番なんですけれども、将来的な整備計画ということではありましたが、整備計画、今どれくらいの子が学童に入るか分からない状況の中で整備計画を立てるのは難しいと思うんですが、これ子育て施策にも影響するとは思うんですが、今後５年とか10年、利用児童数はどの程度になると予測しているか、分かりますか。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　確かに今は待機児童が発生しておりまして、大変申し訳なく思っておりますけれども、今後５年後、10年後では、今の予

測では横ばいというふうに聞いております。

でもやはり、今後また小学校も新しくできたので、もしかすると中城村も人気が出て生徒数が増えれば、またそのときにも考える必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　学童保育は、保護者が安心して働ける環境を支えるとともに、子供たちの放課後の安全と成長を支える大切な場所だと思っております。

特に、学校施設内での整備は先生方との連携や子供たちの学びの環境づくりに大きな意義があると考えます。

今後は、村全体の需要や保護者の声を踏まえて、中城村らしい温かみのある学童環境を今後計画して整備していくことが必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

では、続きまして、ちょっと前後しますけど大枠３のほうから再質問を行っていきたいと思います。

大枠３の①でありましたが、このいろいろ、中城村はやはり子育て施策に関してはすごく積極的にやっているのかなということは承知しているんですけども、この①の支援策について、どの程度の家庭が利用しているのか、利用率ですとか参加率とかが分かれば、お伺いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　では、小橋川恵美議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの私の答弁の中では、まず最初に新生児訪問事業があるというふうに説明をいたしました。新生児訪問率が87.7%になります。

次に、こんにちは赤ちゃん訪問事業が62.7%になります。

次が、産後ケア事業は、これは述べの情報になりますけれどもトータルして250件でございます。

次に、乳幼児健診が97.4%になります。

次が、離乳食実習、これが先ほどもお話ししましたように、前期と後期がありまして、前期が生後３か月から５か月までの前期が13回行われておりまして59名です。後期が９か月から11か月になりますけれども、それが12回行われまして42名の皆さんが参加をしております。以上です。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　ありがとうございます。

では、その数字を踏まえて、結構やはり予測していたより高い数字なのかなと思っておりますが、健診や相談等、健診は結構高いかと思うんですけれども、例えば健診とか相談を受けていない家庭に対してどのようにアプローチしているのか、特に孤立しやすい世帯への支援策など、分かりましたらお願いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　健診は行っておりますけれども、やはり家庭の事情ですとか、あと里帰りされている人もいらっしゃるかなと思います。

なので、100%ではないかなと思うんですが、どうしても訪問に行けなかった場合は、地区の担当の保健師がおりますので、私の場合はなかなか行けなかったので、その地区の保健師さんが来てくれました。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　中城村におきましては、いろいろ子育て支援、施策等はすごく頑張っているのかなと思っております。

こちらの私が今回質問しているおむつ定期便、やはり意図としては、子育てに、もちろん経済的な負担軽減というのはもちろんなんですけども、孤立、先ほどおっしゃっていたように先ほど明石市のように孤立防止とか母子保健、関わり、子育てをしていて日中お家にいるお母さんたちとの関わりということで、配達をしながら

子育ての相談ですとか情報交換ができたらいいのかなという思いで質問させていただいているんですが、やはり財政負担は中城村においても230名ぐらいですか、出産率が。それを１年間おむつ定期便していくとなるとやはり1,000万から1,500万予算がかかるということでありましたけれども、難しいことということは分かっております。

がしかし、今後、またいろいろな知恵を働かせてさらなる子育て支援と、あとお母さんたちの孤立防止を皆さんでいろいろ施策、お金のかからない施策でも結構ですので、施策を考えていただきたいなという思いで質問をしております。

すぐにこのおむつ定期便というものは難しいかもしれないんですけれども、今回のいろいろ私たちも中城村の予算も出していただいたんですけども、すぐに実施は難しいとしても導入済みの自治体の費用対効果や住民の反応とかについて、今後調査研究を進める考えはあるか、伺います。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　導入済みの自治体に対して今後調査ですとか、あと成果やっぱり一番大切かなと思います。成果などを含めて調査するのは非常に大切なことだと思いますので、今後、情報収集などをしましてこういった費用対効果なども見ていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　ありがとうございます。

本村は、これまで母子保健や子育て支援の分野で大変きめ細やかな施策を展開していると感じております。その取組は高く評価できるものと考えております。先ほどおっしゃっていただいたように健診率やいろんな健診ですとか事業の成果は出ていると、高いと思いますが、実績としても現に表れていて大きな成果だなと思っております。

一方で、中城村は今後人口増加も見込まれる住みよい村として注目されており、これから先は子育て世代にとってさらに安心で魅力ある環境を整えていくことが重要であると思います。

例えば、先ほど提案した乳児期の家庭を直接支える物的支援ですとか産後ケアのさらなる充実なども検討していただきたいと思っております。

それを踏まえて子育ての今後の所感というか村長の見解をお伺いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　これまで子育て支援につきましては、議員のときから提案などもいろいろさせていただきました。実際、村長に就任してからはなかなか目に見えるような支援はできてはおりませんけれども、やはり目に見えない取組のほうから一人一人のお母さん、先ほどから恵美議員がおっしゃるように孤立しているというのが一番心配ではありますので、おむつにしろ、今もう絵本ですとかお尻拭きとかは配布はしておりますが、やはり対面は必須だと思っておりますので、今後とも本村のお母さんがもし悩んでいるようでしたらしっかりとそれに目を向けられるように、誰一人取り残さないような子育て支援をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　村としても未来を担う子供たちと保護者のために、継続可能で温かい子育て支援の拡充をお願い申し上げます。

では、次、大枠２番、福祉避難所拠点について再質問をさせていただきます。

今回、ちょっと質問、基本ではないんですが、指定避難所と福祉避難所の違いをお伺いいたします。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、小橋川恵美議員の質問にお答えをいたします。

福祉避難所につきましても、指定される避難所でありますけれども、その中で特に配慮が必要な高齢者、障害者、妊婦、乳幼児を特別なものとして避難させるところが福祉施設ということで指定をされるところでございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　福祉避難所の災害があった際の開設のタイミング等はありますか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、御質問にお答えをいたします。

特に福祉避難所として分けるものではないので、タイミングについては常時、災害の度合いにもよりますけれども、同じように開所をするということですけれども、特に本村では福祉避難所として指定しているところはございませんので、皆さんそれぞれ同じような避難所に案内することになっております。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　今回、ちょっといろいろ調べていく中で、県のホームページから沖縄県内の各市町村の状況を確認したところ、中城村が今現在福祉避難所の登録がなかった状況であります。

近年、度重なる自然災害の発生を踏まえると、災害時に要配慮者を受け入れる福祉避難所の整備は急務であると考えますが、村としてこの点についてどう認識して今後対応を進めていくのかどうか、お伺いします。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、御質問にお答えをいたします。

これまで村としても福祉避難所として指定をしなければならないんじゃないかということでいろいろ検討しているところでございますが、１施設、高齢者施設ということで調整はしてきておりますが、なかなか調整がうまくいかないところで、入居者もおりながら新たに受入れをするというのがかなり困難ということで調整ができていない状況であります。

しかしながら、今後、大規模災害を考える、想定できない災害を考える中では福祉避難所としての各施設との協定については重要なものであると考えております。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　ちょっと過去の記事を見てからの質問になるんですけども、例えばですが、中城村、なかぐすく日の出園、伊舎堂にあります、新聞記事では、この日の出園は災害時に避難所にできる機能を備えているということで、この新聞記事では災害時の避難定数というか、空調設備ですとか太陽光の発電、大容量の蓄電池を備えているためということで、災害時の避難所として村の防災計画に位置づけられるという記事があるんですけれども、特に日の出園とは福祉避難所として協定を結んでいるわけではないということでしょうか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、御質問にお答えをいたします。

今議員がお話ししております新聞記事につきましては、日の出園が新設されたときにそういう機能もあるということで紹介されていると認識しています。

その中で、村としてもこれまで日の出園と調整をしてきておりますが、災害時のやはりスタッフについて、これは施設の職員ではなく別な、例えば役場からの派遣が必要になるというところでうまく調整が進んでおりません。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　そうですね、やはり要配慮者の福祉避難する場所というのは、確保するのも現実問題難しいのかなというところは思っておりますが、結構ほかの地域を見ると協

定を結ばれているところもいろいろあるんですけども、今回、災害時に障害者ですとか高齢者というわけではないんですが、結構見ているとこども園、保育所等ですとか民間の保育所が協定を結んでいるというところもあるんですけども、中城村としては保育所と提携、協定を結んでいく考えはありますでしょうか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、質問にお答えをいたします。

今、小橋川議員がお話しありました県の福祉施設ということで紹介されている一覧の中では児童福祉施設というのがかなりの数を占めていると思います。

その中でも、こども園であったり保育園、幼稚園というところで協定を結んでいるところが多く見られますので、本村としても、まず手がけられるものであるならば、子供、乳幼児だったり妊婦の避難施設として協定を結べるところはこども園とかそういうところではないかなというところで考えております。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　そうですね、なかなか協定を結んでいくのも難しいとは思いますが、やはり中城村は下地区と上地区に分かれておりまして、最悪、津波とかを想定した場合には、やはり下地区は機能しない部分も出てくるのかなと思いますので、上地区に保育所等もたくさんありますので、その辺で協力体制がとれたらいいのかなと思うんですが、なかなかほかの自治体の状況とかを見ていても協定を結んでいくというのは難しい課題であるのかなというのは感じてはいるんですが、こども園、地域に複数ありますので、比較的にバリアフリーですとか進んでいる施設も多くあると思います。

受入先として有効だと考えておりますが、やはりすぐ対応していかないといけない問題だと思うんですけども、まずはこの課題を出して相談していただいて、災害時に協力していただける候補者施設リストなどをつくっていただいて、協定に向けた協議を開始していただけないかなとは思うんですけども、考えとしてはいかがでしょうか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、お答えをいたします。

議員がおっしゃいます避難、福祉避難所として早急に対応する必要はあると認識をしているところですので、上地区、下地区であったりその部分についてのこども園、民間の部分での活用ということは村としてもこれから対応していきたい、協定を結んでいきたいというふうに考えております。

その中でも一番に考える部分としては、災害時に人的な部分と、あとは資機材であったり備蓄食料というのも整備しなければなりませんので、その辺についても予算なども含めまして検討してまいりたいと考えています。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　そうですね、福祉避難所の指定が進んでいないというところが課題になるかと思うんですけども、今のこの福祉避難所の件につきまして、もし村長何か思いがありましたら、お伺いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　最近は、もうニュース、新聞などを見て本当に自然災害が多くて、今、津波やまた大雨の被害で何があるのか分からない世の中になっております。

地震に関しましては、いつか来るではなくて必ず来るという心構えで、議員おっしゃるように福祉避難施設は必要であると思いますので、まずは課長が言っておりましたように、まずはできるところから進めていくべきだとは思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　なかなか難しい問題だとは思うんですけども、災害時には障害者や高齢者、乳児を抱える家庭など、特別な配慮を必要とする村民の命と生活を守る体制が不可欠です。

県内のほか市町村でも、こども園や高齢者施設、さらに医療機関との協定を進める事例もありますので、本村においても早急に同様の体制整備を図る必要があるかと思っております。

福祉避難所の整備は、行政のみならず地域や施設との信頼関係に基づく連携が欠かせないと思っております。災害はいつ起こるか分かりません。

だからこそ、一日も早く受入先となる施設との協定を結び、村民が安心して避難できる仕組みを構築いただくよう、強く要望いたします。

それで、私の一般質問を終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時４５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時００分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

続きまして、２番　玉那覇　登議員の一般質問を許します。

玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　改めまして、おはようございます。

通告書のとおり、議長から許可を得ましたので一般質問を行いたいと思います。

大枠１、津覇駐在所について。

現在、津覇駐在所は建物裏側の擁壁がひび割れしているため崩れるおそれがあるので、そこでの勤務はしていない状態である。

そこで伺います。

県に対し擁壁工事の要請をお願いしたいが、現在の状況を伺います。

大枠２、防災行政無線について。

防災行政無線の住民サービスの面で、更新された放送機器と以前の機器と機能の違いはどのようなものがあるか伺います。

大枠３、防犯灯の設置について。

各字で防犯灯が設置されてなく、暗く安全面で危惧される場所などがあると思われますが、設置を要望しますが対応を伺います。

大枠４、中城団地東側の上砂崩れと階段の修復工事について。

去った３月議会で階段について取り上げましたが、土砂崩れ現場の回復工事や階段の回復について進捗状況をお伺いします。

よろしくお願いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、玉那覇　登議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１の津覇駐在所についてでございますが、こちら私も副村長ともに場所を確認してきました。現在、トン土のうが積まれてはいるんですけれども、今後はしっかりと県に対しましてこの擁壁のひび割れにつきましては、しっかり要請していきたいというふうに思っております。

続きまして、大枠２の防災行政無線についてお答えいたします。

防災行政無線の住民サービスの面で、更新された放送機器と以前の機器と機能の違いはどのようなものかということでございますけれども、防災無線につきましては令和６年度の事業としてアプリとの連携を行っております。コスモキャストアプリを活用いたしまして、スマートフォンを通して防災無線を受信できるほか、テキスト形式で読むことができる機能がありますので、聞き逃した放送などももう一度再度聞くことができるようになっております。

更新された放送機器につきましては、まず従来のものよりも性能が上がっているため、より

広範囲に放送をお届けすることができるようになりました。

続きまして、大枠３の防犯灯の設置についてでございますけれども、各字からの要望を基に優先順位の中から予算の範囲内で行っております。

防犯灯の新規設置につきましては、年度末に要望書の中からやはり優先順位の高い箇所をまとめて設置する予定でございます。

続きまして、大枠４の中城団地東側の上砂崩れと階段の修復工事ということでございまして、大変御心配をおかけしておりますし、階段が使えないということで不便を来していることだと思います。

県営中城団地下の建築現場の施主とは定期的に早期の工事再開についてヒアリングを行っておりまして、新しい業者との契約が完了いたしまして９月20日より土留め工事に着手するとの報告を受けたところでございます。土留めが完了すれば団地への階段は解放されるものではないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　じゃあ、順を追って再質問をさせていただきます。

これまでに南上原交番については、村長が議員時代の頃から何名かが一般質問で取り上げられていたと思います。

令和３年度の６月議会ですかね、そこで採決された後、宜野湾警察署のほうに要請がされていて、現在ではほぼ設置のめどが立っているというふうなことを耳にしております。非常にいいことだなと思っております。

しかしながら、下地区津覇駐在所は、恐らく去年の６月頃から擁壁がひび割れをして、それからもう駐在している家族も退去をして、現在では駐在所としての業務は果たされていなくて野嵩交番からそちらのほうに通ってパトロールをしたり駐在所の隣の空き地にパトカーを止めて短時間であるのかちょっと分かりませんけど、時々中のほうで業務をしているのを見かけることもあります。

あれから１年以上がなるわけですけど、最近見たら、先ほど村長からもあったように土のうと言いますか砂、大きな黒いもの、土砂崩れの対策として置かれております。数えはしなかったけど最終のナンバーが72番というのが書かれていましたので、恐らく72個設置されているのかなというふうに想像つくんですけれども、こういうふうに県がこういう土砂崩れを防止するために土のうを設置したというふうなことでありますと、やはり今後はここを工事するだろうというふうに予想がつきます。

恐らく、もうここでは業務ができないというふうなことであれば、そういうふうな工事の着手もしないだろうなというふうに私自身は想像するんですけれども、そういったことからしますと下地区についてはもう津覇の駐在所と伊舎堂の駐在所、この２か所で下地区は村民の安全・安心を見守っているというふうなことでありますので、ぜひ一日も早い再開のために擁壁工事を行って県に要請をしてほしいと思いますけれども、副村長に伺います。どうでしょうか。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　玉那覇　登議員の再質問にお答えします。

令和３年、先ほど登議員からお話しありましたけど、６月７日に南上原地区交番設置を求める請願書が出されてます。

これには、当事議員の麻乃村長、桃原　清議員の請願を受けて宜野湾署のほうに南上原のほうの交番設置を請願出しています。

それで、下地区は津覇駐在所、あと伊舎堂駐在所、今登議員が言ったように津覇駐在所の後ろのほうにトン土のうが72個積まれています。これは、宜野湾警察署が積んだというふうに確

認しています。

それで、今、この辺も含めて県警のほうに早めの擁壁工事をお願いしてやっていきたいと思いますので、その辺は要請をやっていって早めの駐在所の再開をお願いしていきたいと思っています。以上です。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　心強い要請、よろしくお願いします。

やはり、伊集から恐らく津覇の駐在所の範囲としたら、伊集から恐らく当間ぐらいまでの範囲なのかなと、また向こう側は伊舎堂泊、久場までは伊舎堂の範囲だろうなというふうに思い、ちょっとはっきり範囲は分かりませんけれども想像がつきますけれども、ぜひ、幸いにもこの津覇駐在所の場所は県の土砂崩れ地域、特別地域というのもあります。イエローゾーンとかレッドゾーンとかありますけれども、前に調べたときには、その駐在所は入っていないというふうにあります。恐らく最新の状況はまだ分かりませんけれども、幸いにもこういう地域にも指定されていませんので、恐らく工事等もできると思いますので、ぜひ工事をして再開できるようによろしくお願いしたいと思います。

あと一件、ちなみにこちらの土地の所有者はどちらになっていますか。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　お答えします。

調べた結果、今のところ借地ということになっています。以上です。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　じゃあ、一日も早く再開できるようによろしくお願いします。

続きまして、防災行政無線についてよろしくお願いします。

令和６年度ですか、去年、役場内にある親機を更新したというふうなことで、またあとコスモキャストでアプリを利用して難聴地域、地区、そういったところでも聞けるようになっているというふうなことがありましたが、今年から何年かけてだったかな、令和７年度から子機の53局ある中10局を更新するというふうに昨日答弁がありましたけれども、子機の機器を更新とともにスピーカーも更新されると思いますけれども、どの程度の更新、スピーカー全部やるのか、その辺のどのような更新なのか、もう少し詳しくお願いします。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、玉那覇　登議員の質問にお答えをいたします。

防災行政無線の機器の更新につきましては、現在のトランペット型のスピーカーからボックス型、３連であったり４連、地域によってそれぞれ違ってきますけれども、全ての更新を考えております。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　恐らく各字で１か所ではなくて何か所か設置されていると思うんです。

そのすべての箇所のスピーカーを交換ということでしょうか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、御質問にお答えをいたします。

村内53子局、スピーカーが設置されておりますけれども、全ての機器の更新を今後行ってまいります。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　この53局というのは、各自治体は21自治会で21子局あって、それ以外にかなり倍以上の局があるというふうに理解していいんでしょうか。

スピーカーでいえば、恐らく今津覇でも３か所かにあって、これを１か所に例えば３個ついているとしたら９個スピーカーが必要というふうになると思うんですけれども、53スピーカー

ではないですよね、これ。

今、非常に聞き逃した場合に、先ほど村長からもあったようにスマホで今の放送は何だったのかなということで、どこにいてもそういった入ってきますので聞けるということがありますけれども、やはりちょっとスマホとかそういうふうに慣れていない方々については、やはりコスモキャストのアプリを入れていないというふうなこともありますので、ぜひこれもこういうふうに入れれば放送が聞けないところでも聞けるよと、文字でも見られるよというふうな宣伝とか、そういうふうなこともしてほしいなと思いますけれども。

それから、この防災行政無線については、停電とかそういったインターネットが遮断されても使えるというのが防災行政無線の有利なところだと思うんです。

それで、これは恐らく子機にもバッテリーが搭載されているのかなと思いますけれども、そういった場合にやはり最終的にはインターネットが遮断された場合には、難聴地域の方々に放送が届かないというふうなこともありますので、ぜひ津覇についても恐らく奥間との境に10世帯以上の世帯がありますけど、向こうはほとんどもう聞こえないというふうなことがあります。

その近くにスピーカーがあるんですけれども、ちょっと津覇の話ばかりしてすみませんが、そこは総務課長、有線子局というふうになっていますよね。村内には有線子局が３か所、泊と津覇と登又、３か所あります。これは屋外子局から有線でつながっているというふうに村のあれにも書かれていますけれども、その辺はちょっと修理してほしいなと思いますけど、村のこの法規集にあります。どうでしょうか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、御質問にお答えをいたします。

防災行政無線としては53か所でございます。

今、玉那覇議員がおっしゃっていました有線によるものについては、過去に総務課ではないですが、ほかの課の整備で設けられたものではないかなと認識しているところですが、その部分について、以前はデジタル前の有線のときにつなげていた経緯がございますので、その辺について調査をして、それがデジタルに替えられるかどうか、またはエリア的にどうなのかというのも含めまして、調査をしてみたいと思います。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　ぜひ調査して、一緒に調査しましょう。調査してそういった聞き取れない地域がないように、よろしくお願いします。

続きまして、防犯灯の設置についてお願いします。

昨日もありましたけれども、自治会長からの要請が185件あって、32件完了したというふうなことが昨日ありましたけれども、カーブミラーと防犯灯もありましたけど、ちょっと聞き逃したものですので、もう一度、各自治会からの要請のカーブミラーとか防犯灯は何件あったか、もし分かればお願いします。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　それではお答えいたします。

令和６年度、７年度合わせまして防犯灯の要望、新規設置が90基、修繕が自治会よりの要望で15基、それからまた修繕に関しましては住民から直接壊れているとかそういうものがあって30基、そのうち修繕は全て完了しております。

新規設置について90基は、また電気料とかそういうものが今村の負担になっていますので、またこの新規に関して照度とか今設置されているものの照度的なものも考えて新規設置やっぱり必要だと思われるところを今精査しているところでございます。それをまとめて、年度末あたりに設置予定をしております。

すみません、反射鏡につきましては、正確な数字を把握しておりませんので、また報告いたします。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　防犯灯もやっぱり暗いところが何か所かありますので、ぜひ防犯灯の設置をというふうな区民からの要請もありまして今回出したんですけれども、90基もあるというふうなことを聞いて、ちょっと電気料金も村が負担していますのでなかなか言いづらい面もお願いしにくい面もあるのかなと思いますが、実際この電気料金というのは年間幾らぐらいかかっているんでしょうか、もし分かればお願いします。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　すみません、中城村内の今村で対応している全部の防犯灯、今ちょっと把握していませんので。

ただし、１基当たり月平均330円、これは去年の令和６年度の月平均330円となっております。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　１基当たり１月当たり平均で330円というふうなことがありましたが、予算との絡みもありますのでまたこれから自治会からも要望があると思います。どうしても暗い場所がありますので、ぜひこういったところも解消したいと思いますので、要望したいと思います。優先順位等考慮して実現できますようによろしくお願いします。以上です。

次に、最後に中城団地東側の土砂崩れについて。

先ほど村長からもありましたけれども、９月20日に工事を行って、土地の所有者とも時々会ってヒアリングをしているというふうなことがありましたが、９月20日から工事が入るということですけれども、どのような工事になりますか。ちょっともう少し詳しくお願いできますか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　今、うちに出されている開発を見た限りでは、自動車整備工場を建築する予定だと認識しております。

その中でこの建築をする際に土留めが必要である箇所に土留めをせずに施工した状況で崩れているという状況でございます。前施行者というか受けた会社と少し何らかのトラブルがあって、新しい業者が入ることになっていると伺っております。その新しい業者がその修理工を建てるために土留めを行うということを伺っております。その中では、H鋼を打ち込んで矢板を設置して土留めをするということは伺っております。それによって、階段とかそういうところはもう崩れるおそれが軽減されるということで、階段の通行止めは開放に向かうのではないかと心得ております。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　以前にもこの自動車整備工場を造るというふうなことで認識はしているんですけれども、それ造るためにはやっぱり土留めをしないといけないというふうなことであります。

土留めといっても、恐らく３か所ぐらい、階段側と後ろのほうと側面、３か所あると思うんですけれども、土留めの方法にもいろんな方法が、私専門ではないんですけれども、いろんな方法があると思いますけれども、よくやられている何工法か分からないんですけど、そういうふうな工法ではなくてH鋼を打ち込んで板を立てて崩れないようにすると、ちょっと素人ながらにやはり何かちゃちだなと、あまりもっといい方法で崩れないようにしたほうがいいのかなというふうに感じはするんですけれども、この土留めの方法でやっぱり大丈夫でしょうか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　ちなみにこの土留め自体は仮設になります。

このH鋼を打つという抑止ぐいとしては、今、地滑りでも活用されていますし、一番強度的にはこれが一番最適であると思われます。

仮設が終わった段階で、土留めとしては建築物で土留めをするという計画であるということは図面で確認しております。

○議長　伊佐則勝　玉那覇　登議員。

○２番　玉那覇　登議員　いずれにしても、９月20日から工事が始まって早めに完成して、この階段も通れるようになってほしいと思います。

ちなみに、昨日、議会が終わって私帰るときに、ちょうど津覇小の下校時間と重なって小学生がぐるっと砂販売から回って上がっていくのを見たときに大変だなというふうに感じましたので、ぜひ早めに工事に着手して早めに完了してほしいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で玉那覇　登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時３１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

一般質問の前に、先ほどの玉那覇　登議員の質問に対しての答弁の追加があるようですので、都市建設課長、よろしくお願いします。

○都市建設課長　呉屋克行　それでは、先ほどの玉那覇　登議員の防犯灯の年間の電気代、こちら令和６年度道路維持費の光熱水費として約防犯灯が村内で1,300基あります。それの合計が令和６年度493万3,000円となっております。以上です。

○議長　伊佐則勝　続きまして、８番、屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　皆様、こんにちは。

午後の１番ですけど頑張ってやりますので、眠らないでください。

議席番号８番、屋良照枝です。議長のお許しが出ましたので、通告書に従って一般質問します。

大枠１番、排水路の清掃について。

村内における排水路の清掃について伺います。

①清掃の頻度はどうなっていますか。

②排水路の清掃のために使える予算はありますか。

③とりわけ海に流れる排水路の清掃は重視していることがありますか。

以上、答弁を求めます。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えいたします。

大枠１の排水路の清掃についての①の清掃の頻度はどうなっていますかという御質問でございますけれども、頻度につきましては特に決まった数を定めているわけではありませんけれども、農業用施設のパトロールですとか、あと地域からの問合せ等要望により現場を確認し、清掃が必要であれば対応を行っております。

続きまして、②の排水路の清掃のために使える予算はありますかとの質問でございますけれども、ございます。

道路維持費や河川維持費から支出しておりまして、今年度の当初予算に重機リース料といたしまして180万円を計上しております。

続きまして、③の海に流れる排水路の清掃は重視していることがありますかについてでございますが、海に流れる排水路は、流末の海岸などで砂が堆積していることが多いため、重点的に堆砂の撤去などを行っておりますし、そして、流末部分の状況は重視しております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　答弁ありがとうございます。

再質問いたします。

まず、①の清掃の頻度、決まっていないが地域からの要望とかそういうのがあればというお答えでしたけど、その要望に関して、今現在、たくさんあり過ぎて困っているのか、それとも順次対応しているのか、そちらをお聞かせください。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

産業振興課としましては、今８件の要望が上がっています。今回の補正で２件を維持管理する予定で進めております。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　産業振興課、８件、今年度は２件もう済んでいるんですか、今からですか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　今回の補正で予算を認めていただきましたので、これからになります。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　これからですけど、要望８件ありますよね。残り６件についてはどのようにお考えですか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　特に重要なところ、今とても困っているところを重点として２件を行おうとしているんですが、また12月の補正にかけるか、またそれは財政と調整しながら行っていきたいと思います。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　じゃあ今重要で困っているという基準、確認したいんですけれども、２件は今年度やるということで、重要視するところは、要請があるとか近くの何件かが困っているとか、どういった基準でこの２件が最重要視されているのか、教えてください。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　主に土砂で堆積していて全然水がはけないところと、のり面が崩壊していましてそれをコンクリート張りで対応したいと今考えております。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　この２件についての自治会周辺そういった要望とかはございますか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　文書としては来てはいないんですが、自治会長からと地権者、近隣の住民から要望がありましたので、そこを優先的に行おうと思っております。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　最終的に当局は、その場所を確認し判断し、今回対応するという判断でありますか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　はい、そのとおりでございます。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　産業振興課８件でありました。

河川の排水路の件ですので都市建設課のほうに伺います。

こちらのほうでも何件で、今年度何件処理するのか、教えてください。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

今、都市建設課に要望として上がっている件

数、すみません、ちょっと今正確な数字がないんですけど、５自治会から今要望が上がっております。それ以外に大きな河川、和宇慶とかそういうものは既に対応しているところもございます。都市建設課としては大きな河川で冠水の危険がある箇所を重点的に浚渫していっております。

それと、定期的に護岸の流末、砂が堆積するところとかそういうところを定期的に台風前とか、そういうところを定期的に浚渫しております。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　都市建設課の、何件でいいです。今年度、これからでもいいですので、あと何件対応していくという、そういう概算は持たれていますか。今年度のこれからの。ありますか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　すみません、何件という正確な数字は今把握しておりません。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　別の、先ほど村長より重機リース180万というふうにありました。

これの使い方、今現在のどれぐらいの予算を排出しているのか、それを伺いたいんですけど、180万、重機リース代で予算を組んでいます。大まかでも結構です。半分使っているとかそういったことで結構ですので、教えてください。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　今回の180万の予算ですが、以前から玉那覇議員から質問がありました津覇から北浜にかけての地権者の同意が協力を得られて機械を入れるようになりましたので、そこの改善と、あと奥間のマリモから入った付近の排水路の整備を行って、ほぼ予算は使い切ってはおります。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　当局の皆さんが清掃というか排水路について取り組んでいる状況はよく分かりました。

今回、私が一般質問に取り上げたのは、８月なんですけど浜の自治会で浜の排水路の清掃をということで都市建設課の窓口に相談にあがりました。課長はちょっとあれだと思いますけれども、そのときの対応の言葉で、ちょっとこれ質問しないといけないなと感じたので、取り上げました。

私は、浜自治会ですけど、排水路の掃除をしたいのでお願いしますということで窓口に行きました。職員の対応が、浜の排水路の清掃ですか。二、三年前に使いましたよね。当分回ってきませんよ。最初の一言がそれでした。

まず、場所がどこなのか、それさえ聞かない。浜自治会と言いました。私も浜自治会から排水路の清掃をしたいのでお願いできますかと、それだけを言いました。そうしたら本当に、二、三年前に浜はしました。でも、浜の排水路は大きいところで５つあります。パシフィックから順次やって、漁港入り口の排水のちょっと大きいの、最終的に一番大きいのは豚舎のほうから下に流れている大きいの、それに関しては住民ではちょっと難しいなと思って２か所はあまり手をつけ切れなくていつも当局にどうにか浚渫をお願いできませんかというふうに毎年要望を出している状況ですけれども、私が窓口で相談したかったのは、パシフィックの排水路です。そして、６月にちょっと集中豪雨的なものがあって、１回そこが水浸しになりました。１時間ぐらいではきましたけど、そういった現状もあるし、地域住民のパシフィックのほうから何とかできませんかということで、自分は現場の写真も撮って下にたまっているなというのを確認して、それで９月、10月、お盆前に掃除できればというその気持ちもあって、浜の自治会長はじめ、地域の皆さんと休み何とかその前に掃除

できる体制できるよということで、６名の協力とかそういったものをこぎ着けて、じゃあ当局に、役場行ってくるねということで、でもそのあれが、３年前に別のところを掃除してもらっているんです。それはありがたく思っています。

でも、今回要望しているところは、その場所ではなくて、やっぱりたまっている、パシフィックが水浸しになっているという６月のその状況もあったので、今回は掃除しないと困っているねということと、それから自治会の皆さんがじゃあみんなでやるかという、そのまとまりかけていて、じゃあということで伺った次第です。

でも、３年前に使ったからということで、何かそういった自治会というかそういったローテーションがあるんですか。取決めがあるんでしょうか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　今、屋良議員がおっしゃったものに関しては、地域対策分の重機使用料ということで、要望があった場合に地域に重機使用料として出す予算がございます。それのことだと思いますが、少し誤解を招いたなら申し訳ございません。

ただ、うちの職員としてもそういうつもりで言ったとは思っておりません。何に使うかというもの、排水の清掃とかだったらうちで対応しますし、この重機使用料として一度３年前に浜に使ったものをもう一度出すというか、これまだ年間で予算もそんなにありませんので、ほかの自治会が来た場合にやはりもう浜に既に使ってあるというのが、これを今支出するのは時期尚早ではないかなということで言ったのだと思います。

すみません、意思疎通ができていなくて申し訳ございません。

あと、今言われているパシフィックシティーの排水路に関しては、定期的に見てはいるんですが、冠水を引き起こすほどの詰まりがあるとは見た感じは思えません。うちのほうでも清掃を行ったんですけど、今現在でもそんなに詰まっているとは思えません。

これを一応定期的に冠水があるというのは事実ですので、ただ、これはほかに要因があるとも思っていますので、この清掃に関してはちゃんとパトロールして現地を見て詰まりを引き起こすような要因があるようでしたら、うちのほうで対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　６月の一時的な集中豪雨、その雨量にもよると思うんです。

ただ、あちらのパシフィックはすぐ河川が隣ですよね。防波堤みたいなそういうあれでもなくて、すぐ流れ込むようなそういったつくりになっているので、そこのほうは重視しないといけないということで、パトロールを強化してくださるというのは大変心強いです。

ただ、今回取り上げたのは、本当に都建課だけではなくて当局に対してですけど、すみません、一言言いたいなと思いまして、自治会とか区民とかの苦情というか問合せ、相談、そういったのの窓口に来たときに、直してほしいとかそういった苦情に対して煙たがらないでください。本当にそれは肌で感じて、それから、役場行ったんだけれども忙しそうで、要するに何か話したいけど窓口じゃなくて券売機でここに用事がありますとそういうふうなのをやらないといけないとかというのを多々耳にします。

結局、あまりに忙しそうだったから、せっかく行ったけれども、もういいよ、何も言わないで帰ってきたよというのを、私の場合は主に老人会とかそういったところの情報収集ですけど、何名かで聞いています。私も、今回自分が説明不足だったのは本当に思いますけど、浜自治会ですけれどもと、自治会からの要望ですけれどもと一言言った途端に、浜は二、三年前にこれ

使ったから今年はないよと、その一言がすごい頭に残てるんですよね。ああ、こんなものなのかと思って。

まずは、どこですか、そしてこれあまりこっちよりもまだほかにも困っているところというか大変なところがあるんで、そこのほうを処理するから、今回は浜はちょっと後に回りますけれども待ってくださいねとか、そういうお話でしたら、頑張っているね、ほかのところも見ていらっしゃるんだというふうに聞く耳を持ちます。

ただ、本当に浜自治会ですけれどもということで、清掃したいんでということで、もう浜からまた来たかみたいなそんな感じを受けました。

ただ、本当に区民の皆さん、自治会長から問合せがあるとか、それから苦言があるとかどうしてほしいというそういう申合せ、窓口に来るということは、それだけ地域のことを、中城村のことを考えているということなんです。第一は自分のところをどうにかしてほしいという思いもありますし、自治会長という立場で自分の地域のことを一生懸命に考えているという、その考えでもいいんですけれども、まずは聞いてあげる、まずは何をしにいらしたのかというのを素直に聞いてください。途中で、本当に、浜は３年前に使ったからもうないよと、その言葉が何でそうなるのかなということで、優先順位があることも分かります。ただ、困っている、そして本当に水浸しになって水没したという、その現状を目の当たりにして、やっと地域住民でみんなでじゃあパシフィックの掃除やろうかということで、その話が本当にまとめるのに７月の祭りとかいろんな集まりのあるたびにあそこの掃除をということで、やっとまとまりかけて窓口に行って断られました。

結局、できないんだと、やって、お盆前の１日をこの掃除に費やすという計画が潰れました。また掃除できるというその計画が立ち上がるかどうかあれなんですけど、まず、本当に役場の窓口に来られる方を本当にありがたく思ってください。苦情とかそういうのも大変だと思いますけど、聞くだけは聞いてあげてください。そして、優先順位、それから予算面、いろいろとおっしゃりたいことはあると思いますので、そこのほうは対応してあげてください。お願いいたします。

それでは、私の浜自治会の予算に対しての要請書、それは総務のほうにも出しました。

私の浜自治会からの要請書、総務のほうには受付されておりますでしょうか。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、屋良議員の御質問にお答えをいたします。

要請書につきましては、すでに受付をしまして、３役に回って決裁をいただいて、担当課のほうに通知をしているところでございます。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　その重機使用料の予算、浜の自治会で見積りをしました。

金額、幾ら要請したか覚えていらっしゃいますか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　２万7,000円でしたっけ。

実際、これできないというわけではないので、できないと言われたというのは。

いや、これできないわけではありません。都市建設課のほうもできればいろいろ河川というか側溝とか、地域でいろいろ掃除してもらうのはもちろんそうしてもらいたいので、これはできないわけではないので、今検討しているところです。検討というか、これを支出するように動いていますので、よろしくお願いします。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　この２万7,000円のユ

ンボと２トンダンプのそれだけのリースでとどめるためにいろいろ動きました。近隣の畑の方にこっちからユンボ入れますけれどもお願いできますかと言ったら、夏場まではいいよと。10月涼しくなったら、またそこトラクター入れてやるから、今暑い時期はそのままほったらかしているからそこからユンボ入れるのはいいよとか、それからユンボで立ち上げたのをそのまま、どうせトラクター入れるからそばにこぼしていいよとか、そういった近隣の土地の方に御相談もしながらその金額でとめました。

だから、いちいち運ぶとか、本当はユンボも上と下と２つ入れてやりたいところを真ん中の畑から入れるというような、上下の４軒の畑の地主さんに承諾を得てやっていいよと。これ８月の話です。夏場、今は畑休ませているから、10月からはまたトラクター入れていろいろ始まるから、それまでに終わるならどこから入れてもいいよという、そういう相談をしてきました。それで進められるというふうに踏まえて窓口をたたきました。

課長がおっしゃるみたいにタイミングというのがあると思うんです。私たちの浜のほうも今お盆休みの中のこの１日だけこれにとれるよとか、そのタイミングで話を進めて、私もこんなに躊躇するんじゃなくて、みんなで頑張ってやってくださいというか、その言葉を期待して窓口に向かったというのが本当に事実でして、対応がどうのこうのじゃなくて、本当に補正とかいろんな予算面で忙しかった時期だと思います。そしてまた、新たにこんな要請が来たかという、そういう気持ちだったかもしれません。

ただ、本当にたまたま都建課に行ったのであって、ほかのところに住民生活課とかほかのところに行ったかもしれません。そのときに本当に面倒くさがらずに声を聞いていただきたい、その言葉を大切にしてほしいという、その気持ちで今回上げました。

私は、今回、この一般質問ではなくて、私がいつもライフワークにしています護佐丸バスの件、それからつはっ子学童クラブの件、それを一般質問するために一生懸命まとめている段階でこの話が来ました。それで、取りあえずタイミングを逃したらまたできなくなると思ったので、12月では遅い、そう思ってこの質問に変えました。

そういった、本当にやるべきこと、やりたいこと、そういうのはタイミングがあると思いますので、当局も大変だと思いますけど、住民の声にいっぱい耳を傾けて、自治会長さんの地域での気持ち、よくしたいという気持ちで要請書、陳情書、それから窓口をたたくと思いますので、そこのほうには耳を傾けて面倒くさがらずに頑張っていただきたいと思います。

最後に、３番目の海に流れる排水について、順次していきたいと思います。

とりわけ、これは私の住んでいる浜のことを取り上げたいと思うんですけど、上から下に水は流れます。だから、前に自治会がローテーションあるとかというのでこれも腑に落ちなかったんですけど、上地区のほうは下に流れるからそんなに堆積しませんよね。

下のほうは回数を多くして掃除すべきだと思いますけれども、そういう考えはありますか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　やはり流末が詰まると全て詰まっていきますので、流末は注視して維持管理を行っております。

○議長　伊佐則勝　屋良照枝議員。

○８番　屋良照枝議員　皆さんが排水路の件、それから生活用水、そして産業振興課の農業に対しての排水路、中城の道、村道、それで里道、それが本当に生活しやすい、そして利便性のある、村民が暮らしていい気持ちで対応できるように要望して、私の質問を終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で屋良照枝議員の一般

質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時０１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１５分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

続きまして、14番　新垣善功議員の一般質問を許します。

新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　それでは、議長の許しを得ましたので、これから一般質問を行います。通告書を読み上げて質問いたします。

それでは、第１点目、地区計画について。

令和５年に村のまちづくり構想として、当間、屋宜、安里地域の村のタウンセンターとして形成していくために、この３か字地域を地区計画の指定を受けていくことで現在進められています。

その中で地区予定区域から除外されている区域で原則既存の建物（住宅）の建て替えができないということですが、既存宅地については建て替えは可能とのことであるが、その違いと、なぜ非既存宅地は建て替えできないか説明を求めます。

２点目、北上原新川線の整備工事（補装工事）について。

北上原の新川線の現状を見ますと、アスファルトが破損していたりして凸凹で、雨降りのときにはくぼみに雨水がたまり歩行者と車がすれ違う際、歩行者に泥水が跳ね返るなどの事案があり、大変不愉快な思いをしている。早急な補装工事の要望があるが、その対応について説明を求めます。

３点目、地域リーダー養成講座の取組について。

令和６年９月の定例議会において質問して１年が経過していますが、いまだに講座が開かれていないようですが、教育長は１年前の答弁では、リーダー育成は大事なことで、村の活性化につながることは重要と考えています。今後、講座内容について検討してまいりますと答弁しましたが、その取組状況について説明を求めます。

４点目、役場の窓口対応について。

村民との対話の中で、役場に証明書交付申請に行ったところ、担当者の係が不在のため後日来所するように言われ帰されたようですが、そのことは問題だと考えますが、説明を求めます。

５、村内の土地造成工事について。

県道146号線の成田山から中城城跡向け約200メートルの海側の地点で土地の造成工事が行われているが、表示板がないために何の工事か分らない。村としては把握しているか説明を求めます。

また、津覇地内の国道沿いの県営団地に上る箇所の造成については、そのまま放置されておりますが、地滑りが起きる可能性があると考えるが、村としての対応について説明を求めます。

以上。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、新垣善功議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１の地区計画についての、なぜ非既存宅地は建て替えができないのかという質問でございますけれども、議員御指摘のこの箇所は、当間地区の国道329号山側の一部地域であると思われます。

当該箇所は平成24年10月23日から都市計画法第34条12号地域、いわゆる自己用住宅の立地緩和区域に指定されておりましたけれども、令和４年３月29日、都市計画法の改正によりまして、原則として災害危険区域等を開発区域に含めることができなくなり、地滑り防止区域に指定されている当該地区は、自己用住宅の立地緩和区域から除外されております。

そのため、昭和49年以降に緩和区城の条件で

建築を行った場合の建て替え等がどう判断されるかが今分からない状況となっております。

昭和49年以前の既存宅地については、もともと緩和区域の除外などの要件外なので対象となっておりません。

なお、中城村役場周辺地区地区計画区域に当該地区を含めていない理由といたしましては、沖縄県の定める市街地調整区域における地区計画ガイドラインにおいて、地滑り防止区域は対象外区域とされているためでございます。

続きまして、大枠２でございます。

大枠２の北上原新川線の整備工事についてお答えいたします。

新川線につきましては、私も確認をしております。現在、維持管理等で補修を行っている状況でありますけれども、それでも凹凸がひどいなというふうに見ております。

抜本的な改良が現在はできておりませんので、それは必要であると思っておりますので、今後、舗装構成改良事業を進めていきたいと思っております。

大枠３につきましては、教育長が答弁をいたします。

続きまして、大枠４の役場の窓口対応についてお答えいたします。

村民の方が来庁されたされた際に担当の係が不在のため、後日来所するように言われて帰されたということについて説明を求めますという質問でございますけれども、私もそのようなことはあってはならないと思っております。

この件に関しましては、状況把握はまだ確認されておりませんけれども、本村役場の各部署で行っております証明書発行事務につきましては、各システム使用において、係員で連携をしましてスムーズな発行対応に心がけ業務を遂行しているところではございます。

しかしながら、今回のように担当不在による対応ができなかったということにつきましては、証明業務手続の制度上の理由によるものなのか、あるいはシステムへのログインというのがありまして、その権限が限られた職員でしかできない場合だったのかという要因が考えられますけれども、しかし、今後の対応といたしまして、複数人への権限の取得について、セキュリティー関連も考え、窓口業務の適正運営に努めてまいります。

いずれにせよ、来庁された村民の方に御迷惑がかからないよう住民サービス向上に向けて努めてまいります。

続きまして、大枠５の村内の土地造成工事についてお答えいたします。

まず、１点目の県道146号線の工事箇所についてでございますが、令和７年６月９日に無届けによる開発のため、施主とのヒアリングを行っております。その施主の目的といたしましては、土地利用をするために測量をしたく伐採重機を入れる進入路の造成を行ったとのことでありました。利用目的といたしまして資材置場を考えているそうであります。

いずれにせよ、他分野での無届行為であるため指導は行っております。

２点目の津覇の県営団地下の建築現場につきましては、御迷惑をおかけしております。私もあそこを通るたびに大雨が降ったらどうなるんだと非常に心配はしておりますけれども、施主より９月20日から土留め工事に着手するとの報告を受けております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　新垣善功議員の大枠３についてお答えします。

令和７年度中にリーダー育成講座を開催します。予算も計上しており、11月以降に４回程度の講座を計画しており、現在その準備を行っているところでございます。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　それでは、順を追っ

て再質問をいたします。

まず、今進めている地区計画について、この地区計画から外れているところ、地滑り防止区域ということで外されていると思いますが、当間の場合、当間公民館の329号線の上のほうほとんどが国道沿いも外されています。そこはほとんどが既存宅地だと思いますが、それはいいとして、そして、なぜ既存宅地でなければ建て替えできないのか、ちゃんと今までもう20年ぐらいですよね。建築許可もらってお家を造って、今生活しているわけです。もう30年、40年なったら建て替えしないといけない時期に来ているところもあります。

それがなぜ建て替えできないのか。同じ地滑り防止区域でできるのとできないのであるか、なぜそれはそうなのか。法律で決まっていると言えばそれでおしまいかもしれないが、なぜそうなっているか。

そしてまた、これは地区計画を受けるためには、それはやむを得ない措置としてやっているのか。地区計画を受けなければ建て替えできるのかどうか。そこら辺説明願います。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

今、善功議員のおっしゃる箇所については把握しております。こちらは、地滑り防止区域として指定されてしまったために、今、中城村では南上原以外、市街化調整区域でありますので、農家住宅とか分家住宅とかそういうものと昭和49年以前の既存宅地しか基本として住宅ができません。

それを緩和する措置としてこの緩和区域というものが指定されて、そこでは自己用住宅としては建てられるということで建てているものがほとんどでございます。集落内、ほぼ。

この地区が令和４年３月29日に緩和区域の要件が除外された、これは地滑り防止区域に指定されたために。この緩和区域を除外されたということは、じゃあどういう条件で造るかというのに当てはまるものがもうなくなったということで、この既存宅地はこの緩和区域の要件には含まれていないので大丈夫なんですけど、既存宅地以外の要件で建てたものの建て替えについてがはっきりとしない状況でございました。

ただ、これについては、うちのほうもやはり県とこの除外されたものについて、じゃあ何かしらほかのもので対応できるものはないのかということでずっと調整しておりました。

それで、令和７年２月１日に沖縄県開発審査会提案基準第20号として、既存建築物の建て替えの取扱いについてというものが新しく制定されました。これについては、既存建築物の建て替えが次に掲げる要件のいずれにも該当するものであることという要件で建て替えが可能になるものであると思われます。

これが、予定建築物が従前の建築物と用途が異ならないこと、申請地が従前の建築物の敷地内であること、そういうことなどをもって建て替えが可能になると思われます。これはまた県による建築確認審査とかがありますので、そこで審査されるものになるとは思うのですが、基本建て替えは可能であると認識しております。

ただし、この新築などに関しては、やはり緩和区域が除外されておりますので、それに関してはまだはっきりと建てられるとはうちのほうではお答えできません。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　じゃあ、確認しますけれども、今ある、今現在建てて住んでいる建物については建て替えはできるということですね。そして、これから新しく新築する場合は、その緩和から外れていますから難しいということで理解していいか。

というのは、今造っている方がもう20年前に造った方々もいるわけです。その方々が既存宅地でないから建て替えできないというのは、こ

れはあまりにも不平等じゃないかと、不公平じゃないかと思うんです。

そこら辺、皆さん方は丁寧に地区説明会の前に説明すべきではなかったかと思うんですよね。

私は、四、五名からもおかしいんじゃないかと、私もそう思います。もう20年前に建ててあるけれども既存宅地じゃないんですよ。それは49年以後に造ってありますから。

結論から、伺いますけど、結局は、今現在建っているものについては建て替えできるということで理解していいですか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　先ほど申しました沖縄県開発審査会提案基準第20号によると建て替えはできると認識しております。

これについても、やはり今議員の御指摘のあった、この除外する場合に説明するべきじゃないかというのは、私どもも県に何度も申し上げております。これは私ども反対の立場でしたので、県がこれを地滑りの要件で除外するということを一方的に示してきましたので、それに関する建て替えができなくなるとかそういうものはどうなるのかとかという協議は何度も行ってまいりました。これは、県にはこの説明を県から行うべきであるということは私どもも再三要望してまいりました。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　じゃあ、これはもう今現在建物建っていますね。もう10年も20年も前に建てたものについては、建て替えができるということでその住民に説明していいですか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　それについては、できると私どもは認識しておりますが、この許可を下ろすところが中城村ではないので、先ほど言った基準ではできると思っております。

また、ただし、地滑り防止区域に関するまた届出は必要ですので、それに対応したまた何か地滑りに影響が及ぼさないとかそういうまた審査をされるものとは思います。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　じゃあ、これ県の建て替えする場合の取扱い条件に満たされておればできるということで理解しておきます。

これについては終わります。

次、２点目、北上原新川線の整備工事について、村長は進めていきたいということでありますが、都建課長、いつ頃できるか、今年の予算に補正で上げることができるか、それとも来年度で新規に予算をつけるのか、どちらを考えていますか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　先ほどの村長の答弁では、抜本的な改良が必要だということであったと思うのですが、維持管理で何度か一応行っているんですが、ひどいところに関しては穴埋めとかパッチングなどそういうのは行ってまいります。

これに関しては行っていきたいのですが、やはり何度やってももう大雨とか降るとまた同じ状況になるというのが実情でございます。

これに関しては、今補助メニューを活用して舗装構成改良事業というものを近くの南伸線で行っているんですが、ああいうふうに舗装構成から変えていけなければならない地盤だなというのは認識しておりますので、これに関しては今現在進めている舗装構成改良事業もありまして、これもなかなか県からの予算配分も厳しい状況でありますので、この抜本的なものに関してはいつできるかというのは今お答えはできないのですが、このひどいところに関しては随時維持管理において補修してまいります。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　抜本的なことはできなくても、維持管理費でもって全面的に舗装工事はできるわけですね。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　全面的なものを行うということになると、やはり単費で行うには財政面で少し新川線全てを舗装を行うとか、そういうのはやはり難しいと思います。事業として入れて、ここは抜本的なもの、全面とかそういうものに関してはそれで今から計画してやっていきたいと思っております。

悪いところの補修、そういうものはやはり対応していけたらなと、今検討しているところでございます。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　じゃあ、これ部分的に壊れている部分を直すだけで、舗装工事するということなのか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　今維持管理で行っているのは、やはり悪いところだけを一旦通れるようにとかそういう形で今進めているところでございます。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　この場でいつ頃予定しているか、今答弁できますか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　これも、今各自治会から維持管理に関しては要望を集めながら要望書の中から優先順位の高いところから進めているところでございますので、その辺もいろいろ幾らかかるかとかそういうものも踏まえながら維持管理と財源の許す限りできるところをやっていきたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　課長、早目にやっていただきたい。特に、そこは住宅がかなりありますので早めに舗装工事をして、そういう雨降りの場合の車とすれ違った場合に汚水が跳ね返らんような方法でひとつ早めに舗装工事をすることを要請いたします。

３点目、地域リーダー養成講座の取組については、令和７年中に４回程度予算を組んでやるという答弁ですが、教育長、今、中城村で一番必要なものだと私は思うんです。これは。特に生涯学習課のところでは。

これもう言うまでもなく、婦人会や青年会、子供会、主な団体がもう解散している状況です。それでいいのかどうか。

やはり私は、地域をつくるのは人なんです。その人を動かすリーダーを育成しないと動きませんよ。そういうことで、ひとつ早めに取り組んでいただきたい。そして、それは４回だけじゃなくて、継続してやってもらいたい。積極的に村民に呼びかけ、お願いをして、各種団体のリーダーを育成していただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いします。以上です。

４点目、役場の窓口対応についてでございます。

これについては村長からあってはならないことといいますか、当然それはあってはならないこと。村役場というのは、最大のサービス業ですよね。そして、役場というのは村民のために役に立つ場所でなければいけないんですよ。

せっかく仕事を休んで来たのに、あした来てくださいと。そして、担当あるいは係の方が不在だからということは、私は組織として非常におかしいと思うんです。組織は１人が欠けても決してそういうことがないような組織にしてほしい。

それで、各課長、他人事じゃないですよ。各課長の皆さん方あるいは係長の皆さん方は、職員が自分の係だけ分かっておればいい、ほかの係のことはどうでもいいというような、そういうことでなくて、課の横の連携ですか、例えば、１人が欠けてもみんなでやると。そして、Ａさんが欠けてもその仕事は、組織は動いていくと、動くということをしていかない限りどうかと思います。

ですから、課のことについては各職員、課長の皆さん方は浅く広く知識を広めていただきたいと思います。

先ほどもありましたように、屋良照枝議員にあったように、ああいう窓口対応ではどうかと思うんです。そういうことで、ひとつ、これは副村長から各全職員に訓示あるいは共有すべきじゃないかと思うんですけど、副村長、やってもらえますか。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　新垣善功議員の質問にお答えします。

私どもとしても、村長の就任以来、村民目線、課長目線、副村長目線では駄目ですよと訓示の中でもよくやっています。私も、職員を管理する立場にいますので、その辺はさっき屋良照枝さんが言ったとおり、窓口だけじゃなくて、逆に屋良照枝さんも副村長のところに来てこういうのがありましたよという連絡はほしかったかなと思っています。その日に解決すればこういう一般質問に出さなくてもいいのかなと思っていますので、ぜひ何かあれば来てもらいたいと思っています。

あと、職員さんについても注意喚起をしながら頑張っていきますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　昔は、私が議員になった時期は、もうこういうのが頻繁にありましたよ。今もあるのかなと思ってびっくりしたんです。昔はもうほとんど正規職員と非正規職員がいまして、昔は臨時職員と呼称していましたけど、昔は臨時職員が一生懸命頑張って、職員は怠けているという、そういううわさも飛び交っていました。今は臨時じゃなくて会計年度とかいろんな難しい言葉でやられていますけど、それもそうでしょう。

皆さん、今、会計年度職員と正規の職員は、もう会計年度職員が多いわけです。

その、こういう対応したのは、職員なのか非正規職員なのか、私は分かりませんけど、そういうのも十分、職員でないから私は関係ないということで非正規職員がやったかもしれないけど、それはもうなしにして、会計年度職員も職員も平等に教育をしていただきたいと思います。二度とそういうことがないように。

それで５点目、村内の土地造成工事について。

県道146号線、中城城跡に行くところですけれども、課長も現場見たと思うんですけれど、盛土とか切土、埋め土といろいろ村の要綱ですか、指導要綱がありますよね。

この指導要綱を条例に格上げすべきじゃないかと思うんですけど、課長、その点どう思いますか。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１４時４９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５０分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

この今おっしゃった件に関しては、うちが条例としてできる権限があるのか、結局開発の最終的な許可を下ろすのは県になりますので、これが条例としてうちが制定できるのか、こういうところはまた今後確認しながら、もしそういう規制的な面でそれがいいと思われる場合は、やはりそれは検討していくべきものだと思っております。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　課長、考える必要はないですよ。条例をつくるべきですよ。

皆さん方はこれ指導要綱でしょう。じゃあ、行政指導に従わない場合はどうなるのか。全国のあちこちを見た場合、大雨で盛土が、静岡の熱海の件もそうでしょう。

県には、県土保全条例ありますよね。3,000平米以上は県土保全条例の許可を得なければならないと。それ以下はもらわなくてもいいということなのか。

だから、村の3,000平米以上であっても、やはり村にも届け出られるような条例、私はつくるべきだと思う。

皆さん方は、これ県が許可したから我々は関係ないというような安易な気持ちがないかどうか。やっぱり中城村の地域については自治法でもあるようにこの自治体である中城村がもうちょっと権限を持つべきだと思うんですよ。県が許可したから我々は関係ないと。

津覇の件でもそうでしょう。あの工事については県が許可した、しかし、途中からトラブルが起きてああいう状態になった。幸いにして大雨があったんだけど大きな事故がなかったから、災害がなかったからよかったものの、そういうことではいけないから、私としてはそういう盛土、切土、埋め土をする場合は必ず村にやって、そして勧告、指示がもっと強く指示できるような。

課長、もう一つ、行政指導しても聞かない方がいるでしょう、村民の中には。特に農地関係。そういうのもそうですよ。これどうするかですよ。正直者が馬鹿を見るような世の中をつくってはいけないと思うんです。

その辺、私は条例つくるべきと思うけど、課長権限がないと思いますので、副村長。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　お答えします。

今の善功議員の条例の件ですけど、3,000平米以上は県土保全条例、3,000平米以下は村の建築物を伴わない条例があります。それで運用しています。以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　ですから、これではちょっと弱いんじゃないかと。3,000平米の場合は県の許可をもらいますよね。もらわんといかんのだけど、そのときに村には通知が来ますか。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　3,000平米以上になると、ほとんどの開発行為に該当してきますので、それは県からちゃんと通知が来て、特にゴルフ場なんかは3,000平米越しますので、その辺の大型の開発については村のほうにも回答がきます。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　私は、3,000平米になると大きいですから、それについてもある程度村の権限を強化すべきだと私は思うんですけどね。県が指導するかしないか、県も弱腰の面があるんですよね。

何年前ですか、静岡県の熱海のあの盛土が大きな被害、死者も出ましたよね。あの報道を見ますと、いろいろ県も押しが弱くて指導できないと、そういうもうちょっと権限強化をしないと、ダム開発やあるいは残土処理も災害が起きると思うんです。

これは平成４年ですか、当間の今メモリアルパークありますね。そこも地滑り、残土処理、盛土で。当時、課長にも強く要望したんだけど、盛土している人が反社会的な人間であったために職員がおびえて注意もできなかった、その結果地滑りしたわけです。そのときは大きく新聞に載って、もう鉄骨も倒れるぐらいということで沖縄電力も相当心配しましたよ。

そういうことがありますので、県ができなければ村がもっと強硬に出るような方法をやらんと、私は県任せでは困ると思う。

条例をつくる場合はいろいろ要件もあろうかと思いますが、ひとつその辺も十分検討して、そして指導に従わない、行政指導に従わない方々をどうするか。

たくさんいるんじゃないですか。産業課長、どうですか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

　件数は分からないのですが、今、利用状況調査とかをやっている中で何件か違反というのはあります。

　今、１件だけ県のほうに相談している件もありましたが、その方は原状回復をして、今は落ち着いたという形にはなっております。以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣善功議員。

○１４番　新垣善功議員　もう最後になりますが、ひとつ、この村内の土地造成工事については十分目を配り、そして建築物を伴わない開発行為に対する指導要綱、県任せじゃなくて村でも条例をつくって監視をし、指導強化を図るように要望いたしまして終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

　以上で本日の日程は全て終了しました。

　本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

　　散　会（１４時５９分）

令和７年第６回中城村議会定例会（第７日目）

招集年月日	令和７年９月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和７年９月18日　（午前10時00分）		
	散会	令和７年９月18日　（午後３時29分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	小橋川　恵美	９番	大城　常良
	２番	玉那覇　登	10番	欠員
	３番	欠員	11番	仲松　正敏
	４番	桃原　清	12番	金城　章
	５番	新垣　貞則	13番	新垣　博正
	６番	安里　清市	14番	新垣　善功
	７番	新垣　修	15番	石原　昌雄
	８番	屋良　照枝	16番	伊佐　則勝
欠席議員				
会議録署名議員	12番	金城　章	13番	新垣　博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	比嘉　保	議事係長	辰　さおり
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	比嘉　麻乃	企画課長	金城　勉
	副村長	新垣　正	都市建設課長	呉屋　克行
	教育長	比嘉　良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村　武宏
	総務課長	大湾　朝也	上下水道課長	下地　良和
	住民生活課長	新垣　忍	教育総務課長	我謝　慎太郎
	会計管理者	照屋　郁子	生涯学習課長	渡久地　真
	税務課長	比嘉　聡	教育総務課主幹	永川　幸徳
	福祉課長	照屋　淳		
	健康保険課長	島袋　かおり		

議 事 日 程 第 4 号

日　　程	件　　名
第　1	一般質問

○議長　伊佐則勝　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、４番　桃原　清議員の一般質問を許します。

桃原　清議員。

○４番　桃原　清議員　皆さん、おはようございます。議席番号４番、桃原　清。議長の許可を得ましたので、これより一般質問を始めます。

まずは、通告書を読み上げて質問といたします。

質問、大枠１番、商業施設誘致事業者公募支援の件。

村は商業施設誘致の件で、公募型プロポーザルで受託者選定を進めていた「中城村商業施設誘致事業者公募支援業務委託」の受託候補者に、ある会社を特定した。それは、中学校跡地、旧役場跡地に商業施設を誘致するための支援業務を行うとあるが、その業務内容について伺う。

大枠２、サッカーキャンプ実施について。

現在、毎年サッカーキャンプが行われているが、今後も毎年キャンプが実施されるのか、その契約内容について伺う。

大枠３、村道坂田線滑り止め舗装設置の件。

先般、令和６年度の一般質問において、村道坂田線と県道35号線の交差点の滑り止め施工について、令和７年度に実施するとの答弁があったが、今後の予定について伺う。

大枠４、村道若南線ガードレール設置の件。

村道若南線西端の危険箇所へのガードレール設置について、現在の進捗状況及び今後の予定について伺う。

以上、答弁よろしくお願いいたします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、改めまして、おはようございます。

それでは、桃原　清議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１の商業施設誘致事業者公募支援の件についてでございますが、中城中学校跡地そして旧役場跡地に商業施設を誘致するための事業者公募を行うために必要な資料の作成、市場調査、事業者選定委員会の運営支援を委託しております。

続きまして、大枠２のサッカーキャンプ実施についてでございますが、今後もキャンプ受入れを実施する方向で考えております。また、キャンプ受入れに当たっての村とチームとの間に契約は特にございません。

続きまして、大枠３の村道坂田線の滑り止め舗装設置の件についてでございますけれども、令和７年９月、今月ですね、今月中に実施予定をしております。

次に、大枠４の村道若南線ガードレールの設置についてお答えいたします。

ガードレールの設置を検討しておりましたけれども、現場などを見ると、どうしてもガードレールでしたら幅員が狭まることにもなるため、注意喚起のため、ポストコーンの設置を検討しております。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　桃原　清議員。

○４番　桃原　清議員　では、大枠１から再質問を行ってまいります。

まず、大枠１です。今回この支援業務として決まった会社というのは、ちょっとここで名前は言わないんですが、この会社は何年も前から、中城の学校でこのＰＦＩなどの話が出るずっと前から、このＰＦＩ事業については全国でも有名な会社で、ここが一番じゃないかと言うぐらい、言われた会社ではありますから、そのことは大変いいことだとは思います。

この会社に決まったということは、大変いいことだとは思うんですが、ただ実際、これまで村の事業とかを見ているときに、民間のコンサルとか、いろいろそういう業務を委託する場合に、村自体が具体的にどういうことをやりたいのかという、なかなか見えてこないというのがあるような感じがします。

私も以前、いろんな仕事をやってきたときに、まちづくり等のワークショップなどに何回も参加したことはありましたけれども、この間、中城村内でも、まちづくりのワークショップが開かれたようではありますけど、ただ、こういう小さい今回の施設、場所は広いんですけれども、そういう小さい意味での場所でもワークショップをやったほうがいいのではないかと。

以前、私が参加したワークショップの場合は、大きな埋立地でまちをつくっていこうということで、まちづくりのワークショップというのがありまして、そこは、将来どの辺に小学校を造ろう、中学校を造ろうとか、また土木業、建設業、交通安全とか造園とか、いろんな業種に組合に声がかけられていて、いろんな業種の人たちと、あとは先に入居した人たちが、自治会なんかもあったんで、この自治会の人たち、学校の生徒なども参加して、もちろん役場の職員はそうなんですが、それで何回もワークショップをして、まちのいろんな位置づくり、どの辺に何を建てようとかという話をしたことがあります。

何割程度をこれで決定したかは分かりませんけども、相当有意義なワークショップになったと思うんで。今回も、この中学校跡地の施設に関しても、なるべく地域のいろんな民間の業者も、また自治会長とか中学校・高校の生徒なども入れてやってみて、村でどういうことがやりたいというのを決めたほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

それで、今回、支援業務委託の中でどういうことをやるということで、その中には、これ１か月半ぐらい前の資料なんですが、買物環境の改善、民間事業者の出店意欲を重視して出店をやってもらうと。あと、スーパーマーケットみたいなこと。また、民間事業者の創意工夫を引き出すとか、スポーツジム、コインランドリー、クリニック、子供の遊び等、いろいろ内容は書かれているんですけども、これは思いついたのは全部出したんじゃないかなと。

これからすると、なかなか民間企業がもうけを、利益追及しながらやってくれるかということになると、これ、はっきり言って、公務員がいろんな資料を持ってきて集めたような感じがして、じゃ、村が何をやりたいのかというのがなかなか私自身が、これで見えないような感じがするもんですから。

この今回決まった事業者、これ五、六年ぐらいしたらまた中学校移転なども始まって、それまでには進めたいということを書かれてはいるんですが、その会社は、とても信用できる会社ではありますよ。テレビででもよく見ますから。ただ、村が、こういう今私が話したワークショップみたいなことを進めていく用意があるのかどうか、そういう考えもあるのかどうかを、ちょっとお聞きしたいです。お願いします。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

議員の様々な提案、ありがとうございます。

この今、令和７年度に行っているこの支援業務というのは、昨年度、令和６年度、この商業施設誘致における住民ニーズ調査とか誘致戦略、どういうふうにやっていくかという業務を昨年度発注して、その中でワークショップ等、住民にこの商業施設をどうしたいかというワークショップなども実際は行っております。

この住民ニーズ調査では、この住民だけではなくて、国道329号線を利用する周辺、この交通で通勤とか通学で利用する方に向けてもアン

ケート調査なども行いながら、どういう商業施設、ただのスーパーだけではなく、どういう併設併用施設など、そういうのもどんなのがいいのかとか、そういうものも含めながら、ワークショップも昨年度行っております。また、それを踏まえながら、この事業者が、うちがこういうものをやりたいという公募条件を、事業者がこれを受けられるかというのも、また市場調査をこの業務で行ってまいります。

議員がおっしゃるように、うちが示した条件を、この企業が「これでは受けられない」という場合もあると思います。そういうのも含めながら、それをどういうふうにやっていけばいいのかというものを、支援条件をまとめながら、それを支援してもらうためのこれは委託でございます。

○議長　伊佐則勝　桃原　清議員。

○４番　桃原　清議員　ありがとうございます。

実際には、令和６年からはワークショップを行っていますよということなんで、これについては、なかなか村の意向を決めるというのは難しいとは思うんですよ。ただ、できるだけ、例えば私個人でしたら、どういうものをつくりたいってなかなか決めることはできませんけれども、姉妹提携している都市とか、村がやっているところとか、いろいろ。あと、県内でも、うるま市なんかは「うるマルシェ」などは観光バスみたいなものも来ますよね、大きなバスが。あそこは普通のスーパーではなくて、ちょっと違ったところを造っていますよね。この、ああいう違ったことを目標にするのか、それとも一番身近なショッピングセンターみたいな、スーパーとショッピングセンターが一緒になったもの、そういうものにするのか。これはもう、とても大きな決断にはなりますけども、村がどういうものをしたいというのは実際決めないことには、この今回契約したこの会社、そこもちょっとどっちつかずの、あやふやな感じの、間口が広いだけの施設になってしまわないかというのもあるものですから、それは引き続き、建設課長、頑張ってください。ワークショップでなるべく村民の意見も拾い上げるような形で、それで進めてください。以上です。よろしくお願いします。

続きまして、大枠２、サッカーキャンプについてです。

実は、これは、いつからいつまでという、キャンプしますという契約書はないんですよね。そういう日にちまで決めた契約書とかはね。

私は、議会議員としての政務調査などもありますけども、それがない場合でも、機会があれば視察に行ったりとかはいろいろやるんですけども、勉強のために。今年は、村長も関西万博を視察に行かれたということなんですが。私も、チャンスはあまりないもんですから、今回、関西万博と、あとサッカーＪ１の生観戦を行ってきました。

Ｊ１、夜、スタジアムの中というのは、もう雰囲気、すごいんですよね。歓声がなかなか、普通田舎の人が聞くことができないぐらいのわーっていう歓声です。ホームと相手との大きな歓声というのがありますから、大変感動はします、始めていくと、大きな歓声は。あそこの中にいたら、やっぱり村内の中学生、高校生とかサッカーをやっている子供たち、小学生も。なかなかチャンスはないんで、ああいうスタジアムに行くことはなかなか難しいことなんで、せめてキャンプだけでも、身近でキャンプをやっているプロに接することができるだけでも全然違うと思いますから、ぜひキャンプは続けていただきたい。

今回、この質問をしたというのは、Ｊリーグが2026年から27年のシーズンからは、秋春制に変わると。８月頃、夏開幕して、秋、春で、翌年の４月、５月に閉幕するということで終わると。これは、ヨーロッパのほうのリーグに合わ

せて、日本のリーグも今後発展できるように、向こうのリーグに合わすということで、今Ｊリーグが進めているんですよ、協会が。キャンプも、ヨーロッパのほうで日本のリーグもキャンプをやれば、一緒に交流もできると。同じ時期にこのリーグもキャンプもやれば、選手の移動もやりやすくなると。これは、日本のために大変いいということで、Ｊリーグ自体がそれを進めようとしているみたいなんですよ。2026年の夏から2027年の春にかけてそれをやるということなんですが、最初の年はちょっと期間が空きますから、今年度のリーグが終わって来年の早い時期は。

それで、来年は、何か特別シーズンを行うとっていうことがあるんですよね、２月、３月頃。ですから、いきなり来年からキャンプの時期が違いますよということじゃなくて、特別シーズン、2026年は特別シーズンを行いますということですから、これについて。

それで、キャンプの時期も確認しないといけなくなると思うんですが、それについての情報などは、ガンバ大阪等からは何もないでしょうか。次のキャンプはこうしますという話はないですか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　桃原議員の質問にお答えいたします。

桃原議員がおっしゃっているとおり、キャンプが変わることは情報を得ております。

今回、トップセールスを行っていない状況で、担当のほうと向こうのガンバ大阪さんのほうと、文書やリモートでのやり取りを行っていますが、そう変わらないというふうな感じでは受けております。今回のキャンプについては。

○議長　伊佐則勝　桃原　清議員。

○４番　桃原　清議員　今、話しました特別シーズン、これを行うということで、次年度のキャンプ、最初のキャンプまでは同じような時期にできますよということかもしれないですね、今の話からすると。

ただ、2026年の今度は夏の終わり、秋からは新しく、これまで終わる頃からのシーズンスタートになりますから、その時期にキャンプをやらないといけないということになりますから、その次のキャンプから、2026年の１回目は、これまでと同じようにキャンプをして、もしかしたら、その年の終わりには、もう１回キャンプがどこかで行われるかもしれない。それをなるべくは、ガンバ大阪さんは今後とも中城村と付き合ってもらったほうが一番いいんですけど、皆さんよく御存じのように、野球の場合も、キャンプ地の子供たちというのは、野球が上手くなったり、特に宜野座村なんかは、阪神が行ってから今回、沖尚でも活躍していますよね、宜野座村出身の人が。村自体が野球上手くなるみたいなところもあるみたいなんで、ぜひサッカーキャンプは何とか続けられるように、情報を取りながらやってください。

サッカーキャンプの件は以上です。

続きまして、３番の滑り止めの件なんですが、先週までやられていなくて、今週の初め、火曜日に朝はやっていなかったけど、夕方帰るときには滑り止め、終わっていましたね。これはまた、後で質問します。

まずは大枠４、村道若南線西端の危険箇所のガードレール設置について。

これについては、二、三日前に副村長とこの件をちょっと話をしているときに、新垣善功議員がトンブロックを置いたらと言ったんですよ。乱暴なことを。ただ、これまでは道の構造上、ガードレール設置が難しいというのがありまして、それでなかなかガードレールが立てられなかったんですけれども、通常ガードレール設置の場合は、支柱を打ち込んでいく土中用のガードレールというのと、または擁壁とかコンクリ

ートの上に穴を開けてコア抜きのガードレールというのと、もう一つが、途中打ち込むことができない場所で基礎を設置して、基礎に立てるという基礎ブロックを使ったガードレールがあります。

ただ、今回の若南線の場合は、この三つともちょっと設置は難しい場所なんで、ちょっと私の考えも進まなかったんです。

この間のトンブロックを置いたらということでちょっと思いついたんですけど、実際には高速とか国道で、よく仮設道路で置き基礎のガードレールというのがあるんですよ。あれ、トンブロックよりは小さいんですけど、幅とか奥行きは。それが、もっと小さく、強度を強くということになると、今度は単独基礎の上にガードレールの柱が立っているのを連続基礎ということにして、細長いコンクリートの基礎にして、そこに立てていくと幅は小さくもできるというのもあるんで、この置き基礎か連続基礎かということで、これは交通安全業者とか、あとメーカー、あと地元でしたら２次製品をやっている会社で、もしかしたら持っているかもしれないです。

これ、この業界はよく副村長が御存じだと思うんですけど、この３か所ぐらいあたれば、置くだけのガードレールなんで、そんな工事代ではないですから、予算も小さく済みます。

それと、今のこの若南線の西端のほうは右側の歩道が大きいですから、こっちに置き基礎を設置して、ちょっと小さいと思うんだったら、狭いと思うんであれば、外側線でも消去して二、三十センチ右側にずらしてもいいですよ。そういう対応の仕方をちょっと考えて、置き基礎をメーカーかどっか、インターネットでもありますよ、それで探して対応してください。それはもう今後、探してみてやるということで、建設課長、お願いします。

いいですか。今すぐ、あれ、コーン対応は危ないということなんで、コーン対応をやめて検討しますということで、返事もらいます。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　御提案ありがとうございます。

置き基礎というのが、多分、鋼材、H鋼などにガードパイプを設置してということになると思うのですが、これを置いた場合のまたいろいろメリット、デメリット等を検討しながら、今回、一応注意喚起のためにポストコーンの設置はやっていきたいとは思っていますので、このポストコーンというのも、カラコンではなくて打ち込んで固定するタイプのポストコーンで、注意喚起を行っていきながら、これは夜間も反射するようなタイプですので、それで一度対応させてください。

○議長　伊佐則勝　桃原　清議員。

○４番　桃原　清議員　ただ、ポストコーンは、車がそばに寄っていたときに全く力はないんで、光る分についてはいろんなものがありますし。

ガードレールに設置用のポストコーン、小さいのがありますよね。ああいうのもありますので、光るのは15センチ、20センチぐらいで、ポストコーンと頭、同じようなものがガードレールにすぐつけられるものもありますので、そういうものを。

あと、置き基礎はH鋼でもいいですし、または単独のコンクリブロックのいろんなメーカーがありますので、それを調べながらやってほしいと思います。

以上、やっぱりポストコーンだけでは危ないですよ。今、危ない、怖いという話が来ているもんですから、なるべくは置き基礎でガードレールでお願いします。

続きまして、戻って３番、大枠３。終わってはいないんですよね。また戻りますと言いましたけれども、大枠３のアスファルト舗装の件。

ここは、奥間から上っていったときに、坂田

線に曲がるときに、カーブでタイヤが浮いて滑るということで、よく苦情があったんですよ。今回は、舗装を打ち直しもやっているし。これ、先週まではなかったんですけど、火曜日の朝、出勤するときには気づかなかったんですけど、夕方通ったら、ゼブラで滑り止めも終わってはいました。

ただ、グレーチングまでは、県道の土地になるんですかね。グレーチングから下は滑り止めはないんですが、あそこのグレーチングの下のほうで曲がるときに一番滑るという話があったんですよ、本当は。ただ、今回、舗装も打ち返されているんで、傾斜の状態が全然前と違うと思うんで、タイヤが滑るかどうかも今は全く分からない。多分、大丈夫かなというのもあるんですけど、それはもう、これから注視していくということになると思います。

今の状態でも、多分、新しい舗装で大丈夫じゃないかなというのもあります。そこで滑るようになれば、村で対応するか、土木事務所に言うかということは、またそのときの判断になると思います。よろしくお願いしします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で、桃原　清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１０時２８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時４５分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

続きまして、７番　新垣　修議員の一般質問を許します。

新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　それでは、一般質問、通告書を読み上げる前に、このたび、ござまるしぇの開業、おめでとうございます。開業誘致に御尽力された執行部及び職員の皆様、御苦労さまでした。協力していただいた企業にも感謝申し上げます。開業して間もないと思いますが、今後の発展に対して様々な要望や課題等が出ることと思いますが、担当職員並びに執行部側の皆様、よい方向で改善しながら、企業もそうなんですけど、長く持続経営ができるように願い、見守っていきたいと思います。

それでは、通告書に従って質問いたします。

大枠１番、パシフィック地内の住民問題解消への取組を。

パシフィックの住民から、①「たび重なる４号農排水の氾濫、それに伴う地内の生活道路の冠水をどうにかしてもらいたい」、②「公園内入口付近に突起した仕切り弁による足元のけがや車両の破損被害、老朽化し使用されない遊具、公園内の樹木管理、点灯しない街灯、維持管理がなされておらず、台風時に倒木の危険性、枝折れによる散乱で地内の美化環境を悪化させているので、安全と安心・景観を保てるようにしっかり管理してもらいたい」このような声が寄せられました。

農排水の氾濫と地内道路の冠水は頻繁に起こり得る状況にあり、地内で生活を営む住民にとっては、行政からの対応を切に願っている状況にあると強く感じ取りました。地域の住民が安全・安心して住み続けられる環境を整えるのもまちづくり整備の指針軸であり、行政対応を問われると考えるが、担当課での見解を伺います。

③公園内の仕切り弁突起対応は緊急を要すると見立てるが、対応についての詳細を伺います。

④地内の公園管理の責務はどこにあるのか伺います。

大枠２番、吉の浦会館周辺交通安全対策。

この地区は、豊かな暮らしサービスを拠点として、吉の浦会館や公園、護佐丸図書館を集積とするエリアは、住民生活を支え、多様な交流を育む本村の中心として位置づけ、文化発表会や企画展・祈念事業・イベント祭典など、年間を通して村民や多くの来訪者が訪れており、イ

ベントによっては公共駐車場から各施設へ往来しておりますが、北向けへの歩行者保護通行帯はあるが、吉の浦会館から護佐丸資料館への横断帯がなく、歩行者の良好な安全対策が図られている環境にはありません。

そこで、施設利用者、特に高齢者や園児、児童生徒の歩行者保護対策の観点から、横断帯の必要を問います。

３、サッカーキャンプ誘致今後の課題と見立て。

Ｊリーグの2026年から27年シーズンから８月開幕の「秋春制」に移行され、６月から７月がキャンプシーズンとなり、冷涼な地域で実施される見通しにあるといわれ、本村でトレーニングキャンプを行っていたガンバ大阪クラブにおいても、東北地方や北海道や沖縄、ヨーロッパを視察し、秋ごろにはキャンプ地を決定するとのことだが、梅雨時期や猛暑の時期の今後の本村キャンプ誘致には、イエローカードもしくはレッドカードが上がらないか危惧しております。

そこで、①今後のキャンプはどのような状況にあるのか伺います。

②サッカーキャンプ誘致に向けてのサッカーフィールドの芝生整備に多額の予算を投入してきましたが、キャンプが行われない場合における芝生整備費を同様に委託していくのか、方向性を伺います。

以上、答弁お願いいたします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、新垣　修議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１のパシフィック地内の住民問題解消についてでございますけれども、その前に、実は今回、パシフィックの住民から、人を通じてではありますけれども、今回の修議員のこの行動への感謝の声が、実は私のほうに届いてきておりますので、あえてこの場所でお礼を申し上げたいと思います。何か街灯の件とかいうことでおっしゃっておりましたので。そのほかに、都市建設課へのやはり早急の対応とか、そういうお褒めの言葉もいただいております。

都市建設課に関しましても、今回だけではなくて、よく私のところにも、住民から、議員を通さないで都市建設課に行った場合にでも、すぐ対応してくれるということで、結構、都市建設課へのお褒めの言葉をいただいておりますので、あえてこちらのほうで申し上げたいと思います。

引き続き、都市建設課だけではなくて、違う課も、村民のために今後も努めてまいりたいと思います。

報告でございました。

それでは、まず①についてでございますけれども、４号の排水路につきましては、周辺の排水路やパシフィック集落内の道路排水とつながっており、集まった水が海のほうへ流れております。満潮時には海水が排水路へ流れ込み、水が流れにくくなる状況がございます。集中豪雨が発生すると排水路の水位が上がり、パシフィックシティ集落内の道路排水が合流できずに、道路の冠水を引き起こしているというふうに思われます。これは、農排水路だけで改善できるというわけではなく、地形ですとか、あと集落の道路排水も含めて対応する必要があるのではないかと思っております。

現在の対応といたしましては、排水路の土砂の撤去や除草を行い、排水路の水の流れを阻害しないように対策を行っております。

続きまして、②でございますが、②の公園内の遊具や施設については、今年度、中城村公園長寿命化計画の見直し作業を予定しておりますので、そのときに調査の結果を基に考えていきたいと思っております。

２点目の点灯しない街灯についての御質問もございました。これ、木中で根元部分の腐食がありました。私のほうも確認をいたしまして、

危険な状態にあるなということを確認いたしました。

今後、すぐに担当課と協議をいたしまして、早急に対応していきたいと思っております。

続きまして、③です。③の公園内の入口付近にある突起した仕切り弁については、早急に対応をしている状態ではありますけれども、また何かありましたら、よろしくお願いいたします。

次に、④です。地内の公園管理の責務はどこにあるのかということでございますけれども、村内の南上原以外の各自治会の公園の施設修繕以外の維持管理は、自治会に委託しているところでございますけれども、パシフィックシティなど一部の公園につきましては委託されておりませんので、村おいて管理をしております。

しかしながら、草刈りですとか、あと環境美化につきましては、他の公園同様、自治会により管理していただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。

こちら、担当は都市建設課となっております。

続きまして、大枠２の吉の浦会館周辺交通安全対策についてでございますけれども、議員おっしゃるように、朝夕の村道潮垣線は交通量が多く、安全に歩行する環境が確保できていないのは、議員のおっしゃるとおりだと思います。もちろん、イベント等、福祉まつりですとか、今年度は産業まつりなどもありますので、やっぱり横断することも多々、今後も出てくると思っております。

今後、宜野湾警察署からのアドバイスを頂戴しながら、カラー舗装のランニングコストも鑑みて、設置に向けて前向きに協議をしていきたいと思っております。この御提案に感謝申し上げます。

続きまして、大枠３のサッカーキャンプ誘致の今後の課題についてお答えいたします。

①今後のキャンプはどのような状況にあるのかについてでございますが、先ほど議員がおっしゃっておりましたように、Ｊリーグが秋春制に移行され、2026年から2027年度シーズン以降、冬キャンプ及び夏キャンプが開催されると予想はされております。

現時点では、冬キャンプは例年どおり１月から２月にかけて実施され、新たな夏のキャンプについては６月中旬から７月下旬実施されるであろうと、沖縄県からも説明を受けております。

村では、冬キャンプ及び夏キャンプ、両方のキャンプ受入れを実施すべく取り組んでいく所存でございます。

続きまして、②のキャンプが行われない場合における芝生整備費を同様に委託していくのか、方向性を伺いますという質問でございますけれども、今後、数年にわたりキャンプが実施されないと判断された際は、芝管理事業については見直しを実施してまいります。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　新垣　修議員の大枠３の②についてお答えします。

2026年以降のＪリーグのサッカーキャンプについては未定であり、沖縄県をはじめ、中城村も情報収集をしているところです。

今後のＪリーグ動向を注視して情報収集に努め、関係課とも相談しながら、その方向性が見えた段階で判断をしていきたいというふうに思っています。

○議長　伊佐則勝　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　それでは、再質問の前に、今議会より一般質問の第一答弁の在り方を、村長、教育長が全て回答することの意義については高く評価いたし、さらには、一般質問の内容等によっては現場を確認しないと判断できない状況にあったりすることで、答弁者自らが出向いて確認することで、質問内容と照らし合わせ、把握し、よりよい議論を交わし、地域の発展に寄与していくものだと、この姿勢も高く評

価いたします。いろいろな角度から質問内容を捉えて、長としての答弁に期待をいたします。高い視点で議論しましょう。

それでは、再質問いたします。

まず、産業振興課長並びに都市建設課長に質問いたします。

この地域の４号農排水氾濫、そして地内道路冠水の発生頻度の把握状況と、発生となり得る要因や起因の認識について伺います。

総務課長へは、この地域での道路冠水、農排水氾濫の災害発生に関わる事項と、住民からの電話通報などの把握状況について伺います。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

４号農排水路の氾濫については、昨年６月のみの氾濫については把握しておりますが、この１件のみだけ、私は把握しております。

原因によることについては、局地的な集中豪雨だと思います。

また、土地改良区内の施設については、土地改良区内、区域の流域での断面での計算で施工していますので、開発区域以外からの生活排水や道路排水は考慮されていないと思います。なので、その地区は海抜地も低いことと、ゲリラ豪雨が満潮時と重なると逆流し、雨水が処理できなくなります。土地改良区の施設の排水断面を大きくすることとしても、改善できるか判断しかねますので、その辺は慎重に検討していきたいと思います。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

議員のおっしゃります、この道路冠水についてですが、このパシフィックシティのみならず、道路冠水の近年の発生の要因としては、やはり現在、排水設計指針では80ミリを基準に設計されております。ただ、近年の線状降水帯、そういうものがそれを、想定をも超えるものであるということは、やはり認識しております。

このパシフィックシティに関しては、先ほど産業振興課長と同様、令和６年６月14日、この日だけと今、認識しているところです。パシフィックシティ内の排水自体が冠水して民家に影響を及ぼしたというものは、その６月14日だけと今のところは認識しております。

また、このパシフィックシティ自体は平成８年に民間開発によって流量計算をされており、４号農排水路に排水するということで許可を得ているところでございます。

ただし、その４号排水路自体、それの流量計算とかそういうものだけではなく、やはり潮位等が、やはりその流末は海になっておりますので、その潮位がはけるものでない限り、やはりその排水を改善してもあまり意味がないのかなとも認識しております。

また、この潮位、満潮時とかそういうのを測定したりもしているのですが、台風時となると、気圧によってまた潮位は上がっていきますので、やはりこの海が近いというのは、パシフィックシティには、やはりそれが起因しているものとは思われます。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、新垣　修議員の質問にお答えをいたします。

昨年の大雨のときに、総務課としては警戒態勢を敷いておりました。その中で、各職員のパトロールがございましたので、その中で一報として冠水の情報を把握しておりました。以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　休憩で。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１１時０８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時０８分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　村長の第一答弁にもありましたように、周辺のその状況のお話の中で、聞き取りながら、私が現地を調査して同じような見方をしているなという点と、それと産業振興課長の判断におけるその見方、その捉え方、その発生起因、そして都建課長、やっぱり通じる部分はあるのかなというふうに一応聞き取りました。

皆さんのほうに、手元に資料、これまでの被害資料とかいうのを縮小で２枚配付していますので、それを見ていただきながら説明、質問したいと思います。

まず、この地域の農排水の氾濫には、排水端末の地理的位置により、これ、写真２番の上を見ていただければ分かると思います。上の位置により、放流先の潮位や潮位の上昇による排出低下や排出端末からの潮の流入により逆流。これは、写真ナンバー２の中段を見ていただければ分かると思います。逆流。それに伴い、雨天時の雨水をスムーズに流れ出せなくしている状況にあります。排水路には、雑草が繁茂していて水の流れが悪くなり、排水構造を低下させる要因にあります。これがナンバー２の下の状況になっております。さらには、外部要因で接面する農地土壌のかさ上げ、これ、写真２番のこの端末の南上、ちょっと端末の白い部分、畑です、この辺の土壌が大分かさ上げされています。そして、排水路側面の囲いの設置などで、排水の処理能力を超える内水氾濫を起こしやすい要因をつくっている状況にあります。これが、写真ナンバー１の、この令和７年７月８日、そして令和５年８月７日。これ、その他にもあると思うんですけれども、この上の段の右側を見たら、ここにトタンで何かこう、仮囲いをしているのが見えます。全て、これが一つの、要は排水溝のこの側面となって、本来であれば排水溝の下にあるのに、大雨時とか、そこでかさ上げになって、もちろん条件はいろいろありますけれども、そこで内水氾濫を起こしている。

そして、産業課長からもありましたように、気象状況、そして都建課長も御存じのとおり、気象状況によりキャパオーバーが起因となって、これがこの地内排水路にバックウオーター現象として、これが写真ナンバー１の冠水状況です。

要は、この2023年５月８日、これ19時頃に撮影しているんですけれども、この右側に、この内水氾濫の状況で、先ほど課長が、両方の課長が言うように、潮位の問題とか、それからいろんな見解を述べていましたけれども、同じように、これ、まず観測地点が中城湾港。その日は中潮になります。満潮時間が書かれています。この撮影時間の冠水した17時30分、17時頃に43.5ミリの１時間の雨量が約２時間ほど、その前後にも。この場合は台風ではありません。これが、冠水の起因としては降水量が起因し、さらには雑草の繁茂、これが流れを悪くしていて、そこで端末の、端末というか途中で詰まって、スムーズに流れず、さらに、この畑側に、土手というか壁を造ってありますので、それが一つのキャパオーバー状態になって道路冠水のほうにつながると。

そして、2023年５月８日19時、これは大潮の日になります。19時撮影なんだけれども、満潮時間が19時20分、そのとき、２メーター13センチの潮位になります。19時頃、１時間雨量が4.5ミリ。雨の量は少ないんですけども、このときは台風６号が接近していて、潮位が上がって、そこで氾濫の起因になっています。

この23年を見ても分かると思いますけれども、このときに、この地内の排水路端末、写真２番目の地内排水流末というのがありますよね。この地区は、流末が１か所しかないものですから、この２枚目のちょうど中間当たりに端末があるんですけど、ここからバックウオーター現象に

より、水が逆流してきて、去年の2024年６月14日、地内が冠水している。

６月14日は、そのときは小潮なんですけれども、満潮時間が12時、そのときは１メーター50の潮位になります。しかし、この満潮の時間、11時、１時間雨量が45.5ミリで、12時からは落ち着いていますけれども。このときは台風はありません。ただ、このときも、起因としては降水量なんですよね。このときに短時間大雨情報が発令されていて、このときは、沖縄県はいろんなところで冠水被害も起きているという状況にありました。

2024年に、ナンバー２を見ていただきたいと思います。これは、2024年に発生した冠水被害時の冠水高、これは地内の黄色いライン、産業振興課長が言うように、このいろんな排水、農排水へいろんなところから流入してくると。そこで、４号排水はもうキャパオーバーしているんですけれども、通常このように雨が降ると、この農道を伝わりながら、地内の側溝はあるんですけれども、そこも伝わりながら流末のほうに行くんだけれども、流末では、もう水がはけないがために、そこで、このまず公園側で約30センチ、そして道路の一番最下の側溝部分、ここで45センチ、上のほうでも30センチのこの状況が、このときの６月14日の被害になっております。

そこで、まず住民から聞きますと、台風が来るたびにここは冠水すると。以前には、車がつかり廃車になったことも。要は、財的被害も発生しているというふうな話がありました。

パシフィックシティ地域には、道路冠水や地理的・整備的環境でも、他の地域より起こりやすい状況に僕はあると思います。そのために、日常生活が脅かされていると言っても過言ではない。通常時の農排水の、これナンバー２番の下のほうを見ていただきたいと思います。通常時、農排水への写真ナンバー２です、海水流入をまず防ぐ手立てとしてどのような策が取られるのか、産業振興課長に質問いたします。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

手立てとしてということなんですが、先ほど言ったように、断面を大きくするだけでは、それは改善は不可能かなと思っております。

改善方法といたしましては、近くに津覇のため池がございますが、そこに誘導できるか、現場を確認したんですが、高低差の部分で勾配が合わない可能性もありますし、地区内雨水を１か所にまとめる貯水槽、あるいは貯水できるような地下貯水槽または貯水等防火水槽といったようなため池ができるかどうか、その辺も頭に入れて検討していきたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　質問の中で、通常時というふうにあえて言いましたけれども、都建課長からもあったように、やはり台風時とか、あるいは高波注意報とか集中豪雨・ゲリラ豪雨、こういう場合は、もちろん冠水、地内冠水というのは妨げることはできないというふうに僕も認識しております。

ただし、その今、この上のほうでも分かるように、地理的場所でも分かるように、地内排水の流末が、この４号農排水１か所にしか放流できていない状況で、通常時、このように、この海藻類あるいは逆流が度重なる。これが風速40メーターとかあった場合は、そして大雨が、そのときに、計算しますと１時間に７ミリから８ミリ程度で、大潮のとき、通常時ですよ、風速が大体５メーターか６メーターで、約５時間から６時間、これはもう潮位の、ちょうど満潮が引くときの時間を合わせていますけれども、１時間に７ミリ以上降ると、もうこの地区は冠水、地内冠水は避けられないというデータというか、

年間の雨量のほうからある程度算出できました。それで、私は、地内への冠水というのは、やはりこの流末が１か所しかないということが一番の起因なのかなと思っております。

そこで、副村長へ伺います。

写真でも見ていただけると分かりますけれども、地域内道路冠水の抜本的解消には、先ほど都建課長がなかなかつながらないという話もありましたけれども、それでつながらなくても、例えば冠水被害抑止として、この冠水高、水量高を半減させる措置として、私は、あくまでも私見ですけれども、新たな排水の流末を視野に入れての地域整備を考え、冠水被害を極力妨げる措置が必要なのかなと考えますが、その当たりの見解を伺います。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　お答えします。

去った６月14日の大雨で、南部でも100ミリ余りの雨が降って、海岸部で大きな被害を受けたと。中城村においても、パシフィックシティほか、海岸部での被害がありました。

そこで、うちとしては、今後、今、都市建設課のほうで立地適正計画を策定していますので、それができれば、防災・減災の面での補助メニューなどを活用して、排水整備のみならず、新たな対策を検討していきたいと考えています。以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　これ、質問の中で、今、都建課長もそうなんですけれども、この大雨とか台風とかというお話をしていますけれども、私が今求めているのは、台風とか大雨とか、気象、ゲリラに地内排水をどうにかしましょうという、そんな大きなあれではないと思うんですよね。住民もそうだと思うんですよ。

要は、この冠水状況だと45センチのところ、ここはもう完全に、外にははけないわけですから、これがバックウオーター現象として地内に。

もう一つは、県が管理している紫の側溝部分。ここに側溝があるんですけれども、ここもあんまり機能していない。大雨時は逆に、この護岸の雨も護岸側からバックウオーター現象でこのパシフィックシティの地内に流入しいてると。言えば、県にもその分の改善の余地を求められるような協議ができるんではないかと、僕は考えているわけです。

要は、通常時、下の通常時、これが通常時。要は、通常時に、台風でもない、風も少ない、波浪警報も出ていない。しかし、大潮で雨が６時間、大潮を境に３時間、３時間。７ミリから８ミリの雨が降れば、ここは必然的に20センチから30センチ冠水するかもしれない。でも、それを半分に抑えることができれば、床下浸水も起こらない。これまで床下浸水も、住民からは、台風の日にはしょっちゅう起きますよと、ここは。そして、帰宅困難者もいますと。通常ですよ。それは何でかといったら、車が冠水しているから、南上原で雨が降ってみたら、ああ雨降っている、もう帰れない。家に電話して「今、水たまっていますか、車入れますか」と。それから帰宅すると、そういう帰宅難民者もいる。

そこで、それを少しでも抑えられるように、あくまでも私の見立てなんですけれども、この公園側の海に放流したら、もちろん台風と大潮ではけないんだけれども、この公園側のちょうど海側や北側のほうに、畑がこうだいぶ下がっているんですけれども、ここに逃げ道のこの流末を考えることはできないか。

ただ、その場合、農地に水が行っちゃうんだけれども、ただ大雨だから農地も濡れているから。そういうふうなちょっと改善策を少し検討していただきたいなと思います。

住民からいろいろと聞き取って、この被害状況を今回聞きながら、やっぱり私たちは、これまでこういった被害を被ったことがないもんだから、これ大変切実、本当に大変だなと思いま

した。そして、そのためにも、この村長が言うように、通常条件の中でも不安要素を省く環境づくりを視野に入れて、図っていただきたいというふうに思います。

実際の財産とは、その地域に住む住民がいて発展していくものだと私は思ってます。いなければ衰退していく一方で、そのためにも、地域整備はしっかり調査して対応すべきだと意見いたします。

さらには、今回、村長答弁の中で、村民の大切な暮らしに対応していく、住民が安心・安全に住み続けられる環境づくり、村民の暮らしを優先にという答弁を行っておりましたけれども、住民の安全、財産・生命及び平穏な生活を送れるように、地域整備に御尽力をお願いして、この地域内の生活道路冠水の問題に善処していただきたいというふうに願いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、新垣　修議員の再質問にお答えいたします。

今回の質問を聞いておりまして、冠水の被害をはじめ、一般質問の中でも答弁しましたように、本当に住民の安心・安全が一番でございまして、その環境づくりというのは私の責務だと思っております。

それには、住民の皆さんをはじめ、そして議員の皆さんのこういった意見、要望がどうしても必要となっていきますので、それはありがたく思っております。

引き続き、何かございましたら遠慮なく、しっかりと担当課は耳を傾けますので、いろんな御意見をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　産業振興課長へ質問いたします。

先ほど、この農道排水のこういった内水氾濫に関しては、その状況的には全て僕は把握しているというふうに理解しております。

９月４日に、光栄県議と現地を一応視察して、状況を全て本人にも話しして、海岸から、そういうふうに写真の状況を説明して、海岸からの流入もあると。そして、もう一つは、その海岸線からの、そこからのバックウオーターも地内に入り込んでいて、それも一つの現象がありますというふうにまず話しして、何とか、それ県にも責務があるから予算をつけてくれないかというお話をいたしました。

そこで光栄県議のほうが、９月５日に、本庁、県農林水産部の農地農村整備課の課長佐久本さん、担当川田氏というふうに連絡が来ていますけれども、協議を行って、この流入防止柵等、それから雨水の流下策、それは津覇のため池に緩やかではあるが誘導を図ることで、４号農排水への流入を抑えるような予算措置等を図られるのではないかというような話を受けました。それで、協議をして申請を行うようにという助言がありましたので、課内で進めて取り組んでもらいたいと。

そこで、もう一つ提案なんですけれども、いずれにしても、これは地内冠水とは別物なんですけども、地内冠水は、やっぱり都建課がこれからその地域環境整備の中で考えないといけないと思うんだけれども、これ今、柵渠式ですよね。そこに、もちろん予算の話も絡みますけど、維持管理で繁茂とかいうのをやっていますけれども、３か月に１回はこれ、もう伸びきって、維持管理は僕できないと思っているんですよ。それで、コンクリートを引くようなまず考えで、その予算折衝をしたらどうかなと思いますので、その辺も御検討ください。以上です。

この地域内パシフィックシティに関しては以上でございます。

３番です。この公園内の仕切り弁、突起に関しまして、早急に行うというふうな形で。先日、

担当の課長とも、これもう、すぐにやってあったんだけれども、現場を確認しました。ただし、本当にこれでいいのかと僕は情けなくなっております。

現場は、雑草をちょっと、もちろん仕切り弁は下げてあるんだけれども、周辺の雑草を剝ぎ取って、そこに合わせているんだけど、この何十年も放置して、僕、通告しているのにも書いてありますけれども、そこで足をけがした住民もいる、車を破損させた方もいる。今現在、じゃ、この雑草が即生えたら分かりますかという。僕、分からないと思う。やっぱり目立つように黄色いマーキング、黄色いペンキを塗るとか、あるいは、この仕切り弁の周り、雑草が生えないようにモルタルで養生してコンクリートを打つとか、そういう処置ができないのかどうかを聞きます。

○議長　伊佐則勝　上下水道課長　下地良和。

○上下水道課長　下地良和　お答えします。

私も現場のほうを確認いたしまして、現地、公園内に、多分、車両が乗り入れして、そのわだちが公園地盤を下げて、結果、仕切り弁が浮き上がったというような状況を確認しております。

やはり、住民が通られてけがなどしないように、そういった車の破損がないように、今後、再度検討して対応してまいりたいと思います。

○議長　伊佐則勝　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　今後では、僕は恐れていますよ。二、三日のうちにけがしたら、訴えられるのはそちらですよ。早めに、自分たちで別にセメントを買ってきて、砂、セメント、モルタルを買って1,200円で、周りをモルタルで養生すれば済むことですので、安全面には高い意識を持ってやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、今回質問の中で、吉の浦周辺の件も、カラー舗装を設置していく、善処な回答に御礼申し上げます。これも住民から寄せられた声がありまして、車椅子利用者の横断で、安全に歩行できるように整備してもらいたいという声も上がっておりました。

もう一つは、これ令和５年にも、この危険箇所で横断歩道設置を依頼したのに、せっかく最近カラー舗装工事が入っていたのに、この部分が抜けていて、僕ショックだったというのがあって、それで今回取り上げたのと一緒に、また中学生の修学旅行のときには、何か公共駐車場にバスを止めて、吉の浦で降ろして、子供たちがキャリーケースをごろごろと引きながら行くみたいです。そして、横断帯もない。みんなもう、車が通っているのに、誘導員も結局どこに、先生方だって、どこに立っていいか分からないですよね。でも、横断帯があれば、先生方がそこでいち早くできる、そのような環境をつくってほしいという要望がありましたので、お伝えしておきます。

Ｊリーグの件に関してなんですけども、やっぱり今後見守りながらやってもらいたいというのと、今言うように芝生管理も、相当大きな財産を投入していますので、やはり財源見直しも必要だと思うし、やはり、もちろんキャンプ誘致を諦めなさいということじゃなくて、どんどんトップセールスで頑張ってもらいたい。それは条件にもよりますけども、さらなる誘致ができるように取り組んでほしいと思います。

以上で、一般質問終わります。以上です。

○議長　伊佐則勝　以上で、新垣　修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１１時３５分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１３時３０分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

続きまして、５番　新垣貞則議員の一般質問を許します。

新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　議長の許可を得ましたので、５番　新垣貞則、一般質問を行います。

大枠１番です。久場地区の施設整備。

①久場前浜線は交通量も増えているが、安全対策と前浜線周辺地から歩道は雑草が大きくなっているが、環境美化対策は。

②久場・泊地区の特定保留区域の解除に向けて、今後の地区計画の策定の取組は。

③久場賀武道線周辺土地は地滑りが発生し、宮城氏宅（久場20-1）横の河川壁が亀裂や擁壁が傾いているが対策は。

大枠２番です。吉の浦公園の施設整備。

①公園下の護岸を活用して、村民がウオーキングなどをして健康づくりをしている。護岸の現状と維持管理について伺います。

②整備強化計画書のウオーキングコース、全天候型計画と今後の整備計画について説明をお願いします。

大枠３番、一般質問を通して地域活性化を図る。

①泊浜原線・津覇前浜線の橋梁２橋は、老朽化しさびて危険だが、いつ頃から工事をしますか、伺います。

②登又と南伸道路は舗装厚不足による沈下箇所があるが、生活道路を整備する必要があるが、いつ頃から整備しますか。

③村内の小学校３校合同でバレーボール活動をしているが、津覇小学校体育館にバレーボール支柱がないので、生徒たちが練習するのに困っているが、支柱の設置の取組は。

大枠４番です。総合スポーツクラブを通して地域活性化を図る。

①日本スポーツ振興センター理事長宛てに村長が中城コミュニティークラブの助成金申請の提出をした理由と、このクラブの各年度の総会や一般会計の予算の説明をお願いします。

②日本スポーツ振興センター理事長宛てに申請書類の内容や手続の流れの説明や地域活性化を図るには、総合型地域スポーツクラブを育成する必要があります。どういう取組を考えているか説明をお願いします。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１の久場地区の施設整備についての安全対策と環境美化対策についてでございますが、まず①交通量増加を想定した交通安全対策といたしまして、久場公民館前の国道南側車線に「おゆずりエリア」の設置を計画し、南部国道事務所へ確認を行っております。

また、環境美化対策についてでございますけれども、他の村道同様に、巡回し、草刈り作業を行っていきたいと考えております。

続きまして、今後の地区計画の策定の取組についてでございますが、今年４月に久場前浜原線が開通したことによりまして、土地利用の手段として、市街化区域への編入だけでなく、市街化調整区域における地区計画についても活用できる可能性が出てきたことから、現在、県の都市計画・モノレール課と土地利用手段について調整を行っているところでございます。土地利用手段の方針が固まり次第、関係自治会や地権者との協議を進めていきたいと考えております。

次に、③の久場賀武道線周辺土地の地滑り対策でございますけれども、地権者との調整次第とはなりますが、今年度に県において地滑り対策工事の予定があるとのことでございます。

大枠２につきましては、教育長が答弁いたします。

私のほうからは、また大枠３でございますが、一般質問を通して地域活性化を図るについてお答えいたします。

まず、①泊浜原線と津覇前浜線の橋梁の工事

についてでございますけれども、令和７年度中に泊浜原線の橋梁補修工事に向けた仮設道路設置工事を予定しておりまして、また泊浜原線と津覇前浜線の橋梁補修工事につきましては、令和８年度に予定をしております。

次に、②の登又の南伸道路整備についてでございますが、今年度は新垣地区にある南伸３号線の改良工場を発注しており、３月末完了予定でございます。

③と大枠４につきましては、教育長が答弁いたします。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　新垣貞則議員の御質問にお答えします。

大枠２の①護岸の維持管理については、沖縄県に管理責任がありますが、教育委員会でも年に何回か清掃を行っていきます。

護岸の現状は、公園沿いの南側に雑草が繁茂している状況は確認しております。

②のウォーキングコースについては、工事費が高額となることから、現在のところ全天候にする考えはありません。

大枠３の③津覇小学校のバレーボールの支柱が壊れているのは把握しております。体育の授業ではバレーボールを行っていないため整備していませんが、中学校で余っている支柱を津覇小学校に配置しました。

大枠４の①中城コミュニティークラブから助成金申請があったため、助成金交付を要綱に基づいて申請を行いました。

総会は、令和５年度は設立準備の段階で、令和６年度は３月に役員会、令和７年度は８月に総会を実施しています。

一般会計予算は、令和５年度は67万6,000円、令和６年度が264万7,000円となっています。

②既存団体や新たに立ち上がる計画がある団体から相談があれば、生涯学習課で対応したいと思っています。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　それじゃ、大枠１の①のほうから質問をします。

久場地区の前浜原線は道路も開通されて、久場・泊・伊舎堂。海側はたくさんの企業があり、職員の皆様、自家用車トラック出勤などで活用されています。それで、交通量も増えていますので、スピードを出している車とか見受けられます。

それで、区民から、速度制限の標識それから縦看板の標識などをして交通安全対策をしてほしいという要請がありますが、そういった要請をどういうふうに交通安全対策を考えていますか。お伺いします。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　新垣貞則議員の御質問にお答えします。

速度制限や標識の設置については、警察のほうで状況を判断し対応していくことになりますので、まずは宜野湾警察署の方と現地の確認を行いたいと思います。

要請については、現地を確認して宜野湾警察署のほうへ要請、必要に応じて警察署のほうへ要請を行って、宜野湾警察署から県警の本部に上申されるという流れになります。

村の対応としては、注意喚起のためにスピード落とせなどの看板とか、そういったものの設置で対応していきたいと考えております。以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　地域住民から交通量も増えているということで、住宅建設も増えていますので、そういった安全対策ということで、ぜひやってくださいと要請が。

それで、交通量も増えているので、町田機工前の国道329号線と久場前浜原線の大きい交差点があります。その付近に信号設置を要請する考えはないでしょうか。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　御質問にお答えします。

信号機の設置については、令和７年２月末に宜野湾警察署、文書の方で正式に要請とかというのは行ったことはないんですけれども、令和７年２月末に宜野湾警察署の担当の方と、現地の状況の確認と説明というのを行っております。近く公民館前のほうに信号機があって、その距離が近いということから、新設での設置は難しいねということでお話があります。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　今、住民課長がおっしゃったように、一応区民からの要請ですので、そういった要請を聞いてやらないといけません。今おっしゃったように、ちょっと公民館のほうで近いもんだから、そこら辺ちょっと疑問はありますけど、一応要請はそういった形で、ぜひ要請をお願いします。

それで、この歩道、久場前浜原線の歩道が、雑草が大きくなって車が通れない箇所があります。区民が車道を通行していますので、交通事故に遭わないか危惧しています。

それで、歩道の草刈り作業はいつ頃予定してますか。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　今、うちの環境美化清掃職員で、村内各道路の草刈り作業を行っているところでございます。その状況を見て、今後、今やっているところの空き状況を見ながら、早急に対応していきたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　村長と副村長のおかげで、地権者の同意を得て開通していますので、開通したら開通したで、そういった課題が、交通量も増えていますので、その辺、対策をしないといけないなと思っていますので。今、課長が、草が生えているから歩道で通れないところがあって、そこに区民が車道を歩いて、そういう交通事故に遭わないかちょっと危惧していますので、そういう対策をやられてください。

それで、次、②、これ副村長にお伺いします。

地区計画を策定するには、沖縄県と協議を進めてやる必要があります。沖縄県との協議内容、もしやっていたら、そういった説明と、中城村の第五次総合計画においては、当該地区周辺は商工観光業振興の一時拠点、位置づけとされています。今後の商工観光観光拠点のまちづくりを図る取組について、ちょっとお伺いします。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　お答えします。

今の道路が開通して、その海側は市街化編入特定保留区域にありますので、道路が開通しましたので、市街化編入が、今役場周辺でやっている地区計画でやっていこうということで今進めていますので、その辺の基準ができれば、地域、泊、あとは久場の説明会をしながら、どっちで行くかというのをやっていきたいと思っています。

また、時間かかると思いますので、その辺で計画書ができたら説明会をやっていきたいと思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　ただいま副村長がおっしゃったように、地域住民と意見交換をしながら実施計画を進めないと思っていますので、そういった行政と区民との説明会をやりながら、そういったことが地区計画の目的、目標だと思うので、そこの調整をしながら、ぜひ進めてもらいたい。

それで、先ほど言いましたように、この道が開通していますので、地権者それから村長、副村長の課題解決に向けて頑張ったおかげで、区民の方々も喜んでいます。どうもありがとうございます。

それで、今後そういった地域住民と行政と連

携をしながらこの計画を作成しないといけませんので、そういうことでまた連携を取って進めていきましょう。

次、③です。地滑り対策について伺います。

久場賀武道線周辺の土地は地滑りが発生しています。それで、危険箇所が連続する中頭郡の東部斜面に位置しています。地滑り変動により、賀武道線の電力変電所周辺道路は、亀裂や地盤の沈下をしている。賀武道線の現状は、道路の亀裂や地盤沈下して、ガードレールなどが壊れている。それから、宮城さん宅の横の河川が亀裂や擁壁が傾いて壊れ、土砂災害が発生して、その下は、宮城さん宅をはじめ民家が密集しているので、区民の生命・財産を守るため、早急に地滑り工事に着手する必要があります。

それで、現在、県は地滑りの対策工事の設計を終えていますので、それで、県のこの賀武道線周辺の地滑り対策工事、もし分かっている範囲内で今後の工事の計画、分かっている範囲で説明お願いします。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えします。

新垣貞則議員のおっしゃるとおり、今、県のほうで地滑り指定に向けて、対策工事を行うための指定に向けて動いています。地権者との調整次第となるということの返答はいただいています。対策工事を進める予定があるということは今伺っております。その地権者との調整がどこまでいっているかというものは、まだ把握しておりません。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　それじゃ、大枠２番の①の吉の浦公園下の護岸を活用しての質問をします。

ちょっとお聞きしますけれども、この護岸をきれいにしたら、村民の健康づくりに役立つと思いますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えします。

海岸を清掃してきれいにすると、使う方が多くなる可能性が考えられますので、その分、健康づくりにはいい面が出てくると思います。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　あのね、護岸は県の管轄ですよね。それで、なぜ県は護岸の整備をやらないんでしょうか。

それで、ちょっともう一回聞きます。皆さんは県に護岸の維持管理をやると要請文書を出しましたか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

吉の浦公園の範囲に限っては、令和７年６月、今年の６月なんですが、村長名で海岸清掃の要請文を出しております。中部土木のほうに。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　それで、ちょっと県にその要請文書を出したのに、なぜ県はやらないんでしょうか。非常に疑問ですよ。県の管轄でしょう。本来は県の管轄、要請文書を出したのに、なぜやらないというのを県に聞きましたか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

出して以降、県のほうに、なぜやらないかというような確認は取っていないんですが、やっぱり大きな要因として考えられるのは、県は県全体の海岸とかの整備などもやっているので、そういった面で吉の浦だけにというのはちょっと厳しいのかなとは思いますが、ただ、こちらとしても、公園と一体となった活用を図っていくためにも、ぜひ清掃してもらえませんかということを一文加えておりますので、また県のほうには、そういう要請、電話なり、聞いてみたいと思います。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　僕は、ここが非常に疑問です。だって、村民が健康づくりで、護岸をやっていますよね。

それで、今、現場を見ました。この浜向けと屋宜地区は、ウオーキングするのに大丈夫ですか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えします。海岸線沿いをウオーキングするということに限定しますと、浜側のほうは、もう人が一人通れるかなという感じで草が繁茂しておりまして、そちらに関しては、ある程度の支障はあるかなというふうに考えています。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　もう僕は、社会体育担当のときには、僕の担当のときは、ボランティアの方々を集めて、それで、僕だけじゃなくて、また議員の方々も、５年前に職員と、ボランティアの皆さんと整備してきれいになりました。そうしたら、護岸を活用して村民が健康づくりウオーキング、すごい増えました。それだけじゃなくて、親子も、保育園の子供たちも海岸に貝殻拾いとか遊びに行っている。今いないんですよ。減っている。グランド側のそばは皆さんがきれいにやっていますので、それはきれいです。周りがもう歩けない状況ですけれども、それは確認しましたか。ウォーキングして確認しましたか。確認しましたか。

確認したら、何かやるべきじゃない。だってそうでしょう。村民が歩けないですよね。草が生えて。せっかくきれいにしたのに、またやらなくて、また草が生えて。一番困っているのは、村民が困るんです。ウオーキングしたいけどやれない。僕はそれが許せないんですよ。

だから、村とか県じゃなくて、村民の健康づくりやるんだったら、そういうこと関係なく、自ら手を差し伸べてやるべきじゃないのかなと思っています。そこを、ちゃんとそういったボランティアとか、いろいろな方法論はあります。だって、その方法論を見つけないでやらないということは非常に僕は疑問です。そこはどうにかして、もし、例えば、今の吉の浦公園のおじさんたちが、清掃人がいますよね。この方々が150メーターぐらいの護岸、みんながきれいにってやっていますよね。グラウンド側のところね。あんたちで、ここの清掃人を増やしてこの一帯をきれいにしたら、健康づくりにもなるし、いろんな人たちにも、周りを見たらもう、草が生えて歩けない状況です。そういった状況で、いろんな方法論があります。たった今、僕が言ったように、この護岸の清掃人がいますので、その人は今３名かな、この人たちを増員して、そういった整備をする考えはないですか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えします。

現況としましては、今、作業員さんが４名います。この４名で、限られた予算と人数で、まず公園内の敷地のほうを優先してやっております。草が今もまだすごく生えてくる時期なので、それが落ち着いた頃に海岸の清掃も、冬とかにやっていくというのも一応は考えておりますが、今後に関しましては、限られた予算ですので、また増やしていけるかどうかというのは、もちろん財政ともお話ししながら考えていきたいと思いますが、現況ではちょっと厳しい、今の体制では厳しいということです。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　いろいろな方法論がありますので。だって、村民が健康づくり、やれない状況というのは、僕は少しどうかなと思っています。だって、健康づくりに最適な場所なのに、それができないということは非常に疑問です。そういった方法論はいろいろありますので、もしボランティアするなら、僕も手伝いに行きます。そういった形でぜひやられて下さい。

その次、②の、ちょっとウオーキング整備計

画、ウオーキングの取組について質問します。

それで、皆さんは、教育長も課長も、議会では整備計画どおり事業を進めると答弁していますよね。それで、ウオーキングコースの全天候型計画、スタートは何年後の予定ですか。

それで、その３か年間ありますけど、その目的は、場所とか、そういったのを分かる範囲内で答弁お願いします。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えします。

まず、基本計画時点での整備としましては、平成30年から令和２年の３か年間ということで計画しております。

整備目的としましては、アンケートで、この吉の浦公園内の散策路というかウオーキングコースの路面の破損などがあちこちであって、ちょっと歩きづらいということで、その改修をしてほしいというようなアンケートのほうが多かったというのも含めまして、路面整備ということを目的として計画に入れております。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　私、このウオーキングコースを全天候型にする、毎年のように質問をしています。担当課長が変わったら、全て変わるような気がして、何でかねと不思議です。

それで、最初の担当課長は、地域住民説明会の中では、ウオーキングコースを全天候型に皆に前で説明。次の担当課長が、財源の確保とか、それで内側からやるとかね。それ、今はやらないと言っていますよね。

それで、確認ですけど、このウオーキングコースを全天候型にしたら、いいですか、高齢者の健康づくりと子供たちの体力の増加、強化が図られると思いますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えします。

この全天候型といいますか、ゴムチップにすると弾力性があるということで、足への負担が軽減できるということも含めまして、健康増進にはゴムチップにすると、そういった効果が現れるかなとは思います。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　計画書ではやるということで、みんなでやっていますよね。やる方向で話をしないと、やらない方向で行ったら、もう非常に困りますよね。

それで、ちょっとお聞きしますけど、ウオーキングコースに、日常的に、２トントラック車を乗り入れて、全天候型ゴムチップ舗装などに傷ついて乗り入れができなくなるとあります。それで、全天候型は車を乗り入れてはいけないんですか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　乗り入れてはいけないというか、その施設の運用の仕方もあると思うんですが、基本的にゴムチップというのは車両を乗り入れないような仕様になってます。

車両を乗り入れるためにゴムチップにしないというよりは、先ほど教育長からも答弁ありましたように、もう一つの大きな要因としまして、予算的なものがあります。

今のカラーアスファルト舗装に比べて、ゴムチップは３倍の金額、単価当たり３倍ぐらいするそうです。これをまた全面的に、一応基本計画段階で２億5,000万ですかね、1.5キロ、全周ですると２億5,000万。それが７年前の計画ですので、今もっと上がっているというのと、一括交付金で機能強化整備事業ということで、吉の浦公園を整備しておりますが、年々、一括交付金も減らされたりとか、今後どうなっていくかというのも分からない状況なので、この園路に関しましては、例えば、芝生広場の整備をやったり、あと展望台の解体もしくは補修などをするというような工事が終わって、最終的にもう工事車両が通らなくなってから整備するということは、かなり後にはなる予定です。その時

点でまた値が上がっていたり、あと、一括交付金があるのかどうかというのも分かんない状況というのと、あと、補修に関しましても、さっき言ったように、かなりの金額がかかります。

沖縄市にちょっと問い合わせてみたんですが、沖縄市の公園のゴムチップ舗装に関しましても、公園で高額にかかるということで、もうどんどんカラーアスファルトに直していくというような補修を行っているということです。

このような金額的に大きくかかるものなので、車両を乗り入れていくと、そういった破損が早くなるということが考えられますので、それもだからできるだけ避けたいということで、前回はお話ししております。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　もう一回、確認しますけれども、全天候型にこのコースがありますので、車を乗り入れてはいけないんですかという質問ですけども、乗り入れに関しての質問。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　乗り入れて駄目というわけではないんですが、さっき言ったような今後のメンテナンスとかも考えていくんなら、できるだけもう入れないほうが望ましいと考えております。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　あの、ここのほうに、もうはっきり言いますけど、陸上競技場に芝刈り機のローラーが置いてあります。それで、草刈り機も堂々と全天候の型に入ってやっています。それで、夏場はショベルカーで砂を盛って、ここの競技場の芝に置いています。だから、ここが分からん。

それで、県総合グラウンドでは、トラックとか車とかユンボとか、ここに入れて、伐採とか。それで、伐採したものを２トントラックに入れているんですよ。課長は、２トントラックを乗り入れているとか、そういう話、案、ずっと検討、答弁していますよね。そういったところができない方法、全部そう。それで、財源の確保と言いましたけど、陸上競技場は幾らしましたか。陸上競技場も整備していますよね。幾らかかっていますか、予算。大体でいいです。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　すみません、ちょっと実際かかった金額というのを把握しておらず、すみません。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　大体５億か６億ぐらいのいろいろ単年ごとでやられていて、５億か６億でできる。それ、大体分かるでしょう。これ、２億だもん。財源の確保も、財源はあるけど、そういった計画の、陸上競技場は５億使ってやっているんですよね。

だから、そこらでやらない方向で全部進んでいるもんだから、なんで、これ参考されますので、前の課長は、財源なんかあったら内側からやって、外側は後にやるのと言っていたけれども、答弁もしていますよね。今、やらないと言うから、何でやらないのって私は不思議でならない。それで、今のマイナス思考をプラス思考で行きましょうね。いいですか。

それで、この陸上競技場を全天候型にしたら、それで村民の健康づくりに役立ちますか。それで、高齢者の健康づくりに役立ちますか。中学校の部活動の競技力の強化を図る。どう思いますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えします。

明確には分かんないんですが、その可能性はあると思います。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　僕がなぜそんなに全天候型にこだわるかといったら、必要だからです。もうここの吉の浦公園で整備すべきものは、ウオーキング全天候型にするのが優先課題だと思

います。僕の考えです。いいですね。

僕は、25か年間、中城中学校の子供たちの陸上指導をしました。指導しながら、この公園を、健康づくりと村民の憩い場として毎日考えて、そこで考えて、今、全天候型をやると言っています。すばらしいことだなと思って、これ、教育長お伺いしましたもんね。

ウオーキング全天候型にすると、たくさんの村民の健康づくりに役立ちます。ウオーキングはいつでも手軽にでき、高齢者の筋力、持久力、調整力、認知症対策などストレス解消、高齢者の医療費削減になると思います。それに沖縄県も、人生100年時代を迎えて、健康寿命を伸ばすためにウオーキングを勧めています。健康で長生きできるほど幸せなものはないと思っています。だから僕は、ウオーキング全天候型にやってほしいです。

それで、中学校の部活動、僕、中学校を見ていますけど、ここを使えないときの県総合のホール、1,500メーターあります。そこで記録会とかやって、インターバルとかやって、そうしたら、中城中学校の駅伝でも男子も優勝した。これが、この組織の教育の強化につながる。ここで、ウオーキング全天候型、各部活動の、バスケットとか野球の子供たちが、ウオーキングで持久力の練習をやるんですよ、冬場の。そうしたら、組織の強化、この子供たちが中学、高校になったら、夏も開催できる。僕はそういう考え。ぜひ、このウオーキングコースを全天候型にしたいんです。教育長の考えを。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　この整備計画をする段階から、一つの目的の中に、村民の健康づくりが盛り込まれています。

当初アンケートをとった中で、整備計画も、最初、課長の答弁にあったように、平成30年度から整備をする予定でした。いろんな状況、例えば台風でテニスコートが壊れたり、それからtotoの資金を活用して野球場を全天候芝にしたりとか、いろんな状況が関わって、その予算が生み出せなかった状況があります。

それと、もう一点は、アンケート調査で、確かにウオーキングコースの整備に関してやってもらいたいという意見は多かったのですが、コースの凸凹を修理してほしいとか、照明を整備してほしいとか、それから美化、枝打ちとか、通りやすいよう、歩きやすいような環境美化をやってもらいたいという意見が多く、そういうそのことに関しては年度ごとに整備をしてきました。

この、議員がおっしゃっている全天候にしてほしいというのは、アンケートの中で１人の要望だったんですね。ですから、そういったこともあって、さっきから課長が答弁している予算の関係で、後回しになっている状況です。

おっしゃるように、ジョギングしたりとか、中学校の部活動等でジョギングしたりとかという面で、整備したら非常にいいコースになるであろうと思っています。

インターバルに関しては、やっぱりトラック内でやったほうがいいのかなと、私は考えていますけれども、ジョギングしたりウォーミングアップしたり、あるいはロングジョグですか、そういった面では、整備したらとてもいい環境になると思っています。以上です。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　今回、中城中学校の子供たちが非常に頑張っていますので、男子も駅伝優勝で、女子も優勝狙えるもんで、それでどうしても僕は、この子供たちの伝統というのを作っていくために、もう一回、ウオーキングコースにしたら、伝統、その強化につながって、中城中学校の伝統につながると思ってます。それで、もう一回、一旦諦めていたものを子供たちが頑張っているから、その頑張りを見たときにどうにかしたいという思いで、今、答弁して

います。そういったところも、必ずやってください。

それで、次、３番のほうです。一般質問を通して地域活性化を図るです。

これ、①の泊浜原線、１号ボックス、平成６年に、橋梁29年、それにこのボックスは38年以上、２つの架橋がもう約30年以上経過し、老朽化により橋の下を前面に鉄筋露出が見られ、一部破断もしている。２橋の工事費5,190万円計上されます。まだ工事着工されていません。２橋ともトラックや自動車の往来が頻繁にあります。橋が陥没したら事故になり、早急に工事する必要があります。

先ほど答弁がありましたけれども、この工事、ちょっともう一回、聞き漏らしたもんですから、泊の橋の工事は、ちょっといつ頃予定していますか。それ、ちょっと教えてください。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

議員のおっしゃる泊浜原線、津覇前浜線のボックスは、この橋梁の判定基準４の中のもう３ということで、もう架け替えが必要な。４になるともう通行止め、もう４寄りの３というような大変危険な橋梁であることは承知しております。そのため、今年度約5,000万の予算を計上しております。これで県とも協議してまいりました。

ただ、今年度、令和７年度、この約5,000万計上したものがゼロという交付を受け、査定を受けております。これは、中城村だけではなく多くの市町村、この道路メンテナンス事業に関してはゼロという査定を受けているため、今年度はまだいろいろこれに関しては協議もしているのですが、補正でこの額全てがつくとも思えませんので、今年度はちょっと厳しい状況になっております。今、令和８年度に向けて動いている状況でございます。

ただ、危険性を除去するために、泊浜原線、特に泊浜原線は車両も多いですので、こちらは敷鉄板をして養生している状況でございます。

また、今年度、６年度の繰越しとして一部ついている予算がございますので、これで仮設道路の設置とか、そういうものを泊浜原線は考えております。

これは、もう県と協議しながら早急にこの事業ができるように、来年度確実にできるように今から協議してまいりますので、よろしくお願いします。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　それじゃ、次、②の登又の南伸道路について質問をします。

令和７年度に舗装改良工事、６路線を工事しますが、６路線の場所と工事は幾らの予算で整備しますか。説明をお願いします。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　お答えいたします。

令和７年度は、この南伸線に関しましては、南伸３号、こちらは中城パーキングエリアの下り、下り側のパーキングエリア付近の南伸３号をもう既に発注しておりまして、それと、今から南伸11号愛知線、北上原のほう、これを11月頃発注予定であります。

今年度は、南伸線に関しては、道路舗装構成改良事業はこの２件でございます。６件というのは、これは調査設計業務等も含めて６件ということでございます。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　南伸道路は舗装圧不足ですので、早急にそういった整備をやられてください。

それじゃ、次、③の質問をします。

津覇小のバレーボール支柱がなくて、生徒たちが困っています。先ほど答弁では、中城中学校の体育館のバレーボール支柱を、それで当てて対応するということであります。

それで、父兄から、要請をしたら、中城ガッ

ツが津覇小学校体育館でバレーボール練習をしているが、バレーボール支柱が耐久年数超過で破棄となり、ネットを使用した本来の練習ができていない現状です。

また、各小学校にある道具一式は、小学校備品となっており、管理責任が不透明で、確認をしています。それで、相談先が不明ですので、父母の方から、どうにかしてもらえませんかと。要請しても、誰が責任かというのを、学校もそういった、もう備品を買っていないとか。

それで、そういった備品の小学校で管理性に不当不明な面がありますので、教育総務課でも、そういう備品のそういった管理とかというのはできないでしょうか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

私のほうでも、この要請書については最近いただいて、中身のほうについては精査しています。

議員のおっしゃる、こちらの要請にもあります管理者が不透明というのは、不透明ではなくて、基本的には学校の備品については、学校長での管理となっています。こちらを毎年度予算、学校の備品として管理備品を計上しています。

今回、津覇小学校につきましては、３小学校一緒なんですけど、現在バレーボールは体育の授業で実施していないので、実際的には使用していないのであって、管理をしていないというわけではないです。

津覇小学校の支柱につきましては、故障しているという状況については連絡を受けました。ですが、学校長との確認の上でも、現在、学校の体育では使用していないので、整備する必要はないですし予算もないですので、そこは整備していないということになります。

基本的には、今後も学校においてもちゃんと備品として管理していますので、相談においては学校とになるんですけど、ただ、今回は体育で使用していないという状況なので、整備はしていなかった。こちらも、この児童の部活においてはスポーツ少年団という形でありますので、学校備品としては整備できないので、各学校に余っているのがないかというのを確認した上で、中学校で使える支柱があったので、それを中学校から借用して津覇小学校で使用させている状況となっています。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　それじゃ、大枠４番の①について質問します。

もうこれ、村長に伺いますけど、日本スポーツ振興センター理事長宛に中城村長が中城コミュニティークラブの助成金の申請を提出していますが、その目的は何でしょうか。分かる範囲内で説明お願いします。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えします。

一応、日本スポーツセンターからの助成金を受けるに当たっての条件としまして、市町村首長からの申請書を提出する必要があるということになっておりますので、そういった団体から申請があった場合は、調整の上、そのように提出しております。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　若い世代が総合スポーツクラブを設立して地域活性化を図るということは、非常にいいことだと思ってます。

それで、この中城コミュニティークラブのちょっと総会資料とかありますか。それから各組織、それから役員体制、会長とか書記とか、そういった組織とか、事業のチラシとか、それから村の土地とか、そういった活用をしてやっていますか。そこら辺が見えないもんだから、そういったものは生涯学習課として把握していますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

実際行っている事業とか、あと予算の流れ、差引分とか、あとチラシ、実際作ったものがどういうものかとか、そういうものに関しましては提出していただいています。

総会に関しましては、先ほど教育長からも答弁ありましたように、令和４年度に準備委員会、令和４年度、５年度、準備委員会となっておりまして、令和５年度に関しましては総会を行っていませんでしたので、指導して、今後やるようにということで指導しておりまして、令和６年度から、実際ちゃんとした組織として設立しておりまして、それの６年度に関しましては、３月30日に、総会というよりも、会員も少ないということで、役員会で総会に変えて行っておりまして、令和７年度の８月９日に、７年度は実施しております。

資料も一部いただいております。７年度が少しまだ差し替えがあるっていうことで、今まだちゃんとしたものを提出してもらっていない状況です。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　このクラブは、令和４年、５年度は、令和４年度に86万3,000円の不用額が発生しています。それで、totoの審査ではゼロ円の確定で、返還もしています。それで、毎年のように、補正で減額補正をしています。令和６年の予算に410万4,000円を計上されています。

それで、totoの助成金の限度額は216万円ですよね。それで、補正や総会事業とか、報酬をやっているのか、やっていないかが見えないのに、これ、総額チェックをしていますかね。そして、今後このクラブと連携をしながら、自立させるためにどんな支援を考えていますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えします。

例えば、そういったクラブから相談があれば随時相談に乗っていくというのと、もう一つ、補助金を年に２回分けて分割しておりますので、そのときの支払う前に、その実際の業務、活動内容をチェックしていきたいと思っています。

あと、７月から11月にかけて、日本スポーツセンターに対して状況報告書、実際、年度途中までどういう活動をしてるのかという報告書を出していくことになっておりまして、その際も、その資料を提出してもらいながら私たちもチェックして、不備なところがあったら指導・助言しております。

あとは、毎年かは、ちょっとすみません、把握していないんですが、日本スポーツセンターのほうから事務監査的にチェックしに行きます。そのときも一緒に立ち会って、相談を受けながらやっていくというような対応を今しております。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　若い世代が総合型スポーツクラブを通じて地域活性化、いいことだと思っています。それはオーケーですが、ただ、どうしてもtotoの補助事業の申請とかって非常にちょっと複雑なもので、行政の支援がないと、あまりクラブというのは自立できないと思いますので、そういう連携を取らないと自立できない。自立支援はありますので、その支援を得るためには、どうしても行政と連携を取ることによって、クラブは成長します。その連携を取ってくださいよということです。そういうことは連携を取って進む。

それで次、②の手続きとかで質問しますので。

久場地区から屋宜地区までの５キロの護岸の草刈り作業をしています。吉の浦ウオーキング交流会を開催し、村民の健康づくりを図るため、総合型地域スポーツを通しながら、子供からお年寄りまで健康づくりをやろうと思っています。

そして、去年、久場地区に総合型地域スポー

ツクラブ「やまびこ会」という仮称を準備していましたが、書類の内容の手続が、私のほうが把握できませんで、今回、そのやまびこ会の総合スポーツクラブの設立に向けて準備をしていますので、このクラブと連携を取りながら、実際に行政と連絡を取りながらやらないといけませんので、このクラブが、やまびこ会を自立させるために、行政と連携をする考えを一緒に。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　地域のスポーツクラブというのが増えていくということは、非常に地域にとってもいいことだと思っておりますので、何かございましたらその都度来ていただいて、一緒にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　去年、ちょっと勉強不足で、書類の手続のちょっと私の不備があったもんで、どうしても行政の支援とかやらないとできない。ちょっと書類が複雑になっているもんで、そういう御指導、お願いします。

これ、最後ですので、教育長にお伺いします。

行政、学校の部活動顧問、クラブの外部講師と連携したら、吉の浦総合スポーツクラブの事業で、小中陸上交流大会、大体700名、それからスポーツ講演会、元オリンピック選手の為末大、谷口浩美さんのコーチで開催したら約300人。学校の部顧問と地域の外部講師と連携したら、中体連の陸上大会や駅伝大会も優勝しました。

教育長にお伺いします。この総合型スポーツクラブを通して、地域活性化計画を図る取組についてどういった考えがあるか、もし教育長のその地域活性化に向けての取組。

○議長　伊佐則勝　教育長　比嘉良治。

○教育長　比嘉良治　活性化するために、僕は一番、人材だと思っています。ですから、常に私の役目は、人事で指導力のある先生を中城村の学校に配置してもらうようにお願いをしているところです。

管理職の校長、教頭も、やはり学校の経営でとても重要になってきますので、そこも今、中頭地区を中心にして情報収集を行っているところで、次年度、いい指導者を中城中学校に配置してくれるようにお願いしていきたいなと思います。

活性化するために一番は、指導者だと思っています。

○議長　伊佐則勝　新垣貞則議員。

○５番　新垣貞則議員　教育長がおっしゃったように、私もそう思います。

それで、配置で、今、中城中学校の部活動が非常に活性化してます。私が質問しているのも、先ほど教育長も人材育成。やまびこ会総合スポーツクラブを通して、人材育成の事業として、各種団体のグラウンドゴルフ、それからボーリング、卓球の交流大会などをして、それで区民運動会も開催して、それで健康事業では吉の浦ウオーキング、それで健康体操、卓球を実施してサークル団体を結成します。その計画で、今、やまびこ会というのを設置しようとしている。

それで、総合型スポーツクラブを通して地域活性化を図るためには、行政、住民、企業、学校の部顧問の先生方と各スポーツ団体の連携を取って、スポーツを通して、わした島、生まれ島、わした中城村の発展を図るためにやろうと思っています。それで、子供からお年寄りまで憩えるスポーツクラブを目指して、地域活性化を図るために、私も燃えたぎる情熱で取り組んでいきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で、新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休　憩（１４時３４分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時５０分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

続きまして、15番、石原昌雄議員の一般質問を許します。

石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　皆さん、こんにちは。

15番、石原昌雄、一般質問をいたします。

私のほうからも、今定例会から、一般質問に対しては村長、教育長が項目ごとに回答を行っている点を、やっぱり評価していきたいと思います。いろんな面について理解が進んで、議員との、議員などの提案とか、それについても議論が深く進むというふうに期待をしていますので、よろしくお願いします。

それでは、通告書に沿って質問をいたします。

大枠１番、中城村公共交通事業について伺う。

①令和６年度から実施しているこの事業の進捗状況はどうか。

②中城村地域公共交通協議会に、昨年361万5,000円、今年度は1,004万1,000円の負担金を出しているが、その構成委員のメンバーはどのようになっているか。任期や委嘱状況、協議会の開催状況はどうか。

③負担金に対する国や県からの補助金はあるか。

④この事業の実施期間は何か年か。

⑤中城村コミュニティバス運行（護佐丸バス）や、中城村公共交通モデル事業（スクールバス）とはどのように関連しているか。

⑥今回の事業計画の中で、公共交通空白地帯の解決や交通弱者に対する利便性の向上は図られるか。

大枠２番、中城村の観光事業の取組について伺います。

①中城村観光協会の事務所が早くも２回移転しているが、今後はちゃんとした場所の確保すべきと考えるが、その計画はあるか。

②観光協会の方向性はどうか。また、支援の在り方はどのように考えるか。

③観光に関する地域資源はどのように考えているか、どう取り組んでいるか。

④観光客へのルート案内や交通手段の充実はどのように考えるか。

⑤観光客の受入れ体制の強化で、民宿や民泊は取り組んでいくのか。

⑥スポーツイベントや文化行事、朝市、自治会活動などを、マスコミ等の広報を通して県内からの観光客の誘致につながる取組はできるか。

⑦村長、副村長と担当課職員との観光に関する協議は何回やったか、それはいつ頃か。

答弁お願いします。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠１、中城村公共交通事業についてお答えいたします。

まず、①の令和６年度から実施している中城村公共交通事業は、計画どおり進捗しております。

続きまして、②の中城村地域公共交通協議会の構成委員のメンバーと任期、委嘱状況、そして協議会の開催状況についてお答えいたします。

まず、構成委員は、公共交通に係る国及び県の機関や民間路線バス事業者及びタクシー事業者、公安委員会や有識者、村の関係機関及び公共交通利用者として、社会福祉協議会、ＰＴＡ連合会、校長会、老人クラブ連合会、公募住民からお２人、そして会長職といたしまして副村長が加わり、計19名で構成されております。

任期は令和６年２月から令和８年２月までの期間で、協議会の開催は、令和６年度に２回、令和７年度は２回から３回の開催を予定しております。

続きまして、③の負担金に対する国や県からの補助金はあるかについてでございますが、補助制度はございます。しかし、国の予算が厳し

く、今年度は補助金はいただけていない状態でございます。県からの補助金はございません。

④この事業の実施期間は、２年計画で進めております。

続きまして、⑤護佐丸バスとスクールバスはどのように関連しているかについてでございますが、護佐丸バスにつきましては、定時定路線で運行しております。スクールバスにつきましては、登下校を基本に、そのほかのプールの授業ですとか、あと学校行事での利用など、日中の利用時間が流動的で固定することができず、定時定路線に組み込むことが厳しいと考えております。

続きまして、⑥の今回の事業計画の中で利便性の向上が図られるかという質問でございますけれども、空白地域の解消や交通制約者等に対する利便性向上が図られるように協議してまいりたいと思います。

続きまして、大枠２の中城村観光協会の取組についてお答えいたします。

まず、①中城村観光協会の事務所の今後の移転計画についてでございますけれども、現時点では具体的な計画はございませんが、中城村観光協会を中城城跡付近へ移設するという考えと思いは持っております。

次に、②の観光協会の方向性と支援についてでございますが、観光振興を行っていく上で必要な団体でございます。ただし、自走での運営は難しい状況でございますので、引き続き、村として支援を実施してまいります。

また、方向性といたしましては、これまで同様、中城城跡を核とした観光振興への取組、将来的には中城城跡付近に事務所を構え、さらなる城跡の活用を目指せるような組織が理想だと考えております。

次に、③の観光に関する地域資源はどのように考えているか、どう取り組むかという質問でございますけれども、地域資源は、自然や景観、歴史・文化、そして産業、人材など、様々なものがあると考えております。このような資源を活用し、独自性及び収益性につながる特産品開発、人材育成または新たな観光コンテンツ開発などの取組を実施していければと考えております。

次に、④でございます。観光客へのルート案内や交通手段の充実はどのように考えているかという質問でございますけれども、レンタカーやタクシー、またはバスなどが本村への観光客のルート手段であると考えております。また、２次交通導入などの可能性について、協議をしていきたいというふうに考えております。

次に、⑤の観光客の受入れ体制の強化で民宿や民泊は取り組んでいくのかについてでございますけれども、現在、民宿及び民泊の開設などを積極的に取り組んでいる状況ではございませんけれども、教育民泊といたしまして、ゆいまーる会にて、修学旅行生を受け入れた民泊が実施されております。

次に、⑥県内からの観光客誘致の取組についてでございますけれども、沖縄イベント情報などを取り扱っているインターネットサイトでの周知やＳＮＳなどを活用した周知によって、県内からの観光誘客の誘致につながると考えております。

次に、⑦の村長、副村長と担当課職員とで観光に関する協議は何回やったか、それはいつ頃かということでございますけれども、協議の回数ですとか、あと日時は覚えてはおりませんが、業務連絡はもちろんのこと、職員からの提案ですとか、あと職員から国の補助金にチャレンジしたいというお話ですとか課題などについて、定期的に協議や情報交換を行っております。

ぜひとも、昌雄議員も、グスクの会の一員として、いろいろと協議ができればなというふうに思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　答弁ありがとうございました。

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

今回の地域公共交通協議会については、村の訓令の中に、この冊子の中に、19団体ということであるんですけれども、この分について、いろんな各部局があるんですけれども、実際にこの面々全部委嘱できたのかどうか。どうですか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　お答えいたします。

国、県をはじめ、全ての関係機関に対しましてお願いをしたところ、全て受託していただいております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　令和６年は２回ということで、実際に参加されたかどうかもお願いします。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　公的機関は代表者、例えば中部土木事務所所長を委嘱しておりますが、その委員が参加できない場合は、代理出席で参加していただいている状況もございまして、今どなたが何回参加してるかはお答えできかねますが、必ず特に公の関係機関においては参加していただいております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　後ほど、その名簿がもらえれば、提出をお願いしたいと思います。

そして、この事業自体は、どこかに委託してるのかどうか。これ、どうですか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　計画策定までのサポートとして、専門事業者に委託しております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　それはこっちでも公表できますか。業者、公表できますか。どうせ、いずれ決算では出さんといけないんですけれども、どうですか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　去年からの２年継続の事業でございますので、昨年において公募して、プロポによる決定でございますので、後ほど公開できます。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　またそれも、後ほどお願いします。

あと、この事業を取り組んでるところですけど、作業部会もありますか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　すみません、今、名称を忘れたんですが、庁内の課長級の部会がございます。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　実際、委託して、その担当はもう、一人で全部対応をされているのかどうか、そこは。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　担当はおりますが、私はじめ、課長以下全てが関わっていて、丸投げはもちろんなくて、こちら主導の発想でサポートしてもらうという中で、19名の委員がいらっしゃる協議会に諮る前にも、庁内で検討した案を協議会に上げるというような手順で、係・課が加わりながら、庁内の協議も経て協議会に諮るという段取りで、協議も進行しております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　ぜひその方向で進めてほしいというふうに思います。

そして、あと住民や利用者の意見とかは、どのような形で取り入れることになりますか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　昨年度、村の基本的な情報や、地域の公共交通の現状の整理をした上で、移動ニーズの把握ということで、アンケートを実施いたしております。

住民アンケートということで、18歳以上の2,000名の方、あとは利用者アンケートとして、１か月間車内でアンケートを取っております。民生委員の方々にもアンケートを取っていただいております。あと中高生へのアンケート、特に移動ニーズの把握として取っております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　それを、地域の声も、やっぱりこの公共交通の中に反映してほしいと思います。

あと、この公共交通の中には、護佐丸バスもスクールバスも、一つの公共交通という捉え方だと思うんですけども、この辺はどうですか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　中城村地域公共交通計画というのが、まず本村の将来目指すべき姿、まちづくりにおける公共交通の部門ということで考えておりますので、スクールバスも護佐丸バスもプールというか、いっしょくたんで考えて、交通計画として策定してまいります。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　今回の策定の中で、ある程度出来上がったら、どこかで提案できる場所もありますか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　７年度末に策定予定でございまして、現在、基本方針の概要の整理まで行っておりますが、今後パブリックコメントも実施いたしますし、別に隠すものでもないので、ある程度、素案的なものができれば、議会においても御説明してもいいのかなというふうに思っております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　ぜひ、やってほしいと思います。終わってから、すぐぱっと報告書だけでは分かりにくいと思います。

次に、この公共交通利用者の中で、負担軽減とか、例えば中学生、高校生とかの今、運賃無料とかの取組も全県的にありますけども、そこら辺の分とかもこの公共交通の中城村バージョンの中に入っていくのか。もう一つは、例えば運転免許返納者に対してどういう取り扱いがいいかとか、そういうことも、この中城村の公共交通計画に反映されているのか伺います。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　お答えいたします。

まず、今練っている最中ではございますけれども、需要や移動特性に応じた地域ネットワークの再構築というところで、既存公共交通の利便性の向上を図るというところで、議員の当初の御質問にあった空白地域や交通弱者に対する部分での見直しを図るとともに、生活を支えるきめ細かな移動サービスの確保・充実というところで、可能かどうかはまだ検討中なので、これからの協議ですが、公共ライドシェアとかいうのがございまして、営利ではなくて、住民の移動手段の確保とか、空白地帯の解消とか、福祉の有償運送という方法があるみたいで、これは村になじむというか、取り入れることによって、交通弱者や、免許返納者等を含めて活用できるのではないかということで、今回新たにこの分野も検討材料としております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　いろんな角度で、この中城村においては、いわゆる普通の一般路線バスは東陽バスが１本、南上原を通る銀バスが１本で、琉大線が２本ですよね。ある意味で、もうそれ以外は中城村バス路線がないわけです。だから、そういう面では、この護佐丸バスとかスクールバスとか含めて、交通ライド何とかとかいう部分も当然今後活用すべきで、よその市町村では、いろんなバス、デマンドタクシーとかとか、そういうのも実証実験をやっているとかもあったんですけど、今後もそういうのをやる必要が、もしかしたら再度必要な時期になると思いますので、そういうのも合わせて、この協

議会の中で、ぜひ作業部会から入れて、その協議会の面々たる方々にも中城の実情を伝えながら作成をしていってほしいと期待しております。

大枠２に入ります。

観光協会ですけど、本当にもう、どこ行ったんでしょうねというぐらいの観光協会で、あっという間に看板だけ取り残されてあっちに隠れていたんですけど。ぜひ、観光協会に力を入れたいという部分を全面的に出していくべきだと思います。ですから、その部分についてはもっと力を注ぎ込んでほしいと。

将来的に、僕も城跡近くに新たなスペースが確保できれば、そこら辺が理想的かなとは思うんですけども、いろいろな角度で予算も含めるし、取組を終えて、事務所の安定もやっていってほしいと思います。

そして今、観光協会の職員は今何名か、ちょっと分かりますか。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１５時１８分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１５時１８分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

４人です。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　今４名ですね。

正規職員として何名か分かりますか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　正規職員としては３名になります。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　観光協会には、役場職員が出向という形ですよね。そして、役場職員もある程度時間が来たら、人事異動とか等々、いろいろあるわけですね。そういう面から考えると、もう向こうに行って大分なりますね。

だから、そういうところも踏まえると、果たしてその形がいいのかどうか、やっぱり真剣に考えるべきだと思います。

僕は個人的には、観光に秀でている方を募集するなりして、そしてちゃんと正規の職員として採用してほしいんですけど、そこら辺、どうですか、村長。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　では、昌雄議員の再質問にお答えいたします。

現在の事務局長も本当に頑張っております。様々な慣れない仕事から、だんだんといろんな提案をしたり、休日出勤をしたり、夜までやって、本当に頑張っておりますけれども、やはりこれに甘えていくわけにはいかないので、やはり観光に長けた人というんでしょうか、その専門の方を正規としてここに置くというのは望ましいことだと思いますし、今後それに向けてやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　やっぱり、もう今の時期から検討して、来年度からはちゃんとした外部からのすばらしい人材を公募するなりして、しっかりした取組をやってほしいと。そうすることによって、この観光の視点がもっと広がるし、今まで頑張った人も、またほかの部署で頑張れるところもあると思います。

あと一点は、現在、会長は村長ですよね。村長以外の会長、予定はないですか。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　私が会長でございますけれども、会長、新たにすばらしい人が出てくださるんでしたら、会長席を譲りたいなというふうには思っておりますけれども、今のところ、そ

ういう考えはございません。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　いろいろな団体もそうですけど、ある意味で、村長は村の全体のものを見ながらのことなので、担当職員からすると相談役にはならないんですよね、結論から言うと。ですから、いろんな形で、僕らも各種団体の会長とかもやっているんだけど、相談を受けたりすると、直接相談相手になったりもできるんです。

だけど、今の現状は、全くそういう状況ではないと感じます。非常に困ったと、どうしようもないから来たよという部分じゃなくて、常に日常的に会長と事務局が作業ができるような人を、ぜひ、これも次年度からはできるように、真剣に考えれば、中城村、いっぱいいますよ、観光の好きな人。ぜひ探して、村長は村長の仕事をしてください。よろしくお願いします。

あと、先ほど、村内にある観光に関する地域資源ということで、一般的な答弁をしてもらいました。自然があるよとか、景観があるよとか。でも、これって本当に資源としてどう活用していくかが大切なんですよね。

中城村だったら、これだよねとか。アバウトじゃなくて、もうちょっともっと突っ込んだ資源をやっていかなければいけないと思います。最終的には、確かに全体ではありますよ。でも、そういうところも含めて、その地域資源、今、中城城跡しかないというイメージがあるけど、おかしいと。何で、例えば村内の企業周りの観光コースとかいっぱい作ればできるかと思います。よそではあるんです、そういう事業所が、観光の名所になるとか、あるいは畑とか。

そういうところも含めて、一つ一つチャレンジできるように、観光資源を広げさせてほしいと思います。

あと、実際その観光だけど、観光協会の職員だけが今苦しんでいるんですよね、期待に潰されつつ。だから、この観光協会自体が、もっと村内の事業所とかも含めて一緒にできる体制も作り出していってほしいと思います。もちろん商工会等々も含めてですけどね、やっていると思うんですけれども、さらに観光としての部分を取り組んでほしいと。

あと、先ほど、観光客の受入れの中で、ゆいまーる会の民宿、民泊とあるんですけど、ちょっと具体的に紹介してくれますか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

ゆいまーる会というのがあったのは、今、中城村の農業土地利用構想の中で農泊として受け入れているという委員の方が参加しておりました。それで、ゆいまーる会というのを私、知ったんですが、中城と北中城と北谷においてだったと思います。そこの中で、受入れをやっている会があるということを聞いております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　中城にとっては、滞在する場所が非常に課題だということで、もう、これもう、今に始まったことではないんだけど、ちょっとした民泊事業を何年か前にやっていた時代があって、順調に行くのかなと思ったらコロナが来たりして、いろいろなんだけど、でもほかの市町村では、まだたくさんやっているわけです。今みたいに何か所かのチームを組んだり、そういうのも含めて、民泊もそうだけど、民宿も中城村にできるように。中城村に民宿は可能ですか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

民宿になると、市街化調整区域の中でなると、地域に寄与するものであれば、可能性はありま

す。市街化区域になると民宿等については建物は建てられますので、その辺は県との、市街化調整区域内でのそこが該当するのか。平米数は200平米以内というのは決まってはいるんですが、そこが建てられるかどうか、その辺は協議していかなければならないと思っております。

○議長　伊佐則勝　石原昌雄議員。

○１５番　石原昌雄議員　民宿はできるもんだと、私は思っています。というのは、西原町のある一角に、民宿という看板が立っていることがあるわけです。西原町も調整区域ですよ。

　ですから、民宿はできるということで、もっとしっかり調べて、民宿はどういうふうにじゃ増やせるかとか、そういう取組もやってほしいと思うんですよ。

　ホテルは無理ですよ、当分。中部広域に行ったら少しはよくなるかもしれないですけど、そういう問題じゃなくて、民宿、民泊をもっと進めてほしい。そういうところで、また村長の力が発揮されるんじゃないかなと思います。

　やっぱり滞在型の観光の方式をどんどん取り入れていってほしいなと思います。そこら辺はまた具体的に、次の機会に聞いていきたいというふうに思います。

　今回は、公共交通事業と観光協会の事業を質問しましたけども、一応提案しとって、また続きは次回にしたいと思います。

　以上で質問を終わります。

○議長　伊佐則勝　以上で、石原昌雄議員の一般質問を終わります。

　以上で、本日の日程は全て終了しました。

　本日はこれで散会いたします。御苦労様でした。

　　散　会（１５時２９分）

令和７年第６回中城村議会定例会（第８日目）

招集年月日	令和７年９月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開　議	令和７年９月19日　（午前10時00分）		
	散　会	令和７年９月19日　（午前11時52分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
	１番	小橋川　恵美	９番	大城　常良
	２番	玉那覇　登	10番	欠　員
	３番	欠　員	11番	仲松　正敏
	４番	桃原　清	12番	金城　章
	５番	新垣　貞則	13番	新垣　博正
	６番	安里　清市	14番	新垣　善功
	７番	新垣　修	15番	石原　昌雄
	８番	屋良　照枝	16番	伊佐　則勝
欠席議員				
会議録署名議員	12番	金城　章	13番	新垣　博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	比嘉　保	議事係長	辰　さおり
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村　長	比嘉　麻乃	企画課長	金城　勉
	副村長	新垣　正	都市建設課長	呉屋　克行
	教育長	比嘉　良治	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村　武宏
	総務課長	大湾　朝也	上下水道課長	下地　良和
	住民生活課長	新垣　忍	教育総務課長	我謝　慎太郎
	会計管理者	照屋　郁子	生涯学習課長	渡久地　真
	税務課長	比嘉　聡	教育総務課主幹	永川　幸徳
	福祉課長	照屋　淳		
	健康保険課長	島袋　かおり		

議 事 日 程 第 5 号

日　程	件　名
第　1	認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第　2	認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　3	認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第　4	認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　5	認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　6	認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定について
第　7	認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定について
第　8	報告第７号　令和６年度決算に係る健全化判断比率について
第　9	報告第８号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）
第　10	報告第９号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）
第　11	報告第10号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村下水道事業会計）
第　12	報告第11号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

○議長　伊佐則勝　おはようございます。これより本日の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

（１０時００分）

日程第１　認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、９月12日に説明済みですので、これから質疑を行います。

まず、歳入について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、令和６年度の一般会計の歳入歳出決算について、歳入のほうで質疑をいたします。

決算書の12ページ、お願いいたします。

歳入の村税の１項１目になりますけれども、これは不納欠損額、一番上のほうに1,038万5,032円ということになっていますけれども、これは前年比で433万6,764円の減になっています。この減になった理由が、滞納処分の強化したことによる減なのか。それと、滞納処分の実施状況を伺いたいというふうに思います。

○議長　伊佐則勝　税務課長　比嘉　聡。

○税務課長　比嘉　聡　お答えいたします。

不納欠損額の減少につきましては、昨年８月に滞納整理実施計画を策定し、納期限内納付されない村税の徴収を強化し、納税義務者の公平性を図るため効率的な滞納整理を推進するということで取組を昨年度から強化しているところであります。主な取組といたしまして、早期納付の勧奨、滞納整理への早期着手、財産調査及び滞納処分の徹底、県税などの関係機関との連携による臨戸の実施により、取組強化を行っているところであります。

あと、不納欠損の令和５年度と６年度と比較して実際に減少しているのは、固定資産税の取組を強化したことによって不納欠損額の減少につながっております。件数としては４件、令和５年と比較して多くなって、欠損額の減少につながっているという結果になっております。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　今の取組状況、これである程度、増収が、私は増えたというふうに思っているもんですから、これは今後ともぜひ税の公平性を考えて、取れるところはしっかり取っていくと。取り過ぎて、また取れないところからも催促しても、その催促されたら厳しい状況になるかと思いますので、その辺は担当課として十分留意しながらしっかりまたこの1,000万がぜひ万単位、100万単位に落ちるようなことを願っておりますので、頑張っていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、歳入について質問します。

44ページの村有地売払いの件で少し説明ください。登又と屋宜のかな。どういう条件で売払いしたのか。

それと、44ページですね。それと土地賃借料、サンエーなりラポールとかいろいろと賃借料があるんですけど、サンエーは賃借料は検討し直したかどうかだけ。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、金城　章議員の質問にお答えをいたします。

まず17款の財産収入の村有地売払収入につきましては、普通財産の払下げ、住宅建築により ます里道であったり排水路の買上げということで、登又地区と屋宜地区の購入がございました。実際、現状としては、図面上の中で里道があったり排水があったりする場合がありますので、それを購入して、個人が住宅建築をしたいということの申出があって、購入の歳入ということでなっております。

次の年貸付収入につきましては、毎年同じような金額で収入がございます。サンエーにつきましては、これ毎年同じような単価で貸付けをしているところでございます。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　このサンエーについては、賃借料はやっぱり向こうの地価が上がっていますので、一度検討すべきと思うんですけど、そこはどんなですか。契約期間が、その契約で何年間とうたっているのかどうかだけ。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、御質問にお答えをいたします。

金城　章議員がおっしゃる件につきましては、前々から執行部としても検討しているところではございますが、今、契約期間中でありますので、何らかの構想というか、調整をしていきたいと考えてはおります。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　これ契約期間というのは何年間かな。何年後には改正できるということなの。近隣のやっぱりそれだけ地価が上がっているぶんはどうにかお互い相談して収入を上げないといけないと思うんだけど。

○議長　伊佐則勝　総務課長　大湾朝也。

○総務課長　大湾朝也　それでは、御質問にお答えをいたします。

契約期間中、30年余りの契約期間となっていたのを記憶しております。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

歳出１款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出２款に対する質疑はありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、２款について質疑をいたします。

72ページの下のほうにある商業施設誘致促進事業の1,303万5,000円、それについて、これは成果説明書のほうにですね、読んでみましたら、これは民間事業者の活力を生かした新たなまちづくり促進事業ということで、これは目標としては、誘致戦略案及びロードマップの作成ということで、得られた成果については、先進事例調査及び……、飛んでですね、などを踏まえ誘致戦略案の策定とロードマップの作成を行ったという旨、書かれておるんですが、これは工程表はできたのかどうか。あと、今後の課題として、令和８年度の事業者公募、選定、契約を目指すということが改善点として書かれているんですけども、その後はプロポーザルでの公募を予定していらっしゃるのか、それの進捗をちょっと伺います。

○議長　伊佐則勝　都市建設課長　呉屋克行。

○都市建設課長　呉屋克行　それでは、お答えいたします。

２款の12節委託料として、商業施設誘致促進事業、こちら中城中学校移設後の跡地と旧役場庁舎跡地の商業施設誘致に向けた、この商業施設に何を求めるかという住民向けの住民ニーズ調査と、その商業施設誘致戦略というものの策定業務になっております。その中で住民、またこの239号線を通行する通勤・通学利用者などのどういった施設が欲しいのかという、そういうものと、今後どうやって進めていくかという誘致戦略、それを策定して、住民向けのものは令和６年度にある程度もう固めて、本年度それを基にまたこの事業者に、今いろいろ住民の意見とかそういうものを踏まえた中で、併用施設とかそういうものを踏まえたものを令和７年度で公募をどういうふうにやっていくかというものを今年度策定中でございます。それを基に令

和８年度に事業者公募、プロポーザルにおいて公募するためのものをまた８年度にやっていきます。

それで、今年度は住民とか企業とか、そういうところから、スーパーマーケット、そういうものだけではなくいろいろこんなものが欲しい、ああいうものが欲しい、こんなのがあったほうがいいんじゃないかとか、その中には保育所とか、何かそういう商業施設とは少し離れたものもございます。そういうものも精査しながら、これが事業者において、今、中城村が目指している商業施設というものは、うるま市のうるマルシェのような、自治体が箱物を造って、そこに事業者を誘致するとかそういうものではなくて、事業者主体の、事業者が建築費を出して、それで賄っていくものでございますので、採算がやはりこれは重視されるものと思います。それを踏まえてどういうふうに、どこまでができるものなのか、そういうものを今目指して、この公募支援業務で固めていっているところでございます。

令和６年度の業務に関しては、住民向けのどういったものが必要なものか、そういうものをやってまいりました。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　この事業については、度々議会のほうでもいろいろ話が上がってきていることと思います。できるだけ、やはり地域住民のしっかりした意見を取り入れながら、ロードマップを今から、全てのものが令和８年にはできると思いますので、そのあたりを十分気をつけて、また進めていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

歳出３款に対する質疑はありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　３款のほうについて質疑します。

94ページ、これもまた成果説明書を基にやりますので、成果説明書の32ページ、担当課長よろしいですか。

その中で、地域支援事業、これは包括的支援事業ということで、目標が保健師正職員の配置ということで、これ得られた成果、実施後の相談件数が1,079件ということで、すごい件数の相談が来ておりまして、これちょっと読んでみますと、高齢者虐待に関することが６件とか、困難事例への対応に関すること３件とか、非常に重要な相談が行われているんですけれども、これについてのちょっと内容というのかな、そういうものと、令和７年度に社会福祉士の正職配置ということで、これは改善点に挙げられておりますけれども、令和７年度、この改善は行われたのかどうか。

それともう一点が、決算不用額説明書の９ページにあります、民生費の３款です。障害者福祉費の委託料になるんですけども、その中で185万4,657円が不用額になっているんですが、これちょっと読んでみますと、令和５年度から強化事業分の配置職員を国家資格等資格者を募集するも応募がなく、長期の類似業務経験を有する国家資格等の資格なしでの採用を行っていたが、その職員が退職し、４月から11月は欠員状態であったと。12月より国家資格なしの経験者採用には至っているということで、これは正職員の恐らく給与かな、不用額になっていると思うんですけれども。そのあたり担当課のほうで、４月から11月まで職員がいないという状況はどういう状況なのか。これはまた別の職員がカバーしているのか、その業務自体をですね。それともほかの方法で何らかの対策を行っているのか、そのあたりをお聞きいたします。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１０時２１分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時２２分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　大城常良議員の質問にお答えいたします。

まず、まず成果報告書の32ページの地域支援事業、包括的支援事業のほうになりますが、こちらのほうも保健師１人配置して、相談件数のほうは一応延べ件数という形でカウントされているものですので、これだけ実人数の件数が多かったというわけではないということは御理解いただきたいと思います。

あとは、課題のほうですね、社会福祉の配置のほうは無事配置していただいて、今、包括支援センターとしては、職員は保健師と社会福祉士２名が正職員として配置されております。

あと不用額説明書の９ページの３款１項３目の委託料の地域活動支援センター事業の委託料につきましては、こちら社会福祉協議会のほうに委託しています地域活動支援センターむつみのほうでのものですが、こちら委託料として出して、社協のほうで採用する、運営していくという形になっております。この期間中、社協の職員がお互いでカバーし合って一応対応はしている形になります。

一応、基礎的事業と強化事業というのがございまして、基礎的事業の分の配置についてはずっと継続されていたんですけれども、強化事業として１名追加して採用すると。ここは基本的にはやっぱり相談業務が出てくるもんですから、国家資格が望ましいということで社協とやり取りしていたんですけれども、なかなか国家資格を持った方の採用に至らないということで、類似する経験が長期あって対応ができる者と、社協が面接の中で認めた方を採用して、この期間対応していたんですが、この方が辞められた後、なかなかちょっとそのような経験年数を持っている方の応募もなく経過していたと。その期間中は社協職員がカバーをしていたということになります。

今現在は、国家資格なしの経験者は採用に至って、２名体制で地域活動支援センターは今運営されております。以上となります。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　今の答弁聞いていますと、やはりまだ資格なしの方を採用して継続しているという状況にあるんですけれども、やはりこういった難しい事案、そういうのも経験であるから分かってはいると思うんですけども、来年度以降のことも考えてみますと、正職員の職員をしっかり補充していただいて、探してですね。しっかりとした方が常時対応できるような体制をつくっていただきたいんですけども、そのあたり、また来年の採用とかも予定はしていますか。

○議長　伊佐則勝　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

今、議員のおっしゃる正職員というのが社会福祉協議会の正職員という意味合いなのか、この地域活動支援センターは社協に委託をして運営している事業で、採用によっては社協のほうにお任せしている形にはなります。なので、社協の法人としての正職員の取扱いとは別物として委託運営されているものになりますので、そこではやっぱり任用職員という形で運営されているのが現状でございます。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　社協自体に村からの委託になっているもんですから、それあたりも考えてみれば、やっぱり村からの提言もして、社協での人事の関わりということを言っていると思うんですけれども、そういうところも、提言は、担当課の課長としては、行政としては必要なのかなと思う一面もあるもんですから。そのあたりまた社協と相談しながら、探せるのであ

ればしっかりした方をというような提言もできれば私はいいのかなと思っているんで、そのあたりまた協議してもらって、いや、もう十分対応できているというのであればいいんですけれども、ちょっと少ないのかなという点が少しでもあれば、社協と協議して、そのあたりは集めていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

１番　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　では、98ページです。

３款民生費の１項２目の12節の委託料の中の災害時要援護者台帳システム保守料について中身をお伺いします。

○議長　伊佐則勝　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　小橋川議員の質問にお答えします。

98ページの３款１項２目12節委託料の中の災害時要援護者台帳システム保守料の中身についてということでございます。

こちらは災害時要援護者という、先日、議員のほうから一般質問でもありました福祉避難所の対象者になり得る方々、身体障害とか要介護者とか、そういった方々の一応データを管理しているシステムになります。こちらは基本的にデータは広域連合から、要介護認定のデータをいただくのと、あと障害者につきましては、障害手帳のデータは別システムで持っていますので、そこから、今不定期ではあるんですが、最新情報をできるだけ取り入れているという形で、台帳の更新というのは今やられておりますけれども、その対象者の実態については十分は把握ができていないというのが課題でございます。

○議長　伊佐則勝　１番　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　これは今後、この実態把握について今後調査というか、何か整備をしていく予定ですか。

○議長　伊佐則勝　福祉課長　照屋　淳。

○福祉課長　照屋　淳　お答えします。

整備しなければならないと思っております。基本的に、まずこの災害時要援護者と言われる方々は防災計画とも関連しますので、その中で対象になり得る方々というのを実態、こちらは障害者計画とか地域福祉計画の調査のときにも併せて何らかの手段が取れないかなというのと、あと、民生委員の戸別訪問等も、２年ぐらい前でしたかね、単身高齢者の世帯とかもやっております。そういったことを随時やりながら台帳の精度を上げていきたいなと考えております。

○議長　伊佐則勝　１番　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　ぜひ早めに整備を整えるようにお願いします。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

13番　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　それでは、成果説明書の36ページの子ども第三の居場所事業について、課題のほうで、１日の利用人数が15名以上となると居場所面積上、利用が困難な状況が見受けられるというふうに書かれておりますが、箱物ですので、どうしてもキャパで限界はあると思うんですが、今後増やしていく方向とか見直していく考えがあるのかを１点確認したいと思います。

そして、37ページの保育士正規雇用促進事業の課題のほうにも、保育士不足による定員割れが生じている施設があるため、引き続き事業の周知、活用促進に努めるというふうにありますし、また、次の39ページとか41ページ等にも保育士不足、保育士不足という項目が課題に挙げられております。かなり近年のテーマにはこれなってくると思いますし、本腰を入れて政策課題として取り組まなければならない問題だというふうに考えていますが、この決算をもって今後どのように生かしていくかという考え方をお聞かせいただけますか。

○議長　伊佐則勝　企画課長　金城　勉。

○企画課長　金城　勉　お答えします。

まず、36ページの子ども第三の居場所の課題の議員がおっしゃる15名以上いることも今後も多々あると思いますので、施設整備は必要じゃないかというところでの執行部としての考えですけれども、この事業がＢ＆Ｇ財団の補助を使わせていただきました。今後もですね、１件目、採択いただく前から中城では２件目、３件目と需要があるのでというお話はしているので、単費で新規に立ち上げるというのはかなり難易度が高いもんですから、公共用地を使って補助金を活用してということで、Ｂ＆Ｇを第１目標にしながら、ほかの補助金も活用しながら、不足している部分は追加できるように前向きに検討していきたいと考えております。

その他の保育士不足につきましては、これは中城だけではなくて全県的にというか全国的に、もう全体数の数が少ないので、結果、奪い合うというところにつながるかと思うんですが、潜在保育士の掘り起こしというんでしょうかね、すみません、今ちょっと事業の内容が思い浮かばないんですけれども、そういった潜在保育士を発掘するだとか、あとまた新規の学生に向けた保育所案内とかというような事業も展開していますので、何もやっていないわけではないんですが、どうしても絶対数足りない中で、保育士プラスまた子供たちの支援に関わる人の募集というんでしょうかね、人材確保についてはそれなりに努力はしているんですが、結果が今伴っていない段階でございまして、いろんな情報収集もしながら、今後も不足のないよう、できるだけカバーできるような確保に努めていきたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　ただいまの保育士不足の件なんですけれども、中城村は、今、施設のほうは多くございます。しかし、今、課長が答えましたように、やはり保育士不足が問題ですよねということで、担当課も一緒に、また勉課長も一緒に協議などをしました。それで、今年度はちょこっと保育ということで、短い時間でも保育士として、スタッフとして協力ができないかなということで、先日、その説明会も終えました。やはり保育士の奪い合いということは絶対いけないことだと思っておりますので、潜在保育をアンケートなどで近隣市町村から探して、その方々に説明会を終えて、今後、協力体制を取っております。

そのほかに、村内の保育施設を回るバスツアーなども予定しております。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　13番　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　まず、第三の居場所です。当然、私も単費でこれを増やしていくというのは無理難題があるというのは承知しておりますので、今後とも補助メニュー等を十分アンテナを伸ばして、情報収集して活用して、増やしていけるのであれば増やしていったほうがいいかと思いますので、鋭意努力していただきたいことを希望します。

そして、保育士不足についても、近年のテーマになってきて、いわゆる争奪戦が繰り広げられているのでは理解しています。しかしながら放置するわけにはいかないので、これをまた担当課任せにするというのも、これは無理難題だと思いますので、全庁を挙げてとか、あるいは村民全体にも、こういう問題を社会的な問題だということで周知していくという努力は惜しまずに、情報発信しながらこの問題が鋭意解決するように望んでいますので、努力をお願いいたします。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

歳出４款に対する質疑はありませんか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、歳出４款

について質問します。

４款１項５目報償費です。生ごみコンポストの件と、それと次のページ、５目の18節の生ごみ容器購入金、これも３万円ぐらいしか行っていないんですけど、先ほどのコンポストと、普及と何か……

○議長　伊佐則勝　決算書のページ数、お願いします。

○１２番　金城　章議員　124ページの７節の報償費の件と、126ページの18節の負担金補助金の生ごみ処理購入補助金。

それと、128ページの１目１節の報酬、これ一般廃棄物推進審議会の開催がもう３分の１ぐらいになっているんですけども、この開催がなかったのかどうかだけ。

それから130ページ、２目の積立金です。一般廃棄物、浦添の今後の焼却炉の件ですけども、これ現在コスト高になっています。今後、予定どおりの積立金で大丈夫なのか、大分増えるのかどうなのか、そこは、この決算で答えできますか。以上です。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１０時３９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１０時３９分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　第４款１項５目の７節報償費のほうの生ごみコンポストの講師謝礼金ということで予算を執行しておりますけれども、各地域で講師の方を招いてコンポスト作りの講座を行ったことに対する講師への謝礼金となっております。

あと、18節の生ごみ処理容器の購入補助金ということで、こちらは購入金額のほうでいうと２分の１の補助で３万円を上限にと、容器の場合ですと3,000円を上限に補助のほうを支出しておりますけれども、６年度においては処理機のほうが10件、処理容器のほうが８件の補助の執行になっております。

続きまして、４款２項１目１節の一般廃棄物減量等推進審議会の委員報酬ということで、６年度においては１回の開催になっております。

あと、24節の積立金のほうなんですけれども、今計画している積立てで問題ないかということで、高騰するかどうかというのはまだちょっと分からないんですけれども、今、浦添とはこういう計画で、この資金計画で調整して事業を進めております。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　どうして生ごみ処理のことを聞いたかというと、やっぱりコストですね。重さでこれからはまた処理費が変わってくると思いますね。そこはまた以外とこの処理機を普及することを、そこを望んで。

浦添の基金積立てですか、これも今後また大分増やさんといけないのかなと思って予測しての質問です。ごみのトン数の減量化、そこをぜひ努めてください。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、４款について質疑いたします。

130ページです。この一番上の不法投棄廃棄物処理手数料と言うことで183万3,430円の予算が組まれているんですけれども、これについて、例年、約200万から250万ぐらいの予算が支出があるんですけども、それについて、担当課としては十分対策をやりながら前に進めているというふうに思っているんですが、それについて何か効果があまり期待できないのかなと。対策しているんだけど、それについての効果が、金額面から見たらなかなか見受けられないなと。大幅に下がったというような話も聞きませんし。今、対策としてどういうものをやられているのか。今後またどういう、新たな手があるのか、

そのあたり伺います。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　４款２項１目の11節役務費の不法投棄の処理手数料に関連しての御質問でございます。パトロールを増やしたりであったりとか、あとは移動式のカメラ、こちらを毎年２基から３基、予算を計上して導入しております。その移動式のカメラについても、設置した場所については当然効果、もうなくなったりというのはもちろんありますし、ただ、設置されていないところ、やっぱりまた増えたりで、また増えたところにカメラを移動すると、またそこが別のところがということで、いたちごっこのような感じはありますけれども、ただ、こういったパトロールも回数も増やしながら、あとは移動式のカメラも効果的に配置しながらしっかり対策を取っていきたいというふうに考えております。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　今、課長言われた移動カメラ、そのほうも以前、１件だったかな、映っていて、いろいろ対策をしたという話があったんですけども、最近、その移動カメラのほうに映り込んだというような実際の事例はありますか。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　お答えいたします。

実績のほうがありまして、６年度ではないんですけれども、７年度に入ってから２件、映り込んでいるものがありまして、警察のほうと一緒に指導を現地でしております。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　質問するのをもう一つ忘れておりまして、この下のほうにある草木処理手数料、これが堆肥化の119万4,000円になるんですけども、これはどこに支払っているのか。今後ともこれ続くと思うんですけども、キロ当たりの単価というのはどれぐらいになっているのか、その２点伺います。

○議長　伊佐則勝　住民生活課長　新垣　忍。

○住民生活課長　新垣　忍　令和７年１月から、まずは公共施設の維持管理とかで出た、こういった草木類を堆肥化に向けて進めていこうということで、北上原にある事業所のほうに今運んでおります。１月、２月、３月ということで13.5トンぐらいの搬入がありました。単価についてはキロ13円、税抜きです、13円でお願いして搬入させてもらっています。

今後また公共からの維持管理とかのごみだけではなくて、家庭から出るこういった草木類についてもそこに運べないかということで取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

歳出５款に対する質疑はありませんか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　５款について質問します。

５款１項１目農業委員費、１節の報酬です。132ページです。農業委員報酬、去年と大分金額が違いますけれども……、５款ですよね。

○議長　伊佐則勝　金城議員、今、５の労働費、第６款のほうで質疑お願いします。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　質疑なしと認め、質疑を終わります。

歳出６款に対する質疑はありませんか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　すみませんでした、ページ数が同じなもんですから。

６款１項１目１節の報償費、農業委員の報酬です。そこが大分、金額違うんですけれども、そこの説明をお願いします。５年度と大分、報酬の金額が違うもんですから。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会

事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　農業委員と最適化推進委員の活動実績に応じた報酬がありますので、活動した日数に応じた報酬を渡しますので、その差額であります。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　そうしたら、その報酬です、この最適化推進委員の報酬が大分去年より少なくなっています。報酬決まって出てきて、これは１活動的なものでどのぐらい１人当たり報酬で幾ら与えているのかどうか。この結果から見たら、推進委員があまり活動していないということですか、そうしたら。農業委員だけ、要するにその仕事的に頑張っているということなのかな。５年度と比べたら推進委員は、去年は324万だったんですね、５年度は。６年度は農業委員の方々だけ頑張っているのかな、報酬が増えているということは。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

基本報酬は変わりませんが、この最適化推進委員が主になりますが、点数制によって報酬が振り分けられますので、農業委員だけが仕事をやっているというわけではないんですけど、最適化推進委員も一緒にやっていますが、点数の下で報酬を渡しますので、皆さん頑張っていると思います。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、６款について質疑いたします。

136ページ、13節の使用料及び賃借料ということで、重機リース料が226万8,530円上がっているんですけども、これは島にんじん収穫用のバックホーの賃貸料ということで書かれて、説明書にはあるんですけども。これは前年は32万1,183円だったんですけれども、大幅な金額になっているんですが、これの要因を伺いたいと思います。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

バックホーのリース料になるんですが、昨年は１台と、収穫のために12月から３月までのリースを行っておりました。しかし、農家さんのほうから、この１台では足りないということの声がありまして、６年度に関しましては、畑の管理から植付けまでの間の５月から２月までの１台を用意いたしまして、また、収穫に向けての12月から２月までの２台、合計３台でバックホーを賃貸しておりますので、それが増額となった要因です。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　島にんじんは村の特産品でもありますし、やっぱり増産体制に持っていかなければいけないという中で、こうしたバックホー、機械関係ですね。こういうものも充実させないと、やはり掘るとき大変だというような話もよく聞いておりますので。その辺はしっかり頑張っていただきたいと思うんですけれども、これは前に、私の記憶としてなんですけれども、村所有のバックホーが１台あったような気がするんですけども、その取扱いは現在どうなっていますか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

村所有のバックホー１台ありますが、それも同じように貸出しを行っております。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　これだけバックホーが増えたということは、面積が増えて収穫量もお

のずと増えてきたという認識でよろしいですか。それであれば一番いいんですけれども、そのあたりどうですか。

○議長　伊佐則勝　産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長　仲村武宏　お答えします。

面積は若干は増えていますが、そもそもこの１台リースのバックホーと役場のバックホーでは収穫が間に合わない。いろんな方々がお借りしますので、それでは間に合わないということで今回３台を用意させていただいております。

面積は特に大幅に変わったということはありません。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

歳出７款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出８款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出９款に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款に対する質疑はありませんか。

13番　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　決算不用額の説明書の中で20ページと21ページ、23ページにわたってお尋ねします。

３目の工事請負費の津覇小学校プール解体工事90万2,000円の執行残と次の21ページの幼稚園園舎解体工事の7,270万200円の入札残ですね。それに23ページの子供遊具の磁気探査に係るものも217万余りの入札残が計上されておりますが、積算根拠と、それらが乖離しているような感じがするんですけども、その積算の根拠との差というのは何が原因なのかをお聞かせいただけますか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　不用額についてお答えいたします。

まず20ページ目の津覇小学校プール解体工事につきましては、現在行っている工事の中で請け負って、当時は、このときには３者見積りでやった予算を計上しております。実質的に一番安いところで行いましたので、その分の執行残。これは年度末に行っていますので、補正減ができませんでしたので、90万の執行残が残っています。

21ページ目の幼稚園費の幼稚園解体工事につきましては、こちらは入札を行っております。こちらでの設計費に基づき入札を行いましたが、実績には解体費の入札の落札が安く執行となりましたので、残金が出ています。なおかつこちらの事業につきましては、繰越事業でありますので、補正の減ができませんでしたので、そのまま入札残が執行残となっております。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

10款５項の６目の委託料の磁気探の不用に関してなんですが、こちらは繰越しになっておりまして、繰り越す段階で遊具設置範囲に関しまして、ちょっと予想される最大面積を計上しておりましたが、その後、基礎部の面積の修正などもございまして、面積減によるもので差額が出ております。それと入札残ということになります。

○議長　伊佐則勝　13番　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　ちょっと忘れていましたけども、21ページの社会教育費の中の社会

教育委員の報酬で22万5,138円、執行残が計上されておりますが、研修の参加者が少なかったというのはどういうことなのかなと。やはり研修にはしっかりと参加すべきだというふうに思いますが、こういうふうな状態ではいけないんじゃないかなと思いますが、どう捉えていますか。

○議長　伊佐則勝　生涯学習課長　渡久地　真。

○生涯学習課長　渡久地　真　お答えいたします。

こちらの説明にありますように県と中頭地区の社会教育委員の研修などでの参加者が少ないということで、社会教育委員の日程がちょっとなかなか都合がつかなかったというのと、もう一つは私どもの周知もちょっと遅れたというのがございましたので、今後こういうのは改善していきたいと思っております。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　今の博正議員と重なりますけど、168ページの津覇小プール解体事業、これ先ほど１者での見積りで随契にした解体工事ですね。

それと174ページの中城の幼稚園解体工事、それも不用が7,000万、これは３者見積りで入札を行って、それだけ残が出ています。この随契で入札したときに90万、そこで入札を行った幼稚園は7,000万、この金額は解体工事です。調べた結果、津覇小のプール解体、今の建設工事をなさっている業者に随契で出されました。この工事、実際解体工事を行っているのが、中城の業者が下請やっています。随契でやられたのに、入札でやった場合、もっとこの残が出たんじゃないかなと思っています。その件どんなですか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

まず168ページ目の津覇小学校のプール解体工事事業におきましては、時期的なもの、時間的な余裕がない部分と、実際この業者につきましては１者ではなく３者、見積りを行った結果、安いところにおいて実施しております。

174ページ目の中城村立幼稚園の解体工事につきましては、入札を行って、その結果、落札した業者によって適正に解体が行われておりますので、その分の工事で済んだという形になって不用額が残った形になっております。

○議長　伊佐則勝　12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　それでは、担当課じゃなくて副村長、少し今の答弁ですけど、この解体ですね。こういった予算が大分差が出ました、幼稚園と今のプールの解体です。それで今後、津覇小学校プールは随契でさせて、下請が中城村の業者でした。この結果について、これから今後、村内業者の育成もありますけど、解体工事というのはどんなですかね。その入札でやるのか、また１者、２者、随契でまた賄っていかすのか。そこだけ答弁できますか。

○議長　伊佐則勝　副村長　新垣　正。

○副村長　新垣　正　お答えします。

基本的には、解体でも工事でも、入札で行っていきたいと。今回は、津覇小学校のプールについては、やっぱり時間的にも余裕がないということで、３者見積り合わせで安いところでやったということになっていますので、今後の解体についても、工事についても、入札で行っていきたいと思っております。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

１番　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　172ページの10款３項中学校費の２目18節の負担金補助及び交付金の中の検定料補助金なんですが、この成果報告書の……、ちょっと休憩していいですか、すみません。すみません、ちょっと休憩をお願いします。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１１時０９分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１０分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

１番　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　失礼しました。

このちょっと成果報告書を見ると、学校での受検ができなくなって申込者が減少したということで、今後の事業の実施方法について検討を行う必要があるということでありますが、今、学校で実施していないということで、令和６年に関してはどれぐらいの人数が受検したのかお伺いしていいですか。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１１時１０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時１１分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

令和６年度の検定の実績につきましては、漢字検定が42名、数学検定が43名、英語検定が67名受検しており、補助を受けております。

○議長　伊佐則勝　１番　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　ありがとうございます。

やはり自身で受検をするというのは、保護者が連れていって受検をするというところは、ちょっと忙しくて難しいところもあると思うんですけども、今後、再度この村内で受検をできるような体制を整えるとかという考えはありますか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　お答えいたします。

令和６年度より、この検定の補助事業につきましては大幅な変更を行ってきています。その理由につきましては、これまで村立の中学校で行う英語検定を中心に補助してきています。他方、村立中学校以外の保護者からも同じように補助してほしいという要望もかなりありました。あとさらに、今の中城中学校においても、この３種の検定を行ってきていますが、学校の教諭の準備であったり費用徴収等々で、もろもろにより教員に負担があるということで、学校のほうからもどうにか改善できないかというのがありました。その旨を検討した上で、６年度から実施方法を変更してきております。

この件につきましては、学校ともよく相談した上、なおかつ教育委員会議だったり、その旨では、今後はそういう形がなかなか厳しいねという状況もありましたので、６年度からの事業方式に変更しております。

ただし、学校のほうで検定会場、主会場としてやることに対しての補助については、今後も実施があれば、その補助はしていきます。７年度について、今現在はないんですけど、中学校のほうからも、時期について７年度なのか再来年度なのか分かりませんが、数学の検定についてはやっていきたいなというふうに考えているそうです。なので、教育委員会としては、別にそちらのことについては従来どおりできますので、方式については今後このような形でできれば、なるべく検定の補助も交付できるように実施していきたいというふうに考えています。

○議長　伊佐則勝　１番　小橋川恵美議員。

○１番　小橋川恵美議員　ありがとうございます。中身は分かりました。

もう一点、すみません、この回数制限とあるんですけれども、回数制限は何回になっていますか。

○議長　伊佐則勝　教育総務課長　我謝慎太郎。

○教育総務課長　我謝慎太郎　令和５年度までについては何回受けても補助してきました。大

体、各学期１回ずつ行っていたようですので、多い人で３回受けていました。ただし、これを１回に切り替えたものにつきましては、なるべく検定に向けては、数をこなして検定を取るのではなく、勉強した上での実施をしてほしい。他の市町村でもそのように実施しておりますし、ましてや今回、これまで村立以外の生徒に対しては補助をやってきていないところもありますので、立場を同じように平等に行いたいということで、１回に制限しております。ただし、検定ごとに１回できますので、今３種類の検定につきましては、人によっては３回補助を受けることは可能です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

歳出11款、12款、13款、14款は一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

途中ではありますけれども、ちょっと時間が長くかかっているようでございますので、休憩を取ります。10分間の休憩を取ります。よろしくお願いします。

休　憩（１１時１７分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時２８分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

休憩前に続き、日程第１　認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを行います。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第１号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。

したがって、認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２　認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、９月12日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第２号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。

したがって、認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第３　認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、９月12日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第３号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。

したがって、認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第４　認定第４号　令和６年度中城村土

地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、９月12日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　認定４号、土地区画整理について質問します。

現状、換地作業を行っておると思いますが、清算金と付け保留地と言いましたか、この徴収が終わらないと……

○議長　伊佐則勝　決算書何ページになりますか。

○１２番　金城　章議員　決算書じゃなくて、委員会資料で見ているんですけど、この土地区画整理の清算金が徴収が終わらなければ、区画整理事業がもう終了しないということになります。以前、村の農地整備事業でも、その清算金が徴収できなくて、なかなか組合が解散できませんでした。清算金をはじめ早めに徴収できるかどうかだけ、ぜひ。金額は出ているのかどうか。それと、今、南上原地区の清算金に関して、土地の価格が高騰していますよね。何年度の土地価格で清算金をやるのか、付け保留地と言いましたか、要するにそこを何年度で幾らでまた清算金を計算するのかだけ。

○議長　伊佐則勝　金城　章議員、今の議題は、決算認定についての質疑を問うています。ですから、その付託先の、認定先の今、決定について質疑になりますので、個別の質疑は自粛していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

12番　金城　章議員。

○１２番　金城　章議員　これちょっと委員会資料に書かれている換地処分が早めに終わらないとできないという、清算も、要するに換地処分を終わって付け保留地ですか、もうそこで清算しないといけないところがですね、ぜひこういうのは早め早めにやってもらわんと、今、予定どおり進んでいると、今、委員会資料では日程表も書かれていますけど、これが進まない状況じゃないかなと思って質疑しているんですよね、委員会資料で。その件は、要するに早め早めに進めないといけないと思って。換地で、この清算金が発生する土地は早めにその地主と打合せして清算を行わないといけないのかなと思っているんです。今、工程表も出ていますけど、前年度換地処分が始まって、換地処分がなかなか終わらないからそういう質問をしています。清算金が発生する地主さんとは幾らぐらい、要するに清算金やりますよということは早め早めに換地をしてですね、もう出ていると思うんです。そこを決算に出てこないから質問しています。

○議長　伊佐則勝　認定につきましては、決算資料の認定でございます。資料はあくまでも資料でございますので、その決算書の第４号について認定しますかというような議題になっておりますので、御理解をお願いします。よろしいですか。進行してよろしいでしょうか。

委員会付託で十分議論できるはずですので、そこのほうでお願いしたいと思います。

進行させていただきます。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第４号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第５　認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、９月12日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第５号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第６　認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、９月12日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第６号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第７　認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、９月12日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第７号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

休憩します。

休　憩（１１時４０分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１１時４３分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

続きまして、日程第８　報告第７号　令和６年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、報告第７号　令和６年度決算に係る健全化判断比率について御報告いたします。

報告第７号

令和６年度決算に係る健全化判断比率について

中城村一般会計の令和６年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

	令和５年度決算に係	令和６年度決算に係	地方公共団体の財政

	る健全化判断比率	る健全化判断比率	の健全化に関する法律施行令第７条の規定に基づき算定した早期健全化基準
実質赤字比率	―	―	14.93
連結実質赤字比率	―	―	19.93
実質公債費比率	5.4	5.1	25.0
将来負担比率	―	―	350.0

備考　実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「―」と記載する。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

中城村一般会計の令和６年度決算に基づき算定した地方公共団体財政の健全化に関する法律第３条第１項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告いたします。

御参照のとおり令和５年度、令和６年度決算に係る健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ともに問題はございません。

提案理由といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、議会に報告する必要があるためでございます。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第９　報告第８号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、報告第８号　令和６年度決算に係る資金不足比率について御報告いたします。

報告第８号

令和６年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の令和６年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

会計区分	令和５年度	令和６年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村土地区画整理事業特別会計	―	―	20.00

備考　資金不足が発生してない場合は、「―」と記載する。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

中城村土地区画整理事業特別会計の令和６年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告いたします。

令和５年度、令和６年度、本村における中城村土地区画整理事業特別会計は、資金不足は発生しておりません。

提案理由といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、議会に報告する必要があるためでございます。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第10　報告第９号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、報告第９号　令和６年度決算に係る資金不足比率について御報告いたします。

報告第９号

令和６年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の令和６年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

会計区分	令和５年度	令和６年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村水道事業会計	―	―	20.00

備考　資金不足が発生していない場合は、「―」と記載する。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

中城村水道事業会計の令和６年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告いたします。

令和５年度、令和６年度、本村における中城村水道事業会計、資金不足は発生しておりません。

提案理由といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、議会に報告する必要があるためでございます。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第11　報告第10号　令和６年度決算に係る資金不足比率について（中城村下水道事業会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　報告第10号　令和６年度決算に係る資金不足比率について御報告いたします。

報告第10号

令和６年度決算に係る資金不足比率について

中城村下水道事業会計の令和６年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

会計区分	令和５年度	令和６年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村下水道事業会計	―	―	20.00

備考　資金不足が発生していない場合は、「―」と記載する。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第１項の規定により議会に報告する必要がある。

中城村下水道事業会計の令和６年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第２項の資金不足比率について、同条第１項の規定により、次のとおり報告いたします。

令和５年度、令和６年度、本村におきましては、中城村下水道事業会計は資金不足は発生しておりません。

提案理由といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、議会に報告する必要があるためでございます。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第12　報告第11号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、報告第11号　令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告いたします。

報告第11号

令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告する。

令和７年９月12日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

地方自治法第243条の３第２項の規定により、令和６年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告いたします。

中城村は、現在借入れはございませんので、御報告いたします。以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１１時５２分）

令和７年第６回中城村議会定例会（第13日目）

招集年月日	令和７年９月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和７年９月24日　（午前10時00分）		
	散会	令和７年９月24日　（午前10時08分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	小橋川　恵美	９番	大城　常良
	２番	玉那覇　登	10番	欠員
	３番	欠員	11番	仲松　正敏
	４番	桃原　清	12番	金城　章
	５番	新垣　貞則	13番	新垣　博正
	６番	安里　清市	14番	新垣　善功
	７番	新垣　修	15番	石原　昌雄
	８番	屋良　照枝	16番	伊佐　則勝
欠席議員				
会議録署名議員	12番	金城　章	13番	新垣　博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	比嘉　保	議事係長	辰　さおり
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	比嘉　麻乃	こども課長	比嘉　昌子
	副村長	新垣　正	企画課長	金城　勉
	教育長	比嘉　良治	都市建設課長	呉屋　克行
	総務課長	大湾　朝也	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村　武宏
	住民生活課長	新垣　忍	上下水道課長	下地　良和
	会計管理者	照屋　郁子	教育総務課長	我謝　慎太郎
	税務課長	比嘉　聡	生涯学習課長	渡久地　真
	福祉課長	照屋　淳	教育総務課主幹	永川　幸徳
	健康保険課長	島袋　かおり		

議 事 日 程 第 6 号 の 追 加

日　　程	件　　名
第　1	議案第63号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）
第　2	議案第64号　中城村立小学校整備事業契約の変更契約について

○議長　伊佐則勝　おはようございます。これから本日の会議を開催いたします。

（１０時００分）

９月22日に中城村長から議案第63号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）並びに議案第64号　中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１として議案第63号及び追加日程第２として議案第64号を議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認め、追加日程第１として議案第63号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）、追加日程第２として議案第64号　中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてを日程に追加し、議題とします。

追加日程第１　議案第63号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、おはようございます。

議案第63号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）について御提案申し上げます。

議案第63号

令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）

令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511,227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,043,608千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

令和７年９月22日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15　国庫支出金		5,889,085	32,178	5,921,263
	２　国庫補助金	3,969,815	32,178	4,001,993

款	項	補正前の額	補正額	計
19　繰入金		593,472	11,149	604,621
	2　基金繰入金	590,378	11,149	601,527
22　村債		1,584,300	467,900	2,052,200
	1　村債	1,584,300	467,900	2,052,200
歳　入　合　計		15,532,381	511,227	16,043,608

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10　教育費		6,110,097	511,227	6,621,324
	2　小学校費	4,491,099	511,227	5,002,326
歳　出　合　計		15,532,381	511,227	16,043,608

第２表　　地　方　債　補　正

起債の目的	補　正　前				補　正　後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公立学校施設整備事業債	千円 1,295,700	証書借入又は証券発行	年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 1,763,600	同じ	同じ	同じ

本案補正予算は、次に定めるところによる。　　第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５億1,122万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億4,360万8,000円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第２条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第63号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第63号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。

したがって、議案第63号　令和７年度中城村一般会計補正予算（第４号）は原案のとおり可決されました。

追加日程第２　議案第64号　中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長　比嘉麻乃。

○村長　比嘉麻乃　それでは、議案第64号について御提案申し上げます。

中城村立小学校整備事業契約の変更契約について御提案申し上げます。

議案第64号

中城村立小学校整備事業契約の変更契約について

中城村立小学校整備事業について、次のように事業契約の変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

１．契約の目的	中城村立小学校整備事業	
２．変更契約金額	金	6,491,539,947円
３．変更による増額	金	419,200,641円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額　　金　　578,223,522円
４．契約の相手方　　沖縄県中頭郡中城村字久場1963番地
とよむパートナーズ株式会社
代表取締役　前田　正紀

令和７年９月22日　提出

中城村長　比　嘉　麻　乃

提案理由
　中城村立小学校整備事業契約の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

　提案理由といたしまして、中城村立小学校整備事業契約の変更契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を必要とするためでございます。

○議長　伊佐則勝　これで提案理由の説明を終わります。

　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号は会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第64号は委員会付託を省略します。

　これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

　これから議案第64号　中城村立小学校整備事業契約の変更契約についてを採決します。

　お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第64号　中城村立小学校整備事業契約の変更契約については原案のとおり可決されました。

　以上で、本日の日程は全て終了しました。

　本会議散会後、委員会日程となります。

　これで本会議を散会いたします。御苦労さまでした。

散　会（１０時０８分）

令和７年第６回中城村議会定例会（第20日目）

招集年月日	令和７年９月12日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和７年10月１日　（午後１時30分）		
	閉会	令和７年10月１日　（午後２時28分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	１番	小橋川　恵美	９番	大城　常良
	２番	玉那覇　登	10番	欠員
	３番	欠員	11番	仲松　正敏
	４番	桃原　清	13番	新垣　博正
	５番	新垣　貞則	14番	新垣　善功
	６番	安里　清市	15番	石原　昌雄
	７番	新垣　修	16番	伊佐　則勝
	８番	屋良　照枝		
欠席議員	12番	金城　章		
会議録署名議員	11番	仲松　正敏	13番	新垣　博正
職務のため本会議に出席した者	議会事務局長	比嘉　保	議事係長	辰　さおり
地方自治法第121条の規定による本会議出席者	村長	比嘉　麻乃	こども課長	比嘉　昌子
	副村長	新垣　正	産業振興課長兼農業委員会事務局長	仲村　武宏
	教育長	比嘉　良治	上下水道課長	下地　良和
	総務課長	大湾　朝也	教育総務課長	我謝　慎太郎
	住民生活課長	新垣　忍	生涯学習課長	渡久地　真
	会計管理者	照屋　郁子	教育総務課主幹	永川　幸徳
	福祉課長	照屋　淳		

議 事 日 程 第 7 号

日　　程	件　　名
第　1	議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例について
第　2	認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第　3	認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第　4	認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第　5	認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　6	認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第　7	議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第　8	認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定について
第　9	議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について
第　10	認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定について
第　11	陳情第６号　中城村発注公共工事に関する陳情書
第　12	陳情第９号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書
第　13	意見書第６号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

議 事 日 程 第 7 号 の 追 加

日　　程	件　　名
第　1	会議録署名議員の指名

○議長　伊佐則勝　こんにちは。これより本日の会議を開催します。

（１３時３０分）

日程第１　議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例についてを議題とします。

本件について委員長報告を求めます。

建設常任委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員

令和７年10月１日

中城村議会議長　伊　佐　則　勝　殿

建設常任委員会
委員長　新　垣　貞　則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第52号	中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例	原案可決

それでは、令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長　新垣貞則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第52号。

件名、中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例です。

審査の結果、原案可決です。以上。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番　新垣博正議員。

○１３番　新垣博正議員　それでは、議案第52号について、委員長に質問します。

中城村役場周辺地区地区計画区域というふうに表現されていますが、一方ではタウン地区というふうに表現すると思うんですけれども、公式用語としてはどちらが正しいのか、どちらを

今後使っていくのか、その辺の件についてはどのような議論をされたのかお答えください。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　博正議員からありましたように、タウンセンター地区とありますけど、ちょっとこの説明の中では、こういった中城村役場周辺の地区地区計画に対する条例ということで説明を受けたもんだから、そこら辺をちょっとタウンセンターの用語に関してのどういうあれの話合いはやっていません。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は原案可決です。この議案は委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第52号　中城村役場周辺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例については原案可決と決定しました。

日程第２　認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長　新垣博正議員。

○総務常任委員長　新垣博正議員　それでは、読み上げて委員会審査報告を行います。

令和７年10月１日

中城村議会
　議長　伊　佐　則　勝　　殿

総務常任委員会
委員長　新　垣　博　正

委員会審査報告書

認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

1　違法と認める事項

　　な　し

2　不当と認める事項

　　な　し

3　特に留意すべき事項

　　な　し

4　監査委員の審査意見に対する意見

　　な　し

5　その他

　下記事項における意見を付け、令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を認定すべきものと決定した。

記

【住民生活課】

　植物ごみの処理について地域の一斉清掃や各学校等の植物ごみ処理を資源化、減量に努めたことを評価する。今後ともさらなる減量化に向けて家庭から排出される植物ごみの排出方法等を検討すること。

【生涯学習課】

　運動公園芝生管理委託については費用対効果を精査し見直しも含め検討すべきであること。

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

総務常任委員会委員長　新垣博正。

委員会審査報告。

認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会に付託された令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙。

１、違法と認める事項、なし。

２、不当と認める事項、なし。

３、特に留意すべき事項、なし。

４、監査委員の審査意見に対する意見、なし。

５、その他、下記事項における意見をつけ令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を認定すべきものと決定した。

記。

住民生活課。

植物ごみ処理について、地域の一斉清掃や各学校等の植物ごみ処理を資源化、減量化に努めたことを評価する。今後もさらなる減量化に向けて、家庭から排出される植物ごみの搬出方法

等を検討すること。

次に、生涯学習課。

運動公園芝管理委託については、費用対効果を精査し、見直しも含め検討すべきであること。以上です。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第１号　令和６年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第３　認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長　新垣博正議員。

○総務常任委員長　新垣博正議員

令和７年10月１日

中城村議会
　議長　伊　佐　則　勝　　殿

総務常任委員会
委員長　新　垣　博　正

委員会審査報告書

認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　な　し

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

総務常任委員会委員長　新垣博正。

委員会審査報告書。

認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会に付託された令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙。

１、違法と認める事項、なし。

２、不当と認める事項、なし。

３、特に留意すべき事項、なし。

４、監査委員の審査意見に対する意見、なし。

５、その他、なし。以上です。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第２号　令和６年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第４　認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長　新垣博正議員。

○総務常任委員長　新垣博正議員

令和７年10月１日

中城村議会
　議長　伊　佐　則　勝　　殿

総務常任委員会
委員長　新　垣　博　正

委員会審査報告書

認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　な　し

令和７年10月１日。
中城村議会議長　伊佐則勝殿。
総務常任委員会委員長　新垣博正。
委員会審査報告書。
認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定。
本委員会に付託された令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙をお開きください。

１、違法と認める事項、なし。

２、不当と認める事項、なし。

３、特に留意すべき事項、なし。

４、監査委員の審査意見に対する意見、なし。

５、その他、なし。以上です。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第３号　令和６年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第５　認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　それでは、読み上げて提案します。

令和７年10月１日

中城村議会
　議長　伊　佐　則　勝　　殿

建設常任委員会
委員長　新　垣　貞　則

委員会審査報告書

認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　な　し

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長　新垣貞則。

委員会審査報告書。

認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会に付託された令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙。

１、違法と認める事項、なし。

２、不当と認める事項、なし。

３、特に留意すべき事項、なし。

４、監査委員の審査意見に対する意見、なし。

５、その他、なし。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第４号　令和６年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第６　認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　それでは、

読み上げて提案します。

令和７年10月１日

中城村議会
　議長　伊　佐　則　勝　　殿

建設常任委員会
委員長　新　垣　貞　則

委員会審査報告書

認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　な　し

令和７年10月１日。
中城村議会議長　伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長　新垣貞則。
委員会審査報告書。

認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定。

本委員会に付託された令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

次、別紙のほうを御覧になってください。

別紙。

１、違法と認める事項、なし。

２、不当と認める事項、なし。

３、特に留意すべき事項、なし。

４、監査委員の審査意見に対する意見、なし。

５、その他、なし。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第５号　令和６年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第７　議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　それでは、読み上げて提案します。

令和７年10月１日

中城村議会
　議長　伊　佐　則　勝　　殿

建設常任委員会
委員長　新　垣　貞　則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第59号	令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	原案可決

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長　新垣貞則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第59号。

件名、令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について。

審査の結果、原案可決です。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号　令和６年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

日程第８　認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　それでは、読み上げて提案します。

令和７年10月１日

中城村議会
　議長　伊　佐　則　勝　　殿

建設常任委員会
委員長　新　垣　貞　則

委員会審査報告書

認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定

本委員会に付託された令和６年度中城村水道事業会計決算認定は審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項
　　な　し

３　特に留意すべき事項
　　な　し

４　監査委員の審査意見に対する意見
　　な　し

５　その他
　　な　し

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長　新垣貞則。

委員会審査報告書。

認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定。

本委員会に付託された令和６年度中城村水道事業会計決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙。

１、違法と認める事項、なし。

２、不当と認める事項、なし。

３、特に留意すべき事項、なし。

４、監査委員の審査意見に対する意見、なし。

５、その他、なし。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第６号　令和６年度中城村水道

事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第６号　令和６年度中城村水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

日程第９　議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　それでは、読み上げて提案します。

令和７年10月１日

中城村議会
議長　伊　佐　則　勝　　殿

建設常任委員会
委員長　新　垣　貞　則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件　　名	審査の結果
議案第60号	令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について	原案可決

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長　新垣貞則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第60号。

件名、令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分について。

審査の結果、原案可決です。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、議案第60号　令和６年度中城村下水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

日程第10　認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　それでは、読み上げて提案します。

令和７年10月１日

中城村議会
　議長　伊　佐　則　勝　　殿

建設常任委員会
委員長　新　垣　貞　則

委員会審査報告書

認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定

本委員会に付託された令和６年度中城村下水道事業会計決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

（別紙）

１　違法と認める事項
　　な　し

２　不当と認める事項

な　し

3　特に留意すべき事項
な　し

4　監査委員の審査意見に対する意見
な　し

5　その他
な　し

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長　新垣貞則。

委員会審査報告書。

認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定。

本委員会に付託された令和６年度中城村下水道事業会計決算認定は、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙。

１、違法と認める事項、なし。

２、不当と認める事項、なし。

３、特に留意すべき事項、なし。

４、監査委員の審査意見に対する意見、なし。

５、その他、なし。以上です。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、認定第７号　令和６年度中城村下水道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

日程第11　陳情第６号　中城村発注公共工事に関する陳情書を議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　それでは、読み上げて提案します。

令和７年10月１日

中城村議会議長　伊　佐　則　勝　殿

建設常任委員会
委員長　新　垣　貞　則

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付　託 年月日	件　　名	審査の結果
陳情第６号	令和７年 ９月12日	中城村発注公共工事に関する陳情書	不採択

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

建設常任委員会委員長　新垣貞則。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情は、審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記。

番号、陳情第６号。

付託年月日、令和７年９月12日。

件名、中城村発注公共工事に関する陳情。

審査の結果、不採択です。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　それでは、建設常任委員長に質問いたします。

まず、この陳情第６号は、平成６年12月にも建設常任委員会のほうに付託された案件であり、令和６年12月定例議会においては、建設常任委員会では審議未了という形で結論が出ず、廃案というふうになっていますけども、今回、建設常任委員会のほうで審議なされて不採択というふうになっておりますけども、陳情書のほうも令和６年度と令和７年度、内容が少し異なっている陳情書にもなっていたんですけども、そこでまず３点ほど、先に質問いたします。

まず、審議における賛成・反対意見等があったと思うんですけども、どのような賛成意見があったのか、まず伺います。

２点目に、審査において、陳情の内容５項目、今記載されておりますけれども、特段、その記内容において、不採択要因になった記述、反対等の項目、どのような項目にどのような意見が多く出たのか、２点目です。

そして３点目なんですけども、委員会審議において要した時間と日数等を伺います。以上です。

○議長　伊佐則勝　委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　修議員の質

問に対して答弁します。

委員会のほうでは、この陳情の不採択という理由をみんなで話し合ってやりました。その内容として、１番目の発注工事１件当たりの指名業者８者以内にするということが書かれています。そういう８者以内とかは書く必要ないんじゃないかなということでした。村内発注工事につき入札最低価格95％以上するということが書かれていますので、そういったものが、数字を明確にする必要はないんじゃないかなと。今回は不採択という、この理由で。

そのほかの日数とか……、９月24日に建設常任委員会を開催しまして、その中で一応、みんなでどうしようかといったら、不採択がいいんじゃないかなと、そういう形で不採択になりました。

○議長　伊佐則勝　７番　新垣　修議員。

○７番　新垣　修議員　まず建設常任委員会では不採択、その内容に関しまして審議をして、今回の陳情に趣旨が伴わないというふうな判断をして不採択の方向性で協議したということで理解してよろしいわけですね。

いずれにしても、この内容に関して、私のほうもやはり若干いろいろと疑問部分も内容にあったんですけどもね。前回、令和６年度は審議未了という形だったんですけども、今回は審議なされておりますのでね、建設常任委員会としては前進したのかなというふうに思っているのと、それと建設協力会においても、建設常任委員会のほうにそのような陳情があるというふうな前向きな受け取りもできるのではないかと思うんですけども、今回、委員会で全て話合いをして、建設協力会のほうに意見とかはまだやっていないと思うんですけども、今後も村の建設協力会からは、商工会を通して連盟でこういった陳情書が上がってくると思うんですよ。再度、私たちも、議員も皆さん一緒だと思うんですけれども、地元企業の育成並びに支援に関しては同じような方向性を持っているというふうに僕は認識しておりまして、今後、建設協力会からそのような陳情書が上がった場合、やはり建設常任委員会の皆さんのほうから、内容によってはもちろん不採択、採択もあると思うんですけども、今回の不採択内容に関しましては、できれば建設協力会の役員の皆さんでも、常に連絡取れる状況にあると思うんですけども、この内容で、その趣旨で今回不採択にしたというふうな、企業育成も兼ねて、それともう一つは建設協力会のそういった強化も兼ねて、できれば意見を通してほしいなというふうに要望しますけども、そのあたりは可能かどうか伺います。

○議長　伊佐則勝　委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　今、修議員がおっしゃったように、建設常任委員会としては不採択やって終わりじゃなくて、どういった理由で不採択になったというのを説明、今後も建設常任委員会の役員の皆様と僕らと情報交換をしながら、より村内の業者を優先的にできるような体制づくりをつくっていきたいなと思っています。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　それでは、陳情第６号について質疑をいたします。

今、修議員からもあったんですけれども、この陳情書について、例えば中城村建設協力会ということで、中城の地元の業者ですので、その陳情に対して、その業者のこっちに提案している会長を呼んで聴取をしたのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○議長　伊佐則勝　委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　委員会では、さっき言ったように不採択の……、数字を明確にすべきじゃないという、８者以内とか、それから95％以上というのがあったもので、それはちょっと採択にはできないということがあって、

そういう話合いをやっていますので、それ以外の、さっき日数とかそういう、採択、不採択の話をやっています。

すみません、今、大城議員から、会長も呼んで、それはまさしくそのとおりで、役員の皆様と建設常任委員会の皆様と情報交換をやりながらやっていきたいなと思っています。

○議長　伊佐則勝　休憩します。

休　憩（１４時１２分）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

再　開（１４時１３分）

○議長　伊佐則勝　再開します。

委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　会長を呼んでのそういった話合いはやっていません。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　この件については、先ほど修議員からあったように、令和６年12月にも提出されていると。今回２度目の提出になっておりまして、やはりこういうところはしっかり、この建設協力会の会長を呼んで、前回はこういう結果でしたと、今回はこういう対応でね、こういう文言の中で採択というのはできないですよ、不採択にしかならないですよと、その原因はこうこうですと。しっかり中を煮詰めていって、やっぱり建設業というのは我々もいつも、毎年ではあるんですけれども、発展させていこうというものもあるもんですから。その辺、しっかり委員会に呼んでもらって、今後どうしたら採択になっていくのかというようなところまでも指導もしながら、やっぱり本人を呼んで事情を聞いて、こういうことなんですよというのも含めてしっかりやっていただきたいと思うんですけれども、そのあたり、次回どうですか。

○議長　伊佐則勝　委員長　新垣貞則議員。

○建設常任委員長　新垣貞則議員　今、大城議員が言ったように、この不採択やったということをぜひ呼びながら、会長、役員の皆様に説明をしていきたいなと思って、それで今後とも建設常任委員会とこういった会議所の業者の皆様と役員の皆さん、連携を取りながらそういったのを進めていきたいと思います。

○議長　伊佐則勝　９番　大城常良議員。

○９番　大城常良議員　しっかり連携を取って、やっぱり村の建設協会ですので、我々もしっかりバックアップしないといけない状況にあるもんですから、そのあたりは委員会としてしっかりやっていってください。以上です。

○議長　伊佐則勝　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　これで質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第６号　中城村発注公共工事に関する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第６号　中城村発注公共工事に関する陳情書は委員長報告のとおり不採択することに決定しました。

日程第12　陳情第９号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書及び日程第13　意見書第６号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、日程第12及び日程第13については一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

文教社会常任委員会　安里清市委員長。

○文教社会常任委員長　安里清市議員　ハイサイグスーヨ。それでは、これより陳情について御報告を申し上げます。

令和７年10月１日

中城村議会議長　伊　佐　則　勝　殿

文教社会常任委員会
委員長　安　里　清　市

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記

番　　号	付　託 年月日	件　　名	審査の結果
陳情第９号	令和７年 ９月12日	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書	採択

令和７年10月１日。

中城村議会議長　伊佐則勝殿。

文教社会常任委員会委員長　安里清市。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、会議規則第94条第１項の規定により報告します。

記。

番号、陳情第９号。

付託年月日、令和７年９月12日。

件名、夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書。

審査の結果は、採択でございます。

意見書第６号。

意見書第６号

令和７年10月１日

中城村議会

議長　伊　佐　則　勝　　殿

提　出　者
中城村議会　文教社会常任委員会
委員長　　安　里　清　市

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第３項の規定により提出します。

提案理由
陳情第９号における委員会審査の結果、採択となり別紙意見書を提出する。

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書（案）

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ＩＬＯ（国際労働機関）「看護職員条約（第149号）・勧告（第157号）」や「夜業条約（第171号）・勧告（178号）」などに基づいた規制が行われ、「１日の労働時間は８時間以内」「時間外を含めても12時間以内」など有害業務である夜間業務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも16時間以上の長時間夜勤は年々増え、常態化しつつある異常な実態にあります。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者利用者にとって安全安心の医療介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて３分の１の賃上げ額や２分の１の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない医療介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全安心に医療・介護・福祉がいつでもどこでも受けられるように以下の項目について実現を求めるものです。

記

１．安全安心の医療介護を実現するために、医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うこと
２．安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職員等の配置基準を見直し、大幅に増員すること。安定した人員確保のためにも大幅賃上げを国の責任で支援すること

３．長時間労働を規制し医療介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を改善すること
４．新たな感染症や災害に備えるため、公立公的病院を拡充強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること
５．患者利用者の負担軽減を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和７年10月１日
沖縄県中城村議会

提出先
内閣総理大臣　　厚生労働大臣　　財務大臣　　総務大臣

提案理由。

陳情第９号における委員会審査の結果、採択となり、別紙意見書を提出する。

以上でございます。

○議長　伊佐則勝　これで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第９号及び意見書第６号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第９号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第９号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、陳情第９号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第６号は、会議規則第39条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第６号は委員会付託を省略します。

これから意見書第６号に対する討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第６号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、意見書第６号　夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、追加日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

９月12日、本定例会の会議録署名議員として金城　章議員を指名しましたが、本日欠席でありますので、本日の会議録署名議員として、仲松正敏議員を追加指名いたします。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長　伊佐則勝　「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉　会（１４時２８分）

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長　伊　佐　則　勝

中城村議会議員　金　城　　章

中城村議会議員　新　垣　博　正

中城村議会議員　仲　松　正　敏